官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○総務省組織令の一部を改正する政令（三二一）　三
○電波法施行令の一部を改正する政令（三二二）　四
○放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三二三）　四
○防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三二四）　四
○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三二五）　五
○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三二六）　五
○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（三二七）　五

〔省　令〕
○総務省組織規則の一部を改正する省令（**総務**九二）　六
○株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業**一）　六
○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項第二号の農林水産省令・財務省令で定める農林漁業者の組織する法人を定める省令を廃止する省令（**財務・農林水産**四）　七
○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第八条第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるもの及び金融機関を定める省令の一部を改正する省令（**財務・農林水産・経済産業**一）　八
○著作権法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**二三）　九
○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（**農林水産**四一）　三
○卸売市場法施行規則の一部を改正する省令（**同**四二）　三

〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（**内閣府**一二三）　六
○租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示の一部を改正する告示（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**八）　七
○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金の一部を改正する告示（**財務・農林水産**二四）　八
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（**文部科学**七五）　九
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（**同**七六）　三
○健康保険法施行規則第五十三条第一項第五号等に規定する厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件（**厚生労働**二四四）　三
○保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件（**同**二四五）　四
○卸売市場に関する基本方針の一部を改正する件（**農林水産**一四一六）　四

〔その他告示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**三六一）　五
○特別史跡に指定する件（**文部科学**七七）　六
○史跡に指定する件（**同**七八）　六
○特別史跡に地域を追加して指定する件（**同**七九）　六
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（**同**八〇）　六
○史跡に地域を追加して指定する件（**同**八一）　七
○名勝に地域を追加して指定する件（**同**八二）　七
○天然記念物に指定する件（**同**八三）　七
○天然記念物に地域を追加して指定し、名称を改める件（**同**八四）　七
○記念物を登録記念物に登録する件（**同**八五）　七
○登録記念物の登録を抹消する件（**同**八六）　七

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）

〔公　告〕

諸　事　項

裁判所
破産・免責・再生関係　一五
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効・日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定・公認会計士等の登録及び登録抹消・日本弁護士連合会公示送達関係　一三六
会社その他　一三九
会社決算公告　一四三

本号で公布された法令のあらまし

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第三百二十一号）（総務省）

１　情報流通行政局放送政策課の所掌事務の一部を同局放送技術課、放送業務課及び放送施設整備促進課に移管する。（第八十二条～第八十五条関係）

２　その他規定の整備をする。

３　この政令は、令和七年十月一日から施行する。（附則関係）

◇電波法施行令の一部を改正する政令（政令第三百二十二号）（総務省）

１　電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）について所要の規定の整理を行う。（本則関係）

２　この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。（附則関係）

◇放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三百二十三号）（総務省）

１　関係政令について所要の規定の整備をする。（本則関係）

２　この政令は、放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。（附則関係）

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百二十四号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十月一日とする。

◇食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百二十五号）（農林水産省）

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和八年四月一日とする。

◇食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三百二十六号）（農林水産省）

第１　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正

１　題名を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行令」に改めるとともに、所要の規定の整備を行う。（第一条関係）

２　指標作成等業務を行う法人又はその業務を行う役員が罰金以上の刑に処された場合に、指標作成等業務を行う者の認定の欠格事由となる飲食料品等の取引に関する法律として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）等を定める。（第二条関係）

第２　卸売市場法施行令の一部改正

開設者たる法人又はその業務を行う役員が罰金以上の刑に処せられた場合に、中央卸売市場等の認定の欠格事由となる生鮮食料品等の取引に関する法律として、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）を加えるとともに、所要の規定の整備を行う。（第二条関係）

第３　関係政令の整備

所要の規定の整備を行う。

第４　附則関係

１　この政令は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年十月一日）から施行するものとする。ただし、第１の２及び第２の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行するものとする。（附則第一項関係）

２　沖縄振興開発金融公庫の行う農林漁業金融業務に関する必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

３　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）に関する必要な経過措置を定める。（附則第三項関係）

◇地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百二十七号）（環境省）

１　算定割当量の規定の削除

⑴　算定割当量に関する規定を削る。（第十条～第十六条関係）

⑵　算定割当量に関する手数料の規定を削る。（第二十一条関係）

２　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年一月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　算定割当量の規定の効力を継続させる経過措置について定める。

⑶　その他関係政令について所要の改正を行う。

政　令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十一号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第六号中「こと」の下に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第八十三条に次の一号を加える。

四　日本放送協会の配信（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三十一号に規定する配信をいう。次条第五号において同じ。）の業務に係る技術的事項に関すること。

第八十四条に次の一号を加える。

五　配信の業務に係る日本放送協会と他の放送事業者その他の事業者との協力に関すること。

第八十五条第二号中「（昭和二十五年法律第百三十二号）」を削り、「に規定する」を「の規定による」に改め、「受信」の下に「及び放送番組の視聴」を、「責務」の下に「（次号において「放送法第九十二条の責務」という。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三　他の放送事業者の放送法第九十二条の責務の履行のための日本放送協会の協力に関すること。

第百一条第一号イ中「陸上に」を「陸上等（電波法第六条第八項第二号に規定する陸上等をいう。）に」に改める。

附　則

この政令は、令和七年十月一日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

電波法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十二号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条の二の二第一項」を「第二十四条の三第一項」に改める。

附　則

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十三号

放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二十二条第三号及び第百七十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（放送法施行令の一部改正）

第一条　放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号を次のように改める。

十一　協会の放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）の配信を行う事業

第二条第十二号中「放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する」を「配信の」に改める。

第八条第一項第一号ニ中「第二十条第一項第三号」を「第二十条第一項第六号」に改め、同号ホ中「協会国際衛星放送」の下に「並びにこれらの放送の放送番組の配信」を加え、同号ト中「第六十四条第一項」を「第六十四条第八項第一号」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第六十四条第一項第二号」を「第二十条の三第九項」に改める。

一　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第五条の表有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十四条第一項第二号に規定するラジオ放送の業務を行うための設備の項

二　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十二条の表一の項

附　則

この政令は、放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

国土交通大臣　中野　洋昌

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　石破　茂

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十四号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十月一日とする。

経済産業大臣　武藤　容治
防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十五号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和八年四月一日とする。

農林水産大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　石破　茂

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十六号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十五条第二項及び第四十三条第二号、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五条第二号（同法第十四条において準用する場合を含む。）並びに沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令（平成三年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行令

本則中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、「平成三年法律第五十九号」の下に「。次条において「法」という。」を加え、「第七条第二項」を「第十五条第二項」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（飲食料品等の取引に関する法律）

第二条　法第四十三条第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
二　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）
三　日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）
四　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
五　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）
六　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）
七　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第二十号）
八　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）
九　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）
十　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）
十一　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）
十二　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）
十三　計量法（平成四年法律第五十一号）
十四　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）
十五　健康増進法（平成十四年法律第百三号）
十六　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）
十七　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）
十八　消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）

十九　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）
二十　特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）
二十一　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）
二十二　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）
（卸売市場法施行令の一部改正）
第二条　卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。
第二条中第二十六号を第二十七号とし、第十五号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。
十五　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）
第二条に次の一号を加える。
二十八　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）
（沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正）
第三条　沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第六号を次のように改める。
六　沖縄において食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十九条に規定する認定安定取引関係確立事業活動等を実施する者であつて、同法第十五条第一項各号に掲げる者に該当するもの　食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める資金のうち主務大臣の指定するもの（その償還期限が十年を超えるものに限る。）
（郵政民営化法施行令の一部改正）
第四条　郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第十三号を次のように改める。
十三　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二十四条第二項
（利息制限法施行令及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令の一部改正）
第五条　次に掲げる政令の規定中「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に改める。
一　利息制限法施行令（平成十九年政令第三百三十号）第三条第二十号
二　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令（平成十九年政令第三百三十一号）第一条第二十号
（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正）
第六条　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。
第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附　則

（施行期日）
1　この政令は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令本則の改正規定（「平成三年法律第五十九号」の下に「。次条において「法」という。」を加える部分に限る。）及び同令本則を同令第一条とし、同条に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第二条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。
（沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）
2　この政令の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（次項において「旧食品等流通法」という。）第五条第一項の認定を受けている食品等流通合理化計画（同項に規定する食品等流通合理化計画をいい、この政令の施行の日以後に改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により認定を受けたものを含む。次項において同じ。）に関する沖縄振興開発金融公庫の行う沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号に掲げる業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲については、なお従前の例による。
（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正に伴う経過措置）
3　この政令の施行の際現に旧食品等流通法第五条第一項の認定を受けている食品等流通合理化計画に従ってされた、第六条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令第八条において読み替えて適用される旧食品等流通法第七条第一項に規定する資金の貸付けの申請をした者に対する当該資金の貸付けについては、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十七号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「割当量口座簿等」を「国際協力排出削減量口座簿等」に、「第五章　国際協力排出削減量口座簿等（第二十一条―第二十八条）」を「第五章　雑則（第二十一条・第二十二条）」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　国際協力排出削減量口座簿等

第十条の見出し中「割当量口座簿」を「国際協力排出削減量口座簿」に改め、同条中「第四十五条第三項第四号」を「第四十九条第二項第五号」に、「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

第十一条第一項中「第五十二条の記録（以下この章において）」を「第五十五条の記録（以下」に改め、同項第一号中「この章において」を削り、「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改め、同項第二号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改め、同条第二項第一号中「管理口座」を「法人等保有口座」に改め、同項第二号中「算定割当量の種別ごと」を「国際協力排出削減量」に改め、同項第三号中「この章において」を削り、同条第四項中「第四十五条第三項第四号」に改める。

第十二条第二項中「受託者の」の下に「氏名又は」を、「住所」の下に「又は居所」を加え、「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

第十三条中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

第十四条第一項各号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改め、同条第二項第一号中「管理口座」を「法人等保有口座」に改め、同項第二号中「算定割当量の種別ごと」を「国際協力排出削減量」に改める。

第十五条中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

第十六条第一項中「属する算定割当量」を「属する国際協力排出削減量」に、「算定割当量振替申請」を「国際協力排出削減量振替申請」に、「当該算定割当量」を「当該国際協力排出削減量」に改め、同条第二項中「第五十六条第一項第三号、第四号」を「第五十六条第一項第一号から第四号まで」に、「算定割当量振替申請」を「国際協力排出削減量振替申請」に改める。

第五章を削る。

第二十九条第一項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「第五十七条の九第三項」を「第五十条第三項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第五号中「第五十七条の十一第二項」を「第五十二条第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号中「第五十七条の十七」を「第五十七条の二」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「国の管理口座に無償で算定割当量を移転する場合又は同項第五号に掲げる者が」を削り、第六章中同条を第二十一条とし、第三十条を第二十二条とする。

第六章を第五章とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされた同法第二条の規定による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「旧法」という。）第九章の規定により算定割当量の管理（旧法第四十三条第一項に規定する算定割当量の管理をいう。）を行っている口座名義人（旧法第四十五条第二項に規定する口座名義人をいう。）に係る旧法第四十五条第三項の規定により当該口座名義人の管理口座に記録されている算定割当量（旧法第二条第七項に規定する算定割当量をいう。）については、この政令による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第四章並びに第二十九条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第二項（同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

3　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第十項中「（同令第二十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、「同令第十一条第二項第五号」を「同項第五号」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

省令

○総務省令第九十二号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

総務大臣　村上誠一郎

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電気通信設備エンジニア室及び番号企画室）	（番号企画室及び企画官）
第五十八条　電気通信技術システム課に、電気通信設備エンジニア室及び番号企画室を置く。	**第五十八条**　電気通信技術システム課に、番号企画室及び企画官一人を置く。
2　電気通信設備エンジニア室は、電気通信技術システム課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。	［新設］
一　電気通信設備の設置及び維持管理に携わる技術者に関すること（次号及び第三号に掲げるものを除く。）。	
二　電気通信事業法第四十五条に規定する電気通信主任技術者及び同法第七十一条第一項に規定する工事担任者の試験に関すること。	
三　電気通信事業法第七十四条第一項に規定する指定試験機関及び同法第四十九条第四項に規定する登録講習機関の指定及び登録に関すること。	
3　電気通信設備エンジニア室に、室長を置く。	
4　［略］	2　［同上］
5　［略］	3　［同上］
［削る］	4　企画官は、命を受けて、電気通信技術システム課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

（基幹通信室及び重要無線室）

第六十二条　［略］

2　基幹通信室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基幹・衛星移動通信課の所掌事務のうち、次に掲げる無線局に係る無線局免許等関係事務に関すること（重要無線室の所掌に属するものを除く。）。

イ　陸上に開設する無線局であって移動中の運用を行わないもの（航空機又は船舶に開設する無線局との間に通信を行うことを目的とするもの及びこれに密接な関係があるものを除く。）。

ロ　地表又は水面から五十キロメートル以下の高さの空域に開設する無線局であって移動中の運用を行わないもの（イに掲げる無線局との間に通信を行うことを目的とするものに限る。）。

二　基幹・衛星移動通信課の所掌事務のうち、前号イ又はロに掲げる無線局に係る電波の利用の促進に関すること（重要無線室の所掌に属するものを除く。）。

［三　略］

［3～5　略］

（陸上課、陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課の所掌事務）

第二百九十三条　陸上課、陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　陸上等（電波法第六条第八項第二号に規定する陸上等をいう。）又は人工衛星に開設する無線局に係る無線局免許等関係事務（電波監理部及び無線通信部の監視調査課の所掌に属するもの並びに技術基準に係るものを除く。）及び電波の利用の促進に関する事務に関すること（放送部（北海道総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局にあっては情報通信部。）及び航空海上課の所掌に属するものを除く。）。

［二～四　略］

［2　略］

（基幹通信室及び重要無線室）

第六十二条　［同上］

2　［同上］

一　基幹・衛星移動通信課の所掌事務のうち、陸上に開設する無線局であって移動中の運用を行わないもの（航空機又は船舶に開設する無線局との間に通信を行うことを目的とするもの及びこれに密接な関係があるものを除く。次号において「基幹通信関係無線局」という。）に係る無線局免許等関係事務に関すること（重要無線室の所掌に属するものを除く。）。

［新設］

二　基幹・衛星移動通信課の所掌事務のうち、基幹通信関係無線局に係る電波の利用の促進に関すること（重要無線室の所掌に属するものを除く。）。

［三　同上］

［3～5　同上］

（陸上課、陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課の所掌事務）

第二百九十三条　［同上］

一　陸上又は人工衛星に開設する無線局に係る無線局免許等関係事務（電波監理部及び無線通信部の監視調査課の所掌に属するもの並びに技術基準に係るものを除く。）及び電波の利用の促進に関する事務に関すること（放送部（北海道総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局にあっては情報通信部。）及び航空海上課の所掌に属するものを除く。）。

［二～四　同上］

［2　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第十四条**　法第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第二項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十四条第三項及び第六十三条第二項、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十二条第三項、中小企業者と農林漁業者との連携による事	（業務方法書の記載事項） **第十四条**　法第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第八条第二項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十四条第三項及び第六十三条第二項、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十二条第三項、中小企業者と農林漁業者との連携による事

第二十二条第三項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第二項、農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十六条第二項並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第四十二条第二項の規定により法第十一条第一項第二号の規定による法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなされる債務の保証（以下「特例海外債務保証」という。）に関する事項を除く。 イ～チ　（略） 五の二～十六　（略）	業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第二項、農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十六条第二項並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第四十二条第二項の規定により法第十一条第一項第二号の規定による法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなされる債務の保証（以下「特例海外債務保証」という。）に関する事項を除く。） イ～チ　（略） 五の二～十六　（略）

附　則

この省令は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○財務省令第四号
○農林水産省令第四号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項第二号の農林水産省令・財務省令で定める農林漁業者の組織する法人を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項第二号の農林水産省令・財務省令で定める農林漁業者の組織する法人を定める省令を廃止する省令

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項第二号の農林水産省令・財務省令で定める農林漁業者の組織する法人を定める省令（平成三十年財務省　農林水産省令第三号）は、廃止する。

附　則

この省令は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○財務省　農林水産省　経済産業省令第一号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第八条第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるもの及び金融機関を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第八条第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるもの及び金融機関を定める省令の一部を改正する省令

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第八条第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるもの及び金融機関を定める省令（平成三十年財務省　農林水産省　経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十六条第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるもの及び金融機関を定める省令	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第八条第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるもの及び金融機関を定める省令
（海外における中小企業者に準ずるもの） **第二条**　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第十六条第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるものは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。以下この条において「外国法人等」という。）であって、中小企業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして次の各号のいずれかに該当するものとする。 一～四　（略） （金融機関） **第三条**　法第十六条第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。 一～五　（略）	（海外における中小企業者に準ずるもの） **第二条**　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるものは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。以下この条において「外国法人等」という。）であって、中小企業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして次の各号のいずれかに該当するものとする。 一～四　（略） （金融機関） **第三条**　法第八条第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。 一～五　（略）

附　則

この省令は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○文部科学省令第二十三号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百四条の十九第二項、第四項及び第五項、第百四条の二十三第二項、第百四条の二十六第一項及び第三項、第百四条の二十七、第百四条の三十三第三項、第百四条の三十四第二項、第三項、第五項及び第六項、第百四条の三十五第二項、第百四条の三十六、第百四条の三十八、第百四条の三十九第一項並びに第二項第三号及び第四号、第百四条の四十並びに第百四条の四十六第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十章の三　授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の六―第二十二条の八）
第十一章　印紙納付（第二十三条）」を
「第十章の三　授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の六―第二十二条の八）
第十章の四　裁定による利用に係る指定補償金管理機関及び登録確認機関
第一節　指定補償金管理機関（第二十二条の九―第二十二条の十八）
第二節　登録確認機関（第二十二条の十九―第二十二条の三十三）
第十一章　印紙納付（第二十三条）」
に改める。

第十章の三の次に次の一章を加える。

第十章の四　裁定による利用に係る指定補償金管理機関及び登録確認機関

第一節　指定補償金管理機関

（指定の申請）

第二十二条の九　法第百四条の十九第二項の規定により同条第一項の指定（以下この項及び次条において「指定」という。）の申請をしようとする者は、法第百四条の十九第二項の申請書に次に掲げる書類を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　指定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録（指定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三　指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

四　役員の氏名及び経歴を記載した書類

五　組織及び運営に関する事項を記載した書類

六　補償金管理業務（法第百四条の十八に規定する補償金管理業務をいう。以下この節において同じ。）の実施の方法に関する計画を記載した書類

七　法第百四条の十九第三項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

2　法第百四条の十九第二項第二号の文部科学省令で定める事項は、補償金管理業務を行おうとする事務所の名称及び所在地とする。

（指定の告示）

第二十二条の十　法第百四条の十九第四項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二　補償金管理業務を行う事務所の名称及び所在地

三　指定をした年月日

（変更の届出）

第二十二条の十一　法第百四条の十九第五項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に変更の事実を証する書類を添えてしなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更の年月日

（補償金管理業務規程の認可の申請）

第二十二条の十二　指定補償金管理機関（法第百四条の十九第五項に規定する指定補償金管理機関をいう。以下この節において同じ。）は、法第百四条の二十三第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に補償金管理業務規程（同項に規定する補償金管理業務規程をいう。）を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

2　指定補償金管理機関は、法第百四条の二十三第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更の年月日

（補償金管理業務規程の記載事項）

第二十二条の十三　法第百四条の二十三第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　補償金管理業務に関する秘密の保持に関する事項

二　補償金管理業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

三　その他補償金管理業務の実施に関し必要な事項

（役員の選任等の認可の申請）

第二十二条の十四　指定補償金管理機関は、法第百四条の二十四第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　選任に係る役員の氏名及び経歴又は解任に係る役員の氏名

二　選任又は解任の理由

（事業計画及び収支予算の認可の申請）

第二十二条の十五　指定補償金管理機関は、法第百四条の二十六第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

2　指定補償金管理機関は、法第百四条の二十六第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更の年月日

（事業報告書等の提出及び公表）

第二十二条の十六　指定補償金管理機関は、法第百四条の二十六第三項の規定により事業報告書及び収支決算書を文化庁長官に提出し、又はこれを公表しようとするときは、当該提出又は公表の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録を添付しなければならない。

（補償金管理業務に関する帳簿の記載事項等）

第二十二条の十七　法第百四条の二十七の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　補償金管理業務に係る受付番号

二　法第百四条の二十一第二項の規定による補償金（以下この項において「補償金」という。）又は同条第三項の規定により読み替えて適用する法第六十七条の二第一項（法第百三条において準用する場合を含む。）の規定による担保金（以下この項において「担保金」という。）を支払った者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　補償金又は担保金を受領した年月日

四　受領した補償金又は担保金の額

五　第二号の支払の根拠となる法の規定

六　裁定（法第六十七条第一項又は第六十七条の三第一項（これらの規定を法第百三条において準用する場合を含む。）の裁定をいう。次号及び第八号において同じ。）に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報

七　裁定のあつた年月日及び法第六十七条第五項又は第六十七条の三第四項（これらの規定を法第百三条において準用する場合を含む。）の規定により定められた事項

八　裁定をしない処分又は法第六十七条の三第七項（法第百三条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の取消しの処分があつた場合における当該処分の年月日

九　指定補償金管理機関が受領した補償金又は担保金に係る支払を受けた者の氏名又は名称、住所及び連絡先

十　指定補償金管理機関が前号の支払を行つた年月日及びその金額

十一　第九号の支払の根拠となる法の規定

2　法第百四条の二十七の帳簿は、補償金管理業務を廃止するまで保存しなければならない。

（補償金管理業務の廃止の許可の申請）

第二十二条の十八　指定補償金管理機関は、法第百四条の三十第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　廃止しようとする年月日

二　廃止しようとする理由

第二節　登録確認機関

（確認等事務の結果の送付）

第二十二条の十九　登録確認機関（法第百四条の三十三第一項に規定する登録確認機関をいう。以下この節において同じ。）は、同条第三項の規定による文化庁長官への送付（以下この節において「送付」という。）を行うときは、要件確認（同条第一項第二号に規定する要件確認をいう。第二十二条の三十一第一項第五号において同じ。）及び使用料相当額算出（法第百四条の三十三第一項第三号に規定する使用料相当額算出をいう。以下この節において同じ。）の結果を記載した書面に第二十二条の三十一第一項第一号に規定する裁定の申請に係る受付番号を記載するものとする。

（登録の申請）

第二十二条の二十　法第百四条の三十四第二項の規定により同条第一項の登録の申請をしようとする者（以下この項において「登録申請者」という。）は、同条第二項の申請書に次に掲げる書類を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

一　登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名及び経歴を記載した書類

ハ　組織及び運営に関する事項を記載した書類

ニ　登録の申請に関する意思の決定を証する書類

二　登録申請者が個人である場合には、次に掲げる書類
イ　住民票の写し及び履歴書
ロ　確認等事務（法第百四条の三十三第一項に規定する確認等事務をいう。以下この節において同じ。）の実施体制に関する事項を記載した書類
三　法第百四条の三十四第三項各号のいずれにも適合していることを明らかにする書類
四　法第百四条の三十四第四項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
2　法第百四条の三十四第二項第二号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　確認等事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
二　確認等事務を開始しようとする年月日
（登録の要件）
第二十二条の二十一　法第百四条の三十四第三項第一号の文部科学省令で定める著作権及び著作隣接権の管理に関する経験を有する者は、著作権等管理事業者（著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二条第三項の著作権等管理事業者をいう。次項において同じ。）の行う著作権等管理事業（同条第二項の著作権等管理事業をいう。次項において同じ。）として、著作権又は著作隣接権の管理に関する業務に通算して三年以上従事した経験を有する者とする。
2　法第百四条の三十四第三項第二号の使用料相当額算出に必要な知識及び経験として文部科学省令で定めるものを有する者は、著作権等管理事業者の行う著作権等管理事業として、著作権等管理事業法第二条第一項の管理委託契約に基づく著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾に当たつての使用料の額の算出に関する業務に通算して三年以上従事した者とする。
（登録確認機関登録簿の記載事項）
第二十二条の二十二　法第百四条の三十四第五項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　登録番号及び登録年月日
二　登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
三　確認等事務を行う主たる事務所の名称及び所在地
2　法第百四条の三十四第六項の文部科学省令で定める事項は、法人である登録確認機関の代表者の氏名とする。
（変更の届出）
第二十二条の二十三　法第百四条の三十四第七項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に変更の事実を証する書類を添えてしなければならない。
一　変更の内容及び理由
二　変更の年月日
（確認等事務規程の認可の申請）
第二十二条の二十四　登録確認機関は、法第百四条の三十五第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に確認等事務規程（同項に規定する確認等事務規程をいう。）及び同条第三項の規定による意見聴取の結果を記載した書類を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。
2　登録確認機関は、法第百四条の三十五第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。この場合において、登録確認機関が算出方法規程（同条第三項に規定する算出方法規程をいう。）を変更しようとするときは、当該申請書に同項の規定による意見聴取の結果を記載した書類を添えなければならない。
一　変更の内容及び理由
二　変更の年月日
3　文化庁長官は、法第百四条の三十五第一項前段の認可を行つたときは、法第百四条の三十四第五項の登録確認機関登録簿に、当該認可を受けた登録確認機関が確認等事務を開始する年月日を記載するものとする。
（確認等事務規程の記載事項）
第二十二条の二十五　法第百四条の三十五第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　確認等事務に関する秘密の保持に関する事項
二　確認等事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
三　その他確認等事務の実施に関し必要な事項
（確認等事務の実施に関する基準）
第二十二条の二十六　法第百四条の三十六の文部科学省令で定める基準は、使用料相当額算出に相当の時間を要する場合その他のやむを得ない事情がある場合を除き、法第六十七条の三第一項（法第百三条において準用する場合を含む。）の裁定の申請（以下この節において「裁定の申請」という。）を受け付けた日から七営業日以内に送付を行うこととする。
（役員の選任等の届出）
第二十二条の二十七　法第百四条の三十七の規定による役員の選任又は解任の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。
一　選任した役員の氏名及び経歴又は解任した役員の氏名
二　選任又は解任の理由

（定期報告）

第二十二条の二十八　登録確認機関は、毎事業年度、当該事業年度終了後三月以内に、法第百四条の三十九第一項の事業報告書により、確認等事務の実施状況について文化庁長官に報告しなければならない。

（事業報告書の作成）

第二十二条の二十九　登録確認機関は、法第百四条の三十九第一項の事業報告書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　毎事業年度の裁定の申請の受付件数

二　毎事業年度の送付の件数

三　確認等事務を担当する者その他の職員の構成

四　裁定の申請を受け付けた日から七営業日を超えて送付を行つた件数及びその一件ごとの事情

五　その他当該登録確認機関が必要と認める事項

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第二十二条の三十　法第百四条の三十九第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

２　法第百四条の三十九第二項第四号の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録確認機関が定めるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　登録確認機関（ロにおいて「送信者」という。）の使用に係る電子計算機と電磁的記録に記録された事項の提供を受けようとする者（以下この号及び次項において「受信者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

３　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を生成することができるものでなければならない。

（確認等事務に関する帳簿の記載事項等）

第二十二条の三十一　法第百四条の四十の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　裁定の申請に係る受付番号

二　裁定の申請を受けた年月日

三　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四　確認等事務に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報

五　要件確認及び使用料相当額算出の結果

六　送付を行つた年月日

２　法第百四条の四十の帳簿は、第二十二条の三十三の規定によりこれを文化庁長官に引き継ぐまで保存しなければならない。

（確認等事務の休廃止の許可の申請）

第二十二条の三十二　登録確認機関は、法第百四条の四十四第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする年月日

二　休止しようとする場合には、その期間

三　休止し、又は廃止しようとする理由

（確認等事務の引継ぎ等）

第二十二条の三十三　登録確認機関は、当該登録確認機関が行つていた確認等事務を法第百四条の四十六第一項の規定により文化庁長官が自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　確認等事務を文化庁長官に引き継ぐこと。

二　確認等事務に関する帳簿及び書類を文化庁長官に引き継ぐこと。

三　その他文化庁長官が必要と認める事項。

２　前項の場合を除くほか、登録確認機関は、法第百四条の四十四第一項の許可を受けて確認等事務を廃止したとき、又は法第百四条の四十五第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消されたときは、確認等事務に関する帳簿及び書類を文化庁長官に引き継がなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十一号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成三年農林水産省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則
（食品等に含まれる農林水産物等）	（食品等に含まれる農林水産物等）
第一条　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第一項第二号の農林水産省令で定める農林水産物は、飲食料品の原料又は材料として使用される農林水産物とする。	**第一条**　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第一項第二号の農林水産省令で定める農林水産物は、飲食料品の原料又は材料として使用される農林水産物とする。
2　（略）	2　（略）
（法第二条第四項の農林水産省令で定める措置）	（新設）
第二条　法第二条第四項の農林水産省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。	
一　株式交換	
二　株式移転	
三　株式交付	
四　事業又は資産の譲受け又は譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）	
五　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）	
六　関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により安定取引関係確立事業者等（安定取引関係確立事業活動等（法第二条第八項に規定する安定取引関係確立事業活動等をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）の関係事業者でなくなる場合に限る。）	
七　外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）	
八　外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）	
九　外国法人の設立又は清算	
十　有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）に対する出資	
十一　保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄	
2　前項の「関係事業者」とは、安定取引関係確立事業者等がその経営を実質的に支配していると認められる他の事業者として次の各号のいずれかに該当するものをいう。	
一　当該安定取引関係確立事業者等が、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を有する他の事業者	

二　次のイ又はロに該当し、かつ、当該安定取引関係確立事業者等の役員又は職員が、その役員の総数の二分の一以上を占める他の事業者（ロに該当するもののうち、当該安定取引関係確立事業者等が第三の事業者（当該安定取引関係確立事業者等及び当該他の事業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）と共同して金銭以外の資産の出資により設立した当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を当該安定取引関係確立事業者等及び当該第三の事業者が有する場合にあっては、当該他の事業者の役員の総数のうちに当該安定取引関係確立事業者等の役員又は職員の占める割合が、当該他の事業者の役員の総数のうちに他のいずれの事業者の役員又は職員の占める割合をも下回っていない事業者）

イ　当該安定取引関係確立事業者等が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有していること。

ロ　当該安定取引関係確立事業者等が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有しており、かつ、その有する発行済株式の数、出資口数又は出資価額が他のいずれの事業者の有するものをも下回っていないこと。

三　当該安定取引関係確立事業者等の子会社（第一号の事業者又は前号イ若しくはロに該当し、かつ、当該安定取引関係確立事業者等の役員又は職員が、その役員の総数の二分の一以上を占める事業者をいう。以下同じ。）又は当該安定取引関係確立事業者等及びその子会社が、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を有する事業者

四　次のイ又はロに該当し、かつ、当該安定取引関係確立事業者等の子会社又は当該安定取引関係確立事業者等及びその子会社の役員又は職員が、その役員の総数の二分の一以上を占める事業者

イ　当該安定取引関係確立事業者等の子会社又は当該安定取引関係確立事業者等及びその子会社が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有していること。

ロ　当該安定取引関係確立事業者等の子会社又は当該安定取引関係確立事業者等及びその子会社が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有しており、かつ、その有する発行済株式の数、出資口数又は出資価額が他のいずれの事業者の有するものをも下回っていないこと。

3　第一項の「外国関係法人」とは、国内に本店又は主たる事務所を有する安定取引関係確立事業者等がその経営を実質的に支配していると認められる外国法人（新たに設立されるものを含む。）として次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該安定取引関係確立事業者等が、その発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を有する外国法人

二　次のイ又はロに該当し、かつ、当該安定取引関係確立事業者等の役員又は職員が、その役員その他これに相当する者（以下この項において「役員等」という。）の総数の二分の一以上を占める外国法人

イ　当該安定取引関係確立事業者等が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を有していること。

ロ　当該安定取引関係確立事業者等が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式等を有しており、かつ、他のいずれの事業者の有するものをも下回っていないこと。

三　当該安定取引関係確立事業者等の子会社若しくは前二号の外国法人（以下「子会社等」という。）又は当該安定取引関係確立事業者等及びその子会社等が、その株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を有する外国法人

四　次のイ又はロに該当し、かつ、当該安定取引関係確立事業者等の子会社等又は当該安定取引関係確立事業者等及びその子会社等の役員等又は職員が、その役員等の総数の二分の一以上を占める外国法人

イ　当該安定取引関係確立事業者等の子会社等又は当該安定取引関係確立事業者等及びその子会社等が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を有していること。

ロ　当該安定取引関係確立事業者等の子会社等又は当該安定取引関係確立事業者等及びその子会社等が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式等を有しており、かつ、他のいずれの事業者の有するものをも下回っていないこと。

（安定取引関係確立事業活動計画の認定の申請）

第三条　法第六条第一項の規定により安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　安定取引関係確立事業活動計画

二　当該認定を受けようとする食品等事業者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

三　当該認定を受けようとする食品等事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

四　当該認定を受けようとする食品等事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

五　当該安定取引関係確立事業活動計画に法第六条第三項第二号に定める措置に関する事項を含める場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該法第六条第三項第二号に定める措置を行う同号に掲げる者（以下この号において「安定取引関係確立研究開発事業者」という。）が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

ロ　安定取引関係確立研究開発事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

ハ　安定取引関係確立研究開発事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（研究機構の安定取引関係確立設備等）

第四条　法第六条第四項第一号ロの農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものをいう。

一　安定取引関係確立事業活動に係る技術の開発に用いる設備等（法第六条第四項第一号ロに規定する設備等をいう。以下同じ。）

二　前号に掲げる設備等の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

（食品等流通合理化計画の認定の申請）

第二条　法第五条第一項の規定により食品等流通合理化計画の認定を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、申請者の直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、当該事業年度の事業内容の概要を記載した書類）を添付しなければならない。

（新設）

（安定取引関係確立事業活動計画の変更の認定の申請）

第五条　法第七条第一項の規定により安定取引関係確立事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定安定取引関係確立事業者は、氏名及び住所並びに変更しようとする理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　変更後の安定取引関係確立事業活動計画及び変更前の安定取引関係確立事業活動計画に従って行われる安定取引関係確立事業活動の実施状況を記載した書類

二　第三条第二項第二号から第五号までに掲げる書類

（流通合理化事業活動計画の認定の申請等）

第六条　法第八条第一項の規定により流通合理化事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者は、氏名及び住所を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　流通合理化事業活動計画

二　当該認定を受けようとする食品等事業者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

三　当該認定を受けようとする食品等事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

四　当該認定を受けようとする食品等事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

五　当該流通合理化事業活動計画に法第八条第三項に規定する措置に関する事項を含める場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該法第八条第三項に規定する措置を行う者（以下この号において「流通合理化研究開発事業者」という。）が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

ロ　流通合理化研究開発事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

ハ　流通合理化研究開発事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

3　前条の規定は、法第八条第七項において準用する法第七条第一項の規定により流通合理化事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定流通合理化事業者について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「第三条第二項第二号から第五号まで」とあるのは、「次条第二項第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

（研究機構の流通合理化設備等）

第七条　法第八条第四項第一号ロの農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものをいう。

一　流通合理化事業活動に係る技術の開発に用いる設備等

二　前号に掲げる設備等の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

（食品等流通合理化計画の変更の認定の申請）

第三条　法第六条第一項の規定により食品等流通合理化計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、別記様式第二号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、前条第二項に規定する書類を添付しなければならない。ただし、当該書類に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（環境負荷低減事業活動計画の認定の申請等）

第八条　法第九条第一項の規定により環境負荷低減事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者は、氏名及び住所を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　環境負荷低減事業活動計画

二　当該認定を受けようとする食品等事業者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

三　当該認定を受けようとする食品等事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

四　当該認定を受けようとする食品等事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

五　当該環境負荷低減事業活動計画に法第九条第三項に規定する措置に関する事項を含める場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該法第九条第三項に規定する措置を行う者（以下この号において「環境負荷低減研究開発事業者」という。）が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

ロ　環境負荷低減研究開発事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

ハ　環境負荷低減研究開発事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

3　第五条の規定は、法第九条第八項において準用する法第七条第一項の規定により環境負荷低減事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定環境負荷低減事業者について準用する。この場合において、第五条第二項第二号中「第三条第二項第二号から第五号まで」とあるのは、「第八条第二項第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

（研究機構の環境負荷低減設備等）

第九条　法第九条第四項第一号ロの農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものをいう。

一　環境負荷低減事業活動に係る技術の開発に用いる設備等

二　前号に掲げる設備等の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

（消費者選択支援事業活動計画の認定の申請等）

第十条　法第十条第一項の規定により消費者選択支援事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者は、氏名及び住所を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　消費者選択支援事業活動計画

二　当該認定を受けようとする食品等事業者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

三　当該認定を受けようとする食品等事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

四　当該認定を受けようとする食品等事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

五　当該消費者選択支援事業活動計画に法第十条第三項に規定する措置に関する事項を含める場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該法第十条第三項に規定する措置を行う者（以下この号において「消費者選択支援研究開発事業者」という。）が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

ロ　消費者選択支援研究開発事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

ハ　消費者選択支援研究開発事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（新設）

（新設）

（新設）

3　第五条の規定は、法第十条第七項において準用する法第七条第一項の規定により消費者選択支援事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定消費者選択支援事業者について準用する。この場合において、第五条第二項第二号中「第三条第二項第二号から第五号まで」とあるのは、「第十条第二項第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

（研究機構の消費者選択支援設備等）

第十一条　法第十条第四項第一号ロの農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものをいう。

一　消費者選択支援事業活動に係る技術の開発に用いる設備等

二　前号に掲げる設備等の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

（削る。）

（連携支援計画の認定の申請）

第十二条　法第十一条第一項の規定により連携支援計画の認定を受けようとする者（以下「連携支援事業者」という。）は、氏名及び住所を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　連携支援計画

二　当該認定を受けようとする連携支援事業者が法人（地方公共団体を除く。）である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

三　当該認定を受けようとする連携支援事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

四　法第十一条第三項の事項を記載する場合には、補助金等交付財産（同項に規定する補助金等交付財産をいう。以下同じ。）の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

（連携支援計画の変更の認定の申請）

第十三条　法第十二条第一項の規定により連携支援計画の変更の認定を受けようとする認定連携支援事業者は、氏名及び住所並びに変更しようとする理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　変更後の連携支援計画及び変更前の連携支援計画に従って行われる連携支援事業の実施状況を記載した書類

二　前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類

（削る。）

（新設）

（実施状況の報告）

第四条　認定事業者は、認定計画の実施時期の各事業年度における食品等流通合理化事業の実施状況について、当該事業年度終了後九十日以内に、別記様式第三号により、農林水産大臣に報告しなければならない。

（新設）

（支援機構の予算の添付書類）

第五条　株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）は、法第九条各号に掲げる業務を行う場合において、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号。以下「支援機構法」という。）第二十八条第一項の規定により予算を提出するときは、法第九条各号に掲げる業務に係る経理と他の業務に係る経理とを区分して整理した書類を添付しなければならない。

（削る。）

（食品等持続的供給推進機構の指定の申請）

第十四条　法第二十二条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　法第二十三条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

六　法第二十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

（名称等の変更の届出）

第十五条　法第二十二条第三項の規定による届出をしようとする同条第一項に規定する食品等持続的供給推進機構（以下「推進機構」という。）は、次の事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（推進機構の業務の一部委託の認可の申請）

第十六条　推進機構は、法第二十四条第一項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託認可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

２　（略）

（業務規程の記載事項）

第十七条　法第二十五条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

（事業計画等の認可の申請）

第十八条　推進機構は、法第二十六条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

２　前項第一号の事業計画書には、法第二十三条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。

３　（略）

（事業計画等の変更の認可の申請）

第十九条　推進機構は、法第二十六条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（支援機構の財務諸表の添付書類）

第六条　支援機構は、法第九条各号に掲げる業務を行う場合において、支援機構法第三十条の規定により貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を提出するときは、法第九条各号に掲げる業務と他の業務の区分ごとの収支の状況その他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

（食品等流通合理化促進機構の指定の申請）

第七条　法第十六条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　法第十七条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

六　法第十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

（名称等の変更の届出）

第八条　法第十六条第三項の規定による届出をしようとする同条第一項に規定する食品等流通合理化促進機構（以下「促進機構」という。）は、次の事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（促進機構の業務の一部委託の認可の申請）

第九条　促進機構は、法第十八条第一項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託認可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

２　（略）

（業務規程の記載事項）

第十条　法第十九条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

（事業計画等の認可の申請）

第十一条　促進機構は、法第二十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

２　前項第一号の事業計画書には、法第十七条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。

３　（略）

（事業計画等の変更の認可の申請）

第十二条　促進機構は、法第二十条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（事業報告書等の承認の申請）

第二十条　推進機構は、法第二十六条第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を提出して申請しなければならない。

（経理原則）

第二十一条　推進機構は、法第二十三条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（区分経理の方法）

第二十二条　推進機構は、債務保証業務に係る経理について特別の勘定（次項において「債務保証業務特別勘定」という。）を設け、債務保証業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

２　（略）

（会計規程）

第二十三条　推進機構は、その財務及び会計に関し、法及びこの省令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

２　推進機構は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

３　推進機構は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく農林水産大臣に提出しなければならない。

（中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者による情報提供）

第二十四条　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、次に掲げる情報を取得したときは、遅滞なく、法第三十四条第二項の規定により当該情報を農林水産大臣に提供するよう努めるものとする。

一・二　（略）

（法第四十一条第二項の農林水産省令で定める者）

第二十五条　法第四十一条第二項の農林水産省令で定める者は、農林水産大臣が指定をしようとする飲食料品等の飲食料品等事業者等が主たる構成員又は出資者となっている団体とする。

（権限の委任）

第二十六条　法第六条第一項、同条第六項及び第八項から第十項まで（これらの規定を法第七条第三項（法第八条第七項、第九条第八項及び第十条第七項において準用する場合を含む。）、第八条第六項、第九条第七項及び第十条第六項において準用する場合を含む。）、第七条第一項及び第二項（これらの規定を法第八条第七項、第九条第八項及び第十条第七項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項及び第六項、第十条第一項、第十一条第一項及び第四項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項及び第二項、第二十条並びに第二十一条の規定による農林水産大臣の権限のうち、安定取引関係確立事業活動等又は連携支援事業が一の地方農政局又は北海道農政事務所の管轄区域内のみにおいて行われる

（事業報告書等の承認の申請）

第十三条　促進機構は、法第二十条第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を提出して申請しなければならない。

（経理原則）

第十四条　促進機構は、法第十七条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（区分経理の方法）

第十五条　促進機構は、債務保証業務に係る経理について特別の勘定（次項において「債務保証業務特別勘定」という。）を設け、債務保証業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

２　（略）

（会計規程）

第十六条　促進機構は、その財務及び会計に関し、法及びこの省令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

２　促進機構は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

３　促進機構は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく農林水産大臣に提出しなければならない。

（中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者による情報提供）

第十七条　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、次に掲げる情報を取得したときは、遅滞なく、法第二十七条第二項の規定により当該情報を農林水産大臣に提供するよう努めるものとする。

一・二　（略）

（新設）

（権限の委任）

第十八条　法第五条第一項、第六条第一項及び第二項並びに第十五条の規定による農林水産大臣の権限のうち、食品等流通合理化事業が一の地方農政局の管轄区域内のみにおいて行われる食品等流通合理化計画に係るものは、次に掲げる場合を除き、当該区域を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、法第十五条の規定による権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画、消費者選択支援事業活動計画又は連携支援計画に係るものは、当該区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（削る。）

（削る。）

２　法第三十四条第一項及び第三項の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

別記様式第一号から別記様式第三号までを削る。

（中心市街地の活性化に関する法律第五十四条に規定する業務に係る食品等流通合理化促進機構に関する省令の一部改正）

第二条　中心市街地の活性化に関する法律第五十四条に規定する業務に係る食品等流通合理化促進機構に関する省令（平成十年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
中心市街地の活性化に関する法律第五十四条に規定する業務に係る食品等持続的供給推進機構に関する省令	中心市街地の活性化に関する法律第五十四条に規定する業務に係る食品等流通合理化促進機構に関する省令
中心市街地の活性化に関する法律第五十四条の規定により同条に規定する食品等持続的供給推進機構の業務が行われる場合には、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成三年農林水産省令第三十八号）第十六条第一項中「法第二十四条第一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」という。）第五十五条の規定により読み替えて適用する法第二十四条第一項」と、同令第十八条第二項中「法第二十三条各号に掲げる業務」とあるのは「法第二十三条各号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四条各号に掲げる業務」と、同令第二十一条中「法第二十三条第一号に掲げる業務」とあるのは「法第二十三条第一号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四条第一号に掲げる業務」とする。	中心市街地の活性化に関する法律第五十四条の規定により同条に規定する食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成三年農林水産省令第三十八号）第九条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」という。）第五十五条の規定により読み替えて適用する法第十八条第一項」と、同令第十一条第二項中「法第十七条各号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条各号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四条各号に掲げる業務」と、同令第十四条中「法第十七条第一号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四条第一号に掲げる業務」とする。

（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（権限の委任） **第二十二条**　法第十六条第一項、同条第七項及び第八項（これらの規定を法第十七条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第二項、第十八条並びに第二十一条第六項第三号、第十一項及び同条第十九項（これらの規定を法第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の権限は、当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。次項において同じ。）に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 ２　法第十九条第六項、第七項及び第八項（これらの規定を法第二十条第四項において準用する場合を含む。）並びに第二十一条第六項第一号及び第七項から第九項まで（これらの規定を法第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の権限のうち、流通合理化事業活動が一の地方農政局（北海道農政事務所を含む。）の管轄区域のみにおいて行われ	（権限の委任） **第二十二条**　法第十六条第一項、同条第七項及び第八項（これらの規定を法第十七条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第二項、第十八条並びに第二十一条第六項第三号、第十一項及び同条第十九項（これらの規定を法第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の権限は、当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。）に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 ２　法第十九条第六項、第七項及び第八項（これらの規定を法第二十条第四項において準用する場合を含む。）並びに第二十一条第六項第一号及び第七項から第九項まで（これらの規定を法第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の権限のうち、食品等の流通の合理化が一の地方農政局の管轄区域のみにおいて行われる環境負荷低減事業活動実

る環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画に係るものは、当該区域を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3　（略）

附　則

この省令は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第四十二号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第五項第三号ハ及び第十三条第五項第三号ハの規定に基づき、卸売市場法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

卸売市場法施行規則の一部を改正する省令

卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（開設者による食品等持続的供給法に係る公表） **第三条の二**　法第四条第五項第三号ハの規定による公表は、次に定めるところにより行わなければならない。 一　インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと。 二　法第四条第五項第三号ハ(1)及び(2)に掲げる事項の公表は、当該卸売市場の取扱品目に当該卸売市場において取扱予定のない指定飲食料品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等をいう。以下同じ。）が含まれる場合は、当該指定飲食料品等に係るものを除いて行うこと。 2　法第四条第五項第三号ハ(3)の農林水産省令で定める事項は、食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の内容とする。 （中央卸売市場に係る軽微な変更） **第十二条**　法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 一～八　（略） 九　業務規程の変更（法第四条第五項第三号イからニまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。） （開設者による食品等持続的供給法に係る公表） **第十八条の二**　法第十三条第五項第三号ハの規定による公表は、次に定めるところにより行わなければならない。 一　インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと。 二　法第十三条第五項第三号ハ(1)及び(2)に掲げる事項の公表は、当該卸売市場の取扱品目に当該卸売市場において取扱予定のない指定飲食料品等が含まれる場合は、当該指定飲食料品等に係るものを除いて行うこと。 2　法第十三条第五項第三号ハ(3)の農林水産省令で定める事項は、食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の内容とする。	（新設） （中央卸売市場に係る軽微な変更） **第十二条**　法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 一～八　（略） 九　業務規程の変更（法第四条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。） （新設）

（地方卸売市場に係る軽微な変更）

第二十六条　法第十四条において読み替えて準用する法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（都道府県が別に定める場合にあっては、その変更）とする。

一～八　（略）

九　業務規程の変更（法第十三条第五項第三号イからニまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。）

附　則

この省令は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（地方卸売市場に係る軽微な変更）

第二十六条　法第十四条において読み替えて準用する法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（都道府県が別に定める場合にあっては、その変更）とする。

一～八　（略）

九　業務規程の変更（法第十三条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。）

法規的告示

○内閣府告示第百二十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
第１　食品 A　食品一般の成分規格 ［１～５　略］ ６　５の規定にかかわらず、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(15)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。 (1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度		
第１欄	第２欄	第３欄
［略］		
イソフェタミド	大豆	0.05ppm
	小豆類	0.09ppm
	えんどう	0.09ppm
	そら豆	0.09ppm
	その他の豆類	0.09ppm
	はくさい	7 ppm
	キャベツ	9 ppm

改正前		
第１　食品 A　食品一般の成分規格 ［１～５　略］ ６　５の規定にかかわらず、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(15)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。 (1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度		
第１欄	第２欄	第３欄
［略］		
イソフェタミド	大豆	0.05ppm
	小豆類	0.09ppm
	えんどう	0.09ppm
	そら豆	0.09ppm
	その他の豆類	0.09ppm
	はくさい	7 ppm
	キャベツ	9 ppm

カリフラワー	15ppm
ブロッコリー	15ppm
その他のあぶらな科野菜	15ppm
レタス	90ppm
たまねぎ	0.05ppm
ねぎ	0.6ppm
トマト	6 ppm
ピーマン	7 ppm
なす	2 ppm
きゅうり	1 ppm
しろうり	1 ppm
すいか（果皮を含む。）	1 ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	2 ppm
その他のうり科野菜	2 ppm
未成熟えんどう	20ppm
未成熟いんげん	0.6ppm
えだまめ	0.6ppm
その他の野菜	0.6ppm
みかん（外果皮を含む。）	7 ppm
なつみかんの果実全体	4 ppm
レモン	3 ppm
オレンジ	7 ppm
グレープフルーツ	4 ppm
ライム	3 ppm
その他のかんきつ類果実	7 ppm
りんご	0.6ppm
日本なし	0.6ppm
西洋なし	0.6ppm
マルメロ	0.6ppm
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.6ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	5 ppm
ネクタリン	3 ppm
あんず	3 ppm

カリフラワー	15ppm
ブロッコリー	15ppm
その他のあぶらな科野菜	15ppm
レタス	90ppm
たまねぎ	0.05ppm
ねぎ	0.6ppm
トマト	6 ppm
［号を加える。］	
なす	2 ppm
きゅうり	1 ppm
［号を加える。］	
すいか（果皮を含む。）	2 ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	2 ppm
［号を加える。］	
未成熟えんどう	20ppm
未成熟いんげん	0.6ppm
えだまめ	0.6ppm
その他の野菜	0.6ppm
みかん（外果皮を含む。）	7 ppm
なつみかんの果実全体	4 ppm
レモン	3 ppm
オレンジ	7 ppm
グレープフルーツ	4 ppm
ライム	3 ppm
その他のかんきつ類果実	7 ppm
りんご	0.6ppm
日本なし	0.6ppm
西洋なし	0.6ppm
マルメロ	0.6ppm
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.6ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	5 ppm
ネクタリン	3 ppm
あんず	3 ppm

すもも	0.8ppm
うめ	8 ppm
おうとう	10ppm
いちご	7 ppm
ラズベリー	4 ppm
ブラックベリー	4 ppm
ブルーベリー	5 ppm
クランベリー	5 ppm
ハックルベリー	5 ppm
その他のベリー類果実	10ppm
ぶどう	10ppm
かき	1 ppm
キウィー（果皮を含む。）	10ppm
パッションフルーツ	10ppm
その他の果実	10ppm
ごまの種子	0.01ppm
なたね	0.01ppm
その他のオイルシード	0.01ppm
アーモンド	0.01ppm
その他のスパイス	40ppm
その他のハーブ	0.01ppm
牛の筋肉	0.02ppm
豚の筋肉	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02ppm
牛の脂肪	0.02ppm
豚の脂肪	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02ppm
牛の肝臓	0.07ppm
豚の肝臓	0.07ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07ppm
牛の腎臓	0.07ppm
豚の腎臓	0.07ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07ppm

すもも	0.8ppm
うめ	8 ppm
おうとう	10ppm
いちご	7 ppm
ラズベリー	4 ppm
ブラックベリー	4 ppm
ブルーベリー	5 ppm
クランベリー	5 ppm
ハックルベリー	5 ppm
その他のベリー類果実	10ppm
ぶどう	10ppm
かき	1 ppm
キウィー（果皮を含む。）	10ppm
パッションフルーツ	10ppm
その他の果実	10ppm
ごまの種子	0.02ppm
なたね	0.02ppm
その他のオイルシード	0.02ppm
アーモンド	0.01ppm
その他のスパイス	40ppm
その他のハーブ	0.02ppm
牛の筋肉	0.02ppm
豚の筋肉	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02ppm
牛の脂肪	0.02ppm
豚の脂肪	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02ppm
牛の肝臓	0.07ppm
豚の肝臓	0.07ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07ppm
牛の腎臓	0.07ppm
豚の腎臓	0.07ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07ppm

	牛の食用部分	0.07ppm
	豚の食用部分	0.07ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07ppm
	乳	0.01ppm
	鶏の筋肉	0.01ppm
	その他の家きんの筋肉	0.01ppm
	鶏の脂肪	0.01ppm
	その他の家きんの脂肪	0.01ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm
	はちみつ	0.05ppm
	なたね油	0.03ppm
［略］		
ジフェンゾコート	［略］	［略］
ジブチルサクシネート	豚の筋肉	0.09ppm
	豚の脂肪	0.09ppm
	豚の肝臓	0.09ppm
	豚の腎臓	0.09ppm
	豚の食用部分	0.09ppm
	乳	0.04ppm
	鶏の筋肉	0.05ppm
	鶏の脂肪	0.05ppm
	鶏の肝臓	0.1ppm
	鶏の腎臓	0.05ppm
	鶏の食用部分	0.2ppm
	鶏の卵	0.1ppm
［略］		

	牛の食用部分	0.07ppm
	豚の食用部分	0.07ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07ppm
	乳	0.01ppm
	鶏の筋肉	0.01ppm
	その他の家きんの筋肉	0.01ppm
	鶏の脂肪	0.01ppm
	その他の家きんの脂肪	0.01ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm
	はちみつ	0.05ppm
	［号を加える。］	
［略］		
ジフェンゾコート	［略］	［略］
［項を加える。］		
［略］		

シロマジン	［略］	［略］
ジンプロピリダズ	大豆	0.01ppm
	ばれいしょ	0.01ppm
	てんさい	0.01ppm
	はくさい	1 ppm
	キャベツ	1 ppm
	ブロッコリー	3 ppm
	チコリ	20ppm
	エンダイブ	20ppm
	レタス	20ppm
	その他のきく科野菜	20ppm
	トマト	1 ppm
	ピーマン	2 ppm
	なす	0.6ppm
	きゅうり	0.6ppm
	すいか（果皮を含む。）	0.1ppm
	メロン類果実（果皮を含む。）	0.5ppm
	りんご	0.4ppm
	日本なし	0.4ppm
	西洋なし	0.4ppm
	もも（果皮及び種子を含む。）	0.1ppm
	おうとう	3 ppm
	いちご	5 ppm
	ぶどう	2 ppm
	茶	30ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		
チフルザミド	米	1 ppm
	大豆	0.01ppm
	ばれいしょ	0.01ppm
	てんさい	0.01ppm

シロマジン	［略］	［略］
［項を加える。］		
［略］		
チフルザミド	米	1 ppm
	大豆	0.01ppm
	ばれいしょ	0.01ppm
	てんさい	0.01ppm

	［号を削る。］	
	牛の筋肉	0.05ppm
	豚の筋肉	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
	牛の脂肪	0.4ppm
	豚の脂肪	0.4ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4ppm
	牛の肝臓	0.2ppm
	豚の肝臓	0.2ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2ppm
	牛の腎臓	0.2ppm
	豚の腎臓	0.2ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2ppm
	牛の食用部分	0.2ppm
	豚の食用部分	0.2ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2ppm
	乳	0.04ppm
	鶏の筋肉	0.02ppm
	その他の家きんの筋肉	0.02ppm
	鶏の脂肪	0.07ppm
	その他の家きんの脂肪	0.07ppm
	鶏の肝臓	0.03ppm
	その他の家きんの肝臓	0.03ppm
	鶏の腎臓	0.03ppm
	その他の家きんの腎臓	0.03ppm
	鶏の食用部分	0.03ppm
	その他の家きんの食用部分	0.03ppm
	鶏の卵	0.04ppm
	その他の家きんの卵	0.04ppm
	魚介類	1 ppm
［略］		

	その他の野菜	1 ppm
	牛の筋肉	0.05ppm
	豚の筋肉	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
	牛の脂肪	0.4ppm
	豚の脂肪	0.4ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4ppm
	牛の肝臓	0.2ppm
	豚の肝臓	0.2ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2ppm
	牛の腎臓	0.2ppm
	豚の腎臓	0.2ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2ppm
	牛の食用部分	0.2ppm
	豚の食用部分	0.2ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2ppm
	乳	0.04ppm
	鶏の筋肉	0.02ppm
	その他の家きんの筋肉	0.02ppm
	鶏の脂肪	0.07ppm
	その他の家きんの脂肪	0.07ppm
	鶏の肝臓	0.03ppm
	その他の家きんの肝臓	0.03ppm
	鶏の腎臓	0.03ppm
	その他の家きんの腎臓	0.03ppm
	鶏の食用部分	0.03ppm
	その他の家きんの食用部分	0.03ppm
	鶏の卵	0.04ppm
	その他の家きんの卵	0.04ppm
	魚介類	1 ppm
［略］		

ノバルロン	［略］	［略］
ノルジェストメット	牛の筋肉	0.0001ppm
	豚の筋肉	0.0001ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.0001ppm
	牛の脂肪	0.0001ppm
	豚の脂肪	0.0001ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.0001ppm
	牛の肝臓	0.0001ppm
	豚の肝臓	0.0001ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.0001ppm
	牛の腎臓	0.0001ppm
	豚の腎臓	0.0001ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.0001ppm
	牛の食用部分	0.0001ppm
	豚の食用部分	0.0001ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.0001ppm
	乳	0.0001ppm
	鶏の筋肉	0.0001ppm
	その他の家きんの筋肉	0.0001ppm
	鶏の脂肪	0.0001ppm
	その他の家きんの脂肪	0.0001ppm
	鶏の肝臓	0.0001ppm
	その他の家きんの肝臓	0.0001ppm
	鶏の腎臓	0.0001ppm
	その他の家きんの腎臓	0.0001ppm
	鶏の食用部分	0.0001ppm
	その他の家きんの食用部分	0.0001ppm
	鶏の卵	0.0001ppm
	その他の家きんの卵	0.0001ppm
	魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.0001ppm
	魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.0001ppm
	魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.0001ppm

ノバルロン	［略］	［略］
［項を加える。］		

	魚介類（その他の魚類に限る。）	0.0001ppm
	魚介類（貝類に限る。）	0.0001ppm
	魚介類（甲殻類に限る。）	0.0001ppm
	その他の魚介類	0.0001ppm
	はちみつ	0.0001ppm
［略］		
ピラジフルミド	大豆	0.2ppm
	小豆類	0.3ppm
	えんどう	0.3ppm
	そら豆	0.3ppm
	その他の豆類	0.3ppm
	はくさい	3 ppm
	キャベツ	3 ppm
	カリフラワー	10ppm
	ブロッコリー	10ppm
	その他のあぶらな科野菜	10ppm
	レタス	40ppm
	たまねぎ	0.2ppm
	ねぎ	5 ppm
	にんにく	0.05ppm
	にら	30ppm
	アスパラガス	3 ppm
	にんじん	0.3ppm
	トマト	2 ppm
	ピーマン	5 ppm
	なす	1 ppm
	その他のなす科野菜	9 ppm
	きゅうり	0.9ppm
	かぼちゃ	0.9ppm
	すいか（果皮を含む。）	0.9ppm
	メロン類果実（果皮を含む。）	0.9ppm
	まくわうり（果皮を含む。）	0.9ppm

［略］		
ピラジフルミド	大豆	0.2ppm
	小豆類	0.3ppm
	えんどう	0.3ppm
	そら豆	0.3ppm
	その他の豆類	0.3ppm
	はくさい	3 ppm
	キャベツ	3 ppm
	カリフラワー	10ppm
	ブロッコリー	10ppm
	その他のあぶらな科野菜	10ppm
	レタス	40ppm
	たまねぎ	0.2ppm
	ねぎ	5 ppm
	にんにく	0.05ppm
	にら	30ppm
	アスパラガス	3 ppm
	にんじん	0.3ppm
	トマト	2 ppm
	ピーマン	5 ppm
	なす	1 ppm
	その他のなす科野菜	5 ppm
	きゅうり	0.9ppm
	かぼちゃ	1 ppm
	すいか（果皮を含む。）	0.8ppm
	メロン類果実（果皮を含む。）	1 ppm
	まくわうり（果皮を含む。）	1 ppm

その他のうり科野菜	0.9ppm
オクラ	2 ppm
しょうが	0.06ppm
未成熟えんどう	5 ppm
未成熟いんげん	4 ppm
えだまめ	15ppm
その他の野菜	15ppm
みかん（外果皮を含む。）	2 ppm
なつみかんの果実全体	2 ppm
レモン	2 ppm
オレンジ	2 ppm
グレープフルーツ	2 ppm
ライム	2 ppm
その他のかんきつ類果実	2 ppm
りんご	2 ppm
日本なし	2 ppm
西洋なし	2 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	2 ppm
ネクタリン	2 ppm
あんず	3 ppm
すもも	0.7ppm
うめ	3 ppm
おうとう	3 ppm
いちご	3 ppm
ぶどう	3 ppm
かき	2 ppm
キウィー（果皮を含む。）	3 ppm
その他のスパイス	9 ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm

その他のうり科野菜	1 ppm
［号を加える。］	
［号を加える。］	
未成熟えんどう	5 ppm
未成熟いんげん	4 ppm
えだまめ	15ppm
その他の野菜	15ppm
みかん（外果皮を含む。）	2 ppm
なつみかんの果実全体	2 ppm
レモン	2 ppm
オレンジ	2 ppm
グレープフルーツ	2 ppm
ライム	2 ppm
その他のかんきつ類果実	2 ppm
りんご	1 ppm
日本なし	1 ppm
西洋なし	1 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	2 ppm
ネクタリン	2 ppm
あんず	3 ppm
すもも	0.7ppm
うめ	3 ppm
おうとう	3 ppm
いちご	3 ppm
ぶどう	3 ppm
かき	0.8ppm
キウィー（果皮を含む。）	3 ppm
その他のスパイス	9 ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm

	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
	牛の肝臓	0.01ppm
	豚の肝臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
	牛の腎臓	0.01ppm
	豚の腎臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
	牛の食用部分	0.01ppm
	豚の食用部分	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
	乳	0.01ppm
	鶏の筋肉	0.01ppm
	その他の家きんの筋肉	0.01ppm
	鶏の脂肪	0.01ppm
	その他の家きんの脂肪	0.01ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		
フルキサメタミド	とうもろこし	0.01ppm
	大豆	0.01ppm
	小豆類	0.01ppm
	えんどう	0.01ppm
	そら豆	0.01ppm
	その他の豆類	0.01ppm
	さといも類	0.01ppm
	かんしょ	0.01ppm

	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
	牛の肝臓	0.01ppm
	豚の肝臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
	牛の腎臓	0.01ppm
	豚の腎臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
	牛の食用部分	0.01ppm
	豚の食用部分	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
	乳	0.01ppm
	鶏の筋肉	0.01ppm
	その他の家きんの筋肉	0.01ppm
	鶏の脂肪	0.01ppm
	その他の家きんの脂肪	0.01ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		
フルキサメタミド	とうもろこし	0.01ppm
	大豆	0.01ppm
	小豆類	0.01ppm
	えんどう	0.01ppm
	そら豆	0.01ppm
	その他の豆類	0.01ppm
	さといも類	0.01ppm
	かんしょ	0.01ppm

やまいも	0.01ppm
だいこん類の根	0.2ppm
だいこん類の葉	15ppm
かぶ類の根	0.1ppm
かぶ類の葉	8 ppm
はくさい	0.9ppm
キャベツ	0.9ppm
芽キャベツ	0.9ppm
ケール	2 ppm
こまつな	2 ppm
きょうな	2 ppm
チンゲンサイ	2 ppm
カリフラワー	2 ppm
ブロッコリー	2 ppm
その他のあぶらな科野菜	2 ppm
しゅんぎく	15ppm
レタス	10ppm
その他のきく科野菜	10ppm
たまねぎ	0.01ppm
ねぎ	1 ppm
にんにく	0.05ppm
にら	6 ppm
アスパラガス	1 ppm
その他のゆり科野菜	0.05ppm
にんじん	0.1ppm
トマト	1 ppm
ピーマン	1 ppm
なす	0.3ppm
その他のなす科野菜	4 ppm
きゅうり	0.5ppm
かぼちゃ	0.7ppm

やまいも	0.01ppm
だいこん類の根	0.07ppm
だいこん類の葉	7 ppm
かぶ類の根	0.1ppm
かぶ類の葉	8 ppm
はくさい	0.8ppm
キャベツ	1 ppm
［号を加える。］	
ケール	2 ppm
こまつな	2 ppm
きょうな	2 ppm
チンゲンサイ	2 ppm
カリフラワー	2 ppm
ブロッコリー	2 ppm
その他のあぶらな科野菜	2 ppm
［号を加える。］	
レタス	10ppm
その他のきく科野菜	10ppm
たまねぎ	0.01ppm
ねぎ	2 ppm
にんにく	0.05ppm
にら	6 ppm
アスパラガス	1 ppm
その他のゆり科野菜	0.05ppm
［号を加える。］	
トマト	1 ppm
ピーマン	2 ppm
なす	0.3ppm
その他のなす科野菜	4 ppm
きゅうり	0.4ppm
［号を加える。］	

	しろうり	0.5ppm
	すいか（果皮を含む。）	0.2ppm
	メロン類果実（果皮を含む。）	0.4ppm
	まくわうり（果皮を含む。）	0.4ppm
	その他のうり科野菜	0.5ppm
	ほうれんそう	20ppm
	オクラ	2 ppm
	しょうが	0.02ppm
	未成熟えんどう	3 ppm
	未成熟いんげん	2 ppm
	えだまめ	4 ppm
	その他の野菜	4 ppm
	みかん（外果皮を含む。）	0.7ppm
	なつみかんの果実全体	0.5ppm
	レモン	0.5ppm
	オレンジ	0.7ppm
	グレープフルーツ	0.5ppm
	ライム	0.5ppm
	その他のかんきつ類果実	0.7ppm
	もも（果皮及び種子を含む。）	0.3ppm
	ネクタリン	0.3ppm
	あんず	0.9ppm
	すもも	0.05ppm
	うめ	0.9ppm
	いちご	1 ppm
	ぶどう	0.7ppm
	その他の果実	0.7ppm
	茶	6 ppm
	その他のスパイス	4 ppm
	その他のハーブ	20ppm
	魚介類	0.09ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		

	［号を加える。］	
	すいか（果皮を含む。）	0.2ppm
	メロン類果実（果皮を含む。）	0.4ppm
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	オクラ	2 ppm
	しょうが	0.02ppm
	未成熟えんどう	3 ppm
	未成熟いんげん	2 ppm
	えだまめ	4 ppm
	その他の野菜	4 ppm
	みかん（外果皮を含む。）	0.7ppm
	なつみかんの果実全体	0.5ppm
	レモン	0.5ppm
	オレンジ	0.7ppm
	グレープフルーツ	0.5ppm
	ライム	0.5ppm
	その他のかんきつ類果実	0.7ppm
	もも（果皮及び種子を含む。）	0.3ppm
	ネクタリン	0.3ppm
	あんず	0.9ppm
	すもも	0.05ppm
	うめ	0.9ppm
	いちご	1 ppm
	ぶどう	0.7ppm
	その他の果実	0.7ppm
	茶	6 ppm
	その他のスパイス	4 ppm
	その他のハーブ	20ppm
	魚介類	0.09ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		

ポリオキシン複合体	はくさい	0.1ppm
	キャベツ	0.1ppm
	レタス	0.1ppm
	その他のきく科野菜	10ppm
	たまねぎ	0.05ppm
	ねぎ	0.2ppm
	にんにく	0.05ppm
	にら	0.1ppm
	にんじん	0.05ppm
	パセリ	1 ppm
	トマト	0.1ppm
	ピーマン	0.05ppm
	なす	0.1ppm
	きゅうり	0.1ppm
	かぼちゃ	0.1ppm
	すいか（果皮を含む。）	0.1ppm
	メロン類果実（果皮を含む。）	0.7ppm
	その他の野菜	0.1ppm
	みかん（外果皮を含む。）	0.5ppm
	なつみかんの果実全体	0.1ppm
	レモン	0.1ppm
	オレンジ	0.1ppm
	グレープフルーツ	0.1ppm
	ライム	0.1ppm
	その他のかんきつ類果実	0.1ppm
	りんご	0.1ppm
	日本なし	0.1ppm
	西洋なし	0.1ppm
	うめ	0.05ppm
	いちご	0.1ppm
	ぶどう	0.1ppm
	かき	0.05ppm

ポリオキシン複合体	はくさい	0.1ppm
	キャベツ	0.1ppm
	レタス	0.1ppm
	その他のきく科野菜	10ppm
	たまねぎ	0.05ppm
	ねぎ	0.2ppm
	にんにく	0.05ppm
	にら	0.1ppm
	にんじん	0.05ppm
	パセリ	1 ppm
	トマト	0.1ppm
	ピーマン	0.05ppm
	なす	0.1ppm
	きゅうり	0.1ppm
	かぼちゃ	0.1ppm
	すいか（果皮を含む。）	0.1ppm
	メロン類果実（果皮を含む。）	0.7ppm
	その他の野菜	0.1ppm
	みかん（外果皮を含む。）	0.7ppm
	なつみかんの果実全体	0.1ppm
	レモン	0.1ppm
	オレンジ	0.1ppm
	グレープフルーツ	0.1ppm
	ライム	0.1ppm
	その他のかんきつ類果実	0.1ppm
	りんご	0.1ppm
	日本なし	0.1ppm
	西洋なし	0.1ppm
	うめ	0.05ppm
	いちご	0.1ppm
	ぶどう	0.1ppm
	かき	0.05ppm

	マンゴー	0.1ppm
	その他のスパイス	２ppm
	その他のハーブ	10ppm
	はちみつ	0.05ppm

［略］

［(2)～(15)　略］

７　６に定めるもののほか、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(6)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
［略］		
［項を削る。］		
［略］		

	マンゴー	0.1ppm
	その他のスパイス	２ppm
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	

［略］

［(2)～(15)　略］

７　６に定めるもののほか、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(6)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
［略］		
ジブチルサクシネート	豚の筋肉	0.09ppm
	豚の脂肪	0.09ppm
	豚の肝臓	0.09ppm
	豚の腎臓	0.09ppm
	豚の食用部分	0.09ppm
	乳	0.04ppm
	鶏の筋肉	0.05ppm
	鶏の脂肪	0.05ppm
	鶏の肝臓	0.1ppm
	鶏の腎臓	0.05ppm
	鶏の食用部分	0.2ppm
	鶏の卵	0.1ppm
［略］		

［項を削る。］

ノルジェストメット	牛の筋肉	0.0001ppm
	豚の筋肉	0.0001ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.0001ppm
	牛の脂肪	0.0001ppm
	豚の脂肪	0.0001ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.0001ppm
	牛の肝臓	0.0001ppm
	豚の肝臓	0.0001ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.0001ppm
	牛の腎臓	0.0001ppm
	豚の腎臓	0.0001ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.0001ppm
	牛の食用部分	0.0001ppm
	豚の食用部分	0.0001ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.0001ppm
	乳	0.0001ppm
	鶏の筋肉	0.0001ppm
	その他の家きんの筋肉	0.0001ppm
	鶏の脂肪	0.0001ppm
	その他の家きんの脂肪	0.0001ppm
	鶏の肝臓	0.0001ppm
	その他の家きんの肝臓	0.0001ppm
	鶏の腎臓	0.0001ppm
	その他の家きんの腎臓	0.0001ppm
	鶏の食用部分	0.0001ppm
	その他の家きんの食用部分	0.0001ppm
	鶏の卵	0.0001ppm
	その他の家きんの卵	0.0001ppm
	魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.0001ppm
	魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.0001ppm
	魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.0001ppm
	魚介類（その他の魚類に限る。）	0.0001ppm
	魚介類（貝類に限る。）	0.0001ppm

	魚介類（甲殻類に限る。）	0.0001ppm
	その他の魚介類	0.0001ppm
	はちみつ	0.0001ppm
［略］	［略］	

［(2)～(6)　略］

［８～12　略］

［Ｂ～Ｄ　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、すいか（果皮を含む。）、ごまの種子、なたね、その他のオイルシード及びその他のハーブに残留するイソフェタミドの量の限度、その他の野菜に残留するチフルザミドの量の限度、かぼちゃ、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり（果皮を含む。）及びその他のうり科野菜に残留するピラジフルミドの量の限度、キャベツ、ねぎ及びピーマンに残留するフルキサメタミドの量の限度並びにみかん（外果皮を含む。）に残留するポリオキシン複合体の量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第八号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後		
別表		
公益法人等	業務又は事業	所轄庁
（略）	（略）	（略）
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「農研機構法」という。）第十四条第一項第一号から第五号までに掲げる業務、同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務、同条第三項第一号に掲げる業務及び同条第四項に規定する業務	財務大臣（農研機構法第十四条第一項第五号に掲げる業務に係る基金に限る。）及び農林水産大臣

改正前		
別表		
公益法人等	業務又は事業	所轄庁
（略）	（略）	（略）
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「農研機構法」という。）第十四条第一項第一号から第五号までに掲げる業務、同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務、同条第三項第一号に掲げる業務及び同条第四項に規定する業務	財務大臣（農研機構法第十四条第一項第五号に掲げる業務に係る基金に限る。）及び農林水産大臣

（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十四条に規定する業務及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第十七条に規定する業務を除く。）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○財務省・農林水産省告示第二十四号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、及び食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十五条第一項の規定に基づき、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金（平成三年大蔵省・農林水産省告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十八日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十五条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金 第一　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　食品等事業者　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する食品等事業者（食品等の流通の事業を行う者のうち専ら運輸業を営む者を除く。）をいう。 （削る） 二　食品等製造事業協同組合等　次に掲げる法人であって食品等製造業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするものをいう。 1　事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会 2　協業組合、商工組合及び商工組合連合会 3　消費生活協同組合連合会 4　水産加工業協同組合連合会	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金 第一　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　食品等製造業者　食品等の製造又は加工の事業を行う者をいう。

二　農林漁業者　法第二条第三項に規定する農林漁業者をいう。
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
三　（略）

第二　法第十五条第一項（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第二十七条及び第四十一条の規定により適用する場合を含む。）の農林水産大臣及び財務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

一　食品等事業者が農林漁業者との連携を図りながら認定安定取引関係確立事業活動等（法第十九条に規定する「認定安定取引関係確立事業活動等」をいう。以下同じ。）を実施するために必要な資金のうち、次に掲げる事項を行うのに必要なもの
1　農林漁業者と共同して利用する施設の改良、造成又は取得
2　食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
3　他の事業者（食品等事業者又は農林漁業を営む法人に限る。以下同じ。）の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資
4　無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出（1、2又は3に掲げる事項の実施に関連して必要となる費用の支出に限る。）
（削る）
（削る）
二　食品等事業者が生産性の向上を図りながら認定安定取引関係確立事業活動等を実施するために必要な資金のうち、次に掲げる事項を行うのに必要なもの
1　食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
2　他の食品等事業者の株式若しくは持分の取得又は他の食品等事業者への出資
3　無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出（1又は2に掲げる事項の実施に関連して必要となる費用の支出に限る。）
三　（略）

三　農業協同組合等　次に掲げる法人であって農林漁業者を構成員とするものをいう。
1　農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人
2　漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
3　森林組合及び森林組合連合会
4　1から3までに掲げるもののほか、農林漁業者又はこれらに掲げる法人の出資又は拠出に係る法人であって、農林漁業の振興を図ることを目的とするもの
四　食品等販売業者　食品等の販売の事業を行う者をいう。
五　食品等販売事業協同組合等　次に掲げる法人で食品等販売業者を構成員とするものをいう。
1　二の1から4までに掲げる法人
2　生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会
六　（略）

第二　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第一項（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第二十七条及び第四十一条の規定により適用する場合を含む。）の農林水産大臣及び財務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

一　食品等製造業者又は食品等製造事業協同組合等と農林漁業者又は農業協同組合等が食品等の安定的な取引関係を確立するために必要な資金のうち、次に掲げる事項を行うのに必要なもの
1　農林水産物の生産に必要な施設の改良、造成又は取得
2　農林水産物の生産に必要な共同利用施設の改良、造成又は取得
3　農地所有適格法人への出資
4　農林漁業に関連する事業を行う法人の設立のための出資であって、食品等製造業者又は食品等製造事業協同組合等と農林漁業者又は農業協同組合等とが共同して行うもの
5　農林漁業者又は農業協同組合等が行う食品等の製造又は加工に係る事業用資産の取得
6　1から5までに掲げる事項を行う場合に当該事項を効果的に実施するために必要かつ不可欠な施設の改良、造成又は取得
二　食品等販売業者又は食品等販売事業協同組合等と農林漁業者又は農業協同組合等が食品等の安定的な取引関係を確立するために必要な資金のうち、次に掲げる事項を行うのに必要なもの
1　食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うのに必要な集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は情報処理施設の改良、造成又は取得
2　品質の優れた食品等の販売に係る業務に必要な処理加工施設、販売施設又は情報処理施設の改良、造成又は取得で1に掲げる事項と併せて行うもの
（新設）
三　（略）

附　則

この告示は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○文部科学省告示第七十五号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

別表第一　標準設置経費額（第一の二の㈠、第二の二の㈣、第三の二、第四の二、第五の一の㈡、第五の二の㈡及び第五の三の㈡関係）

一　大学

㈠　収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	七七二	一、五七六	一、〇四五	一九、三〇一（一五、四〇九）	五、四八八（二、八七五）
設備の整備に要する経費	四〇	八〇三	一五八	七、六六二（五、七〇六）	二、〇二三（七四〇）
合計	八一二	二、三七九	一、二〇三	二六、九六三（二一、一一五）	七、五一一（三、六一五）

備考

一～十　［略］

㈡　収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人以上）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	一、一五八	二、一一四	一、五二五	二二、三五九（一七、三九二）	六、〇二一（二、九七四）

別表第一　標準設置経費額（第一の二の㈠、第二の二の㈣、第三の二、第四の二、第五の一の㈡、第五の二の㈡及び第五の三の㈡関係）

一　大学

㈠　収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	七三三	一、四九七	九九二	一八、三三〇（一四、六三四）	五、二一二（二、七三一）
設備の整備に要する経費	三九	七八二	一五三	七、四六〇（五、五五六）	一、九七〇（七二〇）
合計	七七二	二、二七九	一、一四五	二五、七九〇（二〇、一九〇）	七、一八二（三、四五一）

備考

一～十　［同上］

㈡　収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人以上）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	一、一〇〇	二、〇〇八	一、四四八	二一、二三四（一六、五一七）	五、七一八（二、八二四）

設備の整備に要する経費	七八	一、六〇六	三一三	一〇、二六五 （七、三三七）	二、七四八 （七四〇）
合計	一、二三六	三、七二〇	一、八三八	三二、六二四 （二四、七二九）	八、七六九 （三、七一四）

備考
一～三　［略］

二　短期大学

㈠　収容定員が一五〇人以下の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費	三七四	五〇五	四一三
設備の整備に要する経費	一二	二四二	四八
合計	三八六	七四七	四六一

備考
一～六　［略］

㈡　収容定員が一五〇人を超える場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費	四四四	六三〇	四九八
設備の整備に要する経費	二四	四八三	九四
合計	四六八	一、一一三	五九二

備考
一～二　［略］

三　高等専門学校

（単位：百万円）

経費の区分	収容定員	
	二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
校舎の整備に要する経費	七七二	一、〇〇二

設備の整備に要する経費	七六	一、五六四	三〇五	九、九九六 （七、一四四）	二、六七六 （七二〇）
合計	一、一七六	三、五七二	一、七五三	三一、二三〇 （二三、六六一）	八、三九四 （三、五四四）

備考
一～三　［同上］

二　短期大学

㈠　収容定員が一五〇人以下の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費	三五六	四七九	三九三
設備の整備に要する経費	一一	二三五	四七
合計	三六七	七一四	四四〇

備考
一～六　［同上］

㈡　収容定員が一五〇人を超える場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費	四二二	五九八	四七三
設備の整備に要する経費	二四	四七〇	九二
合計	四四六	一、〇六八	五六五

備考
一～二　［同上］

三　高等専門学校

（単位：百万円）

経費の区分	収容定員	
	二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
校舎の整備に要する経費	七三三	九五二

設備の整備に要する経費	二九九	五九五
合計	一、〇七一	一、五九七
備考 一～五　［略］		

別表第二　標準経常経費額（第一の三の㈠、第二の三の㈢、第三の三、第四の三、第五の一の㈢、第五の二の㈢及び第五の三の㈢関係）

（単位：千円）

経費の区分	額の計算方法
人件費	教員数×九、四〇〇＋職員数×六、七〇〇
人件費以外の経常経費	［略］
備考 一～五　［略］	

設備の整備に要する経費	二九一	五八〇
合計	一、〇二四	一、五三二
備考 一～五　［同上］		

別表第二　標準経常経費額（第一の三の㈠、第二の三の㈢、第三の三、第四の三、第五の一の㈢、第五の二の㈢及び第五の三の㈢関係）

（単位：千円）

経費の区分	額の計算方法
人件費	教員数×九、〇〇〇＋職員数×六、四〇〇
人件費以外の経常経費	［同上］
備考 一～五　［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和九年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。）に係る審査から適用する。

○文部科学省告示第七十六号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

別表第一　標準設置経費額（第一の二の㈠、第二の二、第三の二及び第四の二関係）

一　大学

㈠　収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	七七二	一、五七六	一、〇四五	一九、三〇一 （一五、四〇九）	五、四八八 （二、八七五）

別表第一　標準設置経費額（第一の二の㈠、第二の二、第三の二及び第四の二関係）

一　大学

㈠　収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	七三三	一、四九七	九九二	一八、三三〇 （一四、六三四）	五、二一二 （二、七三一）

設備の整備に要する経費	四〇	八〇三	一五八	七、六六二（五、七〇六）	二、〇二三（七四〇）
合計	八一二	二、三七九	一、二〇三	二六、九六三（二一、一一五）	七、五一一（三、六一五）

備考

一～十　［略］

(二)　収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人以上）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費		一、一五八	二、一一四	一、五二五	二二、三五九（一七、三九二）	六、〇二二（二、九七四）
設備の整備に要する経費		七八	一、六〇六	三一三	一〇、二六五（七、三三七）	二、七四八（七四〇）
合計		一、二三六	三、七二〇	一、八三八	三二、六二四（二四、七二九）	八、七六九（三、七一四）

備考

一～三　［略］

二　短期大学

(一)　収容定員が一五〇人以下の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費		三七四	五〇五	四一三

設備の整備に要する経費	三九	七八二	一五三	七、四六〇（五、五五六）	一、九七〇（七二〇）
合計	七七二	二、二七九	一、一四五	二五、七九〇（二〇、一九〇）	七、一八二（三、四五一）

備考

一～十　［同上］

(二)　収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人以上）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費		一、一〇〇	二、〇〇八	一、四四八	二一、二三四（一六、五一七）	五、七一八（二、八二四）
設備の整備に要する経費		七六	一、五六四	三〇五	九、九九六（七、一四四）	二、六七六（七二〇）
合計		一、一七六	三、五七二	一、七五三	三一、二三〇（二三、六六一）	八、三九四（三、五四四）

備考

一～三　［同上］

二　短期大学

(一)　収容定員が一五〇人以下の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費		三五六	四七九	三九三

設備の整備に要する経費	一二	二四二	四八
合計	三八六	七四七	四六一

備考
一～六　［略］

(二)　収容定員が一五〇人を超える場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費	四四四	六三〇	四九八
設備の整備に要する経費	二四	四八三	九四
合計	四六八	一、一一三	五九二

備考
一～二　［略］

三　高等専門学校

（単位：百万円）

経費の区分	収容定員	
	二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
校舎の整備に要する経費	七七二	一、〇〇二
設備の整備に要する経費	二九九	五九五
合計	一、〇七一	一、五九七

備考
一～五　［略］

別表第二　標準経常経費額（第一の三の(一)、第二の三の(一)、第三の三及び第四の三関係）

（単位：千円）

経費の区分	額の計算方法
人件費	教員数×九、四〇〇＋職員数×六、七〇〇

設備の整備に要する経費	一一	二三五	四七
合計	三六七	七一四	四四〇

備考
一～六　［同上］

(二)　収容定員が一五〇人を超える場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費	四二二	五九八	四七三
設備の整備に要する経費	二四	四七〇	九二
合計	四四六	一、〇六八	五六五

備考
一～二　［同上］

三　高等専門学校

（単位：百万円）

経費の区分	収容定員	
	二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
校舎の整備に要する経費	七三三	九五二
設備の整備に要する経費	二九一	五八〇
合計	一、〇二四	一、五三二

備考
一～五　［同上］

別表第二　標準経常経費額（第一の三の(一)、第二の三の(一)、第三の三及び第四の三関係）

（単位：千円）

経費の区分	額の計算方法
人件費	教員数×九、〇〇〇＋職員数×六、四〇〇

人件費以外の経常経費	〔略〕
備考 一～五　〔略〕	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和九年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。）に係る審査から適用する。

○厚生労働省告示第二百四十四号

健康保険法施行規則第五十三条第一項第五号等に規定する厚生労働大臣が定める方法（令和六年厚生労働省告示第三百四十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月十九日から適用する。

令和七年九月十八日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十三条第一項第五号、船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第四十二条第一項第五号、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十四条の五第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第三十条の三第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、次の各号に掲げるものとする。ただし、当該各号に掲げる方法により、被保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）若しくはその被扶養者、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者若しくはその被扶養者、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者をいう。以下同じ。）が療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるのは、当該被保険者が健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認によってその資格があることの確認を受けることができなかった場合に限る。 一　個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次号において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。）とともに、高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者（共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団を除く。）又は同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（第四号において「保険者等」という。）から被保険者に対して通知された資格情報通知書（健康保険法施行規則第五十一条の三第一項、船員保険法施行規則第四十条の三第一項、国民健康保険法施行規則第七条の三第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第二十条に規定する資格情報通知書をいう。）を提示する方法 二　個人番号カードとともに、情報提供等記録開示システム（番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。次号において同じ。）を通じて取得した当該被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたものを提示する方法	1　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十三条第一項第五号、船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第四十二条第一項第五号、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十四条の五第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第三十条の三第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、次の各号に掲げるものとする。ただし、当該各号に掲げる方法により、被保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）若しくはその被扶養者、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者若しくはその被扶養者、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者をいう。以下同じ。）が療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるのは、当該被保険者が健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認によってその資格があることの確認を受けることができなかった場合に限る。 一　個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次号において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。）とともに、高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者（共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団を除く。）又は同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（第三号において「保険者等」という。）から被保険者に対して通知された資格情報通知書（健康保険法施行規則第五十一条の三第一項、船員保険法施行規則第四十条の三第一項、国民健康保険法施行規則第七条の三第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第二十条に規定する資格情報通知書をいう。）を提示する方法 二　個人番号カードとともに、番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたものを提示する方法

人件費以外の経常経費	〔同上〕
備考 一～五　〔同上〕	

三　移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該被保険者又は被扶養者の資格に係る情報を提示する方法

四　個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下この号において同じ。）の発行を受けた者が、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から三月を経過するまでの間において、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を受けた上で、保険者等に対し、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者等から回答を受けて当該情報を療養の給付を受けようとする保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。）又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする同項に規定する指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受ける方法

2　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第四条の三第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、前項第二号から第四号までに掲げるものとする。ただし、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）が同法第三十四条第六項に規定する電子資格確認を受けることができなかった場合において、医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けるときに限ることとする。この場合における前項第二号から第四号までの規定の適用については、同項第二号中「被保険者又は被扶養者の」とあるのは「被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）の医療扶助の受給」と、同項第三号中「被保険者又は被扶養者の」とあるのは「被保護者の医療扶助の受給」と、同項第四号中「保険者等に」とあるのは「保護の実施機関（生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。以下同じ。）に」と、「被保険者又は被扶養者の」とあるのは「被保護者の医療扶助の受給」と、「保険給付」とあるのは「医療の給付」と、「保険者等から」とあるのは「保護の実施機関から」と、「療養の給付を受けようとする保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。）又は指定訪問看護事業者」とあるのは「医療機関」と、「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者で」とする。

（新設）

三　利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下この号において同じ。）の発行を受けた者が、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から三月を経過するまでの間において、当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を受けた上で、保険者等に対し、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者等から回答を受けて当該情報を療養の給付を受けようとする保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。）又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする同項に規定する指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受ける方法

2　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第四条の三第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、前項第三号に掲げるものとする。ただし、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）が同法第三十四条第六項に規定する電子資格確認を受けることができなかった場合に医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受ける場合に限ることとし、この場合における同号の規定の適用については、同号中「保険者等に」とあるのは「保護の実施機関（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。以下同じ。）に」と、「被保険者又は被扶養者の」とあるのは「被保険者（同法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）の医療扶助の受給」と、「保険給付」とあるのは「医療の給付」と、「保険者等から」とあるのは「保護の実施機関から」と、「療養の給付を受けようとする保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。）又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする同項に規定する指定訪問看護事業者」とあるのは「医療機関」と、「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者で」とあるのは「医療機関」と、「被保険者又は被扶養者で」とする。

○厚生労働省告示第二百四十五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第三条第一項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第三条第一項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第八条第一項第四号の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法（令和六年厚生労働省告示第三百五十一号）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月十九日から適用する。

令和七年九月十八日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第三条第一項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第三条第一項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第八条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。	保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第三条第一項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第三条第一項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第八条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　患者の提示する個人番号カード及び情報提供等記録開示システム（番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。次号において同じ。）を通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたもの	二　患者の提示する個人番号カード及び番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたもの
三　患者の提示する移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報	三　患者の提示する移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報
四　保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。）又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）が、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の発行を受けた患者であって、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して三月を経過した日までの間にあるものについて、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を行っ	（新設）
三　保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。）又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）が、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の発行を受けた患者であって、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して三月を経過した日までの間にあるものについて、当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を行っ	

符号をいう。）を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法	た上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法

○農林水産省告示第千四百十六号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、及び卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、卸売市場に関する基本方針（平成三十年農林水産省告示第二千二百七十八号）の一部を次のように改正したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年九月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第１　卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項	第１　卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項
１　卸売市場の位置付け（法第１条、第２条、第４条及び第13条関係） 中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「卸売市場」という。）が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。 他方、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。 流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。 また、地方公共団体を始めとする開設者は、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズへの対応、食品等持続的供給法に係る公表等により高い公共性を果たす必要がある。	１　卸売市場の位置付け（法第１条、第２条、第４条及び第13条関係） 中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「卸売市場」という。）が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。 他方、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。 流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。 また、地方公共団体を始めとする開設者は、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズに応えつつ、高い公共性を果たす必要がある。
第２　卸売市場の施設に関する基本的な事項	第２　卸売市場の施設に関する基本的な事項
２　国による支援（法第16条関係） 卸売市場の施設の整備には、予算措置により国が助成し、特に中央卸売市場の開設者が流通合理化事業活動計画に従って施設の整備を行う場合には、法に基づき、予算の範囲内において、その費用の10分の４以内を補助することができる。	２　国による支援（法第16条関係） 卸売市場の施設の整備には、予算措置により国が助成し、特に中央卸売市場の開設者が食品等流通合理化計画に従って施設の整備を行う場合には、法に基づき、予算の範囲内において、その費用の10分の４以内を補助することができる。

附　則

この告示は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第１の改正規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

その他告示

○外務省告示第三百六十一号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第七号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失つた。

令和七年九月十八日

外務大臣　岩屋　毅

旅券番号	発行年月日	失効年月日
ＴＲ8996014	2017/ 8/30	2024/10/ 2
ＴＺ2088445	2021/ 8/25	2025/ 2/ 4
ＴＴ6869817	2024/10/ 4	2025/ 5/ 2
ＴＲ3910824	2015/ 5/ 8	2025/ 5/ 8
ＭＪ1228081	2020/ 6/ 1	2025/ 6/ 1
ＴＴ6928606	2024/ 9/24	2025/ 7/ 2
ＭＶ0071897	2025/ 4/17	2025/ 7/16
ＴＴ4689034	2023/10/ 2	2025/ 7/22
ＴＳ4514686	2019/10/ 3	2025/ 7/24
ＴＴ7222510	2024/10/23	2025/ 7/31
ＴＺ1069678	2015/ 8/13	2025/ 7/31
ＴＺ1234974	2017/10/11	2025/ 7/31
ＭＪ1137483	2020/ 8/19	2025/ 8/ 1
ＭＪ1317151	2020/10/29	2025/ 8/ 1
ＭＪ1482867	2022/ 2/ 8	2025/ 8/ 1
ＭＪ1571920	2022/ 6/27	2025/ 8/ 1
ＭＪ1629050	2022/ 9/ 2	2025/ 8/ 1
ＭＪ1782377	2022/12/19	2025/ 8/ 1
ＭＪ2199538	2023/ 6/ 6	2025/ 8/ 1
ＭＪ2478490	2023/ 8/25	2025/ 8/ 1
ＭＪ2616563	2023/ 9/22	2025/ 8/ 1
ＭＪ2709910	2023/11/27	2025/ 8/ 1
ＭＪ3368839	2024/ 5/ 9	2025/ 8/ 1
ＭＪ4351383	2025/ 1/28	2025/ 8/ 1
ＭＶ0278729	2025/ 6/ 4	2025/ 8/ 1
ＴＭ0062030	2025/ 4/ 1	2025/ 8/ 1
ＴＭ0585316	2025/ 6/19	2025/ 8/ 1
ＴＭ0674357	2025/ 7/ 4	2025/ 8/ 1
ＴＲ3324544	2016/ 6/ 9	2025/ 8/ 1
ＴＲ3424290	2016/ 6/23	2025/ 8/ 1
ＴＲ4569752	2015/ 8/27	2025/ 8/ 1
ＴＲ4690520	2015/ 9/ 9	2025/ 8/ 1
ＴＲ4693338	2015/ 9/17	2025/ 8/ 1
ＴＲ4770345	2015/ 8/27	2025/ 8/ 1
ＴＲ4771387	2015/ 8/28	2025/ 8/ 1
ＴＲ4977700	2015/10/27	2025/ 8/ 1
ＴＲ5066653	2015/11/12	2025/ 8/ 1
ＴＲ5121351	2015/11/10	2025/ 8/ 1
ＴＲ5299623	2016/ 1/15	2025/ 8/ 1
ＴＲ5671488	2016/ 2/23	2025/ 8/ 1
ＴＲ5721132	2016/ 3/ 3	2025/ 8/ 1
ＴＲ5862306	2016/ 3/24	2025/ 8/ 1
ＴＲ6321762	2016/ 7/15	2025/ 8/ 1
ＴＲ6522737	2016/ 8/24	2025/ 8/ 1
ＴＲ6541558	2016/ 8/23	2025/ 8/ 1
ＴＲ6579659	2016/ 8/30	2025/ 8/ 1
ＴＲ6941866	2016/10/28	2025/ 8/ 1
ＴＲ7146478	2016/12/ 7	2025/ 8/ 1
ＴＲ7247592	2016/12/19	2025/ 8/ 1
ＴＲ7734450	2017/ 2/22	2025/ 8/ 1
ＴＲ7813587	2017/ 3/10	2025/ 8/ 1
ＴＲ8415228	2017/ 6/ 5	2025/ 8/ 1
ＴＲ8548895	2017/ 6/22	2025/ 8/ 1
ＴＲ8868231	2017/ 8/14	2025/ 8/ 1
ＴＲ8886629	2017/ 8/ 4	2025/ 8/ 1
ＴＲ9047533	2017/ 8/31	2025/ 8/ 1
ＴＲ9242027	2017/ 9/29	2025/ 8/ 1
ＴＲ9511358	2017/11/20	2025/ 8/ 1
ＴＳ0026499	2018/ 2/27	2025/ 8/ 1
ＴＳ0026500	2018/ 2/27	2025/ 8/ 1
ＴＳ0096451	2018/ 2/14	2025/ 8/ 1
ＴＳ0179969	2018/ 2/23	2025/ 8/ 1
ＴＳ0198545	2018/ 2/26	2025/ 8/ 1
ＴＳ0716486	2018/ 5/30	2025/ 8/ 1
ＴＳ1019026	2018/ 6/25	2025/ 8/ 1
ＴＳ1089920	2018/ 6/29	2025/ 8/ 1
ＴＳ2031013	2018/11/ 5	2025/ 8/ 1
ＴＳ2792887	2019/ 2/21	2025/ 8/ 1
ＴＳ3154421	2019/ 4/ 4	2025/ 8/ 1
ＴＳ3396932	2019/ 5/15	2025/ 8/ 1
ＴＳ3435683	2019/ 5/16	2025/ 8/ 1
ＴＳ3840409	2019/ 7/ 3	2025/ 8/ 1
ＴＳ3848563	2019/ 7/ 3	2025/ 8/ 1
ＴＳ3952846	2019/ 7/24	2025/ 8/ 1
ＴＳ3959026	2019/ 7/18	2025/ 8/ 1
ＴＳ4207005	2019/ 9/ 9	2025/ 8/ 1
ＴＳ4465089	2019/ 9/24	2025/ 8/ 1
ＴＳ4584332	2019/10/10	2025/ 8/ 1
ＴＳ4635180	2019/10/18	2025/ 8/ 1
ＴＳ4844184	2019/11/19	2025/ 8/ 1
ＴＳ4849878	2019/11/18	2025/ 8/ 1
ＴＴ1186201	2020/ 3/10	2025/ 8/ 1
ＴＴ1248273	2020/ 8/26	2025/ 8/ 1
ＴＴ1592712	2021/10/20	2025/ 8/ 1
ＴＴ1638634	2020/11/ 4	2025/ 8/ 1
ＴＴ1691136	2021/ 3/19	2025/ 8/ 1
ＴＴ1691137	2021/ 3/19	2025/ 8/ 1
ＴＴ1740216	2021/ 7/14	2025/ 8/ 1
ＴＴ1977731	2022/ 2/ 8	2025/ 8/ 1
ＴＴ2151454	2022/ 6/ 6	2025/ 8/ 1
ＴＴ2421620	2022/ 8/ 9	2025/ 8/ 1
ＴＴ2572303	2022/10/ 4	2025/ 8/ 1
ＴＴ2598986	2022/10/24	2025/ 8/ 1
ＴＴ2605759	2022/10/14	2025/ 8/ 1
ＴＴ2800033	2022/12/ 8	2025/ 8/ 1
ＴＴ2920644	2023/ 1/23	2025/ 8/ 1
ＴＴ3022804	2023/ 2/ 3	2025/ 8/ 1
ＴＴ3515406	2023/ 4/23	2025/ 8/ 1
ＴＴ4274256	2023/ 8/10	2025/ 8/ 1
ＴＴ4536621	2023/ 9/21	2025/ 8/ 1
ＴＴ4584579	2023/ 9/20	2025/ 8/ 1
ＴＴ5297168	2024/ 1/30	2025/ 8/ 1
ＴＴ5873784	2024/ 4/17	2025/ 8/ 1
ＴＴ6139065	2024/ 5/20	2025/ 8/ 1
ＴＴ6371737	2024/ 6/25	2025/ 8/ 1
ＴＴ7648216	2025/ 1/16	2025/ 8/ 1
ＴＴ7845196	2025/ 2/10	2025/ 8/ 1
ＴＴ8082797	2025/ 3/13	2025/ 8/ 1
ＭＪ1374743	2022/ 9/29	2025/ 8/ 4
ＭＪ1386897	2021/ 1/12	2025/ 8/ 4
ＭＪ1416565	2021/ 3/24	2025/ 8/ 4
ＭＪ1852198	2023/ 1/31	2025/ 8/ 4
ＭＪ1924208	2023/ 3/ 1	2025/ 8/ 4
ＭＪ1983372	2023/ 3/24	2025/ 8/ 4
ＭＪ2157928	2023/ 6/12	2025/ 8/ 4
ＭＪ2261995	2023/ 6/15	2025/ 8/ 4
ＭＪ2369837	2023/ 7/19	2025/ 8/ 4
ＭＪ2657159	2023/10/25	2025/ 8/ 4
ＭＪ2941305	2023/12/27	2025/ 8/ 4
ＭＪ2949383	2024/ 1/ 9	2025/ 8/ 4
ＭＪ3018648	2024/ 1/30	2025/ 8/ 4
ＭＪ3484034	2024/ 6/11	2025/ 8/ 4
ＭＪ4369615	2025/ 1/20	2025/ 8/ 4
ＭＪ4574529	2025/ 3/19	2025/ 8/ 4
ＭＺ2207629	2024/ 3/28	2025/ 8/ 4
ＴＭ0066085	2025/ 3/31	2025/ 8/ 4
ＴＲ3271518	2016/ 6/ 6	2025/ 8/ 4
ＴＲ3345547	2016/ 5/27	2025/ 8/ 4
ＴＲ4313480	2015/ 8/ 5	2025/ 8/ 4
ＴＲ4373560	2015/ 8/13	2025/ 8/ 4
ＴＲ4511158	2015/ 9/15	2025/ 8/ 4
ＴＲ4511159	2015/ 9/15	2025/ 8/ 4
ＴＲ4612849	2015/ 9/ 4	2025/ 8/ 4
ＴＲ4655681	2015/ 9/16	2025/ 8/ 4
ＴＲ4907167	2015/11/ 2	2025/ 8/ 4
ＴＲ5134866	2015/11/ 4	2025/ 8/ 4
ＴＲ5384213	2015/12/18	2025/ 8/ 4
ＴＲ5390079	2016/ 2/ 1	2025/ 8/ 4
ＴＲ5453578	2016/ 2/16	2025/ 8/ 4
ＴＲ5518493	2016/ 3/ 4	2025/ 8/ 4
ＴＲ5562924	2016/ 1/21	2025/ 8/ 4
ＴＲ5574836	2016/ 2/ 4	2025/ 8/ 4
ＴＲ5632849	2016/ 2/10	2025/ 8/ 4
ＴＲ5719388	2016/ 3/ 1	2025/ 8/ 4
ＴＲ6039261	2016/ 4/20	2025/ 8/ 4
ＴＲ6124344	2016/ 5/13	2025/ 8/ 4
ＴＲ6761393	2016/ 9/16	2025/ 8/ 4
ＴＲ6883616	2016/10/ 7	2025/ 8/ 4
ＴＲ6956837	2016/10/19	2025/ 8/ 4
ＴＲ7373777	2017/ 1/12	2025/ 8/ 4
ＴＲ7609153	2017/ 2/ 6	2025/ 8/ 4
ＴＲ7808465	2017/ 3/13	2025/ 8/ 4
ＴＲ7864918	2017/ 3/15	2025/ 8/ 4
ＴＲ7888337	2017/ 3/16	2025/ 8/ 4
ＴＲ8719086	2017/ 7/24	2025/ 8/ 4
ＴＲ8800034	2017/ 7/25	2025/ 8/ 4
ＴＲ8829830	2017/ 8/ 2	2025/ 8/ 4
ＴＲ8851117	2017/ 8/14	2025/ 8/ 4
ＴＲ9000185	2017/ 8/23	2025/ 8/ 4
ＴＲ9023740	2017/ 9/ 4	2025/ 8/ 4
ＴＲ9370446	2017/10/25	2025/ 8/ 4
ＴＲ9453456	2017/11/10	2025/ 8/ 4
ＴＲ9504633	2017/11/16	2025/ 8/ 4
ＴＲ9590970	2017/11/30	2025/ 8/ 4
ＴＳ0344789	2018/ 3/16	2025/ 8/ 4
ＴＳ0388724	2018/ 3/23	2025/ 8/ 4
ＴＳ0462488	2019/ 1/28	2025/ 8/ 4
ＴＳ1637133	2018/ 9/ 5	2025/ 8/ 4
ＴＳ1837293	2018/10/ 5	2025/ 8/ 4
ＴＳ2013738	2018/11/ 1	2025/ 8/ 4
ＴＳ2099551	2018/11/15	2025/ 8/ 4
ＴＳ2168152	2018/11/26	2025/ 8/ 4
ＴＳ2769732	2019/ 2/ 7	2025/ 8/ 4
ＴＳ2838550	2019/ 2/25	2025/ 8/ 4
ＴＳ3064987	2019/ 3/20	2025/ 8/ 4
ＴＳ3495706	2019/ 5/23	2025/ 8/ 4

ＴＳ3786982	2019/ 6/21	2025/ 8/ 4	ＴＺ1089782	2015/10/22	2025/ 8/ 4	ＴＲ6893145	2016/10/13	2025/ 8/ 5	ＴＳ4079604	2019/ 8/ 6	2025/ 8/ 5
ＴＳ3866518	2019/ 7/11	2025/ 8/ 4	ＴＺ1263764	2018/ 3/28	2025/ 8/ 4	ＴＲ6975724	2016/11/ 4	2025/ 8/ 5	ＴＳ4130673	2019/ 8/ 8	2025/ 8/ 5
ＴＳ4331329	2019/ 8/28	2025/ 8/ 4	ＭＪ1189910	2020/10/29	2025/ 8/ 5	ＴＲ7292852	2016/12/16	2025/ 8/ 5	ＴＳ4137361	2019/ 8/ 7	2025/ 8/ 5
ＴＳ4441986	2019/ 9/17	2025/ 8/ 4	ＭＪ1255712	2020/10/ 7	2025/ 8/ 5	ＴＲ7390244	2017/ 1/25	2025/ 8/ 5	ＴＳ4650048	2019/10/25	2025/ 8/ 5
ＴＳ4456554	2019/ 9/27	2025/ 8/ 4	ＭＪ1587850	2022/ 6/ 7	2025/ 8/ 5	ＴＲ7396496	2017/ 1/10	2025/ 8/ 5	ＴＳ4948980	2019/12/19	2025/ 8/ 5
ＴＳ4830581	2019/11/22	2025/ 8/ 4	ＭＪ1651424	2022/ 9/ 2	2025/ 8/ 5	ＴＲ7465703	2017/ 1/16	2025/ 8/ 5	ＴＳ4970839	2019/12/12	2025/ 8/ 5
ＴＳ5285636	2020/ 1/28	2025/ 8/ 4	ＭＪ1720674	2022/10/24	2025/ 8/ 5	ＴＲ7541020	2017/ 1/27	2025/ 8/ 5	ＴＳ5192858	2020/ 1/17	2025/ 8/ 5
ＴＳ5366018	2020/ 1/31	2025/ 8/ 4	ＭＪ1825940	2023/ 2/ 7	2025/ 8/ 5	ＴＲ7598613	2017/ 2/ 9	2025/ 8/ 5	ＴＳ5352968	2020/ 2/ 4	2025/ 8/ 5
ＴＳ5374021	2020/ 1/29	2025/ 8/ 4	ＭＪ2191654	2023/ 6/ 8	2025/ 8/ 5	ＴＲ7838296	2017/ 3/15	2025/ 8/ 5	ＴＳ5417967	2020/ 2/10	2025/ 8/ 5
ＴＴ1048462	2020/ 2/25	2025/ 8/ 4	ＭＪ2515024	2023/ 8/25	2025/ 8/ 5	ＴＲ8042342	2017/ 4/18	2025/ 8/ 5	ＴＴ1732812	2021/ 5/12	2025/ 8/ 5
ＴＴ1734850	2021/ 3/24	2025/ 8/ 4	ＭＪ2606376	2023/ 9/21	2025/ 8/ 5	ＴＲ8131229	2017/ 4/17	2025/ 8/ 5	ＴＴ1860049	2021/ 7/ 6	2025/ 8/ 5
ＴＴ1869150	2021/ 9/15	2025/ 8/ 4	ＭＪ2609512	2023/ 9/27	2025/ 8/ 5	ＴＲ8441518	2017/ 6/ 2	2025/ 8/ 5	ＴＴ1924179	2021/12/14	2025/ 8/ 5
ＴＴ1945634	2021/11/24	2025/ 8/ 4	ＭＪ2817783	2023/12/20	2025/ 8/ 5	ＴＲ8516204	2017/ 6/23	2025/ 8/ 5	ＴＴ1997330	2022/ 1/26	2025/ 8/ 5
ＴＴ2037645	2022/ 2/18	2025/ 8/ 4	ＭＪ3025038	2024/ 1/24	2025/ 8/ 5	ＴＲ8736635	2017/ 7/25	2025/ 8/ 5	ＴＴ2066362	2022/ 3/23	2025/ 8/ 5
ＴＴ2407640	2022/ 8/16	2025/ 8/ 4	ＭＪ3210437	2024/ 3/15	2025/ 8/ 5	ＴＲ8884864	2017/ 8/16	2025/ 8/ 5	ＴＴ2165679	2022/ 5/13	2025/ 8/ 5
ＴＴ2463374	2022/ 8/29	2025/ 8/ 4	ＭＪ3316935	2024/ 5/13	2025/ 8/ 5	ＴＲ8895639	2017/ 8/18	2025/ 8/ 5	ＴＴ2450840	2022/ 9/ 6	2025/ 8/ 5
ＴＴ2546543	2022/10/11	2025/ 8/ 4	ＭＪ3370733	2024/ 5/17	2025/ 8/ 5	ＴＲ9007671	2017/ 8/24	2025/ 8/ 5	ＴＴ2745423	2022/11/29	2025/ 8/ 5
ＴＴ2754816	2022/12/ 2	2025/ 8/ 4	ＭＪ3782461	2024/ 7/30	2025/ 8/ 5	ＴＲ9858061	2018/ 1/ 5	2025/ 8/ 5	ＴＴ2777828	2023/ 1/19	2025/ 8/ 5
ＴＴ2809301	2022/11/30	2025/ 8/ 4	ＭＪ3881219	2024/ 8/15	2025/ 8/ 5	ＴＳ0009967	2018/ 2/13	2025/ 8/ 5	ＴＴ2864475	2022/12/28	2025/ 8/ 5
ＴＴ3021101	2023/ 1/31	2025/ 8/ 4	ＭＪ3970063	2024/10/ 4	2025/ 8/ 5	ＴＳ0049699	2018/ 1/30	2025/ 8/ 5	ＴＴ3066129	2023/ 2/ 8	2025/ 8/ 5
ＴＴ3038000	2023/ 2/17	2025/ 8/ 4	ＭＪ4161382	2024/11/26	2025/ 8/ 5	ＴＳ0315840	2018/ 3/13	2025/ 8/ 5	ＴＴ3852115	2023/ 6/12	2025/ 8/ 5
ＴＴ3048196	2023/ 2/ 8	2025/ 8/ 4	ＭＪ4212943	2024/12/10	2025/ 8/ 5	ＴＳ0489438	2018/ 4/ 5	2025/ 8/ 5	ＴＴ4003834	2023/ 7/ 4	2025/ 8/ 5
ＴＴ3223729	2023/ 3/30	2025/ 8/ 4	ＭＪ4452176	2025/ 3/ 5	2025/ 8/ 5	ＴＳ0751928	2018/ 5/17	2025/ 8/ 5	ＴＴ4213000	2023/ 8/ 4	2025/ 8/ 5
ＴＴ3362705	2023/ 4/ 5	2025/ 8/ 4	ＭＪ4558522	2025/ 3/14	2025/ 8/ 5	ＴＳ0963617	2018/ 6/13	2025/ 8/ 5	ＴＴ4291723	2023/ 8/28	2025/ 8/ 5
ＴＴ3647948	2023/ 5/22	2025/ 8/ 4	ＭＶ0086875	2025/ 4/ 9	2025/ 8/ 5	ＴＳ1177701	2018/ 7/13	2025/ 8/ 5	ＴＴ4445533	2023/ 8/25	2025/ 8/ 5
ＴＴ3691661	2023/ 5/31	2025/ 8/ 4	ＭＶ0566845	2025/ 7/15	2025/ 8/ 5	ＴＳ1183624	2018/ 7/ 4	2025/ 8/ 5	ＴＴ5341194	2024/ 1/30	2025/ 8/ 5
ＴＴ3765703	2023/ 6/12	2025/ 8/ 4	ＭＺ2102135	2022/ 6/ 7	2025/ 8/ 5	ＴＳ1430916	2018/ 8/14	2025/ 8/ 5	ＴＴ5359249	2024/ 1/23	2025/ 8/ 5
ＴＴ4235973	2023/ 7/29	2025/ 8/ 4	ＴＭ0326217	2025/ 5/13	2025/ 8/ 5	ＴＳ1441973	2018/ 8/16	2025/ 8/ 5	ＴＴ5545979	2024/ 2/22	2025/ 8/ 5
ＴＴ4247358	2023/ 8/28	2025/ 8/ 4	ＴＭ0484871	2025/ 5/30	2025/ 8/ 5	ＴＳ1685668	2018/ 8/31	2025/ 8/ 5	ＴＴ5995757	2024/ 4/15	2025/ 8/ 5
ＴＴ4270966	2023/ 8/15	2025/ 8/ 4	ＴＭ0659672	2025/ 6/26	2025/ 8/ 5	ＴＳ1781953	2018/10/ 2	2025/ 8/ 5	ＴＴ6187155	2024/ 5/29	2025/ 8/ 5
ＴＴ4341512	2023/ 8/21	2025/ 8/ 4	ＴＲ4370452	2015/ 8/14	2025/ 8/ 5	ＴＳ1979640	2018/10/31	2025/ 8/ 5	ＴＴ6286017	2024/ 6/19	2025/ 8/ 5
ＴＴ4418305	2023/ 9/ 5	2025/ 8/ 4	ＴＲ4530408	2015/ 8/12	2025/ 8/ 5	ＴＳ1985283	2018/10/30	2025/ 8/ 5	ＴＴ6443599	2024/ 6/20	2025/ 8/ 5
ＴＴ4503922	2023/ 8/30	2025/ 8/ 4	ＴＲ4586047	2015/ 8/11	2025/ 8/ 5	ＴＳ2115641	2018/11/14	2025/ 8/ 5	ＴＴ6631655	2024/ 8/ 5	2025/ 8/ 5
ＴＴ4655156	2023/10/ 3	2025/ 8/ 4	ＴＲ4767542	2015/ 9/28	2025/ 8/ 5	ＴＳ2344511	2018/12/20	2025/ 8/ 5	ＴＴ7442926	2024/12/10	2025/ 8/ 5
ＴＴ4761837	2023/10/13	2025/ 8/ 4	ＴＲ4934951	2015/ 9/16	2025/ 8/ 5	ＴＳ2581498	2019/ 1/21	2025/ 8/ 5	ＴＴ7912322	2025/ 2/10	2025/ 8/ 5
ＴＴ4946493	2023/11/30	2025/ 8/ 4	ＴＲ4951841	2015/11/24	2025/ 8/ 5	ＴＳ2585882	2019/ 1/21	2025/ 8/ 5	ＴＴ8039106	2025/ 3/ 5	2025/ 8/ 5
ＴＴ5431222	2024/ 2/ 8	2025/ 8/ 4	ＴＲ5063005	2015/11/ 2	2025/ 8/ 5	ＴＳ2961610	2019/ 3/ 8	2025/ 8/ 5	ＴＴ8050460	2025/ 2/19	2025/ 8/ 5
ＴＴ5503578	2024/ 2/ 8	2025/ 8/ 4	ＴＲ5088523	2015/12/15	2025/ 8/ 5	ＴＳ3314078	2019/ 4/ 3	2025/ 8/ 5	ＴＺ1165543	2016/12/14	2025/ 8/ 5
ＴＴ5579384	2024/ 3/ 5	2025/ 8/ 4	ＴＲ5224268	2016/ 1/12	2025/ 8/ 5	ＴＳ3465162	2019/ 5/24	2025/ 8/ 5	ＴＺ2132774	2022/ 6/ 8	2025/ 8/ 5
ＴＴ5893669	2024/ 3/22	2025/ 8/ 4	ＴＲ5244099	2015/12/10	2025/ 8/ 5	ＴＳ3533227	2019/ 5/20	2025/ 8/ 5	ＴＺ2149982	2022/ 9/26	2025/ 8/ 5
ＴＴ6460704	2024/ 7/12	2025/ 8/ 4	ＴＲ5274640	2015/12/14	2025/ 8/ 5	ＴＳ3713597	2019/ 6/25	2025/ 8/ 5	ＴＺ2201127	2023/ 9/20	2025/ 8/ 5
ＴＴ6498502	2024/ 7/26	2025/ 8/ 4	ＴＲ5348817	2016/ 1/20	2025/ 8/ 5	ＴＳ3820395	2019/ 6/28	2025/ 8/ 5	ＴＺ2208536	2024/ 1/ 5	2025/ 8/ 5
ＴＴ6529275	2024/ 7/12	2025/ 8/ 4	ＴＲ5351256	2016/ 1/26	2025/ 8/ 5	ＴＳ3877137	2019/ 7/11	2025/ 8/ 5	ＭＪ1228868	2020/ 9/ 4	2025/ 8/ 6
ＴＴ6717801	2024/ 8/16	2025/ 8/ 4	ＴＲ5546032	2016/ 2/10	2025/ 8/ 5	ＴＳ3914260	2019/ 7/16	2025/ 8/ 5	ＭＪ1268824	2021/ 1/ 5	2025/ 8/ 6
ＴＴ7741803	2025/ 1/24	2025/ 8/ 4	ＴＲ6141773	2016/ 5/12	2025/ 8/ 5	ＴＳ3915137	2019/ 7/24	2025/ 8/ 5	ＭＪ1279689	2021/ 9/21	2025/ 8/ 6
ＴＴ8062516	2025/ 2/23	2025/ 8/ 4	ＴＲ6488206	2016/ 8/10	2025/ 8/ 5	ＴＳ3976630	2019/ 7/26	2025/ 8/ 5	ＭＪ1297247	2021/12/ 8	2025/ 8/ 6

ＭＪ1391761	2023/ 3/ 1	2025/ 8/ 6	ＴＲ9213087	2017/ 9/29	2025/ 8/ 6	ＴＴ4191919	2023/ 8/ 3	2025/ 8/ 6	ＴＲ5264008	2015/11/27	2025/ 8/ 7
ＭＪ1417325	2021/ 6/14	2025/ 8/ 6	ＴＲ9243682	2017/ 9/27	2025/ 8/ 6	ＴＴ4267515	2023/ 8/ 7	2025/ 8/ 6	ＴＲ5644888	2016/ 2/19	2025/ 8/ 7
ＭＪ1893065	2023/ 2/20	2025/ 8/ 6	ＴＲ9796050	2018/ 1/10	2025/ 8/ 6	ＴＴ4604850	2023/ 9/29	2025/ 8/ 6	ＴＲ5672531	2016/ 2/16	2025/ 8/ 7
ＭＪ1933634	2023/ 3/24	2025/ 8/ 6	ＴＲ9980974	2018/ 2/ 2	2025/ 8/ 6	ＴＴ4765475	2023/10/23	2025/ 8/ 6	ＴＲ5702854	2016/ 3/17	2025/ 8/ 7
ＭＪ1953553	2023/ 3/31	2025/ 8/ 6	ＴＳ0148825	2018/ 2/ 9	2025/ 8/ 6	ＴＴ4775670	2023/10/25	2025/ 8/ 6	ＴＲ5769493	2016/ 4/19	2025/ 8/ 7
ＭＪ1953554	2023/ 3/31	2025/ 8/ 6	ＴＳ0369457	2018/ 3/19	2025/ 8/ 6	ＴＴ5629532	2024/ 3/26	2025/ 8/ 6	ＴＲ6000053	2016/ 4/20	2025/ 8/ 7
ＭＪ2571554	2023/ 8/31	2025/ 8/ 6	ＴＳ0636912	2018/ 5/ 2	2025/ 8/ 6	ＴＴ6104077	2024/ 5/ 9	2025/ 8/ 6	ＴＲ6089181	2016/ 5/ 2	2025/ 8/ 7
ＭＪ3432304	2024/ 5/21	2025/ 8/ 6	ＴＳ0710222	2018/ 5/18	2025/ 8/ 6	ＴＴ6672787	2024/ 8/14	2025/ 8/ 6	ＴＲ6231008	2016/ 5/30	2025/ 8/ 7
ＭＪ4096295	2024/12/26	2025/ 8/ 6	ＴＳ0916327	2018/ 6/25	2025/ 8/ 6	ＴＴ7154876	2024/10/16	2025/ 8/ 6	ＴＲ6339934	2016/ 7/27	2025/ 8/ 7
ＭＶ0318341	2025/ 6/ 5	2025/ 8/ 6	ＴＳ1011496	2018/ 6/20	2025/ 8/ 6	ＴＴ7458941	2025/ 1/ 9	2025/ 8/ 6	ＴＲ6383695	2016/ 7/22	2025/ 8/ 7
ＭＶ0497860	2025/ 7/ 3	2025/ 8/ 6	ＴＳ1293965	2018/ 7/25	2025/ 8/ 6	ＴＴ7780412	2025/ 1/22	2025/ 8/ 6	ＴＲ6466060	2016/ 8/ 5	2025/ 8/ 7
ＭＶ0497861	2025/ 7/ 3	2025/ 8/ 6	ＴＳ1411297	2018/ 8/21	2025/ 8/ 6	ＴＴ7995272	2025/ 2/19	2025/ 8/ 6	ＴＲ6521498	2016/ 8/19	2025/ 8/ 7
ＭＺ2200563	2024/ 2/14	2025/ 8/ 6	ＴＳ1418403	2018/ 8/16	2025/ 8/ 6	ＴＺ1122632	2016/ 4/20	2025/ 8/ 6	ＴＲ6678067	2016/ 9/28	2025/ 8/ 7
ＴＭ0704036	2025/ 7/ 3	2025/ 8/ 6	ＴＳ1502176	2018/ 9/ 6	2025/ 8/ 6	ＴＺ1282558	2018/ 5/28	2025/ 8/ 6	ＴＲ6935952	2016/10/31	2025/ 8/ 7
ＴＭ0704037	2025/ 7/ 3	2025/ 8/ 6	ＴＳ1692039	2018/ 9/14	2025/ 8/ 6	ＴＺ2149628	2022/10/ 6	2025/ 8/ 6	ＴＲ7076771	2016/11/15	2025/ 8/ 7
ＴＭ0743840	2025/ 7/ 9	2025/ 8/ 6	ＴＳ1832299	2018/10/ 3	2025/ 8/ 6	ＭＪ1309225	2021/ 1/12	2025/ 8/ 7	ＴＲ7138134	2016/12/ 1	2025/ 8/ 7
ＴＲ3289403	2016/ 5/26	2025/ 8/ 6	ＴＳ2036118	2018/11/ 5	2025/ 8/ 6	ＭＪ1370063	2021/ 5/27	2025/ 8/ 7	ＴＲ7305094	2016/12/28	2025/ 8/ 7
ＴＲ3389041	2016/ 6/14	2025/ 8/ 6	ＴＳ2293276	2018/12/17	2025/ 8/ 6	ＭＪ1394666	2021/ 7/27	2025/ 8/ 7	ＴＲ7402129	2017/ 1/20	2025/ 8/ 7
ＴＲ3389866	2016/ 6/16	2025/ 8/ 6	ＴＳ2448408	2019/ 1/22	2025/ 8/ 6	ＭＪ1499141	2022/ 2/24	2025/ 8/ 7	ＴＲ7735993	2017/ 2/20	2025/ 8/ 7
ＴＲ4724584	2015/ 8/24	2025/ 8/ 6	ＴＳ2821711	2019/ 2/15	2025/ 8/ 6	ＭＪ1534806	2022/ 8/ 2	2025/ 8/ 7	ＴＲ8037457	2017/ 4/10	2025/ 8/ 7
ＴＲ4912961	2015/ 9/30	2025/ 8/ 6	ＴＳ3053335	2019/ 3/27	2025/ 8/ 6	ＭＪ1651009	2022/ 8/19	2025/ 8/ 7	ＴＲ8460679	2017/ 6/ 9	2025/ 8/ 7
ＴＲ4957631	2015/10/30	2025/ 8/ 6	ＴＳ3499622	2019/ 5/23	2025/ 8/ 6	ＭＪ1888638	2023/ 2/ 8	2025/ 8/ 7	ＴＲ8684452	2017/ 7/ 6	2025/ 8/ 7
ＴＲ5055458	2015/11/ 9	2025/ 8/ 6	ＴＳ3666955	2019/ 6/11	2025/ 8/ 6	ＭＪ1979716	2023/ 4/12	2025/ 8/ 7	ＴＲ8745565	2017/ 7/18	2025/ 8/ 7
ＴＲ5296218	2016/ 1/ 4	2025/ 8/ 6	ＴＳ3726053	2019/ 6/21	2025/ 8/ 6	ＭＪ2464472	2023/ 7/31	2025/ 8/ 7	ＴＲ9010425	2017/ 8/29	2025/ 8/ 7
ＴＲ5407634	2016/ 1/12	2025/ 8/ 6	ＴＳ3790438	2019/ 6/26	2025/ 8/ 6	ＭＪ2787344	2024/ 1/14	2025/ 8/ 7	ＴＲ9221977	2017/ 9/28	2025/ 8/ 7
ＴＲ5671415	2016/ 2/22	2025/ 8/ 6	ＴＳ3909361	2019/ 7/10	2025/ 8/ 6	ＭＪ2904001	2024/ 1/ 5	2025/ 8/ 7	ＴＲ9372507	2017/10/18	2025/ 8/ 7
ＴＲ6026247	2016/ 4/19	2025/ 8/ 6	ＴＳ4075242	2019/ 8/ 1	2025/ 8/ 6	ＭＪ3398659	2024/ 5/ 7	2025/ 8/ 7	ＴＲ9610322	2017/12/ 5	2025/ 8/ 7
ＴＲ6120198	2016/ 5/31	2025/ 8/ 6	ＴＳ4361696	2019/ 9/11	2025/ 8/ 6	ＭＪ3430484	2024/ 5/13	2025/ 8/ 7	ＴＳ0228955	2018/ 3/12	2025/ 8/ 7
ＴＲ6366956	2016/ 7/27	2025/ 8/ 6	ＴＳ4796616	2019/11/14	2025/ 8/ 6	ＭＪ3832682	2024/ 8/ 9	2025/ 8/ 7	ＴＳ1262948	2018/ 8/ 6	2025/ 8/ 7
ＴＲ6498760	2016/ 8/17	2025/ 8/ 6	ＴＳ4867042	2019/11/26	2025/ 8/ 6	ＭＪ4015823	2024/10/10	2025/ 8/ 7	ＴＳ1284160	2018/ 7/25	2025/ 8/ 7
ＴＲ6977891	2016/10/24	2025/ 8/ 6	ＴＳ5018564	2019/12/20	2025/ 8/ 6	ＭＪ4060626	2024/11/22	2025/ 8/ 7	ＴＳ1314344	2018/ 8/ 2	2025/ 8/ 7
ＴＲ7157074	2016/11/29	2025/ 8/ 6	ＴＳ5040347	2019/12/17	2025/ 8/ 6	ＭＪ4355015	2025/ 2/14	2025/ 8/ 7	ＴＳ1642727	2018/ 9/21	2025/ 8/ 7
ＴＲ7160854	2016/12/ 9	2025/ 8/ 6	ＴＴ1228571	2020/ 3/30	2025/ 8/ 6	ＭＶ0013797	2025/ 3/26	2025/ 8/ 7	ＴＳ1849946	2018/10/10	2025/ 8/ 7
ＴＲ7215612	2016/12/13	2025/ 8/ 6	ＴＴ1855552	2021/10/ 8	2025/ 8/ 6	ＭＶ0148607	2025/ 4/30	2025/ 8/ 7	ＴＳ1853843	2018/10/15	2025/ 8/ 7
ＴＲ7267173	2016/12/16	2025/ 8/ 6	ＴＴ1857596	2021/11/ 4	2025/ 8/ 6	ＭＶ0301514	2025/ 7/ 9	2025/ 8/ 7	ＴＳ1873011	2018/10/15	2025/ 8/ 7
ＴＲ7672384	2017/ 2/22	2025/ 8/ 6	ＴＴ2556450	2022/11/ 2	2025/ 8/ 6	ＭＶ0498840	2025/ 7/ 2	2025/ 8/ 7	ＴＳ1893155	2018/10/18	2025/ 8/ 7
ＴＲ7697990	2017/ 2/10	2025/ 8/ 6	ＴＴ2629297	2022/11/ 8	2025/ 8/ 6	ＭＶ0546278	2025/ 7/10	2025/ 8/ 7	ＴＳ2559017	2019/ 1/10	2025/ 8/ 7
ＴＲ8014142	2017/ 3/31	2025/ 8/ 6	ＴＴ2833200	2023/ 1/ 6	2025/ 8/ 6	ＴＭ0528706	2025/ 6/ 9	2025/ 8/ 7	ＴＳ2577918	2019/ 1/25	2025/ 8/ 7
ＴＲ8646287	2017/ 7/ 7	2025/ 8/ 6	ＴＴ2869046	2023/ 1/13	2025/ 8/ 6	ＴＲ4594432	2015/ 8/19	2025/ 8/ 7	ＴＳ2674448	2019/ 2/ 6	2025/ 8/ 7
ＴＲ8754263	2017/ 7/28	2025/ 8/ 6	ＴＴ2917530	2023/ 1/26	2025/ 8/ 6	ＴＲ4599309	2015/ 8/24	2025/ 8/ 7	ＴＳ2809407	2019/ 3/ 1	2025/ 8/ 7
ＴＲ8797637	2017/ 7/24	2025/ 8/ 6	ＴＴ2971576	2023/ 1/18	2025/ 8/ 6	ＴＲ4682142	2015/ 8/18	2025/ 8/ 7	ＴＳ3315557	2019/ 5/ 8	2025/ 8/ 7
ＴＲ8828846	2017/ 8/ 7	2025/ 8/ 6	ＴＴ2974992	2023/ 1/24	2025/ 8/ 6	ＴＲ4701248	2015/ 9/ 8	2025/ 8/ 7	ＴＳ3351947	2019/ 5/ 7	2025/ 8/ 7
ＴＲ8861490	2017/ 8/10	2025/ 8/ 6	ＴＴ3191268	2023/ 3/10	2025/ 8/ 6	ＴＲ4783729	2015/ 9/28	2025/ 8/ 7	ＴＳ3432655	2019/ 5/17	2025/ 8/ 7
ＴＲ8893816	2017/ 8/ 8	2025/ 8/ 6	ＴＴ3233742	2023/ 3/13	2025/ 8/ 6	ＴＲ4891494	2015/10/14	2025/ 8/ 7	ＴＳ3807282	2019/ 6/28	2025/ 8/ 7
ＴＲ9000015	2017/ 8/23	2025/ 8/ 6	ＴＴ3734131	2023/ 6/13	2025/ 8/ 6	ＴＲ5073482	2015/12/ 8	2025/ 8/ 7	ＴＳ3825158	2019/ 7/ 3	2025/ 8/ 7
ＴＲ9059809	2017/ 9/ 6	2025/ 8/ 6	ＴＴ3829049	2023/ 5/31	2025/ 8/ 6	ＴＲ5156633	2015/12/22	2025/ 8/ 7	ＴＳ3844054	2019/ 6/26	2025/ 8/ 7
						ＴＲ5198703	2015/11/26	2025/ 8/ 7	ＴＳ3936350	2019/ 7/12	2025/ 8/ 7

ＴＳ4228804	2019/ 8/29	2025/ 8/ 7
ＴＳ4332258	2019/ 9/18	2025/ 8/ 7
ＴＳ4807764	2019/11/14	2025/ 8/ 7
ＴＳ4837561	2019/12/ 2	2025/ 8/ 7
ＴＳ4867397	2019/11/27	2025/ 8/ 7
ＴＳ4887182	2019/11/26	2025/ 8/ 7
ＴＳ4905499	2019/12/ 3	2025/ 8/ 7
ＴＳ4994713	2019/12/26	2025/ 8/ 7
ＴＴ1356732	2020/ 5/26	2025/ 8/ 7
ＴＴ1656650	2021/ 2/26	2025/ 8/ 7
ＴＴ2022164	2022/ 2/24	2025/ 8/ 7
ＴＴ2491775	2022/ 8/16	2025/ 8/ 7
ＴＴ2992734	2023/ 2/15	2025/ 8/ 7
ＴＴ3120304	2023/ 2/17	2025/ 8/ 7
ＴＴ3246086	2023/ 3/29	2025/ 8/ 7
ＴＴ3357807	2023/ 4/10	2025/ 8/ 7
ＴＴ3434609	2023/ 4/12	2025/ 8/ 7
ＴＴ3688898	2023/ 5/26	2025/ 8/ 7
ＴＴ3835080	2023/ 6/ 1	2025/ 8/ 7
ＴＴ4707300	2023/10/13	2025/ 8/ 7
ＴＴ4762111	2023/10/12	2025/ 8/ 7
ＴＴ4871239	2023/10/22	2025/ 8/ 7
ＴＴ5225119	2024/ 1/10	2025/ 8/ 7
ＴＴ5345517	2024/ 2/ 5	2025/ 8/ 7
ＴＴ5750959	2024/ 4/ 9	2025/ 8/ 7
ＴＴ6047149	2024/ 5/ 5	2025/ 8/ 7
ＴＴ6082164	2024/ 5/ 9	2025/ 8/ 7
ＴＴ6090348	2024/ 5/ 1	2025/ 8/ 7
ＴＴ6296218	2024/ 6/14	2025/ 8/ 7
ＴＴ6431595	2024/ 7/17	2025/ 8/ 7
ＴＴ6610467	2024/ 7/23	2025/ 8/ 7
ＴＴ7172891	2024/10/23	2025/ 8/ 7
ＴＴ7354311	2024/11/18	2025/ 8/ 7
ＴＴ7752496	2025/ 1/30	2025/ 8/ 7
ＴＴ7774165	2025/ 1/23	2025/ 8/ 7
ＴＴ8046767	2025/ 3/19	2025/ 8/ 7
ＴＴ8139437	2025/ 3/26	2025/ 8/ 7
ＴＺ1077567	2015/ 8/11	2025/ 8/ 7
ＴＺ1149694	2016/ 9/ 6	2025/ 8/ 7
ＴＺ1168771	2016/12/15	2025/ 8/ 7
ＴＺ2124555	2022/ 5/31	2025/ 8/ 7
ＴＺ2125910	2022/ 6/17	2025/ 8/ 7
ＴＺ2241089	2024/10/10	2025/ 8/ 7
ＭＪ1421783	2021/ 7/15	2025/ 8/ 8
ＭＪ1518757	2022/ 5/12	2025/ 8/ 8
ＭＪ1998661	2023/ 4/12	2025/ 8/ 8
ＭＪ2037723	2023/ 4/28	2025/ 8/ 8
ＭＪ2193599	2023/ 6/15	2025/ 8/ 8
ＭＪ2418180	2023/ 7/24	2025/ 8/ 8
ＭＪ2533393	2023/ 9/ 1	2025/ 8/ 8
ＭＪ2573715	2023/ 9/12	2025/ 8/ 8
ＭＪ2573955	2023/ 9/12	2025/ 8/ 8
ＭＪ3038949	2024/ 1/31	2025/ 8/ 8
ＭＪ3450691	2024/ 5/23	2025/ 8/ 8
ＭＪ3759100	2024/ 7/18	2025/ 8/ 8
ＭＪ3839396	2024/ 8/19	2025/ 8/ 8
ＭＪ4340643	2025/ 1/23	2025/ 8/ 8
ＭＶ0163590	2025/ 5/ 7	2025/ 8/ 8
ＭＶ0219314	2025/ 5/20	2025/ 8/ 8
ＭＶ0409485	2025/ 6/13	2025/ 8/ 8
ＭＶ0513643	2025/ 7/ 7	2025/ 8/ 8
ＭＶ0559733	2025/ 7/11	2025/ 8/ 8
ＴＭ0576425	2025/ 6/16	2025/ 8/ 8
ＴＲ3374200	2016/ 6/14	2025/ 8/ 8
ＴＲ3377388	2016/ 6/ 9	2025/ 8/ 8
ＴＲ4720552	2015/ 9/ 7	2025/ 8/ 8
ＴＲ4863686	2015/10/ 9	2025/ 8/ 8
ＴＲ5204679	2015/12/ 4	2025/ 8/ 8
ＴＲ5427777	2015/12/21	2025/ 8/ 8
ＴＲ5433175	2016/ 1/13	2025/ 8/ 8
ＴＲ5713193	2016/ 3/22	2025/ 8/ 8
ＴＲ5868738	2016/ 4/ 7	2025/ 8/ 8
ＴＲ5963114	2016/ 3/31	2025/ 8/ 8
ＴＲ5973566	2016/ 4/19	2025/ 8/ 8
ＴＲ6018241	2016/ 5/ 2	2025/ 8/ 8
ＴＲ6190178	2016/ 6/ 1	2025/ 8/ 8
ＴＲ6217742	2016/ 5/23	2025/ 8/ 8
ＴＲ6295928	2016/ 7/19	2025/ 8/ 8
ＴＲ6537283	2016/ 8/19	2025/ 8/ 8
ＴＲ6850093	2016/10/ 5	2025/ 8/ 8
ＴＲ6922426	2016/10/18	2025/ 8/ 8
ＴＲ7064186	2016/11/24	2025/ 8/ 8
ＴＲ7266467	2016/12/16	2025/ 8/ 8
ＴＲ7394002	2017/ 1/25	2025/ 8/ 8
ＴＲ7770991	2017/ 2/27	2025/ 8/ 8
ＴＲ8154394	2017/ 4/25	2025/ 8/ 8
ＴＲ8157000	2017/ 4/21	2025/ 8/ 8
ＴＲ8226289	2017/ 5/ 9	2025/ 8/ 8
ＴＲ8561220	2017/ 6/23	2025/ 8/ 8
ＴＲ8832445	2017/ 8/ 8	2025/ 8/ 8
ＴＲ9339268	2017/10/11	2025/ 8/ 8
ＴＲ9377204	2017/10/24	2025/ 8/ 8
ＴＲ9526416	2017/11/16	2025/ 8/ 8
ＴＲ9714031	2017/12/18	2025/ 8/ 8
ＴＲ9975609	2018/ 2/ 1	2025/ 8/ 8
ＴＳ0270232	2018/ 3/ 6	2025/ 8/ 8
ＴＳ0730790	2018/ 5/ 9	2025/ 8/ 8
ＴＳ0850151	2018/ 5/18	2025/ 8/ 8
ＴＳ1058498	2018/ 6/26	2025/ 8/ 8
ＴＳ1058701	2018/ 6/26	2025/ 8/ 8
ＴＳ1059863	2018/ 6/28	2025/ 8/ 8
ＴＳ1308751	2018/ 7/24	2025/ 8/ 8
ＴＳ1328876	2018/ 7/31	2025/ 8/ 8
ＴＳ1373705	2018/ 8/ 8	2025/ 8/ 8
ＴＳ1598432	2018/ 8/29	2025/ 8/ 8
ＴＳ1893662	2018/10/12	2025/ 8/ 8
ＴＳ2601995	2020/ 1/20	2025/ 8/ 8
ＴＳ2833431	2019/ 2/25	2025/ 8/ 8
ＴＳ2958930	2019/ 3/12	2025/ 8/ 8
ＴＳ2966422	2019/ 3/11	2025/ 8/ 8
ＴＳ3126889	2019/ 3/29	2025/ 8/ 8
ＴＳ3183832	2019/ 4/ 9	2025/ 8/ 8
ＴＳ3520018	2019/ 5/30	2025/ 8/ 8
ＴＳ3616351	2019/ 6/20	2025/ 8/ 8
ＴＳ3646807	2019/ 6/13	2025/ 8/ 8
ＴＳ3848924	2019/ 7/ 4	2025/ 8/ 8
ＴＳ4416305	2019/ 9/11	2025/ 8/ 8
ＴＳ4527116	2019/10/ 3	2025/ 8/ 8
ＴＳ4755937	2019/11/11	2025/ 8/ 8
ＴＳ4772929	2019/11/14	2025/ 8/ 8
ＴＳ5209240	2020/ 1/21	2025/ 8/ 8
ＴＳ5265070	2020/ 1/23	2025/ 8/ 8
ＴＴ1166175	2020/ 3/26	2025/ 8/ 8
ＴＴ1536350	2020/12/ 8	2025/ 8/ 8
ＴＴ1653562	2021/ 6/ 2	2025/ 8/ 8
ＴＴ1869375	2021/ 9/16	2025/ 8/ 8
ＴＴ2026594	2022/ 2/17	2025/ 8/ 8
ＴＴ2143745	2022/ 4/ 5	2025/ 8/ 8
ＴＴ2196333	2022/ 5/27	2025/ 8/ 8
ＴＴ2317469	2022/ 7/21	2025/ 8/ 8
ＴＴ2355610	2022/ 7/ 6	2025/ 8/ 8
ＴＴ3151668	2023/ 2/28	2025/ 8/ 8
ＴＴ3185080	2023/ 3/10	2025/ 8/ 8
ＴＴ3550046	2023/ 5/15	2025/ 8/ 8
ＴＴ4019918	2023/ 7/20	2025/ 8/ 8
ＴＴ4323970	2023/ 8/22	2025/ 8/ 8
ＴＴ4401194	2023/ 8/25	2025/ 8/ 8
ＴＴ4463432	2023/ 9/12	2025/ 8/ 8
ＴＴ4660879	2023/10/ 4	2025/ 8/ 8
ＴＴ4741139	2023/10/10	2025/ 8/ 8
ＴＴ5197025	2023/12/21	2025/ 8/ 8
ＴＴ5223305	2024/ 1/16	2025/ 8/ 8
ＴＴ5250930	2024/ 1/17	2025/ 8/ 8
ＴＴ6160024	2024/ 5/ 9	2025/ 8/ 8
ＴＴ6324028	2024/ 7/12	2025/ 8/ 8
ＴＴ6591691	2024/ 7/29	2025/ 8/ 8
ＴＴ6596023	2024/ 7/24	2025/ 8/ 8
ＴＴ6714409	2024/ 8/ 2	2025/ 8/ 8
ＴＴ6729902	2024/ 8/19	2025/ 8/ 8
ＴＴ7043086	2024/ 9/18	2025/ 8/ 8
ＴＴ7197675	2024/10/16	2025/ 8/ 8
ＴＴ8160935	2025/ 3/14	2025/ 8/ 8
ＴＴ8185762	2025/ 3/25	2025/ 8/ 8
ＴＺ1148756	2016/12/21	2025/ 8/ 8
ＴＺ1330763	2019/ 1/28	2025/ 8/ 8
ＴＺ2277398	2024/12/18	2025/ 8/ 8
ＴＴ1890003	2021/ 9/14	2025/ 8/10
ＭＪ1566169	2022/ 7/ 5	2025/ 8/11
ＭＪ1865031	2023/ 2/14	2025/ 8/11
ＭＪ2767449	2023/12/15	2025/ 8/11
ＭＪ4513988	2025/ 3/13	2025/ 8/11
ＭＶ0500821	2025/ 7/ 4	2025/ 8/11
ＭＺ2024053	2021/ 5/28	2025/ 8/11
ＭＺ2024069	2021/ 6/ 3	2025/ 8/11
ＴＭ0295997	2025/ 5/12	2025/ 8/11
ＴＭ0350222	2025/ 5/16	2025/ 8/11
ＴＭ0720234	2025/ 7/ 7	2025/ 8/11
ＴＲ8054553	2017/ 4/18	2025/ 8/11
ＴＲ8873580	2017/ 8/ 9	2025/ 8/11
ＴＳ1760478	2018/ 9/26	2025/ 8/11
ＴＳ2847414	2019/ 3/ 1	2025/ 8/11
ＴＳ3174210	2019/ 4/ 9	2025/ 8/11
ＴＴ1744241	2021/ 4/ 5	2025/ 8/11
ＴＴ1781757	2021/ 6/29	2025/ 8/11
ＴＴ2452265	2022/ 8/23	2025/ 8/11
ＴＴ2706846	2022/11/ 8	2025/ 8/11
ＴＴ2868106	2023/ 1/11	2025/ 8/11
ＴＴ2952007	2023/ 1/19	2025/ 8/11
ＴＴ4782040	2023/10/19	2025/ 8/11
ＴＴ5613918	2024/ 3/ 7	2025/ 8/11
ＴＴ6079004	2024/ 4/23	2025/ 8/11
ＴＴ6308990	2024/ 6/20	2025/ 8/11
ＴＴ6425688	2024/ 7/ 3	2025/ 8/11
ＴＴ6483371	2024/ 7/10	2025/ 8/11
ＴＴ6583498	2024/ 7/19	2025/ 8/11
ＴＺ2155054	2023/ 5/22	2025/ 8/11

ＴＺ2210862	2024/ 8/12	2025/ 8/11	ＴＲ6428483	2016/ 8/12	2025/ 8/12	ＴＳ1561835	2018/ 9/ 7	2025/ 8/12	ＴＴ4495991	2023/ 9/27	2025/ 8/12
ＭＪ1353441	2023/ 4/13	2025/ 8/12	ＴＲ6439874	2016/ 8/ 9	2025/ 8/12	ＴＳ1673340	2018/ 9/12	2025/ 8/12	ＴＴ4531753	2023/ 9/16	2025/ 8/12
ＭＪ1370142	2021/ 6/ 9	2025/ 8/12	ＴＲ6449534	2016/ 8/ 8	2025/ 8/12	ＴＳ1676470	2018/ 8/21	2025/ 8/12	ＴＴ4613820	2023/ 9/26	2025/ 8/12
ＭＪ1521008	2022/ 5/19	2025/ 8/12	ＴＲ6565500	2016/ 8/22	2025/ 8/12	ＴＳ2002306	2018/10/30	2025/ 8/12	ＴＴ4679504	2023/ 9/21	2025/ 8/12
ＭＪ1624430	2022/11/30	2025/ 8/12	ＴＲ6851981	2016/ 9/29	2025/ 8/12	ＴＳ2208074	2018/12/ 3	2025/ 8/12	ＴＴ5105193	2023/12/ 7	2025/ 8/12
ＭＪ1721204	2022/10/28	2025/ 8/12	ＴＲ6853925	2016/10/ 5	2025/ 8/12	ＴＳ2225187	2018/12/ 3	2025/ 8/12	ＴＴ5249580	2024/ 1/15	2025/ 8/12
ＭＪ1747553	2022/12/ 8	2025/ 8/12	ＴＲ6854336	2016/10/ 7	2025/ 8/12	ＴＳ2334174	2018/12/21	2025/ 8/12	ＴＴ5338959	2024/ 1/15	2025/ 8/12
ＭＪ1845364	2023/ 1/17	2025/ 8/12	ＴＲ6854337	2016/10/ 7	2025/ 8/12	ＴＳ2914792	2019/ 3/ 8	2025/ 8/12	ＴＴ5447074	2024/ 2/20	2025/ 8/12
ＭＪ1937790	2023/ 3/ 7	2025/ 8/12	ＴＲ6865480	2016/10/11	2025/ 8/12	ＴＳ2941532	2019/ 3/ 6	2025/ 8/12	ＴＴ5731663	2024/ 3/14	2025/ 8/12
ＭＪ2104581	2023/ 6/ 8	2025/ 8/12	ＴＲ6963710	2016/11/ 2	2025/ 8/12	ＴＳ3007791	2019/ 3/19	2025/ 8/12	ＴＴ5802986	2024/ 4/ 4	2025/ 8/12
ＭＪ2239702	2023/ 6/ 8	2025/ 8/12	ＴＲ6976959	2016/10/19	2025/ 8/12	ＴＳ3318432	2019/ 4/26	2025/ 8/12	ＴＴ5948405	2024/ 4/23	2025/ 8/12
ＭＪ2326115	2023/ 7/ 6	2025/ 8/12	ＴＲ7056015	2016/11/ 4	2025/ 8/12	ＴＳ3439018	2019/ 5/22	2025/ 8/12	ＴＴ6160364	2024/ 5/10	2025/ 8/12
ＭＪ2360683	2023/ 7/25	2025/ 8/12	ＴＲ7173677	2016/11/28	2025/ 8/12	ＴＳ3481937	2019/ 6/14	2025/ 8/12	ＴＴ6397521	2024/ 7/ 2	2025/ 8/12
ＭＪ2413025	2023/ 7/31	2025/ 8/12	ＴＲ7181181	2016/12/ 5	2025/ 8/12	ＴＳ4013603	2019/ 7/25	2025/ 8/12	ＴＴ6610201	2024/ 7/23	2025/ 8/12
ＭＪ2491098	2023/ 9/ 8	2025/ 8/12	ＴＲ7235909	2016/12/ 8	2025/ 8/12	ＴＳ4153188	2019/ 8/ 9	2025/ 8/12	ＴＴ6691192	2024/ 8/ 1	2025/ 8/12
ＭＪ2657439	2023/ 9/20	2025/ 8/12	ＴＲ7244110	2016/12/19	2025/ 8/12	ＴＳ4337129	2019/ 9/ 6	2025/ 8/12	ＴＴ6726544	2024/ 8/ 9	2025/ 8/12
ＭＪ2680170	2023/10/19	2025/ 8/12	ＴＲ7398251	2017/ 1/12	2025/ 8/12	ＴＳ4557290	2019/10/ 7	2025/ 8/12	ＴＴ6734509	2024/ 8/13	2025/ 8/12
ＭＪ2860858	2023/12/18	2025/ 8/12	ＴＲ7609027	2017/ 2/ 6	2025/ 8/12	ＴＳ4886194	2019/11/26	2025/ 8/12	ＴＴ7016418	2024/ 9/11	2025/ 8/12
ＭＪ2890056	2023/12/20	2025/ 8/12	ＴＲ7911523	2017/ 3/31	2025/ 8/12	ＴＳ4964076	2019/12/12	2025/ 8/12	ＴＴ7745850	2025/ 1/20	2025/ 8/12
ＭＪ2921369	2023/12/25	2025/ 8/12	ＴＲ8356137	2017/ 5/26	2025/ 8/12	ＴＳ5111649	2019/12/27	2025/ 8/12	ＴＴ7939434	2025/ 2/10	2025/ 8/12
ＭＪ3218302	2024/ 3/15	2025/ 8/12	ＴＲ8416487	2017/ 6/ 7	2025/ 8/12	ＴＴ1152892	2020/ 2/23	2025/ 8/12	ＴＴ7977976	2025/ 3/18	2025/ 8/12
ＭＪ3402585	2024/ 5/17	2025/ 8/12	ＴＲ8508042	2017/ 6/15	2025/ 8/12	ＴＴ1320799	2020/ 6/24	2025/ 8/12	ＴＴ8210783	2025/ 3/15	2025/ 8/12
ＭＶ0038746	2025/ 4/ 3	2025/ 8/12	ＴＲ8579769	2017/ 6/23	2025/ 8/12	ＴＴ1458489	2020/ 9/15	2025/ 8/12	ＴＺ1184385	2017/ 1/16	2025/ 8/12
ＭＶ0051120	2025/ 4/21	2025/ 8/12	ＴＲ8665738	2017/ 7/14	2025/ 8/12	ＴＴ1805710	2021/ 6/17	2025/ 8/12	ＴＺ1375056	2019/ 9/ 3	2025/ 8/12
ＭＶ0086977	2025/ 4/ 8	2025/ 8/12	ＴＲ8704415	2017/ 7/24	2025/ 8/12	ＴＴ1990267	2021/12/ 9	2025/ 8/12	ＭＪ1440867	2021/ 6/ 4	2025/ 8/13
ＭＶ0293761	2025/ 6/27	2025/ 8/12	ＴＲ8773012	2017/ 7/28	2025/ 8/12	ＴＴ1990268	2021/12/ 9	2025/ 8/12	ＭＪ1519459	2022/ 4/ 4	2025/ 8/13
ＭＺ2110575	2022/ 4/20	2025/ 8/12	ＴＲ8817453	2017/ 8/ 1	2025/ 8/12	ＴＴ2204822	2022/ 6/15	2025/ 8/12	ＭＪ1549103	2022/ 5/11	2025/ 8/13
ＴＭ0345502	2025/ 5/16	2025/ 8/12	ＴＲ8914203	2017/ 8/18	2025/ 8/12	ＴＴ2297048	2022/ 7/ 5	2025/ 8/12	ＭＪ1627002	2022/ 8/ 3	2025/ 8/13
ＴＭ0384712	2025/ 5/20	2025/ 8/12	ＴＲ9208534	2017/ 9/20	2025/ 8/12	ＴＴ2481470	2022/ 9/29	2025/ 8/12	ＭＪ1776762	2022/12/ 5	2025/ 8/13
ＴＭ0410955	2025/ 5/27	2025/ 8/12	ＴＲ9334733	2017/10/17	2025/ 8/12	ＴＴ2584986	2022/10/13	2025/ 8/12	ＭＪ1913501	2023/ 3/ 2	2025/ 8/13
ＴＭ0523647	2025/ 6/ 6	2025/ 8/12	ＴＲ9387481	2017/10/25	2025/ 8/12	ＴＴ2697855	2022/11/15	2025/ 8/12	ＭＪ1919410	2023/ 3/20	2025/ 8/13
ＴＲ3306139	2016/ 5/30	2025/ 8/12	ＴＲ9394301	2017/10/17	2025/ 8/12	ＴＴ2759351	2022/11/24	2025/ 8/12	ＭＪ2038519	2023/ 5/25	2025/ 8/13
ＴＲ3359598	2016/ 6/ 9	2025/ 8/12	ＴＲ9532817	2017/11/13	2025/ 8/12	ＴＴ2810098	2022/12/ 7	2025/ 8/12	ＭＪ2059267	2023/ 4/14	2025/ 8/13
ＴＲ3401361	2016/ 6/15	2025/ 8/12	ＴＲ9539386	2017/11/21	2025/ 8/12	ＴＴ2858976	2023/ 1/12	2025/ 8/12	ＭＪ2181336	2023/ 6/23	2025/ 8/13
ＴＲ4484933	2015/ 8/20	2025/ 8/12	ＴＲ9544693	2017/11/21	2025/ 8/12	ＴＴ2870622	2023/ 1/18	2025/ 8/12	ＭＪ2425452	2023/ 8/21	2025/ 8/13
ＴＲ4571725	2015/ 8/13	2025/ 8/12	ＴＲ9913699	2018/ 2/ 5	2025/ 8/12	ＴＴ3004998	2023/ 2/17	2025/ 8/12	ＭＪ2655565	2023/10/16	2025/ 8/13
ＴＲ4840979	2015/10/ 9	2025/ 8/12	ＴＲ9922474	2018/ 1/12	2025/ 8/12	ＴＴ3480260	2023/ 5/ 1	2025/ 8/12	ＭＪ2915725	2023/12/15	2025/ 8/13
ＴＲ5037165	2015/11/ 5	2025/ 8/12	ＴＳ0071957	2018/ 2/ 6	2025/ 8/12	ＴＴ3640661	2023/ 5/22	2025/ 8/12	ＭＪ3297806	2024/ 4/10	2025/ 8/13
ＴＲ5293082	2016/ 2/15	2025/ 8/12	ＴＳ0118351	2018/ 2/19	2025/ 8/12	ＴＴ3834232	2023/ 6/14	2025/ 8/12	ＭＪ3544480	2024/ 6/28	2025/ 8/13
ＴＲ5304468	2016/ 1/26	2025/ 8/12	ＴＳ0853190	2018/ 5/21	2025/ 8/12	ＴＴ3838557	2023/ 6/14	2025/ 8/12	ＭＪ3621458	2024/ 7/ 5	2025/ 8/13
ＴＲ5345766	2016/ 1/14	2025/ 8/12	ＴＳ1083432	2018/ 6/29	2025/ 8/12	ＴＴ3852780	2023/ 6/13	2025/ 8/12	ＭＪ3664461	2024/ 7/ 8	2025/ 8/13
ＴＲ5366808	2015/12/ 2	2025/ 8/12	ＴＳ1182079	2018/ 7/18	2025/ 8/12	ＴＴ3901745	2023/ 6/27	2025/ 8/12	ＭＪ4118380	2024/10/30	2025/ 8/13
ＴＲ5429028	2015/12/25	2025/ 8/12	ＴＳ1189131	2018/ 7/23	2025/ 8/12	ＴＴ4152081	2023/ 7/25	2025/ 8/12	ＭＪ4232327	2025/ 1/ 7	2025/ 8/13
ＴＲ5523629	2016/ 2/ 4	2025/ 8/12	ＴＳ1283596	2018/ 7/24	2025/ 8/12	ＴＴ4181858	2023/ 8/ 3	2025/ 8/12	ＭＪ4366451	2025/ 2/12	2025/ 8/13
ＴＲ5635492	2016/ 2/18	2025/ 8/12	ＴＳ1359108	2018/ 8/ 7	2025/ 8/12	ＴＴ4237146	2023/ 8/ 2	2025/ 8/12	ＭＶ0144427	2025/ 4/28	2025/ 8/13
ＴＲ6039278	2016/ 4/20	2025/ 8/12	ＴＳ1513752	2018/ 9/ 6	2025/ 8/12	ＴＴ4345373	2023/ 8/14	2025/ 8/12	ＭＶ0157993	2025/ 5/ 2	2025/ 8/13
									ＭＶ0254041	2025/ 5/29	2025/ 8/13
									ＭＶ0507333	2025/ 7/ 7	2025/ 8/13

ＭＺ2090252	2021/12/27	2025/ 8/13	ＴＳ0793789	2018/ 5/15	2025/ 8/13	ＴＴ2814835	2022/12/14	2025/ 8/13	ＭＪ1869183	2023/ 2/28	2025/ 8/14
ＲＢ2048577	2023/11/10	2025/ 8/13	ＴＳ0920646	2018/ 6/ 6	2025/ 8/13	ＴＴ3063947	2023/ 2/15	2025/ 8/13	ＭＪ1893270	2023/ 2/21	2025/ 8/14
ＴＭ0115122	2025/ 4/ 7	2025/ 8/13	ＴＳ0988895	2018/ 6/21	2025/ 8/13	ＴＴ3093947	2023/ 2/17	2025/ 8/13	ＭＪ1936759	2023/ 3/12	2025/ 8/14
ＴＭ0184071	2025/ 4/18	2025/ 8/13	ＴＳ0995523	2018/ 6/29	2025/ 8/13	ＴＴ3354582	2023/ 4/ 4	2025/ 8/13	ＭＪ1944314	2023/ 3/30	2025/ 8/14
ＴＭ0385697	2025/ 5/23	2025/ 8/13	ＴＳ1357503	2018/ 7/27	2025/ 8/13	ＴＴ3370379	2023/ 3/20	2025/ 8/13	ＭＪ2160039	2023/ 6/ 7	2025/ 8/14
ＴＭ0429097	2025/ 6/16	2025/ 8/13	ＴＳ1480189	2018/ 9/10	2025/ 8/13	ＴＴ3487440	2023/ 4/24	2025/ 8/13	ＭＪ2278893	2023/ 6/20	2025/ 8/14
ＴＭ0518515	2025/ 6/ 5	2025/ 8/13	ＴＳ1575887	2018/ 9/ 6	2025/ 8/13	ＴＴ3560090	2023/ 5/12	2025/ 8/13	ＭＪ2594030	2023/ 9/ 4	2025/ 8/14
ＴＭ0552918	2025/ 6/12	2025/ 8/13	ＴＳ1953493	2018/10/29	2025/ 8/13	ＴＴ3570553	2023/ 5/12	2025/ 8/13	ＭＪ2785958	2023/11/11	2025/ 8/14
ＴＲ5106937	2015/11/10	2025/ 8/13	ＴＳ2182194	2018/11/30	2025/ 8/13	ＴＴ3686980	2023/ 5/29	2025/ 8/13	ＭＪ2839838	2023/12/ 6	2025/ 8/14
ＴＲ5236636	2015/12/ 4	2025/ 8/13	ＴＳ2213442	2018/12/ 5	2025/ 8/13	ＴＴ3841254	2023/ 6/29	2025/ 8/13	ＭＪ3079004	2024/ 2/20	2025/ 8/14
ＴＲ5246465	2016/ 1/ 7	2025/ 8/13	ＴＳ2908168	2019/ 3/ 7	2025/ 8/13	ＴＴ4014415	2023/ 7/ 6	2025/ 8/13	ＭＪ3338697	2024/ 4/ 5	2025/ 8/14
ＴＲ5338543	2016/ 1/ 6	2025/ 8/13	ＴＳ2952361	2019/ 3/14	2025/ 8/13	ＴＴ4184802	2023/ 7/27	2025/ 8/13	ＭＪ4525624	2025/ 3/25	2025/ 8/14
ＴＲ5355018	2015/12/21	2025/ 8/13	ＴＳ3007459	2019/ 3/14	2025/ 8/13	ＴＴ4465769	2023/ 9/15	2025/ 8/13	ＭＶ0044162	2025/ 4/ 3	2025/ 8/14
ＴＲ5380495	2016/ 1/ 8	2025/ 8/13	ＴＳ3062717	2019/ 3/28	2025/ 8/13	ＴＴ4608650	2023/ 9/13	2025/ 8/13	ＭＶ0044189	2025/ 4/ 3	2025/ 8/14
ＴＲ5511692	2016/ 2/ 5	2025/ 8/13	ＴＳ3203429	2019/ 4/16	2025/ 8/13	ＴＴ5008508	2023/11/21	2025/ 8/13	ＭＶ0315478	2025/ 6/ 6	2025/ 8/14
ＴＲ5762565	2016/ 3/10	2025/ 8/13	ＴＳ3379027	2019/ 4/26	2025/ 8/13	ＴＴ5190339	2023/12/25	2025/ 8/13	ＭＶ0316218	2025/ 6/ 6	2025/ 8/14
ＴＲ5773344	2016/ 3/17	2025/ 8/13	ＴＳ3392304	2019/ 5/ 9	2025/ 8/13	ＴＴ5219700	2024/ 1/17	2025/ 8/13	ＭＶ0415801	2025/ 6/16	2025/ 8/14
ＴＲ5789381	2016/ 3/15	2025/ 8/13	ＴＳ3503935	2019/ 5/24	2025/ 8/13	ＴＴ5242338	2024/ 1/23	2025/ 8/13	ＭＶ0559965	2025/ 7/11	2025/ 8/14
ＴＲ6176740	2016/ 5/24	2025/ 8/13	ＴＳ3642336	2019/ 6/10	2025/ 8/13	ＴＴ5597748	2024/ 2/29	2025/ 8/13	ＴＭ0169188	2025/ 4/24	2025/ 8/14
ＴＲ6304771	2016/ 7/22	2025/ 8/13	ＴＳ3720899	2019/ 6/24	2025/ 8/13	ＴＴ5803891	2024/ 4/ 9	2025/ 8/13	ＴＭ0184466	2025/ 4/18	2025/ 8/14
ＴＲ6621179	2016/ 9/ 2	2025/ 8/13	ＴＳ3824535	2019/ 7/ 9	2025/ 8/13	ＴＴ6080897	2024/ 5/ 7	2025/ 8/13	ＴＭ0209004	2025/ 4/24	2025/ 8/14
ＴＲ6694685	2016/ 9/27	2025/ 8/13	ＴＳ3875100	2019/ 7/12	2025/ 8/13	ＴＴ6149138	2024/ 5/ 9	2025/ 8/13	ＴＭ0312216	2025/ 5/13	2025/ 8/14
ＴＲ6901890	2016/10/27	2025/ 8/13	ＴＳ3938342	2019/ 7/18	2025/ 8/13	ＴＴ6195126	2024/ 6/ 6	2025/ 8/13	ＴＭ0312339	2025/ 5/13	2025/ 8/14
ＴＲ6954102	2016/11/ 4	2025/ 8/13	ＴＳ4150948	2019/ 8/ 9	2025/ 8/13	ＴＴ6305437	2024/ 6/ 5	2025/ 8/13	ＴＭ0752120	2025/ 7/11	2025/ 8/14
ＴＲ7476749	2017/ 1/25	2025/ 8/13	ＴＳ4540072	2019/10/ 8	2025/ 8/13	ＴＴ6435779	2024/ 8/ 8	2025/ 8/13	ＴＭ0864920	2025/ 7/22	2025/ 8/14
ＴＲ7476750	2017/ 1/25	2025/ 8/13	ＴＳ4673263	2019/10/25	2025/ 8/13	ＴＴ6728824	2024/ 8/14	2025/ 8/13	ＴＭ0883483	2025/ 7/25	2025/ 8/14
ＴＲ7564399	2017/ 2/ 2	2025/ 8/13	ＴＳ4768271	2019/11/ 7	2025/ 8/13	ＴＴ7031064	2024/ 9/26	2025/ 8/13	ＴＲ3426857	2016/ 6/14	2025/ 8/14
ＴＲ7658045	2017/ 2/23	2025/ 8/13	ＴＳ4798619	2019/11/14	2025/ 8/13	ＴＴ7191840	2024/10/ 9	2025/ 8/13	ＴＲ4747656	2015/10/ 1	2025/ 8/14
ＴＲ7989344	2017/ 3/31	2025/ 8/13	ＴＳ4845440	2019/11/20	2025/ 8/13	ＴＴ7246516	2024/10/18	2025/ 8/13	ＴＲ5002990	2015/11/27	2025/ 8/14
ＴＲ8427857	2017/ 6/ 7	2025/ 8/13	ＴＳ4865906	2019/11/22	2025/ 8/13	ＴＴ7263443	2024/11/20	2025/ 8/13	ＴＲ5044680	2015/12/ 1	2025/ 8/14
ＴＲ8675203	2017/ 7/11	2025/ 8/13	ＴＳ4923547	2019/12/ 3	2025/ 8/13	ＴＴ7292222	2024/10/23	2025/ 8/13	ＴＲ5103970	2015/12/10	2025/ 8/14
ＴＲ8755232	2017/ 7/25	2025/ 8/13	ＴＳ4963650	2019/12/10	2025/ 8/13	ＴＴ7739254	2025/ 2/12	2025/ 8/13	ＴＲ5464242	2016/ 1/18	2025/ 8/14
ＴＲ8779893	2017/ 7/28	2025/ 8/13	ＴＳ5077139	2019/12/24	2025/ 8/13	ＴＴ7754812	2025/ 2/ 4	2025/ 8/13	ＴＲ5506919	2016/ 1/22	2025/ 8/14
ＴＲ8833871	2017/ 7/26	2025/ 8/13	ＴＳ5261380	2020/ 1/22	2025/ 8/13	ＴＴ8056971	2025/ 3/ 3	2025/ 8/13	ＴＲ5526543	2016/ 1/26	2025/ 8/14
ＴＲ8944685	2017/ 8/21	2025/ 8/13	ＴＴ1165332	2020/ 3/ 9	2025/ 8/13	ＴＺ1146039	2016/ 8/11	2025/ 8/13	ＴＲ5556320	2016/ 1/25	2025/ 8/14
ＴＲ8976730	2017/ 8/25	2025/ 8/13	ＴＴ1272582	2020/ 4/10	2025/ 8/13	ＴＺ1229018	2017/ 8/25	2025/ 8/13	ＴＲ5589139	2016/ 1/28	2025/ 8/14
ＴＲ8999673	2017/ 8/23	2025/ 8/13	ＴＴ1359702	2020/ 5/21	2025/ 8/13	ＴＺ1246949	2017/12/12	2025/ 8/13	ＴＲ5595641	2016/ 2/ 8	2025/ 8/14
ＴＲ9116014	2017/ 9/11	2025/ 8/13	ＴＴ1553596	2020/10/22	2025/ 8/13	ＴＺ1350036	2019/ 8/ 7	2025/ 8/13	ＴＲ5739387	2016/ 2/22	2025/ 8/14
ＴＲ9143283	2017/ 9/ 1	2025/ 8/13	ＴＴ1640778	2021/ 3/25	2025/ 8/13	ＴＺ1381780	2019/10/15	2025/ 8/13	ＴＲ6188203	2016/ 5/18	2025/ 8/14
ＴＲ9172286	2017/ 9/25	2025/ 8/13	ＴＴ1804060	2021/ 8/19	2025/ 8/13	ＴＺ2009111	2020/ 5/ 8	2025/ 8/13	ＴＲ6468137	2016/ 8/ 9	2025/ 8/14
ＴＲ9372373	2017/10/18	2025/ 8/13	ＴＴ1898389	2021/12/24	2025/ 8/13	ＴＺ2190614	2023/ 5/30	2025/ 8/13	ＴＲ6497503	2016/ 8/15	2025/ 8/14
ＴＲ9482189	2017/11/20	2025/ 8/13	ＴＴ1940039	2022/ 1/ 7	2025/ 8/13	ＴＺ2207996	2023/ 9/27	2025/ 8/13	ＴＲ6506949	2016/ 8/25	2025/ 8/14
ＴＲ9839697	2018/ 1/15	2025/ 8/13	ＴＴ1996793	2022/ 4/ 7	2025/ 8/13	ＭＪ1332369	2021/12/ 7	2025/ 8/14	ＴＲ6563118	2016/ 8/22	2025/ 8/14
ＴＲ9899679	2018/ 1/25	2025/ 8/13	ＴＴ2067881	2022/ 3/ 3	2025/ 8/13	ＭＪ1409455	2021/ 3/25	2025/ 8/14	ＴＲ6594340	2016/ 8/29	2025/ 8/14
ＴＲ9977257	2018/ 1/29	2025/ 8/13	ＴＴ2089236	2022/ 4/15	2025/ 8/13	ＭＪ1417039	2021/ 5/24	2025/ 8/14	ＴＲ6657291	2016/ 9/15	2025/ 8/14
ＴＳ0070955	2018/ 2/ 9	2025/ 8/13	ＴＴ2379866	2022/ 8/12	2025/ 8/13	ＭＪ1613484	2022/ 8/ 4	2025/ 8/14	ＴＲ6779414	2016/10/ 3	2025/ 8/14
			ＴＴ2595158	2022/10/ 4	2025/ 8/13	ＭＪ1851867	2023/ 1/27	2025/ 8/14			

ＴＲ6814082	2016/10/ 3	2025/ 8/14	ＴＳ2704217	2019/ 2/12	2025/ 8/14	ＴＴ4300494	2023/ 8/23	2025/ 8/14	ＴＲ4921593	2015/10/ 1	2025/ 8/15
ＴＲ7090904	2016/11/15	2025/ 8/14	ＴＳ2761521	2019/ 2/12	2025/ 8/14	ＴＴ4375663	2023/ 9/ 1	2025/ 8/14	ＴＲ5091736	2015/11/ 4	2025/ 8/15
ＴＲ7405948	2017/ 1/27	2025/ 8/14	ＴＳ2895494	2019/ 3/ 8	2025/ 8/14	ＴＴ4460264	2023/ 9/ 6	2025/ 8/14	ＴＲ5187625	2016/ 1/ 5	2025/ 8/15
ＴＲ7502875	2017/ 1/26	2025/ 8/14	ＴＳ3288867	2019/ 4/12	2025/ 8/14	ＴＴ4843254	2023/11/21	2025/ 8/14	ＴＲ5427382	2016/ 2/15	2025/ 8/15
ＴＲ7744308	2017/ 2/24	2025/ 8/14	ＴＳ3354469	2019/ 5/24	2025/ 8/14	ＴＴ5031175	2023/12/11	2025/ 8/14	ＴＲ5488902	2016/ 1/14	2025/ 8/15
ＴＲ8001530	2017/ 3/31	2025/ 8/14	ＴＳ3421668	2019/ 5/16	2025/ 8/14	ＴＴ5153006	2023/12/15	2025/ 8/14	ＴＲ5639829	2016/ 2/22	2025/ 8/15
ＴＲ8174730	2017/ 4/26	2025/ 8/14	ＴＳ3743677	2019/ 7/ 2	2025/ 8/14	ＴＴ5534447	2024/ 2/13	2025/ 8/14	ＴＲ6029832	2016/ 4/15	2025/ 8/15
ＴＲ8332539	2017/ 5/22	2025/ 8/14	ＴＳ3862939	2019/ 7/ 9	2025/ 8/14	ＴＴ5731384	2024/ 3/14	2025/ 8/14	ＴＲ6087663	2016/ 5/ 2	2025/ 8/15
ＴＲ8367382	2017/ 5/26	2025/ 8/14	ＴＳ3957296	2019/ 7/16	2025/ 8/14	ＴＴ5762933	2024/ 3/27	2025/ 8/14	ＴＲ6266331	2016/ 7/12	2025/ 8/15
ＴＲ8404758	2017/ 5/29	2025/ 8/14	ＴＳ3963514	2019/ 7/19	2025/ 8/14	ＴＴ6148818	2024/ 5/ 9	2025/ 8/14	ＴＲ6449397	2016/ 8/ 5	2025/ 8/15
ＴＲ8563844	2017/ 6/23	2025/ 8/14	ＴＳ4374516	2019/ 9/17	2025/ 8/14	ＴＴ6369873	2024/ 6/13	2025/ 8/14	ＴＲ6556336	2016/ 9/ 2	2025/ 8/15
ＴＲ8615396	2017/ 7/ 4	2025/ 8/14	ＴＳ4435114	2019/ 9/27	2025/ 8/14	ＴＴ6375231	2024/ 6/ 6	2025/ 8/14	ＴＲ6766928	2016/ 9/16	2025/ 8/15
ＴＲ8695537	2017/ 7/13	2025/ 8/14	ＴＳ4498121	2019/10/ 1	2025/ 8/14	ＴＴ6410188	2024/ 7/ 3	2025/ 8/14	ＴＲ6797737	2016/10/ 7	2025/ 8/15
ＴＲ8726290	2017/ 7/20	2025/ 8/14	ＴＳ4682692	2019/10/20	2025/ 8/14	ＴＴ6826499	2024/ 8/22	2025/ 8/14	ＴＲ6863047	2016/10/19	2025/ 8/15
ＴＲ8747077	2017/ 7/20	2025/ 8/14	ＴＳ4719030	2019/11/14	2025/ 8/14	ＴＴ6900131	2024/ 9/13	2025/ 8/14	ＴＲ6900730	2016/10/19	2025/ 8/15
ＴＲ9080402	2017/ 9/ 4	2025/ 8/14	ＴＳ4737465	2019/11/11	2025/ 8/14	ＴＴ7258811	2024/11/ 1	2025/ 8/14	ＴＲ6909668	2016/10/14	2025/ 8/15
ＴＲ9158925	2017/ 9/19	2025/ 8/14	ＴＳ4779731	2019/10/30	2025/ 8/14	ＴＴ7458865	2025/ 1/ 7	2025/ 8/14	ＴＲ6909769	2016/10/14	2025/ 8/15
ＴＲ9199138	2017/ 9/21	2025/ 8/14	ＴＳ4851121	2019/11/18	2025/ 8/14	ＴＴ7523202	2024/11/28	2025/ 8/14	ＴＲ6939757	2016/10/25	2025/ 8/15
ＴＲ9245423	2017/ 9/27	2025/ 8/14	ＴＳ4875316	2019/11/27	2025/ 8/14	ＴＴ7965922	2025/ 2/ 5	2025/ 8/14	ＴＲ6944839	2016/11/ 7	2025/ 8/15
ＴＲ9472329	2017/11/ 8	2025/ 8/14	ＴＳ4889801	2019/11/20	2025/ 8/14	ＴＴ7981340	2025/ 3/ 6	2025/ 8/14	ＴＲ7619461	2017/ 2/ 3	2025/ 8/15
ＴＲ9492666	2017/11/10	2025/ 8/14	ＴＳ5076419	2019/12/23	2025/ 8/14	ＴＺ2107912	2022/ 1/21	2025/ 8/14	ＴＲ7628746	2017/ 2/ 7	2025/ 8/15
ＴＲ9541320	2017/11/20	2025/ 8/14	ＴＳ5124340	2020/ 1/ 8	2025/ 8/14	ＶＳ2001229	2025/ 8/12	2025/ 8/14	ＴＲ7649744	2017/ 4/24	2025/ 8/15
ＴＲ9694535	2017/12/18	2025/ 8/14	ＴＳ5263811	2020/ 1/28	2025/ 8/14	ＭＪ1659107	2022/10/14	2025/ 8/15	ＴＲ7849319	2017/ 3/ 9	2025/ 8/15
ＴＲ9805312	2018/ 1/12	2025/ 8/14	ＴＳ5399385	2020/ 2/ 6	2025/ 8/14	ＭＪ1889585	2023/ 2/14	2025/ 8/15	ＴＲ7916214	2017/ 3/15	2025/ 8/15
ＴＲ9863510	2018/ 1/23	2025/ 8/14	ＴＴ1308887	2020/ 6/ 2	2025/ 8/14	ＭＪ1960014	2023/ 3/ 3	2025/ 8/15	ＴＲ8049376	2017/ 4/ 6	2025/ 8/15
ＴＲ9891680	2018/ 1/17	2025/ 8/14	ＴＴ1315950	2020/ 6/19	2025/ 8/14	ＭＪ2178878	2023/ 5/27	2025/ 8/15	ＴＲ8192463	2017/ 5/10	2025/ 8/15
ＴＲ9995303	2018/ 1/24	2025/ 8/14	ＴＴ1496296	2020/10/23	2025/ 8/14	ＭＪ2474109	2023/ 8/ 5	2025/ 8/15	ＴＲ8297296	2017/ 5/17	2025/ 8/15
ＴＲ9996440	2018/ 1/26	2025/ 8/14	ＴＴ1571305	2021/ 1/ 6	2025/ 8/14	ＭＪ2597425	2023/ 8/17	2025/ 8/15	ＴＲ8423522	2017/ 6/ 6	2025/ 8/15
ＴＳ0054892	2018/ 2/ 6	2025/ 8/14	ＴＴ1632215	2021/ 1/13	2025/ 8/14	ＭＪ2737517	2023/11/ 9	2025/ 8/15	ＴＲ8471520	2017/ 6/ 8	2025/ 8/15
ＴＳ0349193	2018/ 3/27	2025/ 8/14	ＴＴ1660513	2021/ 2/ 9	2025/ 8/14	ＭＪ2885529	2024/ 1/17	2025/ 8/15	ＴＲ8568082	2017/ 6/29	2025/ 8/15
ＴＳ0556547	2018/ 4/18	2025/ 8/14	ＴＴ1731051	2021/ 6/22	2025/ 8/14	ＭＪ3066585	2024/ 2/20	2025/ 8/15	ＴＲ8741033	2017/ 7/20	2025/ 8/15
ＴＳ0822443	2018/ 5/18	2025/ 8/14	ＴＴ1887417	2021/12/15	2025/ 8/14	ＭＪ3558916	2024/ 6/ 5	2025/ 8/15	ＴＲ8792638	2017/ 7/25	2025/ 8/15
ＴＳ1017675	2018/ 6/20	2025/ 8/14	ＴＴ2152287	2022/ 4/14	2025/ 8/14	ＭＪ3559030	2024/ 6/ 6	2025/ 8/15	ＴＲ8925502	2017/ 8/18	2025/ 8/15
ＴＳ1025667	2018/ 6/18	2025/ 8/14	ＴＴ2153805	2022/ 6/ 6	2025/ 8/14	ＭＪ4082306	2024/10/10	2025/ 8/15	ＴＲ9037712	2017/ 8/29	2025/ 8/15
ＴＳ1434838	2018/ 8/16	2025/ 8/14	ＴＴ2255283	2022/ 5/31	2025/ 8/14	ＭＶ0095678	2025/ 5/ 8	2025/ 8/15	ＴＲ9069217	2017/ 9/13	2025/ 8/15
ＴＳ1556354	2018/ 8/27	2025/ 8/14	ＴＴ2363819	2022/ 8/ 3	2025/ 8/14	ＭＶ0166780	2025/ 5/ 8	2025/ 8/15	ＴＲ9115052	2017/ 9/ 7	2025/ 8/15
ＴＳ1657569	2018/ 8/24	2025/ 8/14	ＴＴ2676335	2022/11/25	2025/ 8/14	ＭＶ0177230	2025/ 5/12	2025/ 8/15	ＴＲ9135897	2017/ 9/12	2025/ 8/15
ＴＳ1674134	2018/ 8/20	2025/ 8/14	ＴＴ2681326	2022/11/ 2	2025/ 8/14	ＭＺ2039335	2021/ 2/19	2025/ 8/15	ＴＲ9323297	2017/10/16	2025/ 8/15
ＴＳ2245923	2018/12/ 6	2025/ 8/14	ＴＴ2941869	2023/ 1/16	2025/ 8/14	ＭＺ2090064	2022/ 6/16	2025/ 8/15	ＴＲ9460031	2017/11/ 1	2025/ 8/15
ＴＳ2315329	2018/12/18	2025/ 8/14	ＴＴ2956429	2023/ 1/25	2025/ 8/14	ＴＭ0353840	2025/ 5/15	2025/ 8/15	ＴＲ9878682	2018/ 2/ 1	2025/ 8/15
ＴＳ2381700	2018/12/27	2025/ 8/14	ＴＴ3186870	2023/ 3/ 3	2025/ 8/14	ＴＲ3381374	2016/ 6/23	2025/ 8/15	ＴＳ0063327	2018/ 2/ 5	2025/ 8/15
ＴＳ2399050	2019/ 1/ 8	2025/ 8/14	ＴＴ3273496	2023/ 3/15	2025/ 8/14	ＴＲ3485172	2016/ 7/ 5	2025/ 8/15	ＴＳ0160421	2018/ 2/20	2025/ 8/15
ＴＳ2438501	2019/ 1/ 9	2025/ 8/14	ＴＴ3403991	2023/ 4/18	2025/ 8/14	ＴＲ3485701	2016/ 7/ 6	2025/ 8/15	ＴＳ0414903	2018/ 3/22	2025/ 8/15
ＴＳ2495198	2019/ 1/21	2025/ 8/14	ＴＴ3899694	2023/ 6/22	2025/ 8/14	ＴＲ4573184	2015/ 9/ 1	2025/ 8/15	ＴＳ0452838	2018/ 3/22	2025/ 8/15
ＴＳ2576941	2019/ 1/18	2025/ 8/14	ＴＴ3939421	2023/ 6/23	2025/ 8/14	ＴＲ4705243	2015/ 9/25	2025/ 8/15	ＴＳ0688200	2018/ 5/ 9	2025/ 8/15
ＴＳ2629497	2019/ 1/30	2025/ 8/14	ＴＴ4013346	2023/ 7/ 5	2025/ 8/14	ＴＲ4802261	2015/11/ 5	2025/ 8/15	ＴＳ0970997	2018/ 6/18	2025/ 8/15
ＴＳ2672383	2019/ 2/ 7	2025/ 8/14							ＴＳ1137662	2018/ 7/ 5	2025/ 8/15

ＴＳ1171339	2018/ 7/11	2025/ 8/15	ＴＴ5121302	2023/12/20	2025/ 8/15	ＴＭ0737815	2025/ 7/ 9	2025/ 8/18	ＴＳ0372264	2018/ 3/22	2025/ 8/18
ＴＳ1176851	2018/ 7/10	2025/ 8/15	ＴＴ5161898	2023/12/22	2025/ 8/15	ＴＭ0906011	2025/ 7/30	2025/ 8/18	ＴＳ0458302	2018/ 3/28	2025/ 8/18
ＴＳ1357505	2018/ 7/27	2025/ 8/15	ＴＴ5252133	2024/ 1/18	2025/ 8/15	ＴＲ3427652	2016/ 6/16	2025/ 8/18	ＴＳ0733170	2018/ 5/17	2025/ 8/18
ＴＳ1611601	2018/ 8/20	2025/ 8/15	ＴＴ5254978	2024/ 1/24	2025/ 8/15	ＴＲ3446454	2016/ 7/ 1	2025/ 8/18	ＴＳ0733881	2018/ 5/17	2025/ 8/18
ＴＳ1853741	2018/10/26	2025/ 8/15	ＴＴ5448242	2024/ 2/14	2025/ 8/15	ＴＲ4564304	2015/ 8/27	2025/ 8/18	ＴＳ0752018	2018/ 5/17	2025/ 8/18
ＴＳ1898726	2018/10/15	2025/ 8/15	ＴＴ5684672	2024/ 2/29	2025/ 8/15	ＴＲ4692079	2015/ 9/16	2025/ 8/18	ＴＳ0940526	2018/ 6/25	2025/ 8/18
ＴＳ1997021	2018/10/31	2025/ 8/15	ＴＴ5843223	2024/ 4/12	2025/ 8/15	ＴＲ4801753	2015/10/26	2025/ 8/18	ＴＳ1306343	2018/ 7/25	2025/ 8/18
ＴＳ1997095	2018/10/31	2025/ 8/15	ＴＴ6476432	2024/ 7/ 5	2025/ 8/15	ＴＲ4802633	2015/11/12	2025/ 8/18	ＴＳ1564182	2018/ 8/21	2025/ 8/18
ＴＳ2468047	2019/ 1/22	2025/ 8/15	ＴＴ6818968	2024/ 8/21	2025/ 8/15	ＴＲ4815738	2015/ 9/30	2025/ 8/18	ＴＳ1654303	2018/ 8/30	2025/ 8/18
ＴＳ2678291	2019/ 2/ 6	2025/ 8/15	ＴＴ7103705	2024/10/ 3	2025/ 8/15	ＴＲ5104390	2015/11/ 2	2025/ 8/18	ＴＳ1912342	2018/10/22	2025/ 8/18
ＴＳ3107349	2019/ 3/18	2025/ 8/15	ＴＴ7346690	2024/11/29	2025/ 8/15	ＴＲ5115171	2015/10/30	2025/ 8/18	ＴＳ2076530	2018/11/10	2025/ 8/18
ＴＳ3263397	2019/ 4/ 8	2025/ 8/15	ＴＴ7620098	2025/ 1/ 8	2025/ 8/15	ＴＲ5228182	2016/ 1/26	2025/ 8/18	ＴＳ2084119	2018/11/13	2025/ 8/18
ＴＳ3370631	2019/ 5/13	2025/ 8/15	ＴＴ7649045	2025/ 1/20	2025/ 8/15	ＴＲ5296198	2016/ 1/ 4	2025/ 8/18	ＴＳ2223053	2018/12/ 5	2025/ 8/18
ＴＳ4174114	2019/ 8/14	2025/ 8/15	ＴＴ7666355	2025/ 1/21	2025/ 8/15	ＴＲ5357996	2016/ 2/ 4	2025/ 8/18	ＴＳ2354684	2019/ 1/10	2025/ 8/18
ＴＳ4180306	2019/ 8/14	2025/ 8/15	ＴＴ7856004	2025/ 1/29	2025/ 8/15	ＴＲ5554987	2016/ 3/22	2025/ 8/18	ＴＳ2396421	2019/ 1/17	2025/ 8/18
ＴＳ4624859	2019/10/28	2025/ 8/15	ＴＴ8151736	2025/ 3/13	2025/ 8/15	ＴＲ5641121	2016/ 2/12	2025/ 8/18	ＴＳ3006118	2019/ 3/12	2025/ 8/18
ＴＳ4627083	2019/10/21	2025/ 8/15	ＴＺ1131608	2016/ 6/20	2025/ 8/15	ＴＲ5707064	2016/ 3/ 3	2025/ 8/18	ＴＳ3221998	2019/ 4/19	2025/ 8/18
ＴＳ4765673	2019/11/ 1	2025/ 8/15	ＴＺ2042678	2020/12/15	2025/ 8/15	ＴＲ6123313	2016/ 5/23	2025/ 8/18	ＴＳ3414483	2019/ 5/13	2025/ 8/18
ＴＳ4885240	2019/11/29	2025/ 8/15	ＴＺ2190628	2023/ 6/ 1	2025/ 8/15	ＴＲ6211545	2016/ 5/16	2025/ 8/18	ＴＳ3602674	2019/ 6/12	2025/ 8/18
ＴＳ5087886	2019/12/28	2025/ 8/15	ＴＺ2254483	2024/10/16	2025/ 8/15	ＴＲ6324858	2016/ 7/20	2025/ 8/18	ＴＳ3824197	2019/ 7/ 8	2025/ 8/18
ＴＳ5247678	2020/ 1/16	2025/ 8/15	ＭＪ1461100	2021/ 8/25	2025/ 8/18	ＴＲ6410482	2016/ 8/12	2025/ 8/18	ＴＳ4040569	2019/ 7/30	2025/ 8/18
ＴＴ1404954	2020/ 8/26	2025/ 8/15	ＭＪ1521165	2022/ 5/25	2025/ 8/18	ＴＲ6518092	2016/ 8/22	2025/ 8/18	ＴＳ4042501	2019/ 8/ 1	2025/ 8/18
ＴＴ1539272	2020/ 7/ 8	2025/ 8/15	ＭＪ1600898	2022/10/19	2025/ 8/18	ＴＲ6535282	2016/ 8/26	2025/ 8/18	ＴＳ4054648	2019/ 7/31	2025/ 8/18
ＴＴ1797584	2021/ 7/29	2025/ 8/15	ＭＪ1655329	2022/ 9/13	2025/ 8/18	ＴＲ6540098	2016/ 8/22	2025/ 8/18	ＴＳ4325491	2019/ 8/27	2025/ 8/18
ＴＴ2105586	2022/ 4/ 8	2025/ 8/15	ＭＪ1734104	2022/12/ 8	2025/ 8/18	ＴＲ6620858	2016/ 9/ 2	2025/ 8/18	ＴＳ4441777	2019/ 9/17	2025/ 8/18
ＴＴ2106800	2022/ 4/26	2025/ 8/15	ＭＪ1734260	2022/12/14	2025/ 8/18	ＴＲ6716176	2016/10/17	2025/ 8/18	ＴＳ4656672	2019/10/28	2025/ 8/18
ＴＴ2308802	2022/ 8/ 5	2025/ 8/15	ＭＪ1791638	2023/ 1/13	2025/ 8/18	ＴＲ6780341	2016/10/ 4	2025/ 8/18	ＴＳ4794438	2019/11/14	2025/ 8/18
ＴＴ2335312	2022/ 7/15	2025/ 8/15	ＭＪ1816772	2023/ 2/16	2025/ 8/18	ＴＲ6797925	2016/ 9/21	2025/ 8/18	ＴＳ5084903	2019/12/20	2025/ 8/18
ＴＴ2569608	2022/ 9/26	2025/ 8/15	ＭＪ1964749	2023/ 3/22	2025/ 8/18	ＴＲ7185183	2016/12/20	2025/ 8/18	ＴＳ5099641	2019/12/27	2025/ 8/18
ＴＴ2603070	2022/11/ 7	2025/ 8/15	ＭＪ2355367	2023/ 7/12	2025/ 8/18	ＴＲ7362172	2017/ 1/18	2025/ 8/18	ＴＳ5377525	2020/ 1/26	2025/ 8/18
ＴＴ2684498	2022/11/15	2025/ 8/15	ＭＪ2355368	2023/ 7/12	2025/ 8/18	ＴＲ7429172	2017/ 1/18	2025/ 8/18	ＴＴ1063951	2020/ 2/21	2025/ 8/18
ＴＴ2722029	2022/12/ 7	2025/ 8/15	ＭＪ2378022	2023/ 7/18	2025/ 8/18	ＴＲ7661997	2017/ 2/14	2025/ 8/18	ＴＴ1737910	2021/ 5/ 7	2025/ 8/18
ＴＴ2868793	2023/ 1/12	2025/ 8/15	ＭＪ2769908	2023/11/14	2025/ 8/18	ＴＲ8139889	2018/ 9/ 4	2025/ 8/18	ＴＴ1866241	2021/ 9/15	2025/ 8/18
ＴＴ2986939	2023/ 1/20	2025/ 8/15	ＭＪ2790606	2023/11/17	2025/ 8/18	ＴＲ8393436	2017/ 5/29	2025/ 8/18	ＴＴ1924531	2022/ 1/ 6	2025/ 8/18
ＴＴ3035293	2023/ 2/28	2025/ 8/15	ＭＪ2791688	2023/12/ 8	2025/ 8/18	ＴＲ8871809	2017/ 8/ 4	2025/ 8/18	ＴＴ2163579	2022/ 6/ 2	2025/ 8/18
ＴＴ3496472	2023/ 5/12	2025/ 8/15	ＭＪ3155689	2024/ 3/22	2025/ 8/18	ＴＲ9004119	2017/ 9/ 1	2025/ 8/18	ＴＴ2243172	2022/ 6/ 8	2025/ 8/18
ＴＴ3901174	2023/ 6/26	2025/ 8/15	ＭＪ3366604	2024/ 4/23	2025/ 8/18	ＴＲ9037621	2017/ 8/28	2025/ 8/18	ＴＴ2350936	2022/ 7/19	2025/ 8/18
ＴＴ3911577	2023/ 6/19	2025/ 8/15	ＭＪ3416349	2024/ 6/12	2025/ 8/18	ＴＲ9151593	2017/ 9/14	2025/ 8/18	ＴＴ2363994	2022/ 8/17	2025/ 8/18
ＴＴ4034992	2023/ 7/20	2025/ 8/15	ＭＪ3499174	2024/ 5/31	2025/ 8/18	ＴＲ9194265	2017/ 9/15	2025/ 8/18	ＴＴ2609277	2022/10/24	2025/ 8/18
ＴＴ4115818	2023/ 7/21	2025/ 8/15	ＭＪ3913433	2024/10/ 7	2025/ 8/18	ＴＲ9202502	2017/ 9/13	2025/ 8/18	ＴＴ2609286	2022/10/24	2025/ 8/18
ＴＴ4321799	2023/ 8/18	2025/ 8/15	ＭＪ3916120	2024/10/ 4	2025/ 8/18	ＴＲ9323048	2017/10/13	2025/ 8/18	ＴＴ2701800	2022/12/ 6	2025/ 8/18
ＴＴ4470202	2023/ 9/ 7	2025/ 8/15	ＭＪ4095192	2024/11/21	2025/ 8/18	ＴＲ9469880	2017/11/ 6	2025/ 8/18	ＴＴ2766860	2022/12/15	2025/ 8/18
ＴＴ4523702	2023/ 9/12	2025/ 8/15	ＭＶ0229618	2025/ 5/23	2025/ 8/18	ＴＲ9618618	2017/12/ 5	2025/ 8/18	ＴＴ2775833	2022/12/23	2025/ 8/18
ＴＴ4594941	2023/ 9/22	2025/ 8/15	ＭＶ0300909	2025/ 7/ 8	2025/ 8/18	ＴＲ9805837	2018/ 1/ 9	2025/ 8/18	ＴＴ2797890	2022/11/30	2025/ 8/18
ＴＴ4780181	2023/11/ 6	2025/ 8/15	ＭＶ0419815	2025/ 6/13	2025/ 8/18	ＴＲ9851961	2018/ 1/11	2025/ 8/18	ＴＴ3151924	2023/ 2/28	2025/ 8/18
ＴＴ4898028	2023/11/14	2025/ 8/15	ＴＭ0231000	2025/ 4/28	2025/ 8/18	ＴＲ9966408	2018/ 4/ 9	2025/ 8/18			
ＴＴ5089769	2023/12/22	2025/ 8/15	ＴＭ0341181	2025/ 5/14	2025/ 8/18	ＴＲ9994947	2018/ 1/23	2025/ 8/18			

ＴＴ3164581	2023/ 3/ 7	2025/ 8/18	ＭＪ1968013	2023/ 3/30	2025/ 8/19	ＴＲ6353312	2016/ 8/ 2	2025/ 8/19	ＴＳ2429852	2019/ 1/10	2025/ 8/19
ＴＴ3482039	2023/ 4/20	2025/ 8/18	ＭＪ1993691	2023/ 4/11	2025/ 8/19	ＴＲ6660157	2016/ 8/30	2025/ 8/19	ＴＳ2436056	2019/ 1/ 8	2025/ 8/19
ＴＴ3872953	2023/ 6/27	2025/ 8/18	ＭＪ2169048	2023/ 5/18	2025/ 8/19	ＴＲ6822603	2016/10/19	2025/ 8/19	ＴＳ2653586	2019/ 2/ 7	2025/ 8/19
ＴＴ3961027	2023/ 6/30	2025/ 8/18	ＭＪ2321289	2023/ 7/ 7	2025/ 8/19	ＴＲ6825415	2016/10/ 6	2025/ 8/19	ＴＳ3124374	2019/ 4/ 2	2025/ 8/19
ＴＴ3967261	2023/ 7/ 6	2025/ 8/18	ＭＪ2398949	2023/ 7/20	2025/ 8/19	ＴＲ6891206	2016/10/26	2025/ 8/19	ＴＳ3216439	2019/ 4/ 8	2025/ 8/19
ＴＴ4684761	2023/ 9/25	2025/ 8/18	ＭＪ2457197	2023/ 8/ 8	2025/ 8/19	ＴＲ7092530	2016/11/22	2025/ 8/19	ＴＳ3272134	2019/ 4/17	2025/ 8/19
ＴＴ4962987	2023/11/20	2025/ 8/18	ＭＪ2470881	2023/ 8/ 8	2025/ 8/19	ＴＲ7373922	2017/ 1/12	2025/ 8/19	ＴＳ3314395	2019/ 4/ 8	2025/ 8/19
ＴＴ5087416	2023/12/ 6	2025/ 8/18	ＭＪ2610670	2023/10/16	2025/ 8/19	ＴＲ7463302	2017/ 1/11	2025/ 8/19	ＴＳ3402910	2019/ 5/13	2025/ 8/19
ＴＴ5091829	2023/11/30	2025/ 8/18	ＭＪ2880631	2023/12/13	2025/ 8/19	ＴＲ7575129	2017/ 1/31	2025/ 8/19	ＴＳ3785934	2019/ 6/19	2025/ 8/19
ＴＴ5268700	2024/ 1/19	2025/ 8/18	ＭＪ2907833	2023/12/18	2025/ 8/19	ＴＲ7687570	2017/ 2/27	2025/ 8/19	ＴＳ3807234	2019/ 6/28	2025/ 8/19
ＴＴ5325082	2024/ 1/22	2025/ 8/18	ＭＪ3077345	2024/ 2/13	2025/ 8/19	ＴＲ7787336	2017/ 5/30	2025/ 8/19	ＴＳ3819751	2019/ 7/ 4	2025/ 8/19
ＴＴ5444617	2024/ 2/14	2025/ 8/18	ＭＪ3349986	2024/ 4/26	2025/ 8/19	ＴＲ8164981	2017/ 4/25	2025/ 8/19	ＴＳ3939459	2019/ 7/22	2025/ 8/19
ＴＴ5602907	2024/ 3/11	2025/ 8/18	ＭＪ3547175	2024/ 6/13	2025/ 8/19	ＴＲ8174387	2017/ 4/28	2025/ 8/19	ＴＳ4069442	2019/ 7/29	2025/ 8/19
ＴＴ6066680	2024/ 5/10	2025/ 8/18	ＭＪ3977591	2024/10/12	2025/ 8/19	ＴＲ8205386	2017/ 5/ 2	2025/ 8/19	ＴＳ4075741	2019/ 7/31	2025/ 8/19
ＴＴ6236074	2024/ 5/23	2025/ 8/18	ＭＪ4127403	2024/12/ 4	2025/ 8/19	ＴＲ8305095	2017/ 5/19	2025/ 8/19	ＴＳ4106800	2019/ 8/ 9	2025/ 8/19
ＴＴ6482027	2024/ 7/ 4	2025/ 8/18	ＭＪ4167484	2024/12/17	2025/ 8/19	ＴＲ8480010	2017/ 6/ 9	2025/ 8/19	ＴＳ4178086	2019/ 8/19	2025/ 8/19
ＴＴ6498586	2024/ 7/29	2025/ 8/18	ＭＪ4504504	2025/ 3/ 3	2025/ 8/19	ＴＲ8498022	2017/ 6/21	2025/ 8/19	ＴＳ4181115	2019/ 8/15	2025/ 8/19
ＴＴ6605639	2024/ 8/ 1	2025/ 8/18	ＭＶ0082883	2025/ 4/22	2025/ 8/19	ＴＲ8668263	2017/ 7/13	2025/ 8/19	ＴＳ4340765	2019/ 8/21	2025/ 8/19
ＴＴ6641326	2024/ 8/ 2	2025/ 8/18	ＭＶ0182653	2025/ 5/13	2025/ 8/19	ＴＲ8830873	2017/ 8/ 1	2025/ 8/19	ＴＳ4365405	2019/ 9/12	2025/ 8/19
ＴＴ6709028	2024/ 8/23	2025/ 8/18	ＭＶ0183366	2025/ 5/13	2025/ 8/19	ＴＲ8888765	2017/ 8/14	2025/ 8/19	ＴＳ4578781	2019/10/16	2025/ 8/19
ＴＴ6734966	2024/ 8/15	2025/ 8/18	ＭＶ0260297	2025/ 5/30	2025/ 8/19	ＴＲ9269847	2017/10/ 5	2025/ 8/19	ＴＳ4658430	2019/10/23	2025/ 8/19
ＴＴ6811062	2024/ 8/13	2025/ 8/18	ＭＶ0325772	2025/ 7/ 4	2025/ 8/19	ＴＲ9485282	2017/11/ 2	2025/ 8/19	ＴＳ4783242	2019/11/21	2025/ 8/19
ＴＴ7067785	2024/10/22	2025/ 8/18	ＭＶ0502415	2025/ 7/ 3	2025/ 8/19	ＴＲ9628847	2017/12/ 4	2025/ 8/19	ＴＳ4793001	2019/11/ 5	2025/ 8/19
ＴＴ7067788	2024/10/22	2025/ 8/18	ＭＺ2181302	2024/ 5/ 7	2025/ 8/19	ＴＲ9628913	2017/12/ 5	2025/ 8/19	ＴＳ5105518	2020/ 1/ 8	2025/ 8/19
ＴＴ7190946	2024/10/ 3	2025/ 8/18	ＲＡ2011630	2024/ 4/ 2	2025/ 8/19	ＴＲ9628914	2017/12/ 5	2025/ 8/19	ＴＳ5166028	2020/ 1/16	2025/ 8/19
ＴＴ7244175	2024/11/ 5	2025/ 8/18	ＴＭ0223454	2025/ 5/15	2025/ 8/19	ＴＲ9692101	2017/12/15	2025/ 8/19	ＴＳ5249562	2020/ 1/23	2025/ 8/19
ＴＴ7485740	2024/12/ 2	2025/ 8/18	ＴＭ0437271	2025/ 6/23	2025/ 8/19	ＴＲ9760517	2017/12/21	2025/ 8/19	ＴＳ5321264	2020/ 1/30	2025/ 8/19
ＴＴ7940827	2025/ 2/13	2025/ 8/18	ＴＭ0736611	2025/ 7/10	2025/ 8/19	ＴＲ9854093	2018/ 1/10	2025/ 8/19	ＴＳ5346873	2020/ 1/28	2025/ 8/19
ＴＴ8036365	2025/ 2/27	2025/ 8/18	ＴＭ0864671	2025/ 7/22	2025/ 8/19	ＴＲ9997975	2018/ 1/30	2025/ 8/19	ＴＴ1321921	2020/ 7/13	2025/ 8/19
ＴＴ8187217	2025/ 3/27	2025/ 8/18	ＴＲ3345023	2016/ 5/30	2025/ 8/19	ＴＳ0016274	2018/ 2/ 5	2025/ 8/19	ＴＴ1372220	2020/ 6/ 5	2025/ 8/19
ＴＴ8285161	2025/ 3/31	2025/ 8/18	ＴＲ4902254	2015/10/ 6	2025/ 8/19	ＴＳ0117402	2018/ 2/19	2025/ 8/19	ＴＴ1550188	2020/ 9/ 7	2025/ 8/19
ＴＺ1135289	2016/ 5/ 5	2025/ 8/18	ＴＲ4907295	2015/11/ 2	2025/ 8/19	ＴＳ0164977	2018/ 2/22	2025/ 8/19	ＴＴ1730055	2021/ 3/21	2025/ 8/19
ＴＺ1217409	2017/ 8/ 3	2025/ 8/18	ＴＲ4948969	2015/11/ 5	2025/ 8/19	ＴＳ0182837	2018/ 2/22	2025/ 8/19	ＴＴ1768333	2021/ 5/14	2025/ 8/19
ＴＺ2149015	2022/11/ 3	2025/ 8/18	ＴＲ4962290	2015/10/ 8	2025/ 8/19	ＴＳ0265396	2018/ 3/ 6	2025/ 8/19	ＴＴ1778473	2021/ 6/17	2025/ 8/19
ＭＪ1293793	2022/ 3/14	2025/ 8/19	ＴＲ5020713	2015/10/20	2025/ 8/19	ＴＳ0368912	2018/ 3/26	2025/ 8/19	ＴＴ2037469	2022/ 2/17	2025/ 8/19
ＭＪ1465578	2022/ 3/ 9	2025/ 8/19	ＴＲ5040441	2015/11/16	2025/ 8/19	ＴＳ0410536	2018/ 3/27	2025/ 8/19	ＴＴ2042647	2022/ 3/ 2	2025/ 8/19
ＭＪ1468362	2022/ 1/12	2025/ 8/19	ＴＲ5240843	2015/12/18	2025/ 8/19	ＴＳ0620576	2018/ 5/10	2025/ 8/19	ＴＴ2588151	2022/10/14	2025/ 8/19
ＭＪ1558155	2022/ 4/26	2025/ 8/19	ＴＲ5297300	2016/ 1/ 8	2025/ 8/19	ＴＳ1418815	2018/ 8/16	2025/ 8/19	ＴＴ3019499	2023/ 2/ 9	2025/ 8/19
ＭＪ1619797	2022/ 7/25	2025/ 8/19	ＴＲ5332373	2015/12/ 9	2025/ 8/19	ＴＳ1521643	2018/ 8/24	2025/ 8/19	ＴＴ3337852	2023/ 3/28	2025/ 8/19
ＭＪ1718078	2022/12/15	2025/ 8/19	ＴＲ5385139	2016/ 1/ 5	2025/ 8/19	ＴＳ1644705	2018/ 9/ 4	2025/ 8/19	ＴＴ3627208	2023/ 5/17	2025/ 8/19
ＭＪ1761999	2022/12/ 1	2025/ 8/19	ＴＲ5457614	2016/ 2/ 9	2025/ 8/19	ＴＳ1668421	2018/ 8/29	2025/ 8/19	ＴＴ3684680	2023/ 5/19	2025/ 8/19
ＭＪ1762483	2022/12/14	2025/ 8/19	ＴＲ5656357	2016/ 2/29	2025/ 8/19	ＴＳ1730005	2018/ 9/14	2025/ 8/19	ＴＴ4194067	2023/ 8/ 7	2025/ 8/19
ＭＪ1809342	2023/ 2/ 9	2025/ 8/19	ＴＲ5690119	2016/ 3/ 8	2025/ 8/19	ＴＳ1760690	2018/ 9/26	2025/ 8/19	ＴＴ4465258	2023/ 9/15	2025/ 8/19
ＭＪ1922999	2023/ 3/ 9	2025/ 8/19	ＴＲ5825031	2016/ 3/17	2025/ 8/19	ＴＳ1915178	2018/10/24	2025/ 8/19	ＴＴ4562698	2023/ 9/15	2025/ 8/19
ＭＪ1943480	2023/ 4/12	2025/ 8/19	ＴＲ6153412	2016/ 5/16	2025/ 8/19	ＴＳ1971508	2018/10/25	2025/ 8/19	ＴＴ4661115	2023/10/ 6	2025/ 8/19
ＭＪ1955103	2023/ 3/ 7	2025/ 8/19	ＴＲ6333619	2016/ 7/14	2025/ 8/19	ＴＳ2268059	2018/12/13	2025/ 8/19	ＴＴ5248218	2024/ 1/11	2025/ 8/19
						ＴＳ2364109	2018/12/25	2025/ 8/19	ＴＴ5274132	2024/ 1/11	2025/ 8/19

ＴＴ5503114	2024/ 2/13	2025/ 8/19	ＴＲ6604749	2016/ 8/31	2025/ 8/20	ＴＳ4545462	2019/10/ 2	2025/ 8/20	ＭＪ1465966	2021/10/22	2025/ 8/21
ＴＴ5547099	2024/ 3/ 7	2025/ 8/19	ＴＲ6651671	2016/ 9/15	2025/ 8/20	ＴＳ4589370	2019/10/ 7	2025/ 8/20	ＭＪ1643405	2022/ 9/29	2025/ 8/21
ＴＴ5701148	2024/ 3/15	2025/ 8/19	ＴＲ6932393	2016/10/20	2025/ 8/20	ＴＳ4764100	2019/11/ 1	2025/ 8/20	ＭＪ1750828	2022/11/17	2025/ 8/21
ＴＴ5969902	2024/ 4/24	2025/ 8/19	ＴＲ7005846	2016/11/ 1	2025/ 8/20	ＴＳ4987055	2019/12/13	2025/ 8/20	ＭＪ2308951	2023/ 7/ 6	2025/ 8/21
ＴＴ6064680	2024/ 5/10	2025/ 8/19	ＴＲ7289889	2016/12/ 8	2025/ 8/20	ＴＳ5079018	2020/ 1/10	2025/ 8/20	ＭＪ2540142	2023/ 8/31	2025/ 8/21
ＴＴ6472382	2024/ 7/18	2025/ 8/19	ＴＲ7521375	2017/ 1/26	2025/ 8/20	ＴＳ5161797	2020/ 1/ 9	2025/ 8/20	ＭＪ2620388	2023/ 9/21	2025/ 8/21
ＴＴ6586849	2024/ 7/22	2025/ 8/19	ＴＲ7588203	2017/ 2/ 3	2025/ 8/20	ＴＴ1142187	2020/ 3/ 3	2025/ 8/20	ＭＪ2742116	2023/11/ 9	2025/ 8/21
ＴＴ6651536	2024/ 7/29	2025/ 8/19	ＴＲ7665925	2017/ 2/13	2025/ 8/20	ＴＴ1242352	2020/ 5/25	2025/ 8/20	ＭＪ2788683	2024/ 1/17	2025/ 8/21
ＴＴ6690328	2024/ 7/29	2025/ 8/19	ＴＲ8093053	2017/ 4/18	2025/ 8/20	ＴＴ1252181	2020/ 4/16	2025/ 8/20	ＭＪ2809455	2023/12/15	2025/ 8/21
ＴＴ6773077	2024/ 8/20	2025/ 8/19	ＴＲ8116616	2017/ 4/ 7	2025/ 8/20	ＴＴ2239641	2022/ 6/16	2025/ 8/20	ＭＪ2824904	2023/11/15	2025/ 8/21
ＴＴ8173478	2025/ 3/27	2025/ 8/19	ＴＲ8606226	2017/ 7/ 4	2025/ 8/20	ＴＴ2266794	2022/ 7/19	2025/ 8/20	ＭＪ3134354	2024/ 3/ 1	2025/ 8/21
ＴＺ1096505	2015/12/ 8	2025/ 8/19	ＴＲ8835519	2017/ 8/ 1	2025/ 8/20	ＴＴ2405317	2022/ 8/ 4	2025/ 8/20	ＭＪ3818111	2024/ 8/ 1	2025/ 8/21
ＴＺ1190577	2017/ 3/ 6	2025/ 8/19	ＴＲ8845406	2017/ 7/31	2025/ 8/20	ＴＴ2529286	2022/ 9/30	2025/ 8/20	ＭＶ0072162	2025/ 4/17	2025/ 8/21
ＴＺ2216909	2023/12/ 8	2025/ 8/19	ＴＲ8963167	2017/ 8/14	2025/ 8/20	ＴＴ2575427	2022/10/18	2025/ 8/20	ＭＶ0108402	2025/ 4/14	2025/ 8/21
ＭＪ1328278	2022/ 2/ 7	2025/ 8/20	ＴＲ9143708	2017/ 9/ 7	2025/ 8/20	ＴＴ2718290	2022/11/15	2025/ 8/20	ＭＶ0108403	2025/ 4/14	2025/ 8/21
ＭＪ1556668	2022/ 6/27	2025/ 8/20	ＴＲ9306964	2017/10/17	2025/ 8/20	ＴＴ3012709	2023/ 2/10	2025/ 8/20	ＭＶ0280845	2025/ 6/ 6	2025/ 8/21
ＭＪ1668617	2022/10/20	2025/ 8/20	ＴＲ9336352	2017/10/18	2025/ 8/20	ＴＴ3122133	2023/ 2/17	2025/ 8/20	ＭＶ0490445	2025/ 7/ 2	2025/ 8/21
ＭＪ1728188	2022/10/24	2025/ 8/20	ＴＲ9387893	2017/10/16	2025/ 8/20	ＴＴ3152655	2023/ 3/ 2	2025/ 8/20	ＭＶ0580937	2025/ 7/18	2025/ 8/21
ＭＪ1743785	2022/10/27	2025/ 8/20	ＴＲ9511558	2017/11/20	2025/ 8/20	ＴＴ3217692	2023/ 3/27	2025/ 8/20	ＭＺ2074959	2021/10/25	2025/ 8/21
ＭＪ1786500	2023/ 2/27	2025/ 8/20	ＴＲ9549960	2017/11/27	2025/ 8/20	ＴＴ3341882	2023/ 4/ 3	2025/ 8/20	ＴＭ0031750	2025/ 4/14	2025/ 8/21
ＭＪ1792641	2023/ 1/19	2025/ 8/20	ＴＲ9662123	2017/12/13	2025/ 8/20	ＴＴ3400832	2023/ 4/11	2025/ 8/20	ＴＭ0273255	2025/ 5/ 7	2025/ 8/21
ＭＪ1799203	2023/ 1/ 4	2025/ 8/20	ＴＲ9842844	2018/ 1/ 5	2025/ 8/20	ＴＴ3946324	2023/ 7/ 5	2025/ 8/20	ＴＭ0488321	2025/ 6/ 2	2025/ 8/21
ＭＪ1913992	2023/ 3/10	2025/ 8/20	ＴＳ0475384	2018/ 4/ 5	2025/ 8/20	ＴＴ4173185	2023/ 7/24	2025/ 8/20	ＴＭ0602217	2025/ 7/28	2025/ 8/21
ＭＪ2225034	2023/ 6/ 5	2025/ 8/20	ＴＳ0661702	2018/ 4/26	2025/ 8/20	ＴＴ4333375	2023/ 8/17	2025/ 8/20	ＴＭ0696844	2025/ 7/ 2	2025/ 8/21
ＭＪ2241865	2023/ 6/15	2025/ 8/20	ＴＳ0687189	2018/ 5/ 8	2025/ 8/20	ＴＴ4606680	2023/11/ 1	2025/ 8/20	ＴＲ4932830	2015/11/ 6	2025/ 8/21
ＭＪ2521781	2023/ 8/22	2025/ 8/20	ＴＳ1099415	2018/ 7/ 9	2025/ 8/20	ＴＴ4696774	2023/10/11	2025/ 8/20	ＴＲ5077511	2016/ 1/ 4	2025/ 8/21
ＭＪ2633032	2023/ 9/25	2025/ 8/20	ＴＳ1145255	2018/ 7/ 1	2025/ 8/20	ＴＴ5282214	2024/ 1/29	2025/ 8/20	ＴＲ5148956	2015/11/ 5	2025/ 8/21
ＭＪ3553069	2024/ 6/19	2025/ 8/20	ＴＳ1268162	2018/ 7/30	2025/ 8/20	ＴＴ5401782	2024/ 2/ 5	2025/ 8/20	ＴＲ5192129	2016/ 1/ 4	2025/ 8/21
ＭＪ3920825	2024/ 9/27	2025/ 8/20	ＴＳ1408755	2018/ 8/ 8	2025/ 8/20	ＴＴ5631551	2024/ 2/29	2025/ 8/20	ＴＲ5204249	2015/12/ 4	2025/ 8/21
ＭＪ4443049	2025/ 2/25	2025/ 8/20	ＴＳ1452191	2018/ 8/14	2025/ 8/20	ＴＴ5846895	2024/ 3/29	2025/ 8/20	ＴＲ5259501	2015/12/ 1	2025/ 8/21
ＭＶ0050753	2025/ 4/21	2025/ 8/20	ＴＳ1588029	2018/ 8/27	2025/ 8/20	ＴＴ5877209	2024/ 4/16	2025/ 8/20	ＴＲ5293905	2015/12/ 7	2025/ 8/21
ＭＺ2065310	2021/ 7/12	2025/ 8/20	ＴＳ1626773	2018/ 8/20	2025/ 8/20	ＴＴ6489792	2024/ 7/ 9	2025/ 8/20	ＴＲ5326411	2016/ 2/ 2	2025/ 8/21
ＭＺ2128334	2022/ 6/27	2025/ 8/20	ＴＳ1690407	2018/ 9/11	2025/ 8/20	ＴＴ6585339	2024/ 7/23	2025/ 8/20	ＴＲ5329357	2016/ 2/ 3	2025/ 8/21
ＲＢ2059296	2024/ 6/26	2025/ 8/20	ＴＳ1857606	2018/10/10	2025/ 8/20	ＴＴ6814274	2024/ 8/21	2025/ 8/20	ＴＲ5330563	2016/ 2/10	2025/ 8/21
ＴＭ0178828	2025/ 4/17	2025/ 8/20	ＴＳ1992923	2018/11/ 2	2025/ 8/20	ＴＴ7114942	2024/10/ 1	2025/ 8/20	ＴＲ5489079	2016/ 1/15	2025/ 8/21
ＴＭ0333381	2025/ 5/14	2025/ 8/20	ＴＳ2081010	2018/11/19	2025/ 8/20	ＴＴ7942714	2025/ 2/17	2025/ 8/20	ＴＲ5777004	2016/ 3/ 4	2025/ 8/21
ＴＭ0639225	2025/ 6/23	2025/ 8/20	ＴＳ2093086	2018/11/ 9	2025/ 8/20	ＴＴ8024371	2025/ 3/14	2025/ 8/20	ＴＲ5889230	2016/ 3/31	2025/ 8/21
ＴＭ0784835	2025/ 7/16	2025/ 8/20	ＴＳ2502348	2019/ 1/21	2025/ 8/20	ＴＺ1344059	2019/ 4/ 1	2025/ 8/20	ＴＲ5950597	2016/ 4/15	2025/ 8/21
ＴＲ3320438	2016/ 6/ 9	2025/ 8/20	ＴＳ2824751	2019/ 2/22	2025/ 8/20	ＴＺ1357565	2019/ 6/ 5	2025/ 8/20	ＴＲ6019372	2016/ 5/11	2025/ 8/21
ＴＲ4643323	2015/10/ 6	2025/ 8/20	ＴＳ2882239	2019/ 2/27	2025/ 8/20	ＴＺ2093759	2021/11/ 2	2025/ 8/20	ＴＲ6217019	2016/ 5/20	2025/ 8/21
ＴＲ4765297	2015/ 9/14	2025/ 8/20	ＴＳ3422684	2019/ 5/17	2025/ 8/20	ＴＺ2144564	2022/ 9/20	2025/ 8/20	ＴＲ6377186	2016/ 8/ 1	2025/ 8/21
ＴＲ5420086	2016/ 1/29	2025/ 8/20	ＴＳ3729716	2019/ 6/16	2025/ 8/20	ＴＺ2167103	2023/ 2/ 3	2025/ 8/20	ＴＲ6395169	2016/ 8/ 4	2025/ 8/21
ＴＲ5975558	2016/ 4/14	2025/ 8/20	ＴＳ3818253	2019/ 7/ 4	2025/ 8/20	ＴＺ2277626	2025/ 2/26	2025/ 8/20	ＴＲ6543834	2016/ 8/29	2025/ 8/21
ＴＲ6016171	2016/ 4/19	2025/ 8/20	ＴＳ3965738	2019/ 7/19	2025/ 8/20	ＭＪ1242644	2022/ 9/ 2	2025/ 8/21	ＴＲ6613068	2016/ 9/ 5	2025/ 8/21
ＴＲ6443400	2016/ 8/ 4	2025/ 8/20	ＴＳ4182435	2019/ 8/14	2025/ 8/20	ＭＪ1249550	2021/ 4/ 8	2025/ 8/21	ＴＲ6625036	2016/ 8/26	2025/ 8/21
ＴＲ6566743	2016/ 8/26	2025/ 8/20	ＴＳ4361788	2019/ 9/ 5	2025/ 8/20	ＭＪ1452920	2022/ 1/24	2025/ 8/21	ＴＲ6647754	2016/ 9/12	2025/ 8/21
									ＴＲ6828085	2016/10/ 4	2025/ 8/21
									ＴＲ6961696	2016/10/26	2025/ 8/21

ＴＲ6971201	2016/11/10	2025/ 8/21	ＴＴ1865524	2021/10/ 8	2025/ 8/21	ＴＭ0007751	2025/ 4/ 2	2025/ 8/22	ＴＳ1923085	2018/10/22	2025/ 8/22
ＴＲ7296596	2016/12/21	2025/ 8/21	ＴＴ2210358	2022/ 5/21	2025/ 8/21	ＴＭ0958061	2025/ 8/ 1	2025/ 8/22	ＴＳ2017629	2018/10/30	2025/ 8/22
ＴＲ7377268	2017/ 1/25	2025/ 8/21	ＴＴ2275276	2022/ 6/14	2025/ 8/21	ＴＲ3283232	2016/ 6/ 1	2025/ 8/22	ＴＳ2061381	2018/11/ 2	2025/ 8/22
ＴＲ7413545	2017/ 1/18	2025/ 8/21	ＴＴ2278182	2022/ 6/24	2025/ 8/21	ＴＲ3513226	2016/ 7/ 5	2025/ 8/22	ＴＳ2384039	2018/12/21	2025/ 8/22
ＴＲ7586343	2017/ 2/ 7	2025/ 8/21	ＴＴ2320569	2022/ 7/ 6	2025/ 8/21	ＴＲ4685992	2015/ 8/27	2025/ 8/22	ＴＳ2685302	2019/ 2/ 7	2025/ 8/22
ＴＲ7827889	2017/ 3/ 8	2025/ 8/21	ＴＴ2624007	2022/ 9/28	2025/ 8/21	ＴＲ4745417	2015/ 9/16	2025/ 8/22	ＴＳ3259708	2019/ 4/23	2025/ 8/22
ＴＲ7943776	2017/ 3/24	2025/ 8/21	ＴＴ2641619	2022/10/26	2025/ 8/21	ＴＲ4849605	2015/ 9/16	2025/ 8/22	ＴＳ3312645	2019/ 4/16	2025/ 8/22
ＴＲ8059522	2017/ 4/12	2025/ 8/21	ＴＴ2854023	2023/ 2/ 2	2025/ 8/21	ＴＲ5081681	2015/11/ 2	2025/ 8/22	ＴＳ3352896	2019/ 4/23	2025/ 8/22
ＴＲ8701999	2017/ 7/18	2025/ 8/21	ＴＴ2952167	2023/ 1/25	2025/ 8/21	ＴＲ5153076	2015/12/11	2025/ 8/22	ＴＳ3547016	2019/ 5/31	2025/ 8/22
ＴＲ9000590	2017/ 8/24	2025/ 8/21	ＴＴ3942245	2023/ 6/28	2025/ 8/21	ＴＲ5188841	2015/11/19	2025/ 8/22	ＴＳ3765550	2019/ 6/26	2025/ 8/22
ＴＲ9083408	2017/ 8/28	2025/ 8/21	ＴＴ3953249	2023/ 7/11	2025/ 8/21	ＴＲ5204875	2015/12/ 7	2025/ 8/22	ＴＳ4261462	2019/ 8/23	2025/ 8/22
ＴＲ9226972	2017/ 9/27	2025/ 8/21	ＴＴ4048040	2023/ 7/19	2025/ 8/21	ＴＲ5239267	2015/11/24	2025/ 8/22	ＴＳ4427639	2019/ 9/ 5	2025/ 8/22
ＴＲ9486816	2017/11/10	2025/ 8/21	ＴＴ4091731	2023/ 7/31	2025/ 8/21	ＴＲ5240165	2015/12/ 9	2025/ 8/22	ＴＳ4433497	2019/ 9/20	2025/ 8/22
ＴＲ9807066	2017/12/26	2025/ 8/21	ＴＴ4118082	2023/ 7/25	2025/ 8/21	ＴＲ5431456	2016/ 1/ 8	2025/ 8/22	ＴＳ4637160	2019/10/13	2025/ 8/22
ＴＲ9924454	2018/ 1/17	2025/ 8/21	ＴＴ4269779	2023/ 8/10	2025/ 8/21	ＴＲ5438228	2016/ 1/21	2025/ 8/22	ＴＳ5032224	2019/12/17	2025/ 8/22
ＴＳ0150522	2018/ 2/26	2025/ 8/21	ＴＴ4362370	2023/ 8/10	2025/ 8/21	ＴＲ5441111	2016/ 1/27	2025/ 8/22	ＴＳ5130678	2020/ 1/ 9	2025/ 8/22
ＴＳ0255906	2018/ 3/16	2025/ 8/21	ＴＴ4783018	2023/10/26	2025/ 8/21	ＴＲ5979512	2016/ 3/31	2025/ 8/22	ＴＳ5315203	2020/ 1/24	2025/ 8/22
ＴＳ0257032	2018/ 3/ 6	2025/ 8/21	ＴＴ5396781	2024/ 1/25	2025/ 8/21	ＴＲ6000647	2016/ 4/26	2025/ 8/22	ＴＴ1504396	2021/ 3/ 4	2025/ 8/22
ＴＳ0311091	2018/ 3/15	2025/ 8/21	ＴＴ5470167	2024/ 2/ 8	2025/ 8/21	ＴＲ6195924	2016/ 5/20	2025/ 8/22	ＴＴ1589770	2021/ 3/31	2025/ 8/22
ＴＳ0373541	2018/ 3/26	2025/ 8/21	ＴＴ5522870	2024/ 2/ 2	2025/ 8/21	ＴＲ6317886	2016/ 7/19	2025/ 8/22	ＴＴ1771047	2021/ 6/18	2025/ 8/22
ＴＳ0470909	2018/ 4/ 6	2025/ 8/21	ＴＴ5807975	2024/ 3/25	2025/ 8/21	ＴＲ6519387	2016/ 8/22	2025/ 8/22	ＴＴ1869361	2021/ 9/17	2025/ 8/22
ＴＳ0974299	2018/ 6/13	2025/ 8/21	ＴＴ6604330	2024/ 7/30	2025/ 8/21	ＴＲ6551948	2016/ 8/31	2025/ 8/22	ＴＴ2112426	2022/ 5/11	2025/ 8/22
ＴＳ1862587	2018/10/12	2025/ 8/21	ＴＴ6700259	2024/ 8/28	2025/ 8/21	ＴＲ6673429	2017/ 2/ 6	2025/ 8/22	ＴＴ2217083	2023/12/12	2025/ 8/22
ＴＳ2018033	2018/11/ 1	2025/ 8/21	ＴＴ7138469	2024/10/ 3	2025/ 8/21	ＴＲ6800223	2016/11/ 8	2025/ 8/22	ＴＴ2299587	2022/ 6/23	2025/ 8/22
ＴＳ2022362	2018/11/ 1	2025/ 8/21	ＴＴ7176933	2024/10/16	2025/ 8/21	ＴＲ6961864	2016/10/26	2025/ 8/22	ＴＴ2334481	2022/ 7/ 6	2025/ 8/22
ＴＳ2195782	2018/12/ 3	2025/ 8/21	ＴＴ7290091	2024/10/23	2025/ 8/21	ＴＲ7232713	2016/12/26	2025/ 8/22	ＴＴ2745467	2022/11/30	2025/ 8/22
ＴＳ2314693	2018/12/17	2025/ 8/21	ＴＴ7343347	2024/10/28	2025/ 8/21	ＴＲ7286546	2016/12/ 8	2025/ 8/22	ＴＴ2827104	2022/12/14	2025/ 8/22
ＴＳ2400242	2019/ 1/18	2025/ 8/21	ＴＴ7439522	2024/12/ 3	2025/ 8/21	ＴＲ7306704	2016/12/20	2025/ 8/22	ＴＴ2848599	2022/12/23	2025/ 8/22
ＴＳ2525497	2019/ 1/29	2025/ 8/21	ＴＴ7513813	2024/12/11	2025/ 8/21	ＴＲ7516234	2017/ 1/25	2025/ 8/22	ＴＴ3477737	2023/ 5/10	2025/ 8/22
ＴＳ2708717	2019/ 2/13	2025/ 8/21	ＴＴ8284264	2025/ 3/27	2025/ 8/21	ＴＲ7715519	2017/ 2/16	2025/ 8/22	ＴＴ3724155	2023/ 6/19	2025/ 8/22
ＴＳ2831832	2019/ 2/22	2025/ 8/21	ＴＺ1283719	2018/ 5/31	2025/ 8/21	ＴＲ8335511	2017/ 5/24	2025/ 8/22	ＴＴ3773310	2023/ 6/14	2025/ 8/22
ＴＳ2843792	2019/ 2/26	2025/ 8/21	ＴＺ2023055	2020/ 5/28	2025/ 8/21	ＴＲ8373548	2017/ 5/30	2025/ 8/22	ＴＴ3964156	2023/ 7/ 6	2025/ 8/22
ＴＳ3179597	2019/ 4/ 9	2025/ 8/21	ＴＺ2152308	2023/ 1/19	2025/ 8/21	ＴＲ8409888	2017/ 6/ 5	2025/ 8/22	ＴＴ4059495	2023/ 7/19	2025/ 8/22
ＴＳ3334946	2019/ 5/10	2025/ 8/21	ＭＪ1348617	2020/12/ 4	2025/ 8/22	ＴＲ8440574	2017/ 6/ 8	2025/ 8/22	ＴＴ4126543	2023/ 7/25	2025/ 8/22
ＴＳ3348371	2019/ 5/ 8	2025/ 8/21	ＭＪ1385221	2020/12/24	2025/ 8/22	ＴＲ8902450	2017/ 8/ 8	2025/ 8/22	ＴＴ4458575	2023/ 9/ 4	2025/ 8/22
ＴＳ4166806	2019/ 8/15	2025/ 8/21	ＭＪ1433563	2021/11/ 8	2025/ 8/22	ＴＲ8905524	2017/ 8/ 7	2025/ 8/22	ＴＴ4862238	2023/10/20	2025/ 8/22
ＴＳ4710099	2019/11/ 1	2025/ 8/21	ＭＪ1852628	2023/ 2/ 1	2025/ 8/22	ＴＲ9230695	2017/ 9/29	2025/ 8/22	ＴＴ4975924	2023/11/29	2025/ 8/22
ＴＳ5043215	2019/12/19	2025/ 8/21	ＭＪ1930062	2023/ 3/ 6	2025/ 8/22	ＴＲ9505134	2017/11/17	2025/ 8/22	ＴＴ5142733	2024/ 1/11	2025/ 8/22
ＴＳ5065327	2019/12/23	2025/ 8/21	ＭＪ2008734	2023/ 4/17	2025/ 8/22	ＴＲ9623253	2017/12/18	2025/ 8/22	ＴＴ5217595	2024/ 1/10	2025/ 8/22
ＴＳ5220159	2020/ 1/16	2025/ 8/21	ＭＪ2095490	2023/ 5/24	2025/ 8/22	ＴＲ9941991	2018/ 1/17	2025/ 8/22	ＴＴ6533709	2024/ 7/ 9	2025/ 8/22
ＴＳ5360338	2020/ 2/10	2025/ 8/21	ＭＪ2694078	2023/10/ 6	2025/ 8/22	ＴＳ0831599	2018/ 5/17	2025/ 8/22	ＴＴ7329760	2024/11/ 7	2025/ 8/22
ＴＳ5375995	2020/ 1/31	2025/ 8/21	ＭＪ3179387	2024/ 3/15	2025/ 8/22	ＴＳ0862458	2018/ 6/ 7	2025/ 8/22	ＴＴ7558502	2024/12/17	2025/ 8/22
ＴＴ1061855	2020/ 2/19	2025/ 8/21	ＭＪ3555756	2024/ 6/18	2025/ 8/22	ＴＳ1100391	2018/ 7/ 5	2025/ 8/22	ＴＺ1204597	2017/ 4/17	2025/ 8/22
ＴＴ1257233	2020/ 3/27	2025/ 8/21	ＭＪ4022651	2024/11/26	2025/ 8/22	ＴＳ1349953	2018/ 8/ 3	2025/ 8/22	ＴＺ1376346	2019/10/ 7	2025/ 8/22
ＴＴ1643925	2020/12/ 4	2025/ 8/21	ＭＪ4375568	2025/ 2/ 7	2025/ 8/22	ＴＳ1351847	2018/ 8/ 3	2025/ 8/22	ＴＺ2142402	2022/10/19	2025/ 8/22
ＴＴ1689641	2021/ 6/11	2025/ 8/21	ＭＶ0499067	2025/ 7/ 2	2025/ 8/22	ＴＳ1388437	2018/ 8/ 8	2025/ 8/22	ＴＺ2296970	2025/ 2/27	2025/ 8/22
ＴＴ1776864	2021/ 8/16	2025/ 8/21	ＭＶ0499625	2025/ 7/ 1	2025/ 8/22	ＴＳ1640054	2018/ 9/ 6	2025/ 8/22	ＴＲ4731953	2015/ 8/24	2025/ 8/24

ＭＪ1292970	2023/ 3/ 2	2025/ 8/25	ＴＲ7312774	2016/12/20	2025/ 8/25	ＴＳ4531574	2019/10/ 2	2025/ 8/25	ＭＪ1709071	2022/11/25	2025/ 8/26
ＭＪ1320841	2021/ 2/ 6	2025/ 8/25	ＴＲ7314087	2016/12/27	2025/ 8/25	ＴＳ4564095	2019/10/16	2025/ 8/25	ＭＪ1819201	2023/ 1/24	2025/ 8/26
ＭＪ1656504	2022/ 9/21	2025/ 8/25	ＴＲ7321467	2016/12/27	2025/ 8/25	ＴＳ4716459	2019/11/ 7	2025/ 8/25	ＭＪ1823746	2023/ 2/ 9	2025/ 8/26
ＭＪ1759687	2023/ 2/ 6	2025/ 8/25	ＴＲ7328525	2017/ 1/ 5	2025/ 8/25	ＴＳ5018977	2019/12/16	2025/ 8/25	ＭＪ1975161	2023/ 3/10	2025/ 8/26
ＭＪ2239875	2023/ 6/ 6	2025/ 8/25	ＴＲ7574422	2017/ 2/10	2025/ 8/25	ＴＳ5181184	2020/ 1/21	2025/ 8/25	ＭＪ2319106	2023/ 7/18	2025/ 8/26
ＭＪ2453194	2023/ 8/ 2	2025/ 8/25	ＴＲ7829332	2017/ 3/ 7	2025/ 8/25	ＴＴ1124725	2020/ 2/25	2025/ 8/25	ＭＪ2568600	2023/10/ 4	2025/ 8/26
ＭＪ2608958	2023/ 9/20	2025/ 8/25	ＴＲ7943628	2017/ 3/24	2025/ 8/25	ＴＴ1192550	2020/ 3/18	2025/ 8/25	ＭＪ2667412	2023/10/11	2025/ 8/26
ＭＪ2741942	2023/11/ 8	2025/ 8/25	ＴＲ8014521	2017/ 3/29	2025/ 8/25	ＴＴ1352617	2020/ 4/15	2025/ 8/25	ＭＪ2706566	2023/10/13	2025/ 8/26
ＭＪ2831044	2023/11/29	2025/ 8/25	ＴＲ8247457	2017/ 5/10	2025/ 8/25	ＴＴ1643972	2020/12/ 4	2025/ 8/25	ＭＪ3040112	2024/ 2/ 9	2025/ 8/26
ＭＪ3036702	2024/ 1/22	2025/ 8/25	ＴＲ8274615	2017/ 5/19	2025/ 8/25	ＴＴ1665270	2021/ 2/15	2025/ 8/25	ＭＪ3202160	2024/ 4/11	2025/ 8/26
ＭＪ3188848	2024/ 3/13	2025/ 8/25	ＴＲ8501741	2017/ 6/13	2025/ 8/25	ＴＴ1720639	2021/ 4/28	2025/ 8/25	ＭＪ3637429	2024/ 7/18	2025/ 8/26
ＭＪ3261085	2024/ 3/26	2025/ 8/25	ＴＲ8512006	2017/ 6/16	2025/ 8/25	ＴＴ1721591	2021/ 3/ 5	2025/ 8/25	ＭＪ3756705	2024/ 8/13	2025/ 8/26
ＭＪ3333261	2024/ 4/ 5	2025/ 8/25	ＴＲ8572997	2017/ 6/29	2025/ 8/25	ＴＴ1818092	2021/ 8/13	2025/ 8/25	ＭＪ3788539	2024/ 7/26	2025/ 8/26
ＭＪ3466428	2024/ 6/12	2025/ 8/25	ＴＲ8592053	2017/ 6/28	2025/ 8/25	ＴＴ2290363	2022/ 7/ 4	2025/ 8/25	ＭＪ3788540	2024/ 7/26	2025/ 8/26
ＭＪ3674666	2024/ 7/10	2025/ 8/25	ＴＲ8601757	2017/ 6/27	2025/ 8/25	ＴＴ2491412	2022/ 9/21	2025/ 8/25	ＭＪ3881926	2024/ 8/21	2025/ 8/26
ＭＪ4331537	2025/ 1/ 8	2025/ 8/25	ＴＲ8767142	2017/ 7/26	2025/ 8/25	ＴＴ2797178	2022/11/28	2025/ 8/25	ＭＪ4199550	2025/ 1/14	2025/ 8/26
ＭＪ4358963	2025/ 2/ 4	2025/ 8/25	ＴＲ8884159	2017/ 8/ 8	2025/ 8/25	ＴＴ2804491	2022/12/26	2025/ 8/25	ＭＪ4429337	2025/ 2/10	2025/ 8/26
ＭＶ0188182	2025/ 5/14	2025/ 8/25	ＴＲ9159303	2017/ 9/19	2025/ 8/25	ＴＴ2819901	2023/ 1/11	2025/ 8/25	ＭＶ0288595	2025/ 6/19	2025/ 8/26
ＭＺ2093853	2022/ 1/27	2025/ 8/25	ＴＳ0047145	2018/ 2/ 2	2025/ 8/25	ＴＴ2844582	2023/ 1/ 6	2025/ 8/25	ＭＶ0551848	2025/ 7/14	2025/ 8/26
ＭＺ2093854	2022/ 1/27	2025/ 8/25	ＴＳ0077744	2018/ 2/ 7	2025/ 8/25	ＴＴ2929925	2023/ 2/ 6	2025/ 8/25	ＭＶ0600019	2025/ 7/28	2025/ 8/26
ＭＺ2093855	2022/ 1/27	2025/ 8/25	ＴＳ0113146	2018/ 2/14	2025/ 8/25	ＴＴ3218374	2023/ 3/30	2025/ 8/25	ＴＭ0228432	2025/ 4/24	2025/ 8/26
ＴＭ0031575	2025/ 4/14	2025/ 8/25	ＴＳ0473786	2018/ 3/30	2025/ 8/25	ＴＴ3241791	2023/ 3/28	2025/ 8/25	ＴＭ0518360	2025/ 6/ 5	2025/ 8/26
ＴＭ0437261	2025/ 6/23	2025/ 8/25	ＴＳ0481155	2018/ 4/ 9	2025/ 8/25	ＴＴ3431426	2023/ 4/11	2025/ 8/25	ＴＭ0528241	2025/ 6/ 9	2025/ 8/26
ＴＭ0611807	2025/ 6/18	2025/ 8/25	ＴＳ0883502	2018/ 6/ 1	2025/ 8/25	ＴＴ3875640	2023/ 6/ 9	2025/ 8/25	ＴＭ0611364	2025/ 6/18	2025/ 8/26
ＴＲ3260285	2016/ 6/13	2025/ 8/25	ＴＳ1277281	2018/ 7/25	2025/ 8/25	ＴＴ3889908	2023/ 6/27	2025/ 8/25	ＴＭ0755317	2025/ 7/14	2025/ 8/26
ＴＲ4745661	2015/ 9/17	2025/ 8/25	ＴＳ1470117	2018/ 8/14	2025/ 8/25	ＴＴ4288493	2023/ 8/15	2025/ 8/25	ＴＭ1006367	2025/ 8/12	2025/ 8/26
ＴＲ4771097	2015/ 8/28	2025/ 8/25	ＴＳ1612800	2018/ 8/24	2025/ 8/25	ＴＴ4397339	2023/ 8/29	2025/ 8/25	ＴＲ3394965	2016/ 6/14	2025/ 8/26
ＴＲ4824258	2015/ 9/16	2025/ 8/25	ＴＳ1632988	2018/ 9/ 5	2025/ 8/25	ＴＴ4599983	2023/ 9/21	2025/ 8/25	ＴＲ3509654	2016/ 6/30	2025/ 8/26
ＴＲ4891008	2015/10/ 8	2025/ 8/25	ＴＳ1909063	2018/10/22	2025/ 8/25	ＴＴ4637983	2023/10/ 4	2025/ 8/25	ＴＲ3514563	2016/ 7/ 7	2025/ 8/26
ＴＲ4981006	2015/11/ 6	2025/ 8/25	ＴＳ1924181	2018/10/19	2025/ 8/25	ＴＴ4660669	2023/10/ 3	2025/ 8/25	ＴＲ4965581	2015/10/20	2025/ 8/26
ＴＲ5017874	2015/11/13	2025/ 8/25	ＴＳ2049286	2018/11/ 9	2025/ 8/25	ＴＴ5469958	2024/ 2/ 8	2025/ 8/25	ＴＲ5165648	2016/ 1/ 6	2025/ 8/26
ＴＲ5064576	2015/11/11	2025/ 8/25	ＴＳ2125524	2018/11/20	2025/ 8/25	ＴＴ5472993	2024/ 2/15	2025/ 8/25	ＴＲ5194251	2016/ 1/15	2025/ 8/26
ＴＲ5107804	2015/11/16	2025/ 8/25	ＴＳ2660732	2019/ 2/ 4	2025/ 8/25	ＴＴ5787541	2024/ 3/13	2025/ 8/25	ＴＲ5277207	2015/12/28	2025/ 8/26
ＴＲ5168260	2015/12/14	2025/ 8/25	ＴＳ2725785	2019/ 2/14	2025/ 8/25	ＴＴ5789169	2024/ 3/25	2025/ 8/25	ＴＲ5423869	2016/ 1/28	2025/ 8/26
ＴＲ5205491	2015/12/ 8	2025/ 8/25	ＴＳ2734752	2019/ 2/ 6	2025/ 8/25	ＴＴ6494596	2024/ 7/19	2025/ 8/25	ＴＲ5432308	2016/ 1/ 8	2025/ 8/26
ＴＲ5263789	2015/11/26	2025/ 8/25	ＴＳ2877216	2019/ 2/27	2025/ 8/25	ＴＴ6892585	2024/ 8/28	2025/ 8/25	ＴＲ5512438	2016/ 1/25	2025/ 8/26
ＴＲ5281793	2016/ 1/27	2025/ 8/25	ＴＳ3011469	2019/ 3/20	2025/ 8/25	ＴＴ7527572	2024/12/ 6	2025/ 8/25	ＴＲ5764522	2016/ 3/23	2025/ 8/26
ＴＲ5909255	2016/ 4/12	2025/ 8/25	ＴＳ3417521	2019/ 5/21	2025/ 8/25	ＴＴ7550903	2024/12/20	2025/ 8/25	ＴＲ5817862	2016/ 3/22	2025/ 8/26
ＴＲ6050198	2016/ 4/25	2025/ 8/25	ＴＳ3418865	2019/ 5/20	2025/ 8/25	ＴＴ7768774	2025/ 1/16	2025/ 8/25	ＴＲ5949203	2016/ 4/ 7	2025/ 8/26
ＴＲ6223939	2016/ 5/25	2025/ 8/25	ＴＳ3419699	2019/ 5/13	2025/ 8/25	ＴＴ7830526	2025/ 1/30	2025/ 8/25	ＴＲ6035927	2016/ 5/ 9	2025/ 8/26
ＴＲ6318272	2016/ 7/21	2025/ 8/25	ＴＳ3655137	2019/ 6/18	2025/ 8/25	ＴＺ1177655	2017/ 2/ 3	2025/ 8/25	ＴＲ6145870	2016/ 5/23	2025/ 8/26
ＴＲ6331111	2016/ 7/19	2025/ 8/25	ＴＳ3672659	2019/ 6/ 9	2025/ 8/25	ＴＺ1196783	2017/ 3/28	2025/ 8/25	ＴＲ6533904	2016/ 9/ 5	2025/ 8/26
ＴＲ6371713	2016/ 8/ 2	2025/ 8/25	ＴＳ3675903	2019/ 6/14	2025/ 8/25	ＭＪ1244507	2020/12/17	2025/ 8/26	ＴＲ6626328	2016/ 8/30	2025/ 8/26
ＴＲ6547034	2016/ 9/ 2	2025/ 8/25	ＴＳ3702185	2019/ 6/21	2025/ 8/25	ＭＪ1249117	2020/10/16	2025/ 8/26	ＴＲ6658235	2016/ 9/ 1	2025/ 8/26
ＴＲ6715256	2016/ 9/20	2025/ 8/25	ＴＳ3783848	2019/ 6/25	2025/ 8/25	ＭＪ1499988	2022/ 2/16	2025/ 8/26	ＴＲ7006199	2016/11/ 7	2025/ 8/26
ＴＲ6718131	2016/ 9/ 5	2025/ 8/25	ＴＳ3941879	2019/ 7/19	2025/ 8/25	ＭＪ1526659	2022/ 6/ 9	2025/ 8/26	ＴＲ7027355	2016/11/10	2025/ 8/26
ＴＲ6889317	2016/10/17	2025/ 8/25	ＴＳ4106054	2019/ 8/ 7	2025/ 8/25	ＭＪ1596112	2022/ 8/10	2025/ 8/26	ＴＲ7140834	2016/11/28	2025/ 8/26
									ＴＲ7318519	2016/12/27	2025/ 8/26

ＴＲ7561345	2017/ 2/ 2	2025/ 8/26	ＴＳ5336583	2020/ 2/ 3	2025/ 8/26	ＭＪ2641203	2023/ 9/26	2025/ 8/27	ＴＲ8832238	2017/ 8/ 8	2025/ 8/27
ＴＲ7863315	2017/ 3/10	2025/ 8/26	ＴＴ1189071	2020/ 3/12	2025/ 8/26	ＭＪ2992470	2024/ 2/ 9	2025/ 8/27	ＴＲ8900478	2017/ 8/ 9	2025/ 8/27
ＴＲ8160032	2017/ 4/25	2025/ 8/26	ＴＴ1476554	2021/ 3/26	2025/ 8/26	ＭＪ3012425	2024/ 1/24	2025/ 8/27	ＴＲ8908248	2017/ 8/21	2025/ 8/27
ＴＲ8353281	2017/ 5/16	2025/ 8/26	ＴＴ1709567	2021/ 3/14	2025/ 8/26	ＭＪ3134589	2024/ 3/ 2	2025/ 8/27	ＴＲ9362017	2017/10/18	2025/ 8/27
ＴＲ8442739	2017/ 6/13	2025/ 8/26	ＴＴ1784714	2021/ 7/ 2	2025/ 8/26	ＭＪ3656670	2024/ 7/22	2025/ 8/27	ＴＲ9372512	2017/10/18	2025/ 8/27
ＴＲ8572108	2017/ 6/27	2025/ 8/26	ＴＴ1797009	2021/ 7/14	2025/ 8/26	ＭＪ4043517	2024/10/28	2025/ 8/27	ＴＲ9514353	2017/11/14	2025/ 8/27
ＴＲ8831760	2017/ 8/ 4	2025/ 8/26	ＴＴ1943815	2021/12/ 7	2025/ 8/26	ＭＶ0069060	2025/ 5/14	2025/ 8/27	ＴＲ9594043	2017/11/29	2025/ 8/27
ＴＲ8918263	2017/ 8/17	2025/ 8/26	ＴＴ2287363	2022/ 6/22	2025/ 8/26	ＭＶ0149070	2025/ 4/28	2025/ 8/27	ＴＲ9621927	2017/12/12	2025/ 8/27
ＴＲ8924147	2017/ 8/16	2025/ 8/26	ＴＴ2323416	2022/ 7/15	2025/ 8/26	ＭＶ0204129	2025/ 5/15	2025/ 8/27	ＴＲ9799846	2018/ 1/11	2025/ 8/27
ＴＲ8941346	2017/ 8/14	2025/ 8/26	ＴＴ2769587	2022/12/ 5	2025/ 8/26	ＭＶ0238016	2025/ 5/27	2025/ 8/27	ＴＳ0113208	2018/ 2/14	2025/ 8/27
ＴＲ8945083	2017/ 8/17	2025/ 8/26	ＴＴ2783588	2022/12/26	2025/ 8/26	ＭＶ0470763	2025/ 6/26	2025/ 8/27	ＴＳ0320916	2018/ 3/20	2025/ 8/27
ＴＲ9202105	2017/ 9/25	2025/ 8/26	ＴＴ2896182	2023/ 1/12	2025/ 8/26	ＭＶ0550677	2025/ 7/14	2025/ 8/27	ＴＳ0551450	2018/ 4/18	2025/ 8/27
ＴＲ9375442	2017/10/18	2025/ 8/26	ＴＴ2923660	2023/ 1/18	2025/ 8/26	ＭＶ0622336	2025/ 7/30	2025/ 8/27	ＴＳ0615929	2018/ 4/16	2025/ 8/27
ＴＲ9696336	2017/12/14	2025/ 8/26	ＴＴ3232808	2023/ 4/ 3	2025/ 8/26	ＴＭ0170853	2025/ 4/25	2025/ 8/27	ＴＳ1000222	2018/ 6/15	2025/ 8/27
ＴＲ9975329	2018/ 1/31	2025/ 8/26	ＴＴ3418134	2023/ 4/ 7	2025/ 8/26	ＴＭ0175730	2025/ 4/18	2025/ 8/27	ＴＳ1024849	2018/ 6/19	2025/ 8/27
ＴＳ0137516	2018/ 2/21	2025/ 8/26	ＴＴ3476128	2023/ 4/25	2025/ 8/26	ＴＭ0261488	2025/ 5/ 2	2025/ 8/27	ＴＳ1235367	2018/ 7/19	2025/ 8/27
ＴＳ0290058	2018/ 3/ 8	2025/ 8/26	ＴＴ3726195	2023/ 6/ 9	2025/ 8/26	ＴＭ0391548	2025/ 5/22	2025/ 8/27	ＴＳ1366258	2018/ 8/ 3	2025/ 8/27
ＴＳ0345238	2018/ 3/20	2025/ 8/26	ＴＴ3732937	2023/ 6/ 7	2025/ 8/26	ＴＭ0489669	2025/ 6/ 2	2025/ 8/27	ＴＳ1503529	2018/ 8/21	2025/ 8/27
ＴＳ0406280	2018/ 3/29	2025/ 8/26	ＴＴ3909273	2023/ 6/23	2025/ 8/26	ＴＭ0519746	2025/ 6/ 5	2025/ 8/27	ＴＳ2240713	2018/12/10	2025/ 8/27
ＴＳ0460516	2018/ 5/ 2	2025/ 8/26	ＴＴ3983826	2023/ 7/ 6	2025/ 8/26	ＴＭ0775345	2025/ 7/17	2025/ 8/27	ＴＳ2466247	2019/ 1/28	2025/ 8/27
ＴＳ0472629	2018/ 4/ 5	2025/ 8/26	ＴＴ4024893	2023/ 7/ 7	2025/ 8/26	ＴＲ3536135	2016/ 7/ 7	2025/ 8/27	ＴＳ2523551	2019/ 1/23	2025/ 8/27
ＴＳ1322148	2018/ 7/27	2025/ 8/26	ＴＴ5038292	2023/12/ 1	2025/ 8/26	ＴＲ4645345	2015/ 9/11	2025/ 8/27	ＴＳ2629970	2019/ 1/28	2025/ 8/27
ＴＳ1542030	2018/ 8/24	2025/ 8/26	ＴＴ5065836	2023/12/11	2025/ 8/26	ＴＲ4690522	2015/ 9/ 9	2025/ 8/27	ＴＳ2815674	2019/ 2/20	2025/ 8/27
ＴＳ1817842	2018/10/ 5	2025/ 8/26	ＴＴ5281433	2024/ 1/26	2025/ 8/26	ＴＲ4813176	2015/10/ 5	2025/ 8/27	ＴＳ3040638	2019/ 3/20	2025/ 8/27
ＴＳ1823323	2018/10/ 9	2025/ 8/26	ＴＴ5577824	2024/ 3/ 1	2025/ 8/26	ＴＲ4813178	2015/10/ 5	2025/ 8/27	ＴＳ3130932	2019/ 4/ 2	2025/ 8/27
ＴＳ1874946	2018/10/18	2025/ 8/26	ＴＴ5871616	2024/ 4/17	2025/ 8/26	ＴＲ4953394	2015/10/ 9	2025/ 8/27	ＴＳ3283440	2019/ 4/17	2025/ 8/27
ＴＳ2034743	2018/11/ 6	2025/ 8/26	ＴＴ5925541	2024/ 4/30	2025/ 8/26	ＴＲ5245776	2016/ 1/ 7	2025/ 8/27	ＴＳ3422990	2019/ 5/17	2025/ 8/27
ＴＳ2192915	2018/11/27	2025/ 8/26	ＴＴ6264657	2024/ 6/ 3	2025/ 8/26	ＴＲ5275915	2015/11/30	2025/ 8/27	ＴＳ3433149	2019/ 5/20	2025/ 8/27
ＴＳ2250779	2018/12/10	2025/ 8/26	ＴＴ6304774	2024/ 6/ 3	2025/ 8/26	ＴＲ5760230	2016/ 3/ 8	2025/ 8/27	ＴＳ3847202	2019/ 7/ 4	2025/ 8/27
ＴＳ2284366	2018/12/12	2025/ 8/26	ＴＴ6486913	2024/ 7/ 2	2025/ 8/26	ＴＲ5835563	2016/ 4/ 5	2025/ 8/27	ＴＳ4143288	2019/ 8/ 9	2025/ 8/27
ＴＳ2406781	2018/12/28	2025/ 8/26	ＴＴ6658022	2024/ 7/30	2025/ 8/26	ＴＲ5986623	2016/ 4/11	2025/ 8/27	ＴＳ4213726	2019/ 9/ 6	2025/ 8/27
ＴＳ2605228	2020/ 2/ 7	2025/ 8/26	ＴＴ6697209	2024/ 8/ 5	2025/ 8/26	ＴＲ6241617	2016/ 7/ 6	2025/ 8/27	ＴＳ4502287	2019/ 9/20	2025/ 8/27
ＴＳ2804453	2019/ 2/21	2025/ 8/26	ＴＴ7081438	2024/ 9/30	2025/ 8/26	ＴＲ6435186	2016/ 8/ 4	2025/ 8/27	ＴＳ4507915	2019/10/ 2	2025/ 8/27
ＴＳ3413513	2019/ 5/10	2025/ 8/26	ＴＴ7105366	2024/10/ 8	2025/ 8/26	ＴＲ6469129	2016/ 8/12	2025/ 8/27	ＴＳ4521587	2019/10/ 4	2025/ 8/27
ＴＳ3436228	2019/ 5/17	2025/ 8/26	ＴＺ1096703	2015/11/13	2025/ 8/26	ＴＲ6536419	2016/ 9/12	2025/ 8/27	ＴＳ4687179	2019/11/11	2025/ 8/27
ＴＳ3608430	2019/ 5/30	2025/ 8/26	ＴＺ2082542	2021/ 8/26	2025/ 8/26	ＴＲ6821064	2016/10/17	2025/ 8/27	ＴＳ4704489	2019/11/12	2025/ 8/27
ＴＳ3630421	2019/ 6/12	2025/ 8/26	ＭＪ1314308	2022/ 6/28	2025/ 8/27	ＴＲ6965923	2016/10/17	2025/ 8/27	ＴＳ4718185	2019/11/14	2025/ 8/27
ＴＳ3664887	2019/ 6/10	2025/ 8/26	ＭＪ1364967	2022/ 6/27	2025/ 8/27	ＴＲ7015189	2016/11/18	2025/ 8/27	ＴＳ4816055	2019/11/21	2025/ 8/27
ＴＳ3995452	2019/ 7/25	2025/ 8/26	ＭＪ1555951	2022/ 6/17	2025/ 8/27	ＴＲ7340435	2017/ 1/11	2025/ 8/27	ＴＳ5179151	2020/ 1/17	2025/ 8/27
ＴＳ4732480	2019/11/ 6	2025/ 8/26	ＭＪ1577071	2022/ 6/21	2025/ 8/27	ＴＲ7372826	2017/ 1/26	2025/ 8/27	ＴＳ5208505	2020/ 1/17	2025/ 8/27
ＴＳ4784446	2019/11/19	2025/ 8/26	ＭＪ1768056	2022/11/21	2025/ 8/27	ＴＲ7898042	2017/ 3/17	2025/ 8/27	ＴＳ5318342	2020/ 1/22	2025/ 8/27
ＴＳ5006283	2019/12/13	2025/ 8/26	ＭＪ1909846	2023/ 3/ 8	2025/ 8/27	ＴＲ7935121	2017/ 3/23	2025/ 8/27	ＴＳ5384750	2020/ 2/ 3	2025/ 8/27
ＴＳ5018790	2019/12/13	2025/ 8/26	ＭＪ2077321	2023/ 5/15	2025/ 8/27	ＴＲ8029793	2017/ 4/17	2025/ 8/27	ＴＳ5424527	2020/ 2/ 7	2025/ 8/27
ＴＳ5045580	2019/12/17	2025/ 8/26	ＭＪ2105756	2023/ 5/30	2025/ 8/27	ＴＲ8049970	2017/ 4/ 7	2025/ 8/27	ＴＴ1378099	2020/ 9/ 2	2025/ 8/27
ＴＳ5112597	2020/ 1/ 6	2025/ 8/26	ＭＪ2278416	2023/ 6/20	2025/ 8/27	ＴＲ8197424	2017/ 5/16	2025/ 8/27	ＴＴ1804702	2021/ 7/ 8	2025/ 8/27
ＴＳ5155061	2020/ 1/23	2025/ 8/26	ＭＪ2320577	2023/ 7/ 5	2025/ 8/27	ＴＲ8338934	2017/ 5/12	2025/ 8/27	ＴＴ2013364	2021/12/22	2025/ 8/27
ＴＳ5321782	2020/ 2/ 4	2025/ 8/26	ＭＪ2508944	2023/ 9/ 1	2025/ 8/27	ＴＲ8768244	2017/ 7/25	2025/ 8/27	ＴＴ2296943	2022/ 7/ 1	2025/ 8/27

ＴＴ2708341	2022/11/14	2025/ 8/27	ＭＺ2063654	2021/ 7/15	2025/ 8/28	ＴＳ3320533	2019/ 4/24	2025/ 8/28	ＴＴ7379293	2024/11/17	2025/ 8/28
ＴＴ2713755	2022/12/ 7	2025/ 8/27	ＴＭ0061393	2025/ 4/ 1	2025/ 8/28	ＴＳ3347917	2019/ 5/ 9	2025/ 8/28	ＴＴ7567505	2024/12/24	2025/ 8/28
ＴＴ2818603	2022/12/28	2025/ 8/27	ＴＭ0474996	2025/ 5/29	2025/ 8/28	ＴＳ3356296	2019/ 5/14	2025/ 8/28	ＴＴ8091554	2025/ 3/ 4	2025/ 8/28
ＴＴ2979702	2023/ 2/ 3	2025/ 8/27	ＴＭ0536412	2025/ 6/10	2025/ 8/28	ＴＳ3630420	2019/ 6/12	2025/ 8/28	ＴＴ8160198	2025/ 3/25	2025/ 8/28
ＴＴ3092978	2023/ 2/13	2025/ 8/27	ＴＭ0688983	2025/ 6/30	2025/ 8/28	ＴＳ3673767	2019/ 6/21	2025/ 8/28	ＴＺ1237293	2017/10/31	2025/ 8/28
ＴＴ3131338	2023/ 2/24	2025/ 8/27	ＴＲ4928107	2015/11/12	2025/ 8/28	ＴＳ4042544	2019/ 8/ 2	2025/ 8/28	ＴＺ1375220	2019/10/ 8	2025/ 8/28
ＴＴ3313075	2023/ 3/27	2025/ 8/27	ＴＲ5035848	2015/10/19	2025/ 8/28	ＴＳ4144060	2019/ 8/16	2025/ 8/28	ＴＺ2010369	2020/ 3/18	2025/ 8/28
ＴＴ3371933	2023/ 4/21	2025/ 8/27	ＴＲ5059012	2015/12/15	2025/ 8/28	ＴＳ4395273	2019/ 9/13	2025/ 8/28	ＭＪ1249152	2020/11/ 2	2025/ 8/29
ＴＴ3415500	2023/ 4/14	2025/ 8/27	ＴＲ5059594	2015/12/18	2025/ 8/28	ＴＳ4471376	2019/ 9/20	2025/ 8/28	ＭＪ1336512	2022/ 3/11	2025/ 8/29
ＴＴ3443254	2023/ 4/16	2025/ 8/27	ＴＲ5425975	2016/ 2/ 8	2025/ 8/28	ＴＳ4937613	2019/12/ 5	2025/ 8/28	ＭＪ1366452	2023/ 2/ 7	2025/ 8/29
ＴＴ3688980	2023/ 5/25	2025/ 8/27	ＴＲ5954872	2016/ 4/21	2025/ 8/28	ＴＳ5143260	2020/ 1/10	2025/ 8/28	ＭＪ1580575	2022/ 6/26	2025/ 8/29
ＴＴ3860412	2023/ 6/21	2025/ 8/27	ＴＲ6271142	2016/ 7/11	2025/ 8/28	ＴＳ5311060	2020/ 1/23	2025/ 8/28	ＭＪ1732817	2022/12/19	2025/ 8/29
ＴＴ3962698	2023/ 7/ 4	2025/ 8/27	ＴＲ6298989	2016/ 7/25	2025/ 8/28	ＴＴ1032200	2020/ 2/13	2025/ 8/28	ＭＪ1970892	2023/ 3/23	2025/ 8/29
ＴＴ4463354	2023/ 9/12	2025/ 8/27	ＴＲ6318387	2016/ 7/21	2025/ 8/28	ＴＴ1080260	2020/ 2/10	2025/ 8/28	ＭＪ1993763	2023/ 4/12	2025/ 8/29
ＴＴ4629328	2023/10/11	2025/ 8/27	ＴＲ6415467	2016/ 8/ 3	2025/ 8/28	ＴＴ1089023	2020/ 3/ 2	2025/ 8/28	ＭＪ2176049	2023/ 5/12	2025/ 8/29
ＴＴ5136840	2023/12/20	2025/ 8/27	ＴＲ6738684	2016/ 9/ 6	2025/ 8/28	ＴＴ1243163	2020/ 3/18	2025/ 8/28	ＭＪ2176050	2023/ 5/12	2025/ 8/29
ＴＴ5463621	2024/ 2/19	2025/ 8/27	ＴＲ7075462	2016/11/15	2025/ 8/28	ＴＴ1318021	2020/ 6/30	2025/ 8/28	ＭＪ2491712	2023/ 8/ 7	2025/ 8/29
ＴＴ5588990	2024/ 3/ 8	2025/ 8/27	ＴＲ7111781	2016/12/ 2	2025/ 8/28	ＴＴ1394179	2021/ 3/22	2025/ 8/28	ＭＪ2707329	2023/11/10	2025/ 8/29
ＴＴ6158506	2024/ 5/24	2025/ 8/27	ＴＲ7664257	2017/ 2/ 8	2025/ 8/28	ＴＴ1488727	2021/ 6/ 9	2025/ 8/28	ＭＪ2892027	2023/12/22	2025/ 8/29
ＴＴ6423192	2024/ 7/11	2025/ 8/27	ＴＲ7800759	2017/ 2/28	2025/ 8/28	ＴＴ1896885	2021/ 8/15	2025/ 8/28	ＭＪ2921498	2023/12/25	2025/ 8/29
ＴＴ6626439	2024/ 7/25	2025/ 8/27	ＴＲ7910854	2017/ 3/23	2025/ 8/28	ＴＴ1896886	2021/ 8/15	2025/ 8/28	ＭＪ2982536	2024/ 1/17	2025/ 8/29
ＴＴ6690438	2024/ 7/29	2025/ 8/27	ＴＲ7952603	2017/ 3/29	2025/ 8/28	ＴＴ1982654	2022/ 2/28	2025/ 8/28	ＭＪ3126353	2024/ 2/22	2025/ 8/29
ＴＴ6884408	2024/ 9/26	2025/ 8/27	ＴＲ8057046	2017/ 4/ 7	2025/ 8/28	ＴＴ2539049	2022/10/26	2025/ 8/28	ＭＪ3373569	2024/ 4/26	2025/ 8/29
ＴＴ6892782	2024/ 8/29	2025/ 8/27	ＴＲ8137170	2017/ 4/25	2025/ 8/28	ＴＴ2678524	2022/10/21	2025/ 8/28	ＭＪ3577797	2024/ 6/17	2025/ 8/29
ＴＴ6956583	2024/ 9/17	2025/ 8/27	ＴＲ8156594	2017/ 4/27	2025/ 8/28	ＴＴ2865188	2023/ 1/ 5	2025/ 8/28	ＭＪ4330212	2025/ 3/18	2025/ 8/29
ＴＴ7607536	2024/12/24	2025/ 8/27	ＴＲ8163444	2017/ 4/28	2025/ 8/28	ＴＴ3005686	2023/ 1/25	2025/ 8/28	ＭＶ0120899	2025/ 4/17	2025/ 8/29
ＴＴ7687070	2025/ 1/10	2025/ 8/27	ＴＲ8514726	2017/ 6/21	2025/ 8/28	ＴＴ3174413	2023/ 3/16	2025/ 8/28	ＭＶ0146772	2025/ 5/ 1	2025/ 8/29
ＴＺ1161549	2016/11/ 1	2025/ 8/27	ＴＲ8750302	2017/ 7/25	2025/ 8/28	ＴＴ3178227	2023/ 2/20	2025/ 8/28	ＭＶ0222061	2025/ 5/23	2025/ 8/29
ＴＺ2085351	2021/ 8/23	2025/ 8/27	ＴＲ8786369	2017/ 7/26	2025/ 8/28	ＴＴ3206969	2023/ 3/16	2025/ 8/28	ＭＶ0549102	2025/ 7/10	2025/ 8/29
ＴＺ2163069	2023/ 3/13	2025/ 8/27	ＴＲ9196457	2017/10/ 2	2025/ 8/28	ＴＴ3714479	2023/ 5/31	2025/ 8/28	ＭＶ0558789	2025/ 7/11	2025/ 8/29
ＭＪ1160780	2021/ 2/16	2025/ 8/28	ＴＲ9245130	2017/ 9/29	2025/ 8/28	ＴＴ3748082	2023/ 6/ 9	2025/ 8/28	ＭＶ0718805	2025/ 8/14	2025/ 8/29
ＭＪ1332213	2022/ 1/27	2025/ 8/28	ＴＲ9662542	2017/12/13	2025/ 8/28	ＴＴ3830942	2023/ 6/ 4	2025/ 8/28	ＭＺ2256180	2025/ 2/13	2025/ 8/29
ＭＪ1519875	2022/ 5/16	2025/ 8/28	ＴＲ9685957	2018/ 1/11	2025/ 8/28	ＴＴ3840942	2023/ 7/20	2025/ 8/28	ＴＲ3286727	2016/ 6/ 9	2025/ 8/29
ＭＪ1711652	2022/11/16	2025/ 8/28	ＴＲ9693972	2017/12/27	2025/ 8/28	ＴＴ3881752	2023/ 6/22	2025/ 8/28	ＴＲ3331726	2016/ 6/ 7	2025/ 8/29
ＭＪ1891016	2023/ 2/ 9	2025/ 8/28	ＴＲ9853108	2018/ 1/22	2025/ 8/28	ＴＴ4397351	2023/ 8/29	2025/ 8/28	ＴＲ4801825	2015/10/27	2025/ 8/29
ＭＪ2058418	2023/ 4/11	2025/ 8/28	ＴＳ0037873	2018/ 2/ 2	2025/ 8/28	ＴＴ4463333	2023/ 9/12	2025/ 8/28	ＴＲ4833474	2015/10/ 6	2025/ 8/29
ＭＪ2493972	2023/ 8/18	2025/ 8/28	ＴＳ0367206	2018/ 3/22	2025/ 8/28	ＴＴ4623503	2023/10/10	2025/ 8/28	ＴＲ4947338	2015/10/26	2025/ 8/29
ＭＪ3048599	2024/ 2/19	2025/ 8/28	ＴＳ0492394	2018/ 4/ 5	2025/ 8/28	ＴＴ5185931	2024/ 1/ 4	2025/ 8/28	ＴＲ5024609	2015/10/29	2025/ 8/29
ＭＪ3127772	2024/ 2/27	2025/ 8/28	ＴＳ1201559	2018/ 7/24	2025/ 8/28	ＴＴ5925860	2024/ 4/ 3	2025/ 8/28	ＴＲ5888858	2016/ 3/31	2025/ 8/29
ＭＪ3542582	2024/ 6/ 4	2025/ 8/28	ＴＳ1255068	2018/ 7/26	2025/ 8/28	ＴＴ6203419	2024/ 5/30	2025/ 8/28	ＴＲ5952202	2016/ 4/ 5	2025/ 8/29
ＭＪ3587401	2024/ 6/23	2025/ 8/28	ＴＳ1348683	2018/ 8/ 8	2025/ 8/28	ＴＴ6204956	2024/ 5/14	2025/ 8/28	ＴＲ5977277	2016/ 4/19	2025/ 8/29
ＭＪ3669292	2024/ 7/12	2025/ 8/28	ＴＳ1382997	2018/ 8/ 8	2025/ 8/28	ＴＴ6211945	2024/ 5/29	2025/ 8/28	ＴＲ6241643	2016/ 7/ 6	2025/ 8/29
ＭＪ4272207	2025/ 1/16	2025/ 8/28	ＴＳ2014585	2018/11/ 2	2025/ 8/28	ＴＴ6529682	2024/ 7/18	2025/ 8/28	ＴＲ6426647	2016/ 8/ 8	2025/ 8/29
ＭＪ4389535	2025/ 3/11	2025/ 8/28	ＴＳ2203398	2018/12/ 3	2025/ 8/28	ＴＴ6566061	2024/ 7/ 6	2025/ 8/28	ＴＲ6518461	2016/ 8/26	2025/ 8/29
ＭＶ0319844	2025/ 6/ 5	2025/ 8/28	ＴＳ2628127	2019/ 1/29	2025/ 8/28	ＴＴ6600711	2024/ 7/26	2025/ 8/28	ＴＲ6666739	2016/ 8/26	2025/ 8/29
ＭＶ0557879	2025/ 7/11	2025/ 8/28	ＴＳ2727851	2019/ 2/15	2025/ 8/28	ＴＴ6897209	2024/ 9/ 6	2025/ 8/28	ＴＲ6945054	2016/11/ 7	2025/ 8/29
ＭＶ0593920	2025/ 7/23	2025/ 8/28	ＴＳ2854071	2019/ 2/25	2025/ 8/28	ＴＴ6984781	2024/ 8/15	2025/ 8/28	ＴＲ7030775	2016/11/ 4	2025/ 8/29
			ＴＳ3239084	2019/ 4/23	2025/ 8/28						

ＴＲ7326739	2017/ 1/ 6	2025/ 8/29	ＴＳ5251050
ＴＲ7674557	2017/ 2/10	2025/ 8/29	ＴＴ1243530
ＴＲ7675769	2017/ 2/16	2025/ 8/29	ＴＴ1421470
ＴＲ7689676	2017/ 2/16	2025/ 8/29	ＴＴ1541781
ＴＲ8399181	2017/ 5/31	2025/ 8/29	ＴＴ1559135
ＴＲ8503565	2017/ 6/21	2025/ 8/29	ＴＴ1755879
ＴＲ8770592	2017/ 7/28	2025/ 8/29	ＴＴ2166181
ＴＲ9200271	2017/ 9/20	2025/ 8/29	ＴＴ2181658
ＴＲ9341546	2017/10/11	2025/ 8/29	ＴＴ2303024
ＴＲ9374482	2017/10/24	2025/ 8/29	ＴＴ2386717
ＴＲ9697069	2017/12/18	2025/ 8/29	ＴＴ2432047
ＴＲ9699027	2017/12/15	2025/ 8/29	ＴＴ2517856
ＴＲ9708289	2017/12/14	2025/ 8/29	ＴＴ2558350
ＴＲ9876340	2018/ 1/26	2025/ 8/29	ＴＴ2654109
ＴＳ0147082	2018/ 2/21	2025/ 8/29	ＴＴ2782303
ＴＳ0173919	2018/ 2/21	2025/ 8/29	ＴＴ2895184
ＴＳ0322542	2018/ 3/16	2025/ 8/29	ＴＴ3246549
ＴＳ0468907	2018/ 4/ 9	2025/ 8/29	ＴＴ3449731
ＴＳ0779118	2018/ 5/28	2025/ 8/29	ＴＴ3662701
ＴＳ0867994	2018/ 5/29	2025/ 8/29	ＴＴ3857609
ＴＳ1885136	2018/10/16	2025/ 8/29	ＴＴ4264707
ＴＳ2728081	2019/ 2/19	2025/ 8/29	ＴＴ4319566
ＴＳ3403157	2019/ 5/14	2025/ 8/29	ＴＴ4758676
ＴＳ4007046	2019/ 7/29	2025/ 8/29	ＴＴ5544681
ＴＳ4007047	2019/ 7/29	2025/ 8/29	ＴＴ5749886
ＴＳ4047718	2019/ 8/ 2	2025/ 8/29	ＴＴ5933367
ＴＳ4457383	2019/ 9/25	2025/ 8/29	ＴＴ6098552
ＴＳ4516529	2019/10/ 7	2025/ 8/29	ＴＴ6448092
ＴＳ4543717	2019/ 9/27	2025/ 8/29	ＴＴ6933563
ＴＳ4710324	2019/11/ 5	2025/ 8/29	ＴＴ7130046
ＴＳ4766705	2019/11/ 5	2025/ 8/29	ＴＴ7288997
ＴＳ4834622	2019/11/21	2025/ 8/29	ＴＺ1364276
ＴＳ5017923	2019/12/18	2025/ 8/29	ＴＺ2007461
ＴＳ5240352	2020/ 1/30	2025/ 8/29	ＴＺ2100572

ＴＲ7326739	2020/ 1/22	2025/ 8/29	ＴＳ5251050
ＴＲ7674557	2020/ 3/26	2025/ 8/29	ＴＴ1243530
ＴＲ7675769	2020/10/ 7	2025/ 8/29	ＴＴ1421470
ＴＲ7689676	2020/ 7/28	2025/ 8/29	ＴＴ1541781
ＴＲ8399181	2020/11/10	2025/ 8/29	ＴＴ1559135
ＴＲ8503565	2021/ 6/10	2025/ 8/29	ＴＴ1755879
ＴＲ8770592	2022/ 5/18	2025/ 8/29	ＴＴ2166181
ＴＲ9200271	2022/ 5/ 6	2025/ 8/29	ＴＴ2181658
ＴＲ9341546	2022/ 6/25	2025/ 8/29	ＴＴ2303024
ＴＲ9374482	2022/ 7/28	2025/ 8/29	ＴＴ2386717
ＴＲ9697069	2022/ 9/ 1	2025/ 8/29	ＴＴ2432047
ＴＲ9699027	2022/ 8/28	2025/ 8/29	ＴＴ2517856
ＴＲ9708289	2022/11/10	2025/ 8/29	ＴＴ2558350
ＴＲ9876340	2023/ 1/ 6	2025/ 8/29	ＴＴ2654109
ＴＳ0147082	2023/ 1/ 6	2025/ 8/29	ＴＴ2782303
ＴＳ0173919	2022/12/12	2025/ 8/29	ＴＴ2895184
ＴＳ0322542	2023/ 3/10	2025/ 8/29	ＴＴ3246549
ＴＳ0468907	2023/ 4/21	2025/ 8/29	ＴＴ3449731
ＴＳ0779118	2023/ 6/ 8	2025/ 8/29	ＴＴ3662701
ＴＳ0867994	2023/ 6/21	2025/ 8/29	ＴＴ3857609
ＴＳ1885136	2023/ 8/17	2025/ 8/29	ＴＴ4264707
ＴＳ2728081	2023/ 8/15	2025/ 8/29	ＴＴ4319566
ＴＳ3403157	2023/10/18	2025/ 8/29	ＴＴ4758676
ＴＳ4007046	2024/ 2/22	2025/ 8/29	ＴＴ5544681
ＴＳ4007047	2024/ 3/25	2025/ 8/29	ＴＴ5749886
ＴＳ4047718	2024/ 4/25	2025/ 8/29	ＴＴ5933367
ＴＳ4457383	2024/ 5/13	2025/ 8/29	ＴＴ6098552
ＴＳ4516529	2024/ 6/21	2025/ 8/29	ＴＴ6448092
ＴＳ4543717	2024/ 9/ 6	2025/ 8/29	ＴＴ6933563
ＴＳ4710324	2024/10/ 3	2025/ 8/29	ＴＴ7130046
ＴＳ4766705	2024/11/ 8	2025/ 8/29	ＴＴ7288997
ＴＳ4834622	2019/ 6/27	2025/ 8/29	ＴＺ1364276
ＴＳ5017923	2020/ 2/ 5	2025/ 8/29	ＴＺ2007461
ＴＳ5240352	2021/12/23	2025/ 8/29	ＴＺ2100572

○文部科学省告示第七十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第二項の規定に基づき、次の表に掲げる史跡を特別史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

名称	所在地	地域
大聖寺城跡	石川県加賀市大聖寺地方町古城山	一番１、一番二
同　地方町壱四		一番１、一番二、二番１、二番二、三番、四番
同　地方町弐壱		一番１、一番二
同　八間道		三四番、三七番１、三七番二、三八番
同　錦町		四六番二、四六番三、四六番四、五三番乙、五六番乙
		石川県加賀市大聖寺地方町弐壱一番二と同八間道三八番に挟まれ同地方町弐壱一番二と同八間道三九番に挟まれるまでの道路敷のうち実測五三・五八平方メートル、同古城山一番一と同地方町壱四一番一に挟まれ同地方町壱四四番と同錦町四六番二に挟まれるまでの道路敷を含む。
		備考　道路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を石川県文化財担当部局及び加賀市文化財担当部局に備えて縦覧に供する。
香坂山遺跡	長野県佐久市香坂字葡萄	四番一のうち実測一一六四・七一平方メートル、四番三のうち実測一七九三・六〇平方メートル
		備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。
韮山城跡附付城跡	静岡県伊豆の国市韮山韮山字韮山	一番一、一番二、二番一、二番二、二番四、二番九、二番一〇、二番一二、二番一九、二番二三、二番二四、二番二六、二番二七、一四番、一五番、一六番、一七番、一八番、一九番、二〇番、二一番、二二番、二三番、二四番
	同　韮山韮山字無量寺	二五番、二六番、二七番、二八番、三〇番、三一番、三三番、三四番、三五番、三六番、三八番、三九番、四〇番一、四一番一、四一番二、四二番一、四二番二、四三番一、四三番二、四四番一、四四番二、四五番一、四五番二、四六番一、四六番二、四七番一、四七番二、四八番一、四八番二、四九番一、四九番二、五〇番一、五〇番二、五一番一、五一番二、五二番一、五二番二、五三番一、五三番二、五四番一、五四番二、五五番一、五五番二、五六番一、五六番二、五七番一、五七番二、五八番一、五八番二、六〇番一、六〇番二、六一番一、六一番二、六二番一、六二番二、六三番一、六三番二、六四番一、六四番二、六五番一、六五番二、六六番一、六六番二、六七番一、六七番二、六八番一、六八番二、六九番一、六九番二、七〇番一、七〇番二、七一番一、七一番二、七二番一、七二番二、七三番一、七三番二、七四番一、七四番二、七五番一、七五番二、七六番一、七六番二、七七番一、七七番二、七八番一、七八番二、七九番一、七九番二、八〇番一、八〇番二、八一番一、八一番二、八二番一、八二番二、八三番一、八三番二、八四番一、八四番二、八五番一、八五番二、八六番一、八六番二、八七番一、八七番二、八八番一、八八番二、八九番一、八九番二、九〇番一、九〇番二、九一番一、九一番二、九二番一、九二番二、九三番一、九三番二、九四番一、九四番二、九五番一、九五番二、九六番一、九六番二、九七番一、九七番二、九八番一、九八番二、九九番一、九九番二、一〇〇番一、一〇〇番二、一〇一番一、一〇一番二、一〇二番一、一〇二番二、一〇三番一、一〇三番二、一〇四番一、一〇四番二、一〇五番一、一〇五番二、一〇六番一、一〇六番二、一〇七番一、一〇七番二、一〇八番一、一〇八番二、一〇九番一、一〇九番二、一一〇番一、一一〇番二、一一一番一、一一一番二、一一二番一、一一二番二、一一三番一、一一三番二、一一四番一、一一四番二、一一五番一、一一五番二、一一六番一、一一六番二、一一七番一、一一七番二、一一八番一、一一八番二、一一九番一、一一九番二、一二〇番一、一二〇番二、一二一番一、一二一番二、一二二番一、一二二番二、一二三番一、一二三番二、一二四番一、一二四番二、一二五番一、一二五番二、一二六番一、一二六番二、一二七番一、一二七番二、一二八番一、一二八番二、一二九番一、一二九番二、一三〇番一、一三〇番二、一三一番一、一三一番二、一三二番一、一三二番二、一三三番一、一三三番二、一三四番一、一三四番二、一三五番一、一三五番二、一三六番一、一三六番二、一三七番一、一三七番二、一三八番一、一三八番二、一四一番一、一四一番二、一四二番一、一四二番二、一四三番一、一四三番二、一四四番一、一四四番二、一四五番一、一四五番二、一四六番一、一四六番二、一四七番一、一四七番二、一四八番一、一四八番二、一四九番一、一四九番二、一五〇番一、一五〇番二、一五一番一、一五一番二、一五二番一、一五二番二、一五三番一、一五三番二、一五四番一、一五四番二、一五五番一、一五五番二、一五六番一、一五六番二、一五七番一、一五七番二、一五八番一、一五八番二、一六〇番一、一六〇番二、一六一番一、一六一番二、一六二番一、一六二番二、一六三番一、一六三番二、一六四番一、一六四番二、一六五番一、一六五番二、一六六番一、一六六番二、一六七番一、一六七番二、一六八番一、一六八番二、一六九番一、一六九番二、一七〇番一、一七〇番二、一七一番一、一七一番二、一七二番一、一七二番二、一七三番一、一七三番二、一七四番一、一七四番二、一七五番一、一七五番二、一七六番一、一七六番二、一七七番一、一七七番二、一七八番一、一七八番二、一七九番一、一七九番二、一八〇番一、一八〇番二、一八一番一、一八一番二、一八二番一、一八二番二、一八三番一、一八三番二、一八四番一、一八四番二、一八五番一、一八五番二、一八六番一、一八六番二、一八七番一、一八七番二、一八八番一、一八八番二、一八九番一、一八九番二、一九〇番一、一九〇番二、一九一番一、一九一番二、一九二番一、一九二番二、一九三番一、一九三番二、一九四番一、一九四番二、一九五番一、一九五番二、一九六番一、一九六番二、一九七番一、一九七番二、一九八番一、一九八番二、一九九番一、一九九番二、二〇〇番一、二〇〇番二、二〇一番一、二〇一番二、二〇二番一、二〇二番二、二〇三番一、二〇三番二、二〇四番一、二〇四番二、二〇五番一、二〇五番二、二〇六番一、二〇六番二、二〇七番一、二〇七番二、二〇八番一、二〇八番二、二〇九番一、二〇九番二、二一〇番一、二一〇番二、二一一番一、二一一番二、二一二番一、二一二番二、二一三番一、二一三番二、二一四番一、二一四番二、二一五番一、二一五番二、二一六番一、二一六番二、二一七番一、二一七番二、二一八番一、二一八番二、二一九番一、二一九番二、二二〇番一、二二〇番二、二二一番一、二二一番二、二二二番一、二二二番二、二二三番一、二二三番二、二二四番一、二二四番二、二二五番一、二二五番二、二二六番一、二二六番二、二二七番一、二二七番二、二二八番一、二二八番二、二二九番一、二二九番二、二三〇番一、二三〇番二、二三一番一、二三一番二、二三二番一、二三二番二、二三三番一、二三三番二、二三四番一、二三四番二、二三五番一、二三五番二、二三六番一、二三六番二、二三七番一、二三七番二、二三八番一、二三八番二、二三九番一、二三九番二、二四〇番一、二四〇番二、二四一番一、二四一番二、二四二番一、二四二番二、二四三番一、二四三番二、二四四番一、二四四番二、二四五番一、二四五番二、二四六番一、二四六番二、二四七番一、二四七番二、二四八番一、二四八番二、二四九番一、二四九番二、二五〇番一、二五〇番二、二五一番一、二五一番二、二五二番一、二五二番二、二五三番一、二五三番二、二五四番一、二五四番二、二五五番一、二五五番二、二五六番一、二五六番二、二五七番一、二五七番二、二五八番一、二五八番二、二六〇番一、二六〇番二、二六一番一、二六一番二、二六二番一、二六二番二、二六三番一、二六三番二、二六四番一、二六四番二、二六五番一、二六五番二、二六六番一、二六六番二、二六七番一、二六七番二、二六八番一、二六八番二、二六九番一、二六九番二、二七〇番一、二七〇番二、二七一番一、二七一番二、二七二番一、二七二番二、二七三番一、二七三番二、二七四番一、二七四番二、二七五番一、二七五番二
	同　韮山韮山字御座敷	一四二番二、一九六番一、一九七番一、一九七番二、一九九番四、一九九番五、二〇五番二
	同　韮山韮山字天主	五七三番一、五七三番二
	同　韮山韮山字塩倉	二七四番、二七五番

○文部科学省告示第七十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

名称	関係告示
原爆ドーム（旧広島県産業奨励館）	平成七年文部省告示第九十九号

同	韮山韮山字芳池	四四五番、四四五番一、四四五番二、四四五番三、四四五番四、四四五番五、四四五番六、四四五番七、四四五番八、四四五番九、四四五番一〇、四四五番一一、四四五番一二、四四五番一三、四四五番一四、四四五番一五、四四五番一六、四四五番一七、四四五番一八、四四五番一九、四四五番二〇、四四五番二一、四四五番二二、四四五番二三、四四五番二四、四四五番二五、四四五番二六、四四五番二七、四四五番二八、四四五番二九、四四五番三〇、四四五番三一、四四五番三二、四四五番三三、四四五番三四、四四五番三五、四四五番三六、四四五番三七、四四五番三八、四四五番三九、四四五番四〇、四四五番四一、四四五番四二、四四五番四三、四四五番四四、四四五番四五、四四五番四六、四四五番四七、四四五番四八、四四五番四九、四四五番五〇、四四五番五一、四四五番五二、四四五番五三、四四五番五四、四四五番五五、四四五番五六、四四五番五七、四四五番五八、四四五番五九、四四五番六〇、四四五番六一、四四五番六二、四四五番六三、四四五番六四、四四五番六五、四四五番六六、四四五番六七、四四五番六八、四四五番六九、四四五番七〇、四四五番七一、四四五番七二、四四五番七三、四四五番七四、四四五番七五、四四五番七六、四四五番七七、四四五番七八、四四五番七九、四四五番八〇、四四五番八一、四四五番八二、四四五番八三、四四五番八四、四四五番八五、四四五番八六、四四五番八七、四四五番八八、四四五番八九、四四五番九〇、四四五番九一、四四五番九二、四四五番九三、四四五番九四、四四五番九五、四四五番九六、四四五番九七、四四五番九八、四四五番九九、四四五番一〇〇、四四五番一〇一、四四五番一〇二、四四五番一〇三、四四五番一〇四、四四五番一〇五、四四五番一〇六、四四五番一〇七、四四五番一〇八、四四五番一〇九、四四五番一一〇、四四五番一一一、四四五番一一二、四四五番一一三、四四五番一一四、四四五番一一五、四四五番一一六、四四五番一一七、四四五番一一八、四四五番一一九、四四五番一二〇、四四五番一二一、四四五番一二二、四四五番一二三、四四五番一二四、四四五番一二五、四四五番一二六、四四五番一二七、四四五番一二八、四四五番一二九、四四五番一三〇、四四五番一三一、四四五番一三二、四四五番一三三、四四五番一三四、四四五番一三五、四四五番一三六、四四五番一三七、四四五番一三八、四四五番一三九、四四五番一四〇、四四五番一四一、四四五番一四二、四四五番一四三、四四五番一四四、四四五番一四五、四四五番一四六、四四五番一四七、四四五番一四八、四四五番一四九、四四五番一五〇、四四五番一五一、四四五番一五二、四四五番一五三、四四五番一五四、四四五番一五五、四四五番一五六、四四五番一五七、四四五番一五八、四四五番一五九、四四五番一六〇、四四五番一六一、四四五番一六二、四四五番一六三、四四五番一六四、四四五番一六五、四四五番一六六、四四五番一六七、四四五番一六八、四四五番一六九、四四五番一七〇、四四五番一七一、四四五番一七二、四四五番一七三、四四五番一七四、四四五番一七五、四四五番一七六、四四五番一七七、四四五番一七八、四四五番一七九、四四五番一八〇、四四五番一八一、四四五番一八二、四四五番一八三、四四五番一八四、四四五番一八五、四四五番一八六、四四五番一八七、四四五番一八八、四四五番一八九、四四五番一九〇、四四五番一九一、四四五番一九二、四四五番一九三、四四五番一九四、四四五番一九五、四四五番一九六、四四五番一九七、四四五番一九八、四四五番一九九、四四五番二〇〇、四四五番二〇一、四四五番二〇二、四四五番二〇三、四四五番二〇四、四四五番二〇五、四四五番二〇六、四四五番二〇七、四四五番二〇八、四四五番二〇九、四四五番二一〇、四四五番二一一、四四五番二一二、四四五番二一三、四四五番二一四、四四五番二一五、四四五番二一六、四四五番二一七、四四五番二一八、四四五番二一九、四四五番二二〇、四四五番二二一、四四五番二二二、四四五番二二三、四四五番二二四、四四五番二二五、四四五番二二六、四四五番二二七、四四五番二二八、四四五番二二九、四四五番二三〇、四四五番二三一、四四五番二三二、四四五番二三三、四四五番二三四、四四五番二三五、四四五番二三六、四四五番二三七、四四五番二三八、四四五番二三九、四四五番二四〇、四四五番二四一、四四五番二四二、四四五番二四三、四四五番二四四、四四五番二四五、四四五番二四六、四四五番二四七、四四五番二四八、四四五番二四九、四四五番二五〇、四四五番二五一、四四五番二五二、四四五番二五三、四四五番二五四、四四五番二五五、四四五番二五六、四四五番二五七、四四五番二五八、四四五番二五九、四四五番二六〇、四四五番二六一、四四五番二六二、四四五番二六三、四四五番二六四、四四五番二六五、四四五番二六六、四四五番二六七、四四五番二六八、四四五番二六九、四四五番二七〇、四四五番二七一、四四五番二七二、四四五番二七三、四四五番二七四、四四五番二七五、四四五番二七六、四四五番二七七、四四五番二七八、四四五番二七九、四四五番二八〇、四四五番二八一、四四五番二八二、四四五番二八三、四四五番二八四、四四五番二八五、四四五番二八六、四四五番二八七、四四五番二八八、四四五番二八九、四四五番二九〇、四四五番二九一、四四五番二九二、四四五番二九三、四四五番二九四、四四五番二九五、四四五番二九六、四四五番二九七、四四五番二九八、四四五番二九九、四四五番三〇〇、四四五番三〇一、四四五番三〇二、四四五番三〇三、四四五番三〇四、四四五番三〇五、四四五番三〇六、四四五番三〇七、四四五番三〇八、四四五番三〇九、四四五番三一〇、四四五番三一一、四四五番三一二、四四五番三一三、四四五番三一四、四四五番三一五、四四五番三一六、四四五番三一七、四四五番三一八、四四五番三一九、四四五番三二〇、四四五番三二一、四四五番三二二、四四五番三二三、四四五番三二四、四四五番三二五、四四五番三二六、四四五番三二七、四四五番三二八、四四五番三二九、四四五番三三〇、四四五番三三一、四四五番三三二、四四五番三三三、四四五番三三四、四四五番三三五、四四五番三三六、四四五番三三七、四四五番三三八、四四五番三三九、四四五番三四〇、四四五番三四一、四四五番三四二、四四五番三四三、四四五番三四四、四四五番三四五、四四五番三四六、四四五番三四七、四四五番三四八、四四五番三四九、四四五番三五〇、四四五番三五一、四四五番三五二、四四五番三五三、四四五番三五四、四四五番三五五、四四五番三五六、四四五番三五七、四四五番三五八、四四五番三五九、四四五番三六〇、四四五番三六一、四四五番三六二、四四五番三六三、四四五番三六四、四四五番三六五、四四五番三六六、四四五番三六七、四四五番三六八、四四五番三六九、四四五番三七〇、四四五番三七一、四四五番三七二、四四五番三七三、四四五番三七四、四四五番三七五、四四五番三七六、四四五番三七七、四四五番三七八、四四五番三七九、四四五番三八〇、四四五番三八一、四四五番三八二、四四五番三八三、四四五番三八四、四四五番三八五、四四五番三八六、四四五番三八七、四四五番三八八、四四五番三八九、四四五番三九〇、四四五番三九一、四四五番三九二、四四五番三九三、四四五番三九四、四四五番三九五、四四五番三九六、四四五番三九七、四四五番三九八、四四五番三九九、四四五番四〇〇、四四五番四〇一、四四五番四〇二、四四五番四〇三、四四五番四〇四、四四五番四〇五、四四五番四〇六、四四五番四〇七、四四五番四〇八、四四五番四〇九、四四五番四一〇、四四五番四一一、四四五番四一二、四四五番四一三、四四五番四一四、四四五番四一五、四四五番四一六、四四五番四一七、四四五番四一八、四四五番四一九、四四五番四二〇、四四五番四二一、四四五番四二二、四四五番四二三、四四五番四二四、四四五番四二五、四四五番四二六、四四五番四二七、四四五番四二八、四四五番四二九、四四五番四三〇、四四五番四三一、四四五番四三二、四四五番四三三、四四五番四三四、四四五番四三五、四四五番四三六、四四五番四三七、四四五番四三八、四四五番四三九、四四五番四四〇、四四五番四四一、四四五番四四二、四四五番四四三、四四五番四四四、四四五番四四五、四四五番四四六、四四五番四四七、四四五番四四八、四四五番四四九、四四五番四五〇、四四五番四五一、四四五番四五二、四四五番四五三、四四五番四五四、四四五番四五五、四四五番四五六、四四五番四五七、四四五番四五八、四四五番四五九、四四五番四六〇、四四五番四六一、四四五番四六二、四四五番四六三、四四五番四六四、四四五番四六五、四四五番四六六、四四五番四六七、四四五番四六八、四四五番四六九、四四五番四七〇、四四五番四七一、四四五番四七二、四四五番四七三、四四五番四七四、四四五番四七五、四四五番四七六、四四五番四七七、四四五番四七八、四四五番四七九、四四五番四八〇、四四五番四八一、四四五番四八二、四四五番四八三、四四五番四八四、四四五番四八五、四四五番四八六、四四五番四八七、四四五番四八八、四四五番四八九、四四五番四九〇、四四五番四九一、四四五番四九二、四四五番四九三、四四五番四九四、四四五番四九五、四四五番四九六、四四五番四九七、四四五番四九八、四四五番四九九、四四五番五〇〇、四四五番五〇一、四四五番五〇二、四四五番五〇三、四四五番五〇四、四四五番五〇五、四四五番五〇六、四四五番五〇七、四四五番五〇八、四四五番五〇九、四四五番五一〇、四四五番五一一、四四五番五一二、四四五番五一三、四四五番五一四、四四五番五一五、四四五番五一六、四四五番五一七、四四五番五一八、四四五番五一九、四四五番五二〇、四四五番五二一、四四五番五二二、四四五番五二三、四四五番五二四、四四五番五二五、四四五番五二六、四四五番五二七、四四五番五二八、四四五番五二九、四四五番五三〇、四四五番五三一、四四五番五三二、四四五番五三三、四四五番五三四、四四五番五三五、四四五番五三六、四四五番五三七、四四五番五三八、四四五番五三九、四四五番五四〇、四四五番五四一、四四五番五四二、四四五番五四三、四四五番五四四、四四五番五四五、四四五番五四六、四四五番五四七、四四五番五四八、四四五番五四九、四四五番五五〇、四四五番五五一、四四五番五五二、四四五番五五三、四四五番五五四、四四五番五五五、四四五番五五六、四四五番五五七、四四五番五五八、四四五番五五九、四四五番五六〇、四四五番五六一、四四五番五六二、四四五番五六三、四四五番五六四、四四五番五六五、四四五番五六六、四四五番五六七、四四五番五六八、四四五番五六九、四四五番五七〇、四四五番五七一、四四五番五七二、四四五番五七三、四四五番五七四、四四五番五七五、四四五番五七六、四四五番五七七、四四五番五七八、四四五番五七九、四四五番五八〇、四四五番五八一、四四五番五八二、四四五番五八三、四四五番五八四、四四五番五八五、四四五番五八六、四四五番五八七、四四五番五八八、四四五番五八九、四四五番五九〇、四四五番五九一、四四五番五九二、四四五番五九三、四四五番五九四、四四五番五九五、四四五番五九六、四四五番五九七、四四五番五九八、四四五番五九九、四四五番六〇〇、四四五番六〇一、四四五番六〇二、四四五番六〇三、四四五番六〇四、四四五番六〇五、四四五番六〇六、四四五番六〇七、四四五番六〇八、四四五番六〇九、四四五番六一〇、四四五番六一一、四四五番六一二、四四五番六一三、四四五番六一四、四四五番六一五、四四五番六一六、四四五番六一七、四四五番六一八、四四五番六一九、四四五番六二〇、四四五番六二一、四四五番六二二、四四五番六二三、四四五番六二四、四四五番六二五、四四五番六二六、四四五番六二七、四四五番六二八、四四五番六二九、四四五番六三〇、四四五番六三一、四四五番六三二、四四五番六三三、四四五番六三四、四四五番六三五、四四五番六三六、四四五番六三七、四四五番六三八、四四五番六三九、四四五番六四〇、四四五番六四一、四四五番六四二、四四五番六四三、四四五番六四四、四四五番六四五、四四五番六四六、四四五番六四七、四四五番六四八、四四五番六四九、四四五番六五〇、四四五番六五一、四四五番六五二、四四五番六五三、四四五番六五四、四四五番六五五、四四五番六五六、四四五番六五七、四四五番六五八、四四五番六五九、四四五番六六〇、四四五番六六一、四四五番六六二、四四五番六六三、四四五番六六四、四四五番六六五、四四五番六六六、四四五番六六七、四四五番六六八、四四五番六六九、四四五番六七〇、四四五番六七一、四四五番六七二、四四五番六七三、四四五番六七四、四四五番六七五、四四五番六七六、四四五番六七七、四四五番六七八、四四五番六七九、四四五番六八〇、四四五番六八一、四四五番六八二、四四五番六八三、四四五番六八四、四四五番六八五、四四五番六八六、四四五番六八七、四四五番六八八、四四五番六八九、四四五番六九〇、四四五番六九一、四四五番六九二、四四五番六九三、四四五番六九四、四四五番六九五、四四五番六九六、四四五番六九七、四四五番六九八、四四五番六九九、四四五番七〇〇、四四五番七〇一、四四五番七〇二、四四五番七〇三、四四五番七〇四、四四五番七〇五、四四五番七〇六、四四五番七〇七、四四五番七〇八、四四五番七〇九、四四五番七一〇、四四五番七一一、四四五番七一二、四四五番七一三、四四五番七一四、四四五番七一五、四四五番七一六、四四五番七一七、四四五番七一八、四四五番七一九、四四五番七二〇、四四五番七二一、四四五番七二二、四四五番七二三、四四五番七二四、四四五番七二五、四四五番七二六、四四五番七二七、四四五番七二八、四四五番七二九、四四五番七三〇、四四五番七三一、四四五番七三二、四四五番七三三、四四五番七三四、四四五番七三五、四四五番七三六、四四五番七三七、四四五番七三八、四四五番七三九、四四五番七四〇、四四五番七四一、四四五番七四二、四四五番七四三、四四五番七四四、四四五番七四五、四四五番七四六、四四五番七四七、四四五番七四八、四四五番七四九、四四五番七五〇、四四五番七五一、四四五番七五二、四四五番七五三、四四五番七五四、四四五番七五五、四四五番七五六、四四五番七五七、四四五番七五八、四四五番七五九、四四五番七六〇、四四五番七六一、四四五番七六二、四四五番七六三、四四五番七六四、四四五番七六五、四四五番七六六、四四五番七六七、四四五番七六八、四四五番七六九、四四五番七七〇、四四五番七七一、四四五番七七二、四四五番七七三、四四五番七七四、四四五番七七五、四四五番七七六、四四五番七七七、四四五番七七八、四四五番七七九、四四五番七八〇、四四五番七八一、四四五番七八二、四四五番七八三、四四五番七八四、四四五番七八五、四四五番七八六、四四五番七八七、四四五番七八八、四四五番七八九、四四五番七九〇、四四五番七九一、四四五番七九二、四四五番七九三、四四五番七九四、四四五番七九五、四四五番七九六、四四五番七九七、四四五番七九八、四四五番七九九、四四五番八〇〇、四四五番八〇一、四四五番八〇二、四四五番八〇三、四四五番八〇四、四四五番八〇五、四四五番八〇六、四四五番八〇七、四四五番八〇八、四四五番八〇九、四四五番八一〇、四四五番八一一、四四五番八一二、四四五番八一三、四四五番八一四、四四五番八一五、四四五番八一六、四四五番八一七、四四五番八一八、四四五番八一九、四四五番八二〇、四四五番八二一、四四五番八二二、四四五番八二三、四四五番八二四、四四五番八二五、四四五番八二六、四四五番八二七、四四五番八二八、四四五番八二九、四四五番八三〇、四四五番八三一、四四五番八三二、四四五番八三三、四四五番八三四、四四五番八三五、四四五番八三六、四四五番八三七、四四五番八三八、四四五番八三九、四四五番八四〇、四四五番八四一、四四五番八四二、四四五番八四三、四四五番八四四、四四五番八四五、四四五番八四六、四四五番八四七、四四五番八四八、四四五番八四九、四四五番八五〇、四四五番八五一、四四五番八五二、四四五番八五三、四四五番八五四、四四五番八五五、四四五番八五六、四四五番八五七、四四五番八五八、四四五番八五九、四四五番八六〇、四四五番八六一、四四五番八六二、四四五番八六三、四四五番八六四、四四五番八六五、四四五番八六六、四四五番八六七、四四五番八六八、四四五番八六九、四四五番八七〇、四四五番八七一、四四五番八七二、四四五番八七三、四四五番八七四、四四五番八七五、四四五番八七六、四四五番八七七、四四五番八七八、四四五番八七九、四四五番八八〇、四四五番八八一、四四五番八八二、四四五番八八三、四四五番八八四、四四五番八八五、四四五番八八六、四四五番八八七、四四五番八八八、四四五番八八九、四四五番八九〇、四四五番八九一、四四五番八九二、四四五番八九三、四四五番八九四、四四五番八九五、四四五番八九六、四四五番八九七、四四五番八九八、四四五番八九九、四四五番九〇〇、四四五番九〇一、四四五番九〇二、四四五番九〇三、四四五番九〇四、四四五番九〇五、四四五番九〇六、四四五番九〇七、四四五番九〇八、四四五番九〇九、四四五番九一〇、四四五番九一一、四四五番九一二、四四五番九一三、四四五番九一四、四四五番九一五、四四五番九一六、四四五番九一七、四四五番九一八、四四五番九一九、四四五番九二〇、四四五番九二一、四四五番九二二、四四五番九二三、四四五番九二四、四四五番九二五、四四五番九二六、四四五番九二七、四四五番九二八、四四五番九二九、四四五番九三〇、四四五番九三一、四四五番九三二、四四五番九三三、四四五番九三四、四四五番九三五、四四五番九三六、四四五番九三七、四四五番九三八、四四五番九三九、四四五番九四〇、四四五番九四一、四四五番九四二、四四五番九四三、四四五番九四四、四四五番九四五、四四五番九四六、四四五番九四七、四四五番九四八、四四五番九四九、四四五番九五〇、四四五番九五一、四四五番九五二、四四五番九五三、四四五番九五四、四四五番九五五、四四五番九五六、四四五番九五七、四四五番九五八、四四五番九五九、四四五番九六〇、四四五番九六一、四四五番九六二、四四五番九六三、四四五番九六四、四四五番九六五、四四五番九六六、四四五番九六七、四四五番九六八、四四五番九六九、四四五番九七〇、四四五番九七一、四四五番九七二、四四五番九七三、四四五番九七四、四四五番九七五、四四五番九七六、四四五番九七七、四四五番九七八、四四五番九七九、四四五番九八〇、四四五番九八一、四四五番九八二、四四五番九八三、四四五番九八四、四四五番九八五、四四五番九八六、四四五番九八七、四四五番九八八、四四五番九八九、四四五番九九〇、四四五番九九一、四四五番九九二、四四五番九九三、四四五番九九四、四四五番九九五、四四五番九九六、四四五番九九七、四四五番九九八、四四五番九九九、四四五番一〇〇〇、四四五番一〇〇一、四四五番一〇〇二、四四五番一〇〇三、四四五番一〇〇四、四四五番一〇〇五、四四五番一〇〇六、四四五番一〇〇七、四四五番一〇〇八、四四五番一〇〇九、四四五番一〇一〇、四四五番一〇一一、四四五番一〇一二、四四五番一〇一三、四四五番一〇一四、四四五番一〇一五、四四五番一〇一六、四四五番一〇一七、四四五番一〇一八、四四五番一〇一九、四四五番一〇二〇、四四五番一〇二一、四四五番一〇二二、四四五番一〇二三、四四五番一〇二四、四四五番一〇二五、四四五番一〇二六、四四五番一〇二七、四四五番一〇二八、四四五番一〇二九、四四五番一〇三〇、四四五番一〇三一、四四五番一〇三二、四四五番一〇三三、四四五番一〇三四、四四五番一〇三五、四四五番一〇三六、四四五番一〇三七、四四五番一〇三八、四四五番一〇三九、四四五番一〇四〇、四四五番一〇四一、四四五番一〇四二、四四五番一〇四三、四四五番一〇四四、四四五番一〇四五、四四五番一〇四六、四四五番一〇四七、四四五番一〇四八、四四五番一〇四九、四四五番一〇五〇、四四五番一〇五一、四四五番一〇五二、四四五番一〇五三、四四五番一〇五四、四四五番一〇五五、四四五番一〇五六、四四五番一〇五七、四四五番一〇五八、四四五番一〇五九、四四五番一〇六〇、四四五番一〇六一、四四五番一〇六二、四四五番一〇六三、四四五番一〇六四、四四五番一〇六五、四四五番一〇六六、四四五番一〇六七、四四五番一〇六八、四四五番一〇六九、四四五番一〇七〇、四四五番一〇七一、四四五番一〇七二、四四五番一〇七三、四四五番一〇七四、四四五番一〇七五、四四五番一〇七六、四四五番一〇七七、四四五番一〇七八、四四五番一〇七九、四四五番一〇八〇、四四五番一〇八一、四四五番一〇八二、四四五番一〇八三、四四五番一〇八四、四四五番一〇八五、四四五番一〇八六、四四五番一〇八七、四四五番一〇八八、四四五番一〇八九、四四五番一〇九〇、四四五番一〇九一、四四五番一〇九二、四四五番一〇九三、四四五番一〇九四、四四五番一〇九五、四四五番一〇九六、四四五番一〇九七、四四五番一〇九八、四四五番一〇九九、四四五番一一〇〇、四四五番一一〇一、四四五番一一〇二、四四五番一一〇三、四四五番一一〇四、四四五番一一〇五、四四五番一一〇六、四四五番一一〇七、四四五番一一〇八、四四五番一一〇九、四四五番一一一〇、四四五番一一一一、四四五番一一一二、四四五番一一一三、四四五番一一一四、四四五番一一一五、四四五番一一一六、四四五番一一一七、四四五番一一一八、四四五番一一一九、四四五番一一二〇、四四五番一一二一、四四五番一一二二、四四五番一一二三、四四五番一一二四、四四五番一一二五、四四五番一一二六、四四五番一一二七、四四五番一一二八、四四五番一一二九、四四五番一一三〇、四四五番一一三一、四四五番一一三二、四四五番一一三三、四四五番一一三四、四四五番一一三五、四四五番一一三六、四四五番一一三七、四四五番一一三八、四四五番一一三九、四四五番一一四〇、四四五番一一四一、四四五番一一四二、四四五番一一四三、四四五番一一四四、四四五番一一四五、四四五番一一四六、四四五番一一四七、四四五番一一四八、四四五番一一四九、四四五番一一五〇、四四五番一一五一、四四五番一一五二、四四五番一一五三、四四五番一一五四、四四五番一一五五、四四五番一一五六、四四五番一一五七、四四五番一一五八、四四五番一一五九、四四五番一一六〇、四四五番一一六一、四四五番一一六二、四四五番一一六三、四四五番一一六四、四四五番一一六五、四四五番一一六六、四四五番一一六七、四四五番一一六八、四四五番一一六九、四四五番一一七〇、四四五番一一七一、四四五番一一七二、四四五番一一七三、四四五番一一七四、四四五番一一七五、四四五番一一七六、四四五番一一七七、四四五番一一七八、四四五番一一七九、四四五番一一八〇、四四五番一一八一、四四五番一一八二、四四五番一一八三、四四五番一一八四、四四五番一一八五、四四五番一一八六、四四五番一一八七、四四五番一一八八、四四五番一一八九、四四五番一一九〇、四四五番一一九一、四四五番一一九二、四四五番一一九三、四四五番一一九四、四四五番一一九五、四四五番一一九六、四四五番一一九七、四四五番一一九八、四四五番一一九九、四四五番一二〇〇、四四五番一二〇一、四四五番一二〇二、四四五番一二〇三、四四五番一二〇四、四四五番一二〇五、四四五番一二〇六、四四五番一二〇七、四四五番一二〇八、四四五番一二〇九、四四五番一二一〇、四四五番一二一一、四四五番一二一二、四四五番一二一三、四四五番一二一四、四四五番一二一五、四四五番一二一六、四四五番一二一七、四四五番一二一八、四四五番一二一九、四四五番一二二〇、四四五番一二二一、四四五番一二二二、四四五番一二二三、四四五番一二二四、四四五番一二二五、四四五番一二二六、四四五番一二二七、四四五番一二二八、四四五番一二二九、四四五番一二三〇、四四五番一二三一、四四五番一二三二、四四五番一二三三、四四五番一二三四、四四五番一二三五、四四五番一二三六、四四五番一二三七、四四五番一二三八、四四五番一二三九、四四五番一二四〇、四四五番一二四一、四四五番一二四二、四四五番一二四三、四四五番一二四四、四四五番一二四五、四四五番一二四六、四四五番一二四七、四四五番一二四八、四四五番一二四九、四四五番一二五〇、四四五番一二五一、四四五番一二五二、四四五番一二五三、四四五番一二五四、四四五番一二五五、四四五番一二五六、四四五番一二五七、四四五番一二五八、四四五番一二五九、四四五番一二六〇、四四五番一二六一、四四五番一二六二、四四五番一二六三、四四五番一二六四、四四五番一二六五、四四五番一二六六、四四五番一二六七、四四五番一二六八、四四五番一二六九、四四五番一二七〇、四四五番一二七一、四四五番一二七二、四四五番一二七三、四四五番一二七四、四四五番一二七五、四四五番一二七六、四四五番一二七七、四四五番一二七八、四四五番一二七九、四四五番一二八〇、四四五番一二八一、四四五番一二八二、四四五番一二八三、四四五番一二八四、四四五番一二八五、四四五番一二八六、四四五番一二八七、四四五番一二八八、四四五番一二八九、四四五番一二九〇、四四五番一二九一、四四五番一二九二、四四五番一二九三、四四五番一二九四、四四五番一二九五、四四五番一二九六、四四五番一二九七、四四五番一二九八、四四五番一二九九、四四五番一三〇〇、四四五番一三〇一、四四五番一三〇二、四四五番一三〇三、四四五番一三〇四、四四五番一三〇五、四四五番一三〇六、四四五番一三〇七、四四五番一三〇八、四四五番一三〇九、四四五番一三一〇、四四五番一三一一、四四五番一三一二、四四五番一三一三、四四五番一三一四、四四五番一三一五、四四五番一三一六、四四五番一三一七、四四五番一三一八、四四五番一三一九、四四五番一三二〇、四四五番一三二一、四四五番一三二二、四四五番一三二三、四四五番一三二四、四四五番一三二五、四四五番一三二六、四四五番一三二七、四四五番一三二八、四四五番一三二九、四四五番一三三〇、四四五番一三三一、四四五番一三三二、四四五番一三三三、四四五番一三三四、四四五番一三三五、四四五番一三三六、四四五番一三三七、四四五番一三三八、四四五番一三三九、四四五番一三四〇、四四五番一三四一、四四五番一三四二、四四五番一三四三、四四五番一三四四、四四五番一三四五、四四五番一三四六、四四五番一三四七、四四五番一三四八、四四五番一三四九、四四五番一三五〇、四四五番一三五一、四四五番一三五二、四四五番一三五三、四四五番一三五四、四四五番一三五五、四四五番一三五六、四四五番一三五七、四四五番一三五八、四四五番一三五九、四四五番一三六〇、四四五番一三六一、四四五番一三六二、四四五番一三六三、四四五番一三六四、四四五番一三六五、四四五番一三六六、四四五番一三六七、四四五番一三六八、四四五番一三六九、四四五番一三七〇、四四五番一三七一、四四五番一三七二、四四五番一三七三、四四五番一三七四、四四五番一三七五、四四五番一三七六、四四五番一三七七、四四五番一三七八、四四五番一三七九、四四五番一三八〇、四四五番一三八一、四四五番一三八二、四四五番一三八三、四四五番一三八四、四四五番一三八五、四四五番一三八六、四四五番一三八七、四四五番一三八八、四四五番一三八九、四四五番一三九〇、四四五番一三九一、四四五番一三九二、四四五番一三九三、四四五番一三九四、四四五番一三九五、四四五番一三九六、四四五番一三九七、四四五番一三九八、四四五番一三九九、四四五番一四〇〇、四四五番一四〇一、四四五番一四〇二、四四五番一四〇三、四四五番一四〇四、四四五番一四〇五、四四五番一四〇六、四四五番一四〇七、四四五番一四〇八、四四五番一四〇九、四四五番一四一〇、四四五番一四一一、四四五番一四一二、四四五番一四一三、四四五番一四一四、四四五番一四一五、四四五番一四一六、四四五番一四一七、四四五番一四一八、四四五番一四一九、四四五番一四二〇、四四五番一四二一、四四五番一四二二、四四五番一四二三、四四五番一四二四、四四五番一四二五、四四五番一四二六、四四五番一四二七、四四五番一四二八、四四五番一四二九、四四五番一四三〇、四四五番一四三一、四四五番一四三二、四四五番一四三三、四四五番一四三四、四四五番一四三五、四四五番一四三六、四四五番一四三七、四四五番一四三八、四四五番一四三九、四四五番一四四〇、四四五番一四四一、四四五番一四四二、四四五番一四四三、四四五番一四四四、四四五番一四四五、四四五番一四四六、四四五番一四四七、四四五番一四四八、四四五番一四四九、四四五番一四五〇、四四五番一四五一、四四五番一四五二、四四五番一四五三、四四五番一四五四、四四五番一四五五、四四五番一四五六、四四五番一四五七、四四五番一四五八、四四五番一四五九、四四五番一四六〇、四四五番一四六一、四四五番一四六二、四四五番一四六三、四四五番一四六四、四四五番一四六五、四四五番一四六六、四四五番一四六七、四四五番一四六八、四四五番一四六九、四四五番一四七〇、四四五番一四七一、四四五番一四七二、四四五番一四七三、四四五番一四七四、四四五番一四七五、四四五番一四七六、四四五番一四七七、四四五番一四七八、四四五番一四七九、四四五番一四八〇、四四五番一四八一、四四五番一四八二、四四五番一四八三、四四五番一四八四、四四五番一四八五、四四五番一四八六、四四五番一四八七、四四五番一四八八、四四五番一四八九、四四五番一四九〇、四四五番一四九一、四四五番一四九二、四四五番一四九三、四四五番一四九四、四四五番一四九五、四四五番一四九六、四四五番一四九七、四四五番一四九八、四四五番一四九九、四四五番一五〇〇、四四五番一五〇一、四四五番一五〇二、四四五番一五〇三、四四五番一五〇四、四四五番一五〇五、四四五番一五〇六、四四五番一五〇七、四四五番一五〇八、四四五番一五〇九、四四五番一五一〇、四四五番一五一一、四四五番一五一二、四四五番一五一三、四四五番一五一四、四四五番一五一五、四四五番一五一六、四四五番一五一七、四四五番一五一八、四四五番一五一九、四四五番一五二〇、四四五番一五二一、四四五番一五二二、四四五番一五二三、四四五番一五二四、四四五番一五二五、四四五番一五二六、四四五番一五二七、四四五番一五二八、四四五番一五二九、四四五番一五三〇、四四五番一五三一、四四五番一五三二、四四五番一五三三、四四五番一五三四、四四五番一五三五、四四五番一五三六、四四五番一五三七、四四五番一五三八、四四五番一五三九、四四五番一五四〇、四四五番一五四一、四四五番一五四二、四四五番一五四三、四四五番一五四四、四四五番一五四五、四四五番一五四六、四四五番一五四七、四四五番一五四八、四四五番一五四九、四四五番一五五〇、四四五番一五五一、四四五番一五五二、四四五番一五五三、四四五番一五五四、四四五番一五五五、四四五番一五五六、四四五番一五五七、四四五番一五五八、四四五番一五五九、四四五番一五六〇、四四五番一五六一、四四五番一五六二、四四五番一五六三、四四五番一五六四、四四五番一五六五、四四五番一五六六、四四五番一五六七、四四五番一五六八、四四五番一五六九、四四五番一五七〇、四四五番一五七一、四四五番一五七二、四四五番一五七三、四四五番一五七四、四四五番一五七五、四四五番一五七六、四四五番一五七七、四四五番一五七八、四四五番一五七九、四四五番一五八〇、四四五番一五八一、四四五番一五八二、四四五番一五八三、四四五番一五八四、四四五番一五八五、四四五番一五八六、四四五番一五八七、四四五番一五八八、四四五番一五八九、四四五番一五九〇、四四五番一五九一、四四五番一五九二、四四五番一五九三、四四五番一五九四、四四五番一五九五、四四五番一五九六、四四五番一五九七、四四五番一五九八、四四五番一五九九、四四五番一六〇〇、四四五番一六〇一、四四五番一六〇二、四四五番一六〇三、四四五番一六〇四、四四五番一六〇五、四四五番一六〇六、四四五番一六〇七、四四五番一六〇八、四四五番一六〇九、四四五番一六一〇、四四五番一六一一、四四五番一六一二、四四五番一六一三、四四五番一六一四、四四五番一六一五、四四五番一六一六、四四五番一六一七、四四五番一六一八、四四五番一六一九、四四五番一六二〇、四四五番一六二一、四四五番一六二二、四四五番一六二三、四四五番一六二四、四四五番一六二五、四四五番一六二六、四四五番一六二七、四四五番一六二八、四四五番一六二九、四四五番一六三〇、四四五番一六三一、四四五番一六三二、四四五番一六三三、四四五番一六三四、四四五番一六三五、四四五番一六三六、四四五番一六三七、四四五番一六三八、四四五番一六三九、四四五番一六四〇、四四五番一六四一、四四五番一六四二、四四五番一六四三、四四五番一六四四、四四五番一六四五、四四五番一六四六、四四五番一六四七、四四五番一六四八、四四五番一六四九、四四五番一六五〇、四四五番一六五一、四四五番一六五二、四四五番一六五三、四四五番一六五四、四四五番一六五五、四四五番一六五六、四四五番一六五七、四四五番一六五八、四四五番一六五九、四四五番一六六〇、四四五番一六六一、四四五番一六六二、四四五番一六六三、四四五番一六六四、四四五番一六六五、四四五番一六六六、四四五番一六六七、四四五番一六六八、四四五番一六六九、四四五番一六七〇、四四五番一六七一、四四五番一六七二、四四五番一六七三、四四五番一六七四、四四五番一六七五、四四五番一六七六、四四五番一六七七、四四五番一六七八、四四五番一六七九、四四五番一六八〇、四四五番一六八一、四四五番一六八二、四四五番一六八三、四四五番一六八四、四四五番一六八五、四四五番一六八六、四四五番一六八七、四四五番一六八八、四四五番一六八九、四四五番一六九〇、四四五番一六九一、四四五番一六九二、四四五番一六九三、四四五番一六九四、四四五番一六九五、四四五番一六九六、四四五番一六九七、四四五番一六九八、四四五番一六九九、四四五番一七〇〇、四四五番一七〇一、四四五番一七〇二、四四五番一七〇三、四四五番一七〇四、四四五番一七〇五、四四五番一七〇六、四四五番一七〇七、四四五番一七〇八、四四五番一七〇九、四四五番一七一〇、四四五番一七一一、四四五番一七一二、四四五番一七一三、四四五番一七一四、四四五番一七一五、四四五番一七一六、四四五番一七一七、四四五番一七一八、四四五番一七一九、四四五番一七二〇、四四五番一七二一、四四五番一七二二、四四五番一七二三、四四五番一七二四、四四五番一七二五、四四五番一七二六、四四五番一七二七、四四五番一七二八、四四五番一七二九、四四五番一七三〇、四四五番一七三一、四四五番一七三二、四四五番一七三三、四四五番一七三四、四四五番一七三五、四四五番一七三六、四四五番一七三七、四四五番一七三八、四四五番一七三九、四四五番一七四〇、四四五番一七四一、四四五番一七四二、四四五番一七四三、四四五番一七四四、四四五番一七四五、四四五番一七四六、四四五番一七四七、四四五番一七四八、四四五番一七四九、四四五番一七五〇、四四五番一七五一、四四五番一七五二、四四五番一七五三、四四五番一七五四、四四五番一七五五、四四五番一七五六、四四五番一七五七、四四五番一七五八、四四五番一七五九、四四五番一七六〇、四四五番一七六一、四四五番一七六二、四四五番一七六三、四四五番一七六四、四四五番一七六五、四四五番一七六六、四四五番一七六七、四四五番一七六八、四四五番一七六九、四四五番一七七〇、四四五番一七七一、四四五番一七七二、四四五番一七七三、四四五番一七七四、四四五番一七七五、四四五番一七七六、四四五番一七七七、四四五番一七七八、四四五番一七七九、四四五番一七八〇、四四五番一七八一、四四五番一七八二、四四五番一七八三、四四五番一七八四、四四五番一七八五、四四五番一七八六、四四五番一七八七、四四五番一七八八、四四五番一七八九、四四五番一七九〇、四四五番一七九一、四四五番一七九二、四四五番一七九三、四四五番一七九四、四四五番一七九五、四四五番一七九六、四四五番一七九七、四四五番一七九八、四四五番一七九九、四四五番一八〇〇、四四五番一八〇一、四四五番一八〇二、四四五番一八〇三、四四五番一八〇四、四四五番一八〇五、四四五番一八〇六、四四五番一八〇七、四四五番一八〇八、四四五番一八〇九、四四五番一八一〇、四四五番一八一一、四四五番一八一二、四四五番一八一三、四四五番一八一四、四四五番一八一五、四四五番一八一六、四四五番一八一七、四四五番一八一八、四四五番一八一九、四四五番一八二〇、四四五番一八二一、四四五番一八二二、四四五番一八二三、四四五番一八二四、四四五番一八二五、四四五番一八二六、四四五番一八二七、四四五番一八二八、四四五番一八二九、四四五番一八三〇、四四五番一八三一、四四五番一八三二、四四五番一八三三、四四五番一八三四、四四五番一八三五、四四五番一八三六、四四五番一八三七、四四五

多良木相良氏遺跡	熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地字蓮花寺 同　字北山下
崇元寺跡	沖縄県那覇市泊一丁目

八一二番三のうち実測五八・五四平方メートル、八二〇番二、八二一番一、八二二番二、八二三番、八二四番、八二六番一、八二六番、八四〇番一、八四〇番五、八四一番、八四二番一、八四三番一三九九二番一のうち実測二九三五・四三平方メートル 熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地字蓮花寺八二二番一と同八四二番一に挟まれ同八二五番一と同八四〇番二に挟まれるまでの道路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を熊本県文化財担当部局及び多良木町文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。	九番一、九番九のうち実測一二五八・一七平方メートル、九番一〇、九番一一、九番一二 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を沖縄県文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第七十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
安土城跡	大正十五年内務省告示第百五十八号及び昭和二十九年文化財保護委員会告示第三十四号	滋賀県近江八幡市安土町下豊浦字敷来	二六一二番のうち実測一三・〇六平方メートル、二六一九番のうち実測四八・一三平方メートル、二六二三番一のうち実測三七・三六平方メートル、二七一四番のうち実測二・二八平方メートル、二七一五番のうち実測六六・三三平方メートル、二七二三番一のうち実測四五・五七平方メートル、二七二四番一のうち実測一三・七六平方メートル、二七二五番一のうち実測三一・四六平方メートル、二七二六番のうち実測七二七番一のうち実測二・八六平方メートル、二七二七番一のうち実測二七二・八番のうち実測一七・四二平方メートル、二七二八番のうち実測二七・一一平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を滋賀県文化財担当部局及び近江八幡市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。
藤原宮跡	昭和二十一年文部省告示第百二十号、昭和二十二年文部省告示第百二十号、昭和二十四年文部省告示第百二十三号、昭和二十六年文部省告示第百二十七号、昭和二十八年文化財保護委員会告示第三十号、昭和二十九年文部省告示第二十二号、昭和五十五年文部省告示第百七十五号、昭和六十年文部省告示第百二十号、平成二年文部省告示第百四十五号及び平成八年文部科学省告示第百四十三号	奈良県橿原市醍醐町	一六番三、四一番二、四八番二、四九番二、九三番四

岩橋千塚古墳群	

同　縄手町	一七六番三、三一一番二、三二二番二、三三一番二、三一四番二、三一五番二
同　四分町	二八七番三
同　高殿町	三九番二、四〇番二、四一番二、四二番二、四三番一、四四番二、四五番二
同　別所町	一一三番二、一一四番二、一一六番二、一一七番二
和歌山県和歌山市岩橋字前山	奈良県橿原市木之本町一六三番三に北接し同一六四番一に西接するまでの道路敷、同一六四番三に北接し同一六三番一に西接するまでの道路敷と同一六三番三に北接し同一六二番一に西接するまでの道路敷と同一六一番一に西接するまでの道路敷と同一六〇番三に北接し同一五九番一に西接するまでの道路敷と同一五八番一に西接するまでの道路敷と同一六五番三に挟まれるまでの水路敷のうち実測二六・二八平方メートルを含む。 備考　水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を奈良県橿原市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。
同　井辺字大日	一八三三番のうち実測五四六・〇一平方メートル

同　縄手町	一七六番三、三一一番二、三二二番二、三三一番二、三一四番二、三一五番二
同　四分町	二八七番三
同　高殿町	三九番二、四〇番二、四一番二、四二番二、四三番一、四四番二、四五番二
同　別所町	一一三番二、一一四番二、一一六番二、一一七番二
和歌山県和歌山市岩橋字前山	奈良県橿原市木之本町一六三番三に北接し同一六四番一に西接するまでの道路敷、同一六四番三に北接し同一六三番一に西接するまでの道路敷と同一六三番三に北接し同一六二番一に西接するまでの道路敷と同一六一番一に西接するまでの道路敷と同一六〇番三に北接し同一五九番一に西接するまでの道路敷と同一五八番一に西接するまでの道路敷と同一六五番三に挟まれるまでの水路敷のうち実測二六・二八平方メートルを含む。 備考　水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を奈良県橿原市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。
同　井辺字大日	一八三三番のうち実測五四六・〇一平方メートル

同光寺井辺字惣二三番、二番九、三〇番四、〇番、六番、五〇九番、三四番、〇番、五〇六番、一番、一番、一

同森小手穂字蟹ヶ谷

同森小手穂字太郎ヶ谷

同森小手穂字彦地

同森小手穂字八ノ尻

同森小手穂字東大谷

同森小手穂字北谷

同森小手穂字境松	一七六三番、一七六七番一、一七六七番一、一七七七番一、一七七七番二、一七七七番三	右の地域に介在する道路敷及び水路敷を除く。
穂小八六七ま小手穂森七松一字三で同番谷に六五一に四れ四二とで同二水字敷川れ三挟番る番八寺八寺とま森まとの井挟○敷五の地域に介在する道路敷及び水路 字手三五七五で手穂字小六一七境七の西に一挟六一一挟と同七に同の鳴神八二水字清蝉同番まとまと○内三内同で小れ同森小手穂字井道路字れ番和歌山市 北穂番○番○の穂字髙手六七六松番道字挟一ま番六四ま同森番挟森道小路字番○谷清同谷鳴とれ同で同八字五字寺の手同森小敷惣境手穂同寺辺ま五県和歌山市井辺字 谷字に番に番道字太塚穂番七七八に路念ま九れと番九れ森小とま小道字番○谷鳴三神同る森の寺番井番東内道穂森小手穂字井六字井惣辺同一番惣辺字惣光寺 一北挟二挟二路蟹郎一字に五番七北敷地れ一る同五番る小手同れ手敷清一六二神二字鳴道小道内にノに谷字路字小手穂字辺五惣ま一光字一光寺六番 七谷まとまと敷ヶヶ四髙挟番二五接谷同番ま森四とま手穂西る穂水に番○字八清神路手路字挟谷挟一東敷境手穂同寺辺二惣番寺惣一惣番一六 四一れ同れ同谷谷八塚ま一に番す同一西とで小に同で穂字字道字同谷西に五大番水字敷穂敷東ま二ま三谷松穂字井六字井惣辺五惣に六光寺五番一惣番二六 七七る森同森同一一七一れと挟一る森二字同の手挟森の字太狼郎谷敷郎字三す接に二挟二蝉同東同八同六る番三寺七境松字一光字惣番寺惣一惣番一六 番四ま小森小森五五番四る同まと道小二念西道穂ま小道蟹郎谷敷郎字ヶ谷川字谷れ一れ一同一字境松字一光字惣番寺惣一惣番一六 一六で手小手小一一一八ま森れ同路手二地字路字れ手路ヶヶ一ヶ芦七るし挟○ま一谷鳴大寺一寺番ま一六内六松一惣番寺惣一惣番一六 に番の穂手穂手八六に六で小同森敷穂番谷念敷彦同穂敷谷谷一同谷ヶ番ま同ま四れ六三神谷内○内とでと番字四八七光に六光寺五番一惣番一六 挟一道字穂字穂番番挟番の手森小字に一地地西字太同五五八字一字番字同の同一東番七七寺挟七六ま○六光寺五番一惣番一六 まと路東字東字に二まと道穂小手同東挟一谷同一字太狼郎西一一番狼一○ま水字鳴とで同番水二谷に谷内路内挟一挟番番五れ番一惣番一六 れ同敷大東大東挟一れ同路境穂字小谷れ九二字○谷ヶ字八七に谷六一西一一番狼一○ま水字鳴とで同番水二谷に谷内路内挟一挟番番五れ番一惣番一六 同森ヶ谷大谷大まと同森敷境穂字小谷れ九二字○谷ヶ字八七に谷六一西一一番狼一○ま水字鳴とで同番水二谷に谷内路内挟一挟番番五れ番一惣番一六 森小同一谷一谷れ同森小ヶ松字境手一る番一念一一谷九二ま一五番まと谷清神路字ま一に○れ二谷同谷同番る同挟一で同に 小手森六一六一る森小手同一境松穂六まと七地番一一谷九二ま一五番まと谷清神路字ま一に○れ二谷同谷同番る同挟一で同に 一七七七番二、一七七七番三		

		手穂字北谷一七四四番と同森小手穂字北谷一七四四番に挟まれる道路敷のうち実測二六〇・五三平方メートル同森小手穂字北谷一七四九番と同森小手穂字北谷一七五一番に挟まれる道路敷を含む。
		備考　一筆の土地及び道路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を和歌山県文化財担当及び和歌山市文化財担当部局に備えて縦覧に供する。

○文部科学省告示第八十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

上欄			中欄			下欄
名称	関係告示		所在地	地域		名称
内裏塚古墳	平成十四年文部科学省告示第百七十七号、平成二十一年文部科学省告示第百十号、平成二十六年文部科学省告示第十号、平成二十七年文部科学省告示第八号		上野塚古墳	一八八番一〇、一八八九番一、一八八九番二、一八九一番三、一八九一番四、一九〇四番三		内裏塚古墳群
			千葉県富津市大堀字上野			
			九条塚古墳	七六七番、七七四番六		内裏塚古墳
			同下飯野字九條塚			
			古塚古墳	二〇二九番一、二〇三二番、二〇三五番		上野塚古墳
			同二間塚字西内裏塚			
			稲荷山古墳	一一四五番		九条塚古墳
			同青木字稲荷山			
			三条塚古墳	九七五番、九七八番二、九八三番一、九八八番一、九八八番二、九八九番、九九六番一		古塚古墳
			同下飯野字三條塚			
			割見塚古墳	一七五四番一、一七五四番二、一七五六番一、一七五六番二、一七五七番六、一七五七番七		稲荷山古墳
			同二間塚字割見塚			
			亀塚古墳	八三〇番一		三条塚古墳
			同下飯野字亀塚			
						割見塚古墳
						亀塚古墳

井戸尻遺跡	昭和四十一年文化財保護委員会告示第五十六号	曽利遺跡	長野県諏訪郡富士見町境字滝坂
			七〇五一番、七〇五二番一、七〇五三番一、七〇六二番一、七〇五六番一、七〇六一番四、七〇六二番一と同七〇六二番一に挟まれる道路敷を含む。
片山廃寺跡	昭和四十年文化財保護委員会告示第四四十号、昭和四十九年文部省告示第七十三号	静岡県静岡市駿河区大谷字片山	
			九二五番一
出雲国山代郷遺跡群	昭和五十年文部省告示第百七十号、昭和六十三年文部省告示第七十二号、平成三年文部省告示第百八号	南新造院跡	島根県松江市山代町字内堀
			一三八番一、一三九番続一、一四四番一、一四四番三、一四四番五
		同	字大畑
			一六六番一、一六七番、一六八番、一七三番三、一七三番四、一七四番六
		同	字師王寺
			一七二番一、一七五番、一七六番一、一七六番二、一七七番内一、一七七番二、一七八番
		南新造院跡瓦窯跡	同字小無田
			二八八番一
正倉跡北新造院跡	平成二十五年文部科学省告示第百号、令和四年文部科学省告示第百十一号、令和三年文部科学省告示第百四十八号及び令和七年文部科学省告示第二十五号	大興寺道	香川県観音寺市粟井町字坂瀬
			四六五二番一のうち実測一六・〇五平方メートル、四六五二番二のうち実測二四・三三平方メートル、四六五二番三のうち実測一七三・八〇平方メートル、四六五三番一のうち実測一〇・七七平方メートル、四六五四番一のうち実測六・三六平方メートル
曼荼羅寺道	平成二十五年文部科学省告示第百十四号、平成二十六年文部科学省告示第百十二号、平成二十九年文部科学省告示第百十号、令和四年文部科学省告示第百十一号、令和三年文部科学省告示第百四十八号及び令和七年文部科学省告示第二十五号	同	字上坂瀬
			四六六一番一のうち実測二二二・四三平方メートル
甲山寺境内			四七七九番一、四七八〇番、四七八一番のうち実測五二〇・四五平方メートル
善通寺境内			香川県観音寺市粟井町字坂瀬四六五二番三に西接し同字上坂瀬四六六四番一と同四六六四番一に挟まれるまでの道路敷のうち実測三二八一九・九三平方メートル、同字樋ノ岡四七四六番一と同
根香寺道		同	字谷口
志度寺境内			
大窪寺道			
大窪寺境内			

井戸尻遺跡群	井戸尻遺跡	出雲国山代郷遺跡群	正倉跡
	曽利遺跡		北新造院跡
駿河国分寺跡			南新造院跡瓦窯跡
大興寺道		讃岐遍路道	
曼荼羅寺道		大興寺道	
曼荼羅寺境内		曼荼羅寺道	
出釈迦寺境内		甲山寺境内	
善通寺境内		善通寺境内	
甲山寺境内		曼荼羅寺境内	
根香寺道		出釈迦寺境内	
根香寺境内		根香寺道	
		根香寺境内	

（令和七年文部科学省告示第二十五号）

曼荼羅寺境内	字谷口四七九番一に西接する道路敷と同一番に西接する同字谷口四七八番一に西接する道路敷のうち実測一五・八メートル、同字谷口四七九番一に西接する水路敷と同一番に西接する水路敷に西接する道路敷のうち実測二八・〇五平方メートルを含む。
出釈迦寺境内	香川県善通寺市吉原町字堂金光一三八〇番一、一三八〇番二、一三八〇番五、一三八〇番七、一三八〇番丙八 備考　一筆の土地、道路敷及び水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を香川県文化財担当部局及び善通寺市観音寺市立埋蔵文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。
香川県善通寺市吉原町字蟹ヶ谷	一〇九〇番二のうち実測七〇・三八平方メートル、一〇九一番のうち実測二七〇七・〇五平方メートル
同字我拝師山	九七九番
同字火上山	一九七二番三四六のうち実測二九一・一九平方メートル、一九七二番五三二のうち実測一五四九・一〇平方メートル、一九七二番五五〇のうち実測一〇七一一・〇六平方メートル
根香寺境内	香川県善通寺市吉原町字蟹ヶ谷一〇九一番二に東接する水路敷と同一番に東接する道路敷のうち実測三六・五一平方メートル、同一〇九一番に東接する水路敷のうち実測五三・一八平方メートルを含む。 備考　一筆の土地、道路敷及び水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を香川県文化財担当部局及び善通寺市観音寺市立埋蔵文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。
香川県高松市中山町	一四七四番一のうち実測五〇・七八平方メートル、一五〇一番、一五〇二番、一五〇三番、一五〇四番、一五〇五番、一五〇六番、一五〇七番、一五〇八番、一五〇九番一、一五〇九番二、一五〇九番三、一五〇九番四、一五〇九番五、一五〇九番六、一五〇九番七、一五〇九番八、一五〇九番九、一五〇九番一〇、一五〇九番一一、一五〇九番一二、一五〇九番一三、一五〇九番一四、一五〇九番一五、一五〇九番一六、一五〇九番一七、一五〇九番一八、一五〇九番一九、一五〇九番二〇、一五〇九番二一、一五〇九番二二、一五〇九番二三、一五〇九番二四、一五〇九番二五、一五〇九番二六、一五〇九番二七、一五〇九番二八、一五〇九番二九、一五〇九番三〇、一五〇九番三一、一五〇九番三二、一五〇九番三三、一五〇九番三四、一五〇九番三五、一五〇九番三六、一五〇九番三七、一五〇九番三八、一五〇九番三九、一五〇九番四〇、一五〇九番四一、一五〇九番四二、一五〇九番四三、一五〇九番四四、一五〇九番四五、一五〇九番四六、一五〇九番四七、一五〇九番四八、一五〇九番四九、一五〇九番五〇、一五〇九番五一、一五〇九番五二、一五〇九番五三、一五〇九番五四、一五〇九番五五、一五〇九番五六、一五〇九番五七、一五〇九番五八、一五〇九番五九、一五〇九番六〇、一五〇九番六一、一五〇九番六二、一五〇九番六三、一五〇九番六四、一五〇九番六五、一五〇九番六六、一五〇九番六七、一五〇九番六八、一五〇九番六九、一五〇九番七〇、一五〇九番七一、一五〇九番七二、一五〇九番七三、一五〇九番七四、一五〇九番七五、一五〇九番七六、一五〇九番七七、一五〇九番七八、一五〇九番七九、一五〇九番八〇、一五〇九番八一、一五〇九番八二、一五〇九番八三、一五〇九番八四、一五〇九番八五、一五〇九番八六、一五〇九番八七、一五〇九番八八、一五〇九番八九、一五〇九番九〇、一五〇九番九一、一五〇九番九二、一五〇九番九三、一五〇九番九四、一五〇九番九五、一五〇九番九六、一五〇九番九七、一五〇九番九八、一五〇九番九九、一五〇九番一〇〇、一五〇九番一〇一、一五〇九番一〇二、一五〇九番一〇三、一五〇九番一〇四、一五〇九番一〇五、一五〇九番一〇六、一五〇九番一〇七、一五〇九番一〇八、一五〇九番一〇九、一五〇九番一一〇、一五〇九番一一一、一五〇九番一一二、一五〇九番一一三、一五〇九番一一四、一五〇九番一一五、一五〇九番一一六、一五〇九番一一七、一五〇九番一一八、一五〇九番一一九、一五〇九番一二〇、一五〇九番一二一、一五〇九番一二二、一五〇九番一二三、一五〇九番一二四、一五〇九番一二五、一五〇九番一二六、一五〇九番一二七、一五〇九番一二八、一五〇九番一二九、一五〇九番一三〇、一五〇九番一三一、一五〇九番一三二、一五〇九番一三三、一五〇九番一三四、一五〇九番一三五、一五〇九番一三六、一五〇九番一三七、一五〇九番一三八、一五〇九番一三九、一五〇九番一四〇、一五〇九番一四一、一五〇九番一四二、一五〇九番一四三、一五〇九番一四四、一五〇九番一四五、一五〇九番一四六、一五〇九番一四七、一五〇九番一四八、一五〇九番一四九、一五〇九番一五〇、一五〇九番一五一、一五〇九番一五二、一五〇九番一五三、一五〇九番一五四、一五〇九番一五五、一五〇九番一五六、一五〇九番一五七、一五〇九番一五八、一五〇九番一五九、一五〇九番一六〇、一五〇九番一六一、一五〇九番一六二、一五〇九番一六三、一五〇九番一六四、一五〇九番一六五、一五〇九番一六六、一五〇九番一六七、一五〇九番一六八、一五〇九番一六九、一五〇九番一七〇、一五〇九番一七一、一五〇九番一七二、一五〇九番一七三、一五〇九番一七四、一五〇九番一七五、一五〇九番一七六、一五〇九番一七七、一五〇九番一七八、一五〇九番一七九、一五〇九番一八〇、一五〇九番一八一、一五〇九番一八二、一五〇九番一八三、一五〇九番一八四、一五〇九番一八五、一五〇九番一八六、一五〇九番一八七、一五〇九番一八八、一五〇九番一八九、一五〇九番一九〇、一五〇九番一九一、一五〇九番一九二、一五〇九番一九三、一五〇九番一九四、一五〇九番一九五、一五〇九番一九六、一五〇九番一九七、一五〇九番一九八、一五〇九番一九九、一五〇九番二〇〇、一五〇九番二〇一、一五〇九番二〇二、一五〇九番二〇三、一五〇九番二〇四、一五〇九番二〇五、一五〇九番二〇六、一五〇九番二〇七、一五〇九番二〇八、一五〇九番二〇九、一五〇九番二一〇、一五〇九番二一一、一五〇九番二一二、一五〇九番二一三、一五〇九番二一四、一五〇九番二一五、一五〇九番二一六、一五〇九番二一七、一五〇九番二一八、一五〇九番二一九、一五〇九番二二〇、一五〇九番二二一、一五〇九番二二二、一五〇九番二二三、一五〇九番二二四、一五〇九番二二五、一五〇九番二二六、一五〇九番二二七、一五〇九番二二八、一五〇九番二二九、一五〇九番二三〇、一五〇九番二三一、一五〇九番二三二、一五〇九番二三三、一五〇九番二三四、一五〇九番二三五、一五〇九番二三六、一五〇九番二三七、一五〇九番二三八、一五〇九番二三九、一五〇九番二四〇、一五〇九番二四一、一五〇九番二四二、一五〇九番二四三、一五〇九番二四四、一五〇九番二四五、一五〇九番二四六、一五〇九番二四七、一五〇九番二四八、一五〇九番二四九、一五〇九番二五〇、一五〇九番二五一、一五〇九番二五二、一五〇九番二五三、一五〇九番二五四、一五〇九番二五五、一五〇九番二五六、一五〇九番二五七、一五〇九番二五八、一五〇九番二五九、一五〇九番二六〇、一五〇九番二六一、一五〇九番二六二、一五〇九番二六三、一五〇九番二六四、一五〇九番二六五、一五〇九番二六六、一五〇九番二六七、一五〇九番二六八、一五〇九番二六九、一五〇九番二七〇、一五〇九番二七一、一五〇九番二七二、一五〇九番二七三、一五〇九番二七四、一五〇九番二七五、一五〇九番二七六、一五〇九番二七七、一五〇九番二七八、一五〇九番二七九、一五〇九番二八〇、一五〇九番二八一、一五〇九番二八二、一五〇九番二八三、一五〇九番二八四、一五〇九番二八五、一五〇九番二八六、一五〇九番二八七、一五〇九番二八八、一五〇九番二八九、一五〇九番二九〇、一五〇九番二九一、一五〇九番二九二、一五〇九番二九三、一五〇九番二九四、一五〇九番二九五、一五〇九番二九六、一五〇九番二九七、一五〇九番二九八、一五〇九番二九九、一五〇九番三〇〇、一五〇九番三〇一、一五〇九番三〇二、一五〇九番三〇三、一五〇九番三〇四、一五〇九番三〇五、一五〇九番三〇六、一五〇九番三〇七、一五〇九番三〇八、一五〇九番三〇九、一五〇九番三一〇、一五〇九番三一一、一五〇九番三一二、一五〇九番三一三、一五〇九番三一四、一五〇九番三一五、一五〇九番三一六、一五〇九番三一七、一五〇九番三一八、一五〇九番三一九、一五〇九番三二〇、一五〇九番三二一、一五〇九番三二二、一五〇九番三二三、一五〇九番三二四、一五〇九番三二五、一五〇九番三二六、一五〇九番三二七、一五〇九番三二八、一五〇九番三二九、一五〇九番三三〇、一五〇九番三三一、一五〇九番三三二、一五〇九番三三三、一五〇九番三三四、一五〇九番三三五、一五〇九番三三六、一五〇九番三三七、一五〇九番三三八、一五〇九番三三九、一五〇九番三四〇、一五〇九番三四一、一五〇九番三四二、一五〇九番三四三、一五〇九番三四四、一五〇九番三四五、一五〇九番三四六、一五〇九番三四七、一五〇九番三四八、一五〇九番三四九、一五〇九番三五〇、一五〇九番三五一、一五〇九番三五二、一五〇九番三五三、一五〇九番三五四、一五〇九番三五五、一五〇九番三五六、一五〇九番三五七、一五〇九番三五八、一五〇九番三五九、一五〇九番三六〇、一五〇九番三六一、一五〇九番三六二、一五〇九番三六三、一五〇九番三六四、一五〇九番三六五、一五〇九番三六六、一五〇九番三六七、一五〇九番三六八、一五〇九番三六九、一五〇九番三七〇、一五〇九番三七一、一五〇九番三七二、一五〇九番三七三、一五〇九番三七四、一五〇九番三七五、一五〇九番三七六、一五〇九番三七七、一五〇九番三七八、一五〇九番三七九、一五〇九番三八〇、一五〇九番三八一、一五〇九番三八二、一五〇九番三八三、一五〇九番三八四、一五〇九番三八五、一五〇九番三八六、一五〇九番三八七、一五〇九番三八八、一五〇九番三八九、一五〇九番三九〇、一五〇九番三九一、一五〇九番三九二、一五〇九番三九三、一五〇九番三九四、一五〇九番三九五、一五〇九番三九六、一五〇九番三九七、一五〇九番三九八、一五〇九番三九九、一五〇九番四〇〇、一五〇九番四〇一、一五〇九番四〇二、一五〇九番四〇三、一五〇九番四〇四、一五〇九番四〇五、一五〇九番四〇六、一五〇九番四〇七、一五〇九番四〇八、一五〇九番四〇九、一五〇九番四一〇、一五〇九番四一一、一五〇九番四一二、一五〇九番四一三、一五〇九番四一四、一五〇九番四一五、一五〇九番四一六、一五〇九番四一七、一五〇九番四一八、一五〇九番四一九、一五〇九番四二〇、一五〇九番四二一、一五〇九番四二二、一五〇九番四二三、一五〇九番四二四、一五〇九番四二五、一五〇九番四二六、一五〇九番四二七、一五〇九番四二八、一五〇九番四二九、一五〇九番四三〇、一五〇九番四三一、一五〇九番四三二、一五〇九番四三三、一五〇九番四三四、一五〇九番四三五、一五〇九番四三六、一五〇九番四三七、一五〇九番四三八、一五〇九番四三九、一五〇九番四四〇、一五〇九番四四一、一五〇九番四四二、一五〇九番四四三、一五〇九番四四四、一五〇九番四四五、一五〇九番四四六、一五〇九番四四七、一五〇九番四四八、一五〇九番四四九、一五〇九番四五〇、一五〇九番四五一、一五〇九番四五二、一五〇九番四五三、一五〇九番四五四、一五〇九番四五五、一五〇九番四五六、一五〇九番四五七、一五〇九番四五八、一五〇九番四五九、一五〇九番四六〇、一五〇九番四六一、一五〇九番四六二、一五〇九番四六三、一五〇九番四六四、一五〇九番四六五、一五〇九番四六六、一五〇九番四六七、一五〇九番四六八、一五〇九番四六九、一五〇九番四七〇、一五〇九番四七一、一五〇九番四七二、一五〇九番四七三、一五〇九番四七四、一五〇九番四七五、一五〇九番四七六、一五〇九番四七七、一五〇九番四七八、一五〇九番四七九、一五〇九番四八〇、一五〇九番四八一、一五〇九番四八二、一五〇九番四八三、一五〇九番四八四、一五〇九番四八五、一五〇九番四八六、一五〇九番四八七、一五〇九番四八八、一五〇九番四八九、一五〇九番四九〇、一五〇九番四九一、一五〇九番四九二、一五〇九番四九三、一五〇九番四九四、一五〇九番四九五、一五〇九番四九六、一五〇九番四九七、一五〇九番四九八、一五〇九番四九九、一五〇九番五〇〇、一五〇九番五〇一、一五〇九番五〇二、一五〇九番五〇三、一五〇九番五〇四、一五〇九番五〇五、一五〇九番五〇六、一五〇九番五〇七、一五〇九番五〇八、一五〇九番五〇九、一五〇九番五一〇、一五〇九番五一一、一五〇九番五一二、一五〇九番五一三、一五〇九番五一四、一五〇九番五一五、一五〇九番五一六、一五〇九番五一七、一五〇九番五一八、一五〇九番五一九、一五〇九番五二〇、一五〇九番五二一、一五〇九番五二二、一五〇九番五二三、一五〇九番五二四、一五〇九番五二五、一五〇九番五二六、一五〇九番五二七、一五〇九番五二八、一五〇九番五二九、一五〇九番五三〇、一五〇九番五三一、一五〇九番五三二、一五〇九番五三三、一五〇九番五三四、一五〇九番五三五、一五〇九番五三六、一五〇九番五三七、一五〇九番五三八、一五〇九番五三九、一五〇九番五四〇、一五〇九番五四一、一五〇九番五四二、一五〇九番五四三、一五〇九番五四四、一五〇九番五四五、一五〇九番五四六、一五〇九番五四七、一五〇九番五四八、一五〇九番五四九、一五〇九番五五〇、一五〇九番五五一、一五〇九番五五二、一五〇九番五五三、一五〇九番五五四、一五〇九番五五五、一五〇九番五五六、一五〇九番五五七、一五〇九番五五八、一五〇九番五五九、一五〇九番五六〇、一五〇九番五六一、一五〇九番五六二、一五〇九番五六三、一五〇九番五六四、一五〇九番五六五、一五〇九番五六六、一五〇九番五六七、一五〇九番五六八、一五〇九番五六九、一五〇九番五七〇、一五〇九番五七一、一五〇九番五七二、一五〇九番五七三、一五〇九番五七四、一五〇九番五七五、一五〇九番五七六、一五〇九番五七七、一五〇九番五七八、一五〇九番五七九、一五〇九番五八〇、一五〇九番五八一、一五〇九番五八二、一五〇九番五八三、一五〇九番五八四、一五〇九番五八五、一五〇九番五八六、一五〇九番五八七、一五〇九番五八八、一五〇九番五八九、一五〇九番五九〇、一五〇九番五九一、一五〇九番五九二、一五〇九番五九三、一五〇九番五九四、一五〇九番五九五、一五〇九番五九六、一五〇九番五九七、一五〇九番五九八、一五〇九番五九九、一五〇九番六〇〇、一五〇九番六〇一、一五〇九番六〇二、一五〇九番六〇三、一五〇九番六〇四、一五〇九番六〇五、一五〇九番六〇六、一五〇九番六〇七、一五〇九番六〇八、一五〇九番六〇九、一五〇九番六一〇、一五〇九番六一一、一五〇九番六一二、一五〇九番六一三、一五〇九番六一四、一五〇九番六一五、一五〇九番六一六、一五〇九番六一七、一五〇九番六一八、一五〇九番六一九、一五〇九番六二〇、一五〇九番六二一、一五〇九番六二二、一五〇九番六二三、一五〇九番六二四、一五〇九番六二五、一五〇九番六二六、一五〇九番六二七、一五〇九番六二八、一五〇九番六二九、一五〇九番六三〇、一五〇九番六三一、一五〇九番六三二、一五〇九番六三三、一五〇九番六三四、一五〇九番六三五、一五〇九番六三六、一五〇九番六三七、一五〇九番六三八、一五〇九番六三九、一五〇九番六四〇、一五〇九番六四一、一五〇九番六四二、一五〇九番六四三、一五〇九番六四四、一五〇九番六四五、一五〇九番六四六、一五〇九番六四七、一五〇九番六四八、一五〇九番六四九、一五〇九番六五〇、一五〇九番六五一、一五〇九番六五二、一五〇九番六五三、一五〇九番六五四、一五〇九番六五五、一五〇九番六五六、一五〇九番六五七、一五〇九番六五八、一五〇九番六五九、一五〇九番六六〇、一五〇九番六六一、一五〇九番六六二、一五〇九番六六三、一五〇九番六六四、一五〇九番六六五、一五〇九番六六六、一五〇九番六六七、一五〇九番六六八、一五〇九番六六九、一五〇九番六七〇、一五〇九番六七一、一五〇九番六七二、一五〇九番六七三、一五〇九番六七四、一五〇九番六七五、一五〇九番六七六、一五〇九番六七七、一五〇九番六七八、一五〇九番六七九、一五〇九番六八〇、一五〇九番六八一、一五〇九番六八二、一五〇九番六八三、一五〇九番六八四、一五〇九番六八五、一五〇九番六八六、一五〇九番六八七、一五〇九番六八八、一五〇九番六八九、一五〇九番六九〇、一五〇九番六九一、一五〇九番六九二、一五〇九番六九三、一五〇九番六九四、一五〇九番六九五、一五〇九番六九六、一五〇九番六九七、一五〇九番六九八、一五〇九番六九九、一五〇九番七〇〇、一五〇九番七〇一、一五〇九番七〇二、一五〇九番七〇三、一五〇九番七〇四、一五〇九番七〇五、一五〇九番七〇六、一五〇九番七〇七、一五〇九番七〇八、一五〇九番七〇九、一五〇九番七一〇、一五〇九番七一一、一五〇九番七一二、一五〇九番七一三、一五〇九番七一四、一五〇九番七一五、一五〇九番七一六、一五〇九番七一七、一五〇九番七一八、一五〇九番七一九、一五〇九番七二〇、一五〇九番七二一、一五〇九番七二二、一五〇九番七二三、一五〇九番七二四、一五〇九番七二五、一五〇九番七二六、一五〇九番七二七、一五〇九番七二八、一五〇九番七二九、一五〇九番七三〇、一五〇九番七三一、一五〇九番七三二、一五〇九番七三三、一五〇九番七三四、一五〇九番七三五、一五〇九番七三六、一五〇九番七三七、一五〇九番七三八、一五〇九番七三九、一五〇九番七四〇、一五〇九番七四一、一五〇九番七四二、一五〇九番七四三、一五〇九番七四四、一五〇九番七四五、一五〇九番七四六、一五〇九番七四七、一五〇九番七四八、一五〇九番七四九、一五〇九番七五〇、一五〇九番七五一、一五〇九番七五二、一五〇九番七五三、一五〇九番七五四、一五〇九番七五五、一五〇九番七五六、一五〇九番七五七、一五〇九番七五八、一五〇九番七五九、一五〇九番七六〇、一五〇九番七六一、一五〇九番七六二、一五〇九番七六三、一五〇九番七六四、一五〇九番七六五、一五〇九番七六六、一五〇九番七六七、一五〇九番七六八、一五〇九番七六九、一五〇九番七七〇、一五〇九番七七一、一五〇九番七七二、一五〇九番七七三、一五〇九番七七四、一五〇九番七七五、一五〇九番七七六、一五〇九番七七七、一五〇九番七七八、一五〇九番七七九、一五〇九番七八〇、一五〇九番七八一、一五〇九番七八二、一五〇九番七八三、一五〇九番七八四、一五〇九番七八五、一五〇九番七八六、一五〇九番七八七、一五〇九番七八八、一五〇九番七八九、一五〇九番七九〇、一五〇九番七九一、一五〇九番七九二、一五〇九番七九三、一五〇九番七九四、一五〇九番七九五、一五〇九番七九六、一五〇九番七九七、一五〇九番七九八、一五〇九番七九九、一五〇九番八〇〇、一五〇九番八〇一、一五〇九番八〇二、一五〇九番八〇三、一五〇九番八〇四、一五〇九番八〇五、一五〇九番八〇六、一五〇九番八〇七、一五〇九番八〇八、一五〇九番八〇九、一五〇九番八一〇、一五〇九番八一一、一五〇九番八一二、一五〇九番八一三、一五〇九番八一四、一五〇九番八一五、一五〇九番八一六、一五〇九番八一七、一五〇九番八一八、一五〇九番八一九、一五〇九番八二〇、一五〇九番八二一、一五〇九番八二二、一五〇九番八二三、一五〇九番八二四、一五〇九番八二五、一五〇九番八二六、一五〇九番八二七、一五〇九番八二八、一五〇九番八二九、一五〇九番八三〇、一五〇九番八三一、一五〇九番八三二、一五〇九番八三三、一五〇九番八三四、一五〇九番八三五、一五〇九番八三六、一五〇九番八三七、一五〇九番八三八、一五〇九番八三九、一五〇九番八四〇、一五〇九番八四一、一五〇九番八四二、一五〇九番八四三、一五〇九番八四四、一五〇九番八四五、一五〇九番八四六、一五〇九番八四七、一五〇九番八四八、一五〇九番八四九、一五〇九番八五〇、一五〇九番八五一、一五〇九番八五二、一五〇九番八五三、一五〇九番八五四、一五〇九番八五五、一五〇九番八五六、一五〇九番八五七、一五〇九番八五八、一五〇九番八五九、一五〇九番八六〇、一五〇九番八六一、一五〇九番八六二、一五〇九番八六三、一五〇九番八六四、一五〇九番八六五、一五〇九番八六六、一五〇九番八六七、一五〇九番八六八、一五〇九番八六九、一五〇九番八七〇、一五〇九番八七一、一五〇九番八七二、一五〇九番八七三、一五〇九番八七四、一五〇九番八七五、一五〇九番八七六、一五〇九番八七七、一五〇九番八七八、一五〇九番八七九、一五〇九番八八〇、一五〇九番八八一、一五〇九番八八二、一五〇九番八八三、一五〇九番八八四、一五〇九番八八五、一五〇九番八八六、一五〇九番八八七、一五〇九番八八八、一五〇九番八八九、一五〇九番八九〇、一五〇九番八九一、一五〇九番八九二、一五〇九番八九三、一五〇九番八九四、一五〇九番八九五、一五〇九番八九六、一五〇九番八九七、一五〇九番八九八、一五〇九番八九九、一五〇九番九〇〇、一五〇九番九〇一、一五〇九番九〇二、一五〇九番九〇三、一五〇九番九〇四、一五〇九番九〇五、一五〇九番九〇六、一五〇九番九〇七、一五〇九番九〇八、一五〇九番九〇九、一五〇九番九一〇、一五〇九番九一一、一五〇九番九一二、一五〇九番九一三、一五〇九番九一四、一五〇九番九一五、一五〇九番九一六、一五〇九番九一七、一五〇九番九一八、一五〇九番九一九、一五〇九番九二〇、一五〇九番九二一、一五〇九番九二二、一五〇九番九二三、一五〇九番九二四、一五〇九番九二五、一五〇九番九二六、一五〇九番九二七、一五〇九番九二八、一五〇九番九二九、一五〇九番九三〇、一五〇九番九三一、一五〇九番九三二、一五〇九番九三三、一五〇九番九三四、一五〇九番九三五、一五〇九番九三六、一五〇九番九三七、一五〇九番九三八、一五〇九番九三九、一五〇九番九四〇、一五〇九番九四一、一五〇九番九四二、一五〇九番九四三、一五〇九番九四四、一五〇九番九四五、一五〇九番九四六、一五〇九番九四七、一五〇九番九四八、一五〇九番九四九、一五〇九番九五〇、一五〇九番九五一、一五〇九番九五二、一五〇九番九五三、一五〇九番九五四、一五〇九番九五五、一五〇九番九五六、一五〇九番九五七、一五〇九番九五八、一五〇九番九五九、一五〇九番九六〇、一五〇九番九六一、一五〇九番九六二、一五〇九番九六三、一五〇九番九六四、一五〇九番九六五、一五〇九番九六六、一五〇九番九六七、一五〇九番九六八、一五〇九番九六九、一五〇九番九七〇、一五〇九番九七一、一五〇九番九七二、一五〇九番九七三、一五〇九番九七四、一五〇九番九七五、一五〇九番九七六、一五〇九番九七七、一五〇九番九七八、一五〇九番九七九、一五〇九番九八〇、一五〇九番九八一、一五〇九番九八二、一五〇九番九八三、一五〇九番九八四、一五〇九番九八五、一五〇九番九八六、一五〇九番九八七、一五〇九番九八八、一五〇九番九八九、一五〇九番九九〇、一五〇九番九九一、一五〇九番九九二、一五〇九番九九三、一五〇九番九九四、一五〇九番九九五、一五〇九番九九六、一五〇九番九九七、一五〇九番九九八、一五〇九番九九九、一五〇九番一〇〇〇、一五〇九番一〇〇一、一五〇九番一〇〇二、一五〇九番一〇〇三、一五〇九番一〇〇四、一五〇九番一〇〇五、一五〇九番一〇〇六、一五〇九番一〇〇七、一五〇九番一〇〇八、一五〇九番一〇〇九、一五〇九番一〇一〇、一五〇九番一〇一一、一五〇九番一〇一二、一五〇九番一〇一三、一五〇九番一〇一四、一五〇九番一〇一五、一五〇九番一〇一六、一五〇九番一〇一七、一五〇九番一〇一八、一五〇九番一〇一九、一五〇九番一〇二〇、一五〇九番一〇二一、一五〇九番一〇二二、一五〇九番一〇二三、一五〇九番一〇二四、一五〇九番一〇二五、一五〇九番一〇二六、一五〇九番一〇二七、一五〇九番一〇二八、一五〇九番一〇二九、一五〇九番一〇三〇、一五〇九番一〇三一、一五〇九番一〇三二、一五〇九番一〇三三、一五〇九番一〇三四、一五〇九番一〇三五、一五〇九番一〇三六、一五〇九番一〇三七、一五〇九番一〇三八、一五〇九番一〇三九、一五〇九番一〇四〇、一五〇九番一〇四一、一五〇九番一〇四二、一五〇九番一〇四三、一五〇九番一〇四四、一五〇九番一〇四五、一五〇九番一〇四六、一五〇九番一〇四七、一五〇九番一〇四八、一五〇九番一〇四九、一五〇九番一〇五〇、一五〇九番一〇五一、一五〇九番一〇五二、一五〇九番一〇五三、一五〇九番一〇五四、一五〇九番一〇五五、一五〇九番一〇五六、一五〇九番一〇五七、一五〇九番一〇五八、一五〇九番一〇五九、一五〇九番一〇六〇、一五〇九番一〇六一、一五〇九番一〇六二、一五〇九番一〇六三、一五〇九番一〇六四、一五〇九番一〇六五、一五〇九番一〇六六、一五〇九番一〇六七、一五〇九番一〇六八、一五〇九番一〇六九、一五〇九番一〇七〇、一五〇九番一〇七一、一五〇九番一〇七二、一五〇九番一〇七三、一五〇九番一〇七四、一五〇九番一〇七五、一五〇九番一〇七六、一五〇九番一〇七七、一五〇九番一〇七八、一五〇九番一〇七九、一五〇九番一〇八〇、一五〇九番一〇八一、一五〇九番一〇八二、一五〇九番一〇八三、一五〇九番一〇八四、一五〇九番一〇八五、一五〇九番一〇八六、一五〇九番一〇八七、一五〇九番一〇八八、一五〇九番一〇八九、一五〇九番一〇九〇、一五〇九番一〇九一、一五〇九番一〇九二、一五〇九番一〇九三、一五〇九番一〇九四、一五〇九番一〇九五、一五〇九番一〇九六、一五〇九番一〇九七、一五〇九番一〇九八、一五〇九番一〇九九、一五〇九番一一〇〇、一五〇九番一一〇一、一五〇九番一一〇二、一五〇九番一一〇三、一五〇九番一一〇四、一五〇九番一一〇五、一五〇九番一一〇六、一五〇九番一一〇七、一五〇九番一一〇八、一五〇九番一一〇九、一五〇九番一一一〇、一五〇九番一一一一、一五〇九番一一一二、一五〇九番一一一三、一五〇九番一一一四、一五〇九番一一一五、一五〇九番一一一六、一五〇九番一一一七、一五〇九番一一一八、一五〇九番一一一九、一五〇九番一一二〇、一五〇九番一一二一、一五〇九番一一二二、一五〇九番一一二三、一五〇九番一一二四、一五〇九番一一二五、一五〇九番一一二六、一五〇九番一一二七、一五〇九番一一二八、一五〇九番一一二九、一五〇九番一一三〇、一五〇九番一一三一、一五〇九番一一三二、一五〇九番一一三三、一五〇九番一一三四、一五〇九番一一三五、一五〇九番一一三六、一五〇九番一一三七、一五〇九番一一三八、一五〇九番一一三九、一五〇九番一一四〇、一五〇九番一一四一、一五〇九番一一四二、一五〇九番一一四三、一五〇九番一一四四、一五〇九番一一四五、一五〇九番一一四六、一五〇九番一一四七、一五〇九番一一四八、一五〇九番一一四九、一五〇九番一一五〇、一五〇九番一一五一、一五〇九番一一五二、一五〇九番一一五三、一五〇九番一一五四、一五〇九番一一五五、一五〇九番一一五六、一五〇九番一一五七、一五〇九番一一五八、一五〇九番一一五九、一五〇九番一一六〇、一五〇九番一一六一、一五〇九番一一六二、一五〇九番一一六三、一五〇九番一一六四、一五〇九番一一六五、一五〇九番一一六六、一五〇九番一一六七、一五〇九番一一六八、一五〇九番一一六九、一五〇九番一一七〇、一五〇九番一一七一、一五〇九番一一七二、一五〇九番一一七三、一五〇九番一一七四、一五〇九番一一七五、一五〇九番一一七六、一五〇九番一一七七、一五〇九番一一七八、一五〇九番一一七九、一五〇九番一一八〇、一五〇九番一一八一、一五〇九番一一八二、一五〇九番一一八三、一五〇九番一一八四、一五〇九番一一八五、一五〇九番一一八六、一五〇九番一一八七、一五〇九番一一八八、一五〇九番一一八九、一五〇九番一一九〇、一五〇九番一一九一、一五〇九番一一九二、一五〇九番一一九三、一五〇九番一一九四、一五〇九番一一九五、一五〇九番一一九六、一五〇九番一一九七、一五〇九番一一九八、一五〇九番一一九九、一五〇九番一二〇〇、一五〇九番一二〇一、一五〇九番一二〇二、一五〇九番一二〇三、一五〇九番一二〇四、一五〇九番一二〇五、一五〇九番一二〇六、一五〇九番一二〇七、一五〇九番一二〇八、一五〇九番一二〇九、一五〇九番一二一〇、一五〇九番一二一一、一五〇九番一二一二、一五〇九番一二一三、一五〇九番一二一四、一五〇九番一二一五、一五〇九番一二一六、一五〇九番一二一七、一五〇九番一二一八、一五〇九番一二一九、一五〇九番一二二〇、一五〇九番一二二一、一五〇九番一二二二、一五〇九番一二二三、一五〇九番一二二四、一五〇九番一二二五、一五〇九番一二二六、一五〇九番一二二七、一五〇九番一二二八、一五〇九番一二二九、一五〇九番一二三〇、一五〇九番一二三一、一五〇九番一二三二、一五〇九番一二三三、一五〇九番一二三四、一五〇九番一二三五、一五〇九番一二三六、一五〇九番一二三七、一五〇九番一二三八、一五〇九番一二三九、一五〇九番一二四〇、一五〇九番一二四一、一五〇九番一二四二、一五〇九番一二四三、一五〇九番一二四四、一五〇九番一二四五、一五〇九番一二四六、一五〇九番一二四七、一五〇九番一二四八、一五〇九番一二四九、一五〇九番一二五〇、一五〇九番一二五一、一五〇九番一二五二、一五〇九番一二五三、一五〇九番一二五四、一五〇九番一二五五、一五〇九番一二五六、一五〇九番一二五七、一五〇九番一二五八、一五〇九番一二五九、一五〇九番一二六〇、一五〇九番一二六一、一五〇九番一二六二、一五〇九番一二六三、一五〇九番一二六四、一五〇九番一二六五、一五〇九番一二六六、一五〇九番一二六七、一五〇九番一二六八、一五〇九番一二六九、一五〇九番一二七〇、一五〇九番一二七一、一五〇九番一二七二、一五〇九番一二七三、一五〇九番一二七四、一五〇九番一二七五、一五〇九番一二七六、一五〇九番一二七七、一五〇九番一二七八、一五〇九番一二七九、一五〇九番一二八〇、一五〇九番一二八一、一五〇九番一二八二、一五〇九番一二八三、一五〇九番一二八四、一五〇九番一二八五、一五〇九番一二八六、一五〇九番一二八七、一五〇九番一二八八、一五〇九番一二八九、一五〇九番一二九〇、一五〇九番一二九一、一五〇九番一二九二、一五〇九番一二九三、一五〇九番一二九四、一五〇九番一二九五、一五〇九番一二九六、一五〇九番一二九七、一五〇九番一二九八、一五〇九番一二九九、一五〇九番一三〇〇、一五〇九番一三〇一、一五〇九番一三〇二、一五〇九番一三〇三、一五〇九

伊予遍路道			
観自在寺			
道			
稲荷神社			
境内及び			
龍光寺境			
内			
仏木寺道			
明石寺道			
大寶寺道			
明石寺境			
内			
大寶寺境			
内			
岩屋寺道			
岩屋寺境			
内			
浄瑠璃寺			
道			

平成二十八年文部科学省告示第百号、平成二十九年文部科学省告示第百十号、令和元年文部科学省告示第百三号、令和二年文部科学省告示第百九号、令和三年文部科学省告示第百十号、令和四年文部科学省告示第百四十号、令和五年文部科学省告示第百四十四号			
	大窪寺境内 香川県さぬき市多和兼割		
		右の地域に介在する道路敷及び無番地、香川県高松市中山町一四七番一と同一四八番一と同一五〇五番一と同一五〇五番三に接する実測二五番一と同一五〇五番四に接する実測二五番三と同一五〇五番四に接する実測二五番四と同一五五番一に接する実測二五番五と同一五五番四に接する実測二五番六と同一五五番四に接する実測二五番七と同一五五番四に接する実測二五番八と同一五五番四に接する実測二五番九と同一五五番四に接する実測二五番十と同一五五番四に接する実測二五番十一と同一五五番四に接する実測二五番十二と同一五五番四に接する実測二五番十三と同一五五番四に接する実測二五番十四と同一五五番四に接する実測二五番十五と同一五五番四に接する実測二五番十六と同一五五番四に接する実測二五番十七と同一五五番四に接する実測二五番十八と同一五五番四に接する実測二五番十九と同一五五番四に接する実測二五番二十と同一五五番四に接する実測二五番二十一と同一五五番四に接する実測二五番二十二と同一五五番四に接する実測二五番二十三と同一五五番四に接する実測二五番二十四と同一五五番四に接する実測二五番二十五と同一五五番四に接する実測二五番二十六と同一五五番四に接する実測二五番二十七と同一五五番四に接する実測二五番二十八と同一五五番四に接する実測二五番二十九と同一五五番四に接する実測二五番三十と同一五五番四に接する実測二五番三十一と同一五五番四に接する実測二五番三十二と同一五五番四に接する実測二五番三十三と同一五五番四に接する実測二五番三十四と同一五五番四に接する実測二五番三十五と同一五五番四に接する実測二五番三十六と同一五五番四に接する実測二五番三十七と同一五五番四に接する実測二五番三十八と同一五五番四に接する実測二五番三十九と同一五五番四に接する実測二五番四十と同一五五番四に接する実測二五番四十一と同一五五番四に接する実測二五番四十二と同一五五番四に接する実測二五番四十三と同一五五番四に接する実測二五番四十四と同一五五番四に接する実測二五番四十五と同一五五番四に接する実測二五番四十六と同一五五番四に接する実測二五番四十七と同一五五番四に接する実測二五番四十八と同一五五番四に接する実測二五番四十九と同一五五番四に接する実測二五番五十と同一五五番四に接する実測二五番五十一と同一五五番四に接する実測二五番五十二と同一五五番四に接する実測二五番五十三と同一五五番四に接する実測二五番五十四と同一五五番四に接する実測二五番五十五と同一五五番四に接する実測二五番五十六と同一五五番四に接する実測二五番五十七と同一五五番四に接する実測二五番五十八と同一五五番四に接する実測二五番五十九と同一五五番四に接する実測二五番六十と同一五五番四に接する実測二五番六十一と同一五五番四に接する実測二五番六十二と同一五五番四に接する実測二五番六十三と同一五五番四に接する実測二五番六十四と同一五五番四に接する実測二五番六十五と同一五五番四に接する実測二五番六十六と同一五五番四に接する実測二五番六十七と同一五五番四に接する実測二五番六十八と同一五五番四に接する実測二五番六十九と同一五五番四に接する実測二五番七十と同一五五番四に接する実測二五番七十一と同一五五番四に接する実測二五番七十二と同一五五番四に接する実測二五番七十三と同一五五番四に接する実測二五番七十四と同一五五番四に接する実測二五番七十五と同一五五番四に接する実測二五番七十六と同一五五番四に接する実測二五番七十七と同一五五番四に接する実測二五番七十八と同一五五番四に接する実測二五番七十九と同一五五番四に接する実測二五番八十と同一五五番四に接する実測二五番八十一と同一五五番四に接する実測二五番八十二と同一五五番四に接する実測二五番八十三と同一五五番四に接する実測二五番八十四と同一五五番四に接する実測二五番八十五と同一五五番四に接する実測二五番八十六と同一五五番四に接する実測二五番八十七と同一五五番四に接する実測二五番八十八と同一五五番四に接する実測二五番八十九と同一五五番四に接する実測二五番九十と同一五五番四に接する実測二五番九十一と同一五五番四に接する実測二五番九十二と同一五五番四に接する実測二五番九十三と同一五五番四に接する実測二五番九十四と同一五五番四に接する実測二五番九十五と同一五五番四に接する実測二五番九十六と同一五五番四に接する実測二五番九十七と同一五五番四に接する実測二五番九十八と同一五五番四に接する実測二五番九十九と同一五五番四に接する実測二五番百と同一五五番四に接する実測二五番百一と同一五五番四に接する実測二五番百二と同一五五番四に接する実測二五番百三と同一五五番四に接する実測二五番百四と同一五五番四に接する実測二五番百五と同一五五番四に接する実測二五番百六と同一五五番四に接する実測二五番百七と同一五五番四に接する実測二五番百八と同一五五番四に接する実測二五番百九と同一五五番四に接する実測二五番百十と同一五五番四に接する実測二五番百十一と同一五五番四に接する実測二五番百十二と同一五五番四に接する実測二五番百十三と同一五五番四に接する実測二五番百十四と同一五五番四に接する実測二五番百十五と同一五五番四に接する実測二五番百十六と同一五五番四に接する実測二五番百十七と同一五五番四に接する実測二五番百十八と同一五五番四に接する実測二五番百十九と同一五五番四に接する実測二五番百二十と同一五五番四に接する実測二五番百二十一と同一五五番四に接する実測二五番百二十二と同一五五番四に接する実測二五番百二十三と同一五五番四に接する実測二五番百二十四と同一五五番四に接する実測二五番百二十五と同一五五番四に接する実測二五番百二十六と同一五五番四に接する実測二五番百二十七と同一五五番四に接する実測二五番百二十八と同一五五番四に接する実測二五番百二十九と同一五五番四に接する実測二五番百三十と同一五五番四に接する実測二五番百三十一と同一五五番四に接する実測二五番百三十二と同一五五番四に接する実測二五番百三十三と同一五五番四に接する実測二五番百三十四と同一五五番四に接する実測二五番百三十五と同一五五番四に接する実測二五番百三十六と同一五五番四に接する実測二五番百三十七と同一五五番四に接する実測二五番百三十八と同一五五番四に接する実測二五番百三十九と同一五五番四に接する実測二五番百四十と同一五五番四に接する実測二五番百四十一と同一五五番四に接する実測二五番百四十二と同一五五番四に接する実測二五番百四十三と同一五五番四に接する実測二五番百四十四と同一五五番四に接する実測二五番百四十五と同一五五番四に接する実測二五番百四十六と同一五五番四に接する実測二五番百四十七と同一五五番四に接する実測二五番百四十八と同一五五番四に接する実測二五番百四十九と同一五五番四に接する実測二五番百五十と同一五五番四に接する実測二五番百五十一と同一五五番四に接する実測二五番百五十二と同一五五番四に接する実測二五番百五十三と同一五五番四に接する実測二五番百五十四と同一五五番四に接する実測二五番百五十五と同一五五番四に接する実測二五番百五十六と同一五五番四に接する実測二五番百五十七と同一五五番四に接する実測二五番百五十八と同一五五番四に接する実測二五番百五十九と同一五五番四に接する実測二五番百六十と同一五五番四に接する実測二五番百六十一と同一五五番四に接する実測二五番百六十二と同一五五番四に接する実測二五番百六十三と同一五五番四に接する実測二五番百六十四と同一五五番四に接する実測二五番百六十五と同一五五番四に接する実測二五番百六十六と同一五五番四に接する実測二五番百六十七と同一五五番四に接する実測二五番百六十八と同一五五番四に接する実測二五番百六十九と同一五五番四に接する実測二五番百七十と同一五五番四に接する実測二五番百七十一と同一五五番四に接する実測二五番百七十二と同一五五番四に接する実測二五番百七十三と同一五五番四に接する実測二五番百七十四と同一五五番四に接する実測二五番百七十五と同一五五番四に接する実測二五番百七十六と同一五五番四に接する実測二五番百七十七と同一五五番四に接する実測二五番百七十八と同一五五番四に接する実測二五番百七十九と同一五五番四に接する実測二五番百八十と同一五五番四に接する実測二五番百八十一と同一五五番四に接する実測二五番百八十二と同一五五番四に接する実測二五番百八十三と同一五五番四に接する実測二五番百八十四と同一五五番四に接する実測二五番百八十五と同一五五番四に接する実測二五番百八十六と同一五五番四に接する実測二五番百八十七と同一五五番四に接する実測二五番百八十八と同一五五番四に接する実測二五番百八十九と同一五五番四に接する実測二五番百九十と同一五五番四に接する実測二五番百九十一と同一五五番四に接する実測二五番百九十二と同一五五番四に接する実測二五番百九十三と同一五五番四に接する実測二五番百九十四と同一五五番四に接する実測二五番百九十五と同一五五番四に接する実測二五番百九十六と同一五五番四に接する実測二五番百九十七と同一五五番四に接する実測二五番百九十八と同一五五番四に接する実測二五番百九十九と同一五五番四に接する実測二五番二百と同一五五番四に接する実測二五番二百一と同一五五番四に接する実測二五番二百二と同一五五番四に接する実測二五番二百三と同一五五番四に接する実測二五番二百四と同一五五番四に接する実測二五番二百五と同一五五番四に接する実測二五番二百六と同一五五番四に接する実測二五番二百七と同一五五番四に接する実測二五番二百八と同一五五番四に接する実測二五番二百九と同一五五番四に接する実測二五番二百十と同一五五番四に接する実測二五番二百十一と同一五五番四に接する実測二五番二百十二と同一五五番四に接する実測二五番二百十三と同一五五番四に接する実測二五番二百十四と同一五五番四に接する実測二五番二百十五と同一五五番四に接する実測二五番二百十六と同一五五番四に接する実測二五番二百十七と同一五五番四に接する実測二五番二百十八と同一五五番四に接する実測二五番二百十九と同一五五番四に接する実測二五番二百二十と同一五五番四に接する実測二五番二百二十一と同一五五番四に接する実測二五番二百二十二と同一五五番四に接する実測二五番二百二十三と同一五五番四に接する実測二五番二百二十四と同一五五番四に接する実測二五番二百二十五と同一五五番四に接する実測二五番二百二十六と同一五五番四に接する実測二五番二百二十七と同一五五番四に接する実測二五番二百二十八と同一五五番四に接する実測二五番二百二十九と同一五五番四に接する実測二五番二百三十と同一五五番四に接する実測二五番二百三十一と同一五五番四に接する実測二五番二百三十二と同一五五番四に接する実測二五番二百三十三と同一五五番四に接する実測二五番二百三十四と同一五五番四に接する実測二五番二百三十五と同一五五番四に接する実測二五番二百三十六と同一五五番四に接する実測二五番二百三十七と同一五五番四に接する実測二五番二百三十八と同一五五番四に接する実測二五番二百三十九と同一五五番四に接する実測二五番二百四十と同一五五番四に接する実測二五番二百四十一と同一五五番四に接する実測二五番二百四十二と同一五五番四に接する実測二五番二百四十三と同一五五番四に接する実測二五番二百四十四と同一五五番四に接する実測二五番二百四十五と同一五五番四に接する実測二五番二百四十六と同一五五番四に接する実測二五番二百四十七と同一五五番四に接する実測二五番二百四十八と同一五五番四に接する実測二五番二百四十九と同一五五番四に接する実測二五番二百五十と同一五五番四に接する実測二五番二百五十一と同一五五番四に接する実測二五番二百五十二と同一五五番四に接する実測二五番二百五十三と同一五五番四に接する実測二五番二百五十四と同一五五番四に接する実測二五番二百五十五と同一五五番四に接する実測二五番二百五十六と同一五五番四に接する実測二五番二百五十七と同一五五番四に接する実測二五番二百五十八と同一五五番四に接する実測二五番二百五十九と同一五五番四に接する実測二五番二百六十と同一五五番四に接する実測二五番二百六十一と同一五五番四に接する実測二五番二百六十二と同一五五番四に接する実測二五番二百六十三と同一五五番四に接する実測二五番二百六十四と同一五五番四に接する実測二五番二百六十五と同一五五番四に接する実測二五番二百六十六と同一五五番四に接する実測二五番二百六十七と同一五五番四に接する実測二五番二百六十八と同一五五番四に接する実測二五番二百六十九と同一五五番四に接する実測二五番二百七十と同一五五番四に接する実測二五番二百七十一と同一五五番四に接する実測二五番二百七十二と同一五五番四に接する実測二五番二百七十三と同一五五番四に接する実測二五番二百七十四と同一五五番四に接する実測二五番二百七十五と同一五五番四に接する実測二五番二百七十六と同一五五番四に接する実測二五番二百七十七と同一五五番四に接する実測二五番二百七十八と同一五五番四に接する実測二五番二百七十九と同一五五番四に接する実測二五番二百八十と同一五五番四に接する実測二五番二百八十一と同一五五番四に接する実測二五番二百八十二と同一五五番四に接する実測二五番二百八十三と同一五五番四に接する実測二五番二百八十四と同一五五番四に接する実測二五番二百八十五と同一五五番四に接する実測二五番二百八十六と同一五五番四に接する実測二五番二百八十七と同一五五番四に接する実測二五番二百八十八と同一五五番四に接する実測二五番二百八十九と同一五五番四に接する実測二五番二百九十と同一五五番四に接する実測二五番二百九十一と同一五五番四に接する実測二五番二百九十二と同一五五番四に接する実測二五番二百九十三と同一五五番四に接する実測二五番二百九十四と同一五五番四に接する実測二五番二百九十五と同一五五番四に接する実測二五番二百九十六と同一五五番四に接する実測二五番二百九十七と同一五五番四に接する実測二五番二百九十八と同一五五番四に接する実測二五番二百九十九と同一五五番四に接する実測二五番三百と同一五五番四に接する実測二五番三百一と同一五五番四に接する実測二五番三百二と同一五五番四に接する実測二五番三百三と同一五五番四に接する実測二五番三百四と同一五五番四に接する実測二五番三百五と同一五五番四に接する実測二五番三百六と同一五五番四に接する実測二五番三百七と同一五五番四に接する実測二五番三百八と同一五五番四に接する実測二五番三百九と同一五五番四に接する実測二五番三百十と同一五五番四に接する実測二五番三百十一と同一五五番四に接する実測二五番三百十二と同一五五番四に接する実測二五番三百十三と同一五五番四に接する実測二五番三百十四と同一五五番四に接する実測二五番三百十五と同一五五番四に接する実測二五番三百十六と同一五五番四に接する実測二五番三百十七と同一五五番四に接する実測二五番三百十八と同一五五番四に接する実測二五番三百十九と同一五五番四に接する実測二五番三百二十と同一五五番四に接する実測二五番三百二十一と同一五五番四に接する実測二五番三百二十二と同一五五番四に接する実測二五番三百二十三と同一五五番四に接する実測二五番三百二十四と同一五五番四に接する実測二五番三百二十五と同一五五番四に接する実測二五番三百二十六と同一五五番四に接する実測二五番三百二十七と同一五五番四に接する実測二五番三百二十八と同一五五番四に接する実測二五番三百二十九と同一五五番四に接する実測二五番三百三十と同一五五番四に接する実測二五番三百三十一と同一五五番四に接する実測二五番三百三十二と同一五五番四に接する実測二五番三百三十三と同一五五番四に接する実測二五番三百三十四と同一五五番四に接する実測二五番三百三十五と同一五五番四に接する実測二五番三百三十六と同一五五番四に接する実測二五番三百三十七と同一五五番四に接する実測二五番三百三十八と同一五五番四に接する実測二五番三百三十九と同一五五番四に接する実測二五番三百四十と同一五五番四に接する実測二五番三百四十一と同一五五番四に接する実測二五番三百四十二と同一五五番四に接する実測二五番三百四十三と同一五五番四に接する実測二五番三百四十四と同一五五番四に接する実測二五番三百四十五と同一五五番四に接する実測二五番三百四十六と同一五五番四に接する実測二五番三百四十七と同一五五番四に接する実測二五番三百四十八と同一五五番四に接する実測二五番三百四十九と同一五五番四に接する実測二五番三百五十と同一五五番四に接する実測二五番三百五十一と同一五五番四に接する実測二五番三百五十二と同一五五番四に接する実測二五番三百五十三と同一五五番四に接する実測二五番三百五十四と同一五五番四に接する実測二五番三百五十五と同一五五番四に接する実測二五番三百五十六と同一五五番四に接する実測二五番三百五十七と同一五五番四に接する実測二五番三百五十八と同一五五番四に接する実測二五番三百五十九と同一五五番四に接する実測二五番三百六十と同一五五番四に接する実測二五番三百六十一と同一五五番四に接する実測二五番三百六十二と同一五五番四に接する実測二五番三百六十三と同一五五番四に接する実測二五番三百六十四と同一五五番四に接する実測二五番三百六十五と同一五五番四に接する実測二五番三百六十六と同一五五番四に接する実測二五番三百六十七と同一五五番四に接する実測二五番三百六十八と同一五五番四に接する実測二五番三百六十九と同一五五番四に接する実測二五番三百七十と同一五五番四に接する実測二五番三百七十一と同一五五番四に接する実測二五番三百七十二と同一五五番四に接する実測二五番三百七十三と同一五五番四に接する実測二五番三百七十四と同一五五番四に接する実測二五番三百七十五と同一五五番四に接する実測二五番三百七十六と同一五五番四に接する実測二五番三百七十七と同一五五番四に接する実測二五番三百七十八と同一五五番四に接する実測二五番三百七十九と同一五五番四に接する実測二五番三百八十と同一五五番四に接する実測二五番三百八十一と同一五五番四に接する実測二五番三百八十二と同一五五番四に接する実測二五番三百八十三と同一五五番四に接する実測二五番三百八十四と同一五五番四に接する実測二五番三百八十五と同一五五番四に接する実測二五番三百八十六と同一五五番四に接する実測二五番三百八十七と同一五五番四に接する実測二五番三百八十八と同一五五番四に接する実測二五番三百八十九と同一五五番四に接する実測二五番三百九十と同一五五番四に接する実測二五番三百九十一と同一五五番四に接する実測二五番三百九十二と同一五五番四に接する実測二五番三百九十三と同一五五番四に接する実測二五番三百九十四と同一五五番四に接する実測二五番三百九十五と同一五五番四に接する実測二五番三百九十六と同一五五番四に接する実測二五番三百九十七と同一五五番四に接する実測二五番三百九十八と同一五五番四に接する実測二五番三百九十九と同一五五番四に接する実測二五番四百と同一五五番四に接する実測二五番四百一と同一五五番四に接する実測二五番四百二と同一五五番四に接する実測二五番四百三と同一五五番四に接する実測二五番四百四と同一五五番四に接する実測二五番四百五と同一五五番四に接する実測二五番四百六と同一五五番四に接する実測二五番四百七と同一五五番四に接する実測二五番四百八と同一五五番四に接する実測二五番四百九と同一五五番四に接する実測二五番四百十と同一五五番四に接する実測二五番四百十一と同一五五番四に接する実測二五番四百十二と同一五五番四に接する実測二五番四百十三と同一五五番四に接する実測二五番四百十四と同一五五番四に接する実測二五番四百十五と同一五五番四に接する実測二五番四百十六と同一五五番四に接する実測二五番四百十七と同一五五番四に接する実測二五番四百十八と同一五五番四に接する実測二五番四百十九と同一五五番四に接する実測二五番四百二十と同一五五番四に接する実測二五番四百二十一と同一五五番四に接する実測二五番四百二十二と同一五五番四に接する実測二五番四百二十三と同一五五番四に接する実測二五番四百二十四と同一五五番四に接する実測二五番四百二十五と同一五五番四に接する実測二五番四百二十六と同一五五番四に接する実測二五番四百二十七と同一五五番四に接する実測二五番四百二十八と同一五五番四に接する実測二五番四百二十九と同一五五番四に接する実測二五番四百三十と同一五五番四に接する実測二五番四百三十一と同一五五番四に接する実測二五番四百三十二と同一五五番四に接する実測二五番四百三十三と同一五五番四に接する実測二五番四百三十四と同一五五番四に接する実測二五番四百三十五と同一五五番四に接する実測二五番四百三十六と同一五五番四に接する実測二五番四百三十七と同一五五番四に接する実測二五番四百三十八と同一五五番四に接する実測二五番四百三十九と同一五五番四に接する実測二五番四百四十と同一五五番四に接する実測二五番四百四十一と同一五五番四に接する実測二五番四百四十二と同一五五番四に接する実測二五番四百四十三と同一五五番四に接する実測二五番四百四十四と同一五五番四に接する実測二五番四百四十五と同一五五番四に接する実測二五番四百四十六と同一五五番四に接する実測二五番四百四十七と同一五五番四に接する実測二五番四百四十八と同一五五番四に接する実測二五番四百四十九と同一五五番四に接する実測二五番四百五十と同一五五番四に接する実測二五番四百五十一と同一五五番四に接する実測二五番四百五十二と同一五五番四に接する実測二五番四百五十三と同一五五番四に接する実測二五番四百五十四と同一五五番四に接する実測二五番四百五十五と同一五五番四に接する実測二五番四百五十六と同一五五番四に接する実測二五番四百五十七と同一五五番四に接する実測二五番四百五十八と同一五五番四に接する実測二五番四百五十九と同一五五番四に接する実測二五番四百六十と同一五五番四に接する実測二五番四百六十一と同一五五番四に接する実測二五番四百六十二と同一五五番四に接する実測二五番四百六十三と同一五五番四に接する実測二五番四百六十四と同一五五番四に接する実測二五番四百六十五と同一五五番四に接する実測二五番四百六十六と同一五五番四に接する実測二五番四百六十七と同一五五番四に接する実測二五番四百六十八と同一五五番四に接する実測二五番四百六十九と同一五五番四に接する実測二五番四百七十と同一五五番四に接する実測二五番四百七十一と同一五五番四に接する実測二五番四百七十二と同一五五番四に接する実測二五番四百七十三と同一五五番四に接する実測二五番四百七十四と同一五五番四に接する実測二五番四百七十五と同一五五番四に接する実測二五番四百七十六と同一五五番四に接する実測二五番四百七十七と同一五五番四に接する実測二五番四百七十八と同一五五番四に接する実測二五番四百七十九と同一五五番四に接する実測二五番四百八十と同一五五番四に接する実測二五番四百八十一と同一五五番四に接する実測二五番四百八十二と同一五五番四に接する実測二五番四百八十三と同一五五番四に接する実測二五番四百八十四と同一五五番四に接する実測二五番四百八十五と同一五五番四に接する実測二五番四百八十六と同一五五番四に接する実測二五番四百八十七と同一五五番四に接する実測二五番四百八十八と同一五五番四に接する実測二五番四百八十九と同一五五番四に接する実測二五番四百九十と同一五五番四に接する実測二五番四百九十一と同一五五番四に接する実測二五番四百九十二と同一五五番四に接する実測二五番四百九十三と同一五五番四に接する実測二五番四百九十四と同一五五番四に接する実測二五番四百九十五と同一五五番四に接する実測二五番四百九十六と同一五五番四に接する実測二五番四百九十七と同一五五番四に接する実測二五番四百九十八と同一五五番四に接する実測二五番四百九十九と同一五五番四に接する実測二五番五百と同一五五番四に接する実測二五番五百一と同一五五番四に接する実測二五番五百二と同一五五番四に接する実測二五番五百三と同一五五番四に接する実測二五番五百四と同一五五番四に接する実測二五番五百五と同一五五番四に接する実測二五番五百六と同一五五番四に接する実測二五番五百七と同一五五番四に接する実測二五番五百八と同一五五番四に接する実測二五番五百九と同一五五番四に接する実測二五番五百十と同一五五番四に接する実測二五番五百十一と同一五五番四に接する実測二五番五百十二と同一五五番四に接する実測二五番五百十三と同一五五番四に接する実測二五番五百十四と同一五五番四に接する実測二五番五百十五と同一五五番四に接する実測二五番五百十六と同一五五番四に接する実測二五番五百十七と同一五五番四に接する実測二五番五百十八と同一五五番四に接する実測二五番五百十九と同一五五番四に接する実測二五番五百二十と同一五五番四に接する実測二五番五百二十一と同一五五番四に接する実測二五番五百二十二と同一五五番四に接する実測二五番五百二十三と同一五五番四に接する実測二五番五百二十四と同一五五番四に接する実測二五番五百二十五と同一五五番四に接する実測二五番五百二十六と同一五五番四に接する実測二五番五百二十七と同一五五番四に接する実測二五番五百二十八と同一五五番四に接する実測二五番五百二十九と同一五五番四に接する実測二五番五百三十と同一五五番四に接する実測二五番五百三十一と同一五五番四に接する実測二五番五百三十二と同一五五番四に接する実測二五番五百三十三と同一五五番四に接する実測二五番五百三十四と同一五五番四に接する実測二五番五百三十五と同一五五番四に接する実測二五番五百三十六と同一五五番四に接する実測二五番五百三十七と同一五五番四に接する実測二五番五百三十八と同一五五番四に接する実測二五番五百三十九と同一五五番四に接する実測二五番五百四十と同一五五番四に接する実測二五番五百四十一と同一五五番四に接する実測二五番五百四十二と同一五五番四に接する実測二五番五百四十三と同一五五番四に接する実測二五番五百四十四と同一五五番四に接する実測二五番五百四十五と同一五五番四に接する実測二五番五百四十六と同一五五番四に接する実測二五番五百四十七と同一五五番四に接する実測二五番五百四十八と同一五五番四に接する実測二五番五百四十九と同一五五番四に接する実測二五番五百五十と同一五五番四に接する実測二五番五百五十一と同一五五番四に接する実測二五番五百五十二と同一五五番四に接する実測二五番五百五十三と同一五五番四に接する実測二五番五百五十四と同一五五番四に接する実測二五番五百五十五と同一五五番四に接する実測二五番五百五十六と同一五五番四に接する実測二五番五百五十七と同一五五番四に接する実測二五番五百五十八と同一五五番四に接する実測二五番五百五十九と同一五五番四に接する実測二五番五百六十と同一五五番四に接する実測二五番五百六十一と同一五五番四に接する実測二五番五百六十二と同一五五番四に接する実測二五番五百六十三と同一五五番四に接する実測二五番五百六十四と同一五五番四に接する実測二五番五百六十五と同一五五番四に接する実測二五番五百六十六と同一五五番四に接する実測二五番五百六十七と同一五五番四に接する実測二五番五百六十八と同一五五番四に接する実測二五番五百六十九と同一五五番四に接する実測二五番五百七十と同一五五番四に接する実測二五番五百七十一と同一五五番四に接する実測二五番五百七十二と同一五五番四に接する実測二五番五百七十三と同一五五番四に接する実測二五番五百七十四と同一五五番四に接する実測二五番五百七十五と同一五五番四に接する実測二五番五百七十六と同一五五番四に接する実測二五番五百七十七と同一五五番四に接する実測二五番五百七十八と同一五五番四に接する実測二五番五百七十九と同一五五番四に接する実測二五番五百八十と同一五五番四に接する実測二五番五百八十一と同一五五番四に接する実測二五番五百八十二と同一五五番四に接する実測二五番五百八十三と同一五五番四に接する実測二五番五百八十四と同一五五番四に接する実測二五番五百八十五と同一五五番四に接する実測二五番五百八十六と同一五五番四に接する実測二五番五百八十七と同一五五番四に接する実測二五番五百八十八と同一五五番四に接する実測二五番五百八十九と同一五五番四に接する実測二五番五百九十と同一五五番四に接する実測二五番五百九十一と同一五五番四に接する実測二五番五百九十二と同一五五番四に接する実測二五番五百九十三と同一五五番四に接する実測二五番五百九十四と同一五五番四に接する実測二五番五百九十五と同一五五番四に接する実測二五番五百九十六と同一五五番四に接する実測二五番五百九十七と同一五五番四に接する実測二五番五百九十八と同一五五番四に接する実測二五番五百九十九と同一五五番四に接する実測二五番六百と同一五五番四に接する実測二五番六百一と同一五五番四に接する実測二五番六百二と同一五五番四に接する実測二五番六百三と同一五五番四に接する実測二五番六百四と同一五五番四に接する実測二五番六百五と同一五五番四に接する実測二五番六百六と同一五五番四に接する実測二五番六百七と同一五五番四に接する実測二五番六百八と同一五五番四に接する実測二五番六百九と同一五五番四に接する実測二五番六百十と同一五五番四に接する実測二五番六百十一と同一五五番四に接する実測二五番六百十二と同一五五番四に接する実測二五番六百十三と同一五五番四に接する実測二五番六百十四と同一五五番四に接する実測二五番六百十五と同一五五番四に接する実測二五番六百十六と同一五五番四に接する実測二五番六百十七と同一五五番四に接する実測二五番六百十八と同一五五番四に接する実測二五番六百十九と同一五五番四に接する実測二五番六百二十と同一五五番四に接する実測二五番六百二十一と同一五五番四に接する実測二五番六百二十二と同一五五番四に接する実測二五番六百二十三と同一五五番四に接する実測二五番六百二十四と同一五五番四に接する実測二五番六百二十五と同一五五番四に接する実測二五番六百二十六と同一五五番四に接する実測二五番六百二十七と同一五五番四に接する実測二五番六百二十八と同一五五番四に接する実測二五番六百二十九と同一五五番四に接する実測二五番六百三十と同一五五番四に接する実測二五番六百三十一と同一五五番四に接する実測二五番六百三十二と同一五五番四に接する実測二五番六百三十三と同一五五番四に接する実測二五番六百三十四と同一五五番四に接する実測二五番六百三十五と同一五五番四に接する実測二五番六百三十六と同一五五番四に接する実測二五番六百三十七と同一五五番四に接する実測二五番六百三十八と同一五五番四に接する実測二五番六百三十九と同一五五番四に接する実測二五番六百四十と同一五五番四に接する実測二五番六百四十一と同一五五番四に接する実測二五番六百四十二と同一五五番四に接する実測二五番六百四十三と同一五五番四に接する実測二五番六百四十四と同一五五番四に接する実測二五番六百四十五と同一五五番四に接する実測二五番六百四十六と同一五五番四に接する実測二五番六百四十七と同一五五番四に接する実測二五番六百四十八と同一五五番四に接する実測二五番六百四十九と同一五五番四に接する実測二五番六百五十と同一五五番四に接する実測二五番六百五十一と同一五五番四に接する実測二五番六百五十二と同一五五番四に接する実測二五番六百五十三と同一五五番四に接する実測二五番六百五十四と同一五五番四に接する実測二五番六百五十五と同一五五番四に接する実測二五番六百五十六と同一五五番四に接する実測二五番六百五十七と同一五五番四に接する実測二五番六百五十八と同一五五番四に接する実測二五番六百五十九と同一五五番四に接する実測二五番六百六十と同一五五番四に接する実測二五番六百六十一と同一五五番四に接する実測二五番六百六十二と同一五五番四に接する実測二五番六百六十三と同一五五番四に接する実測二五番六百六十四と同一五五番四に接する実測二五番六百六十五と同一五五番四に接する実測二五番六百六十六と同一五五番四に接する実測二五番六百六十七と同一五五番四に接する実測二五番六百六十八と同一五五番四に接する実測二五番六百六十九と同一五五番四に接する実測二五番六百七十と同一五五番四に接する実測二五番六百七十一と同一五五番四に接する実測二五番六百七十二と同一五五番四に接する実測二五番六百七十三と同一五五番四に接する実測二五番六百七十四と同一五五番四に接する実測二五番六百七十五と同一五五番四に接する実測二五番六百七十六と同一五五番四に接する実測二五番六百七十七と同一五五番四に接する実測二五番六百七十八と同一五五番四に接する実測二五番六百七十九と同一五五番四に接する実測二五番六百八十と同一五五番四に接する実測二五番六百八十一と同一五五番四に接する実測二五番六百八十二と同一五五番四に接する実測二五番六百八十三と同一五五番四に接する実測二五番六百八十四と同一五五番四に接する実測二五番六百八十五と同一五五番四に接する実測二五番六百八十六と同一五五番四に接する実測二五番六百八十七と同一五五番四に接する実測二五番六百八十八と同一五五番四に接する実測二五番六百八十九と同一五五番四に接する実測二五番六百九十と同一五五番四に接する実測二五番六百九十一と同一五五番四に接する実測二五番六百九十二と同一五五番四に接する実測二五番六百九十三と同一五五番四に接する実測二五番六百九十四と同一五五番四に接する実測二五番六百九十五と同一五五番四に接する実測二五番六百九十六と同一五五番四に接する実測二五番六百九十七と同一五五番四に接する実測二五番六百九十八と同一五五番四に接する実測二五番六百九十九と同一五五番四に接する実測二五番七百と同一五五番四に接する実測二五番七百一と同一五五番四に接する実測二五番七百二と同一五五番四に接する実測二五番七百三と同一五五番四に接する実測二五番七百四と同一五五番四に接する実測二五番七百五と同一五五番四に接する実測二五番七百六と同一五五番四に接する実測二五番七百七と同一五五番四に接する実測二五番七百八と同一五五番四に接する実測二五番七百九と同一五五番四に接する実測二五番七百十と同一五五番四に接する実測二五番七百十一と同一五五番四に接する実測二五番七百十二と同一五五番四に接する実測二五番七百十三と同一五五番四に接する実測二五番七百十四と同一五五番四に接する実測二五番七百十五と同一五五番四に接する実測二五番七百十六と同一五五番四に接する実測二五番七百十七と同一五五番四に接する実測二五番七百十八と同一五五番四に接する実測二五番七百十九と同一五五番四に接する実測二五番七百二十と同一五五番四に接する実測二五番七百二十一と同一五五番四に接する実測二五番七百二十二と同一五五番四に接する実測二五番七百二十三と同一五五番四に接する実測二五番七百二十四と同一五五番四に接する実測二五番七百二十五と同一五五番四に接する実測二五番七百二十六と同一五五番四に接する実測二五番七百二十七と同一五五番四に接する実測二五番七百二十八と同一五五番四に接する実測二五番七百二十九と同一五五番四に接する実測二五番七百三十と同一五五番四に接する実測二五番七百三十一と同一五五番四に接する実測二五番七百三十二と同一五五番四に接する実測二五番七百三十三と同一五五番四に接する実測二五番七百三十四と同一五五番四に接する実測二五番七百三十五と同一五五番四に接する実測二五番七百三十六と同一五五番四に接する実測二五番七百三十七と同一五五番四に接する実測二五番七百三十八と同一五五番四に接する実測二五番七百三十九と同一五五番四に接する実測二五番七百四十と同一五五番四に接する実測二五番七百四十一と同一五五番四に接する実測二五番七百四十二と同一五五番四に接する実測二五番七百四十三と同一五五番四に接する実測二五番七百四十四と同一五五番四に接する実測二五番七百四十五と同一五五番四に接する実測二五番七百四十六と同一五五番四に接する実測二五番七百四十七と同一五五番四に接する実測二五番七百四十八と同一五五番四に接する実測二五番七百四十九と同一五五番四に接する実測二五番七百五十と同一五五番四に接する実測二五番七百五十一と同一五五番四に接する実測二五番七百五十二と同一五五番四に接する実測二五番七百五十三と同一五五番四に接する実測二五番七百五十四と同一五五番四に接する実測二五番七百五十五と同一五五番四に接する実測二五番七百五十六と同一五五番四に接する実測二五番七百五十七と同一五五番四に接する実測二五番七百五十八と同一五五番四に接する実測二五番七百五十九と同一五五番四に接する実測二五番七百六十と同一五五番四に接する実測二五番七百六十一と同一五五番四に接する実測二五番七百六十二と同一五五番四に接する実測二五番七百六十三と同一五五番四に接する実測二五番七百六十四と同一五五番四に接する実測二五番七百六十五と同一五五番四に接する実測二五番七百六十六と同一五五番四に接する実測二五番七百六十七と同一五五番四に接する実測二五番七百六十八と同一五五番四に接する実測二五番七百六十九と同一五五番四に接する実測二五番七百七十と同一五五番四に接する実測二五番七百七十一と同一五五番四に接する実測二五番七百七十二と同一五五番四に接する実測二五番七百七十三と同一五五番四に接する実測二五番七百七十四と同一五五番四に接する実測二五番七百七十五と同一五五番四に接する実測二五番七百七十六と同一五五番四に接する実測二五番七百七十七と同一五五番四に接する実測二五番七百七十八と同一五五番四に接する実測二五番七百七十九と同一五五番四に接する実測二五番七百八十と同一五五番四に接する実測二五番七百八十一と同一五五番四に接する実測二五番七百八十二と同一五五番四に接する実測二五番七百八十三と同一五五番四に接する実測二五番七百八十四と同一五五番四に接する実測二五番七百八十五と同一五五番四に接する実測二五番七百八十六と同一五五番四に接する実測二五番七百八十七と同一五五番四に接する実測二五番七百八十八と同一五五番四に接する実測二五番七百八十九と同一五五番四に接する実測二五番七百九十と同一五五番四に接する実測二五番七百九十一と同一五五番四に接する実測二五番七百九十二と同一五五番四に接する実測二五番七百九十三と同一五五番四に接する実測二五番七百九十四と同一五五番四に接する実測二五番七百九十五と同一五五番四に接する実測二五番七百九十六と同一五五番四に接する実測二五番七百九十七と同一五五番四に接する実測二五番七百九十八と同一五五番四に接する実測二五番七百九十九と同一五五番四に接する実測二五番八百と同一五五番四に接する実測二五番八百一と同一五五番四に接する実測二五番八百二と同一五五番四に接する実測二五番八百三と同一五五番四に接する実測二五番八百四と同一五五番四に接する実測二五番八百

上欄					
名称	関係告示	下欄			
		所在地	地域		
下野薬師寺跡	大正十年内務省告示第三十八号	栃木県下野市薬師寺字六丁目	栃木県下野薬師寺字六丁目一七四三番一のうち実測一一・七四平方メートル、一七四三番一の一七四三番一と同一七四四番一に挟まれ同一七四四番一五と同一七四三番一九のうち実測一五〇・〇二平方メートル、一七四三番一五、一七四三番一九のうち実測一六二・八〇平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を栃木県文化財担当部局及び下野市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。		
総社古墳群	昭和二年内務省告示第三百十五号、昭和十九年文部省告示第八十号、昭和四十年文部省告示第百七十六号、令和三年文部科学省告示第百九十四号	群馬県前橋市総社町植野字二タ子山	二子山古墳	三二二四番、三二二五番一、三二二五番二、三二二六番一、三二二六番四、三二二六番五、三二二六番七、三二二六番八、三二二六番九、三二二六番一〇、三二二六番一一、三二二六番一二、三二二六番一三、三二二六番一四、三二二六番一五、三二二六番一六、三二二六番一七、三二二六番一八、三二二六番一九、三二二六番二〇、三二二六番二一、三二二六番二二、三二二六番二三、三二二六番二四、三二二六番二五、三二二六番二六、三二二六番二七、三二二六番二八、三二二六番二九、三二二六番三〇、三二二六番三一、三二二六番三二、三二二六番三三、三二二六番三四、三二二六番三五、三二二六番三六、三二二六番三七、三二二六番三八、三二二六番三九、三二二六番四〇、三二二六番四一、三二二六番四二、三二二六番四三、三二二六番四四、三二二六番四五、三二二六番四六、三二二六番四七、三二二六番四八、三二二六番四九、三二二六番五〇、三二二六番五一、三二二六番五二、三二二六番五三、三二二六番五四、三二二六番五五、三二二六番五六、三二二六番五七、三二二六番五八、三二二六番五九、三二二六番六〇、三二二六番六一、三二二六番六二、三二二六番六三、三二二六番六四、三二二六番六五、三二二六番六六、三二二六番六七、三二二六番六八、三二二六番六九、三二二六番七〇、三二二六番七一、三二二六番七二、三二二六番七三、三二二六番七四、三二二六番七五、三二二六番七六、三二二六番七七、三二二六番七八、三二二六番七九、三二二六番八〇、三二二六番八一、三二二六番八二、三二二六番八三、三二二六番八四、三二二六番八五、三二二六番八六、三二二六番八七、三二二六番八八、三二二六番八九、三二二六番九〇、三二二六番九一、三二二六番九二、三二二六番九三、三二二六番九四、三二二六番九五、三二二六番九六、三二二六番九七、三二二六番九八、三二二六番九九、三二二六番一〇〇、三二二六番一〇一、三二二六番一〇二、三二二六番一〇三、三二二六番一〇四、三二二六番一〇五、三二二六番一〇六、三二二六番一〇七、三二二六番一〇八、三二二六番一〇九、三二二六番一一〇、三二二六番一一一		
遠見山古墳		同総社字大屋敷愛宕山	二子山古墳	一七七二番一、一七七二番一〇、一七七二番一一		
二子山古墳						
愛宕山古墳						
宝塔山古墳						
蛇穴山古墳						
取掛西貝塚	令和三年文部科学省告示第百六十四号	千葉県船橋市飯山満町一丁目	飯山満町一丁目遺跡	一三五三番五、一三五七番一、一三五八番一、一三八七番一七		
山野貝塚	平成二十九年文部科学省告示第百三十七号、平成三十年文部科学省告示第一二十六号及び令和六年文部科学省告示第十六号	千葉県袖ケ浦市飯富字山野	山野貝塚	三五一六番二六		
小田原城跡	昭和十三年文部省告示第二百九十二号、昭和三十四年文化財保護委員会告示第二十八号、昭和五十二年文部省告示第七十二号、平成十八年文部科学省告示第九十九号	神奈川県小田原市城山一丁目、同荻窪字稲荷森、同緑四丁目	小田原城跡	二五九番一九、一二五二番一、一二五四番八、七五三番四、七五三番八、七五六番イ、七五六番ロ		

		佐渡金銀山遺跡	犬山城跡	近江大津宮錦織遺跡	
科学省告示第百九十九号、平成二十年文部科学省告示第二百二十一号、平成二十一年文部科学省告示第十三号、平成二十二年文部科学省告示第百九十六号、平成二十三年文部科学省告示第十一号、平成二十四年文部科学省告示第百二十二号、平成二十五年文部科学省告示第百二十三号、平成二十六年文部科学省告示第百二十四号、平成二十七年文部科学省告示第百二十五号、平成二十八年文部科学省告示第百二十六号、平成二十九年文部科学省告示第百二十七号、平成三十年文部科学省告示第百二十八号、平成三十一年文部科学省告示第百二十九号、令和元年文部科学省告示第百三十号、令和二年文部科学省告示第百三十一号、令和三年文部科学省告示第百三十二号、令和四年文部科学省告示第百三十三号、令和五年文部科学省告示第百三十四号、令和六年文部科学省告示第百三十五号	同十字四丁目	平成六年文部省告示第十三号、平成七年文部科学省告示第二百十九号、平成八年文部科学省告示第十号、平成九年文部科学省告示第百十二号、平成十年文部科学省告示第百十三号、平成十一年文部科学省告示第百十四号、平成十二年文部科学省告示第百十五号、平成十三年文部科学省告示第百十六号、平成十四年文部科学省告示第百十七号、平成十五年文部科学省告示第百十八号、平成十六年文部科学省告示第百十九号、平成十七年文部科学省告示第百二十号、平成十八年文部科学省告示第百二十一号、平成十九年文部科学省告示第百二十二号、平成二十年文部科学省告示第百二十三号、平成二十一年文部科学省告示第百二十四号、平成二十二年文部科学省告示第百二十五号、平成二十三年文部科学省告示第百二十六号、平成二十四年文部科学省告示第百二十七号、平成二十五年文部科学省告示第百二十八号、平成二十六年文部科学省告示第百二十九号、平成二十七年文部科学省告示第百三十号、平成二十八年文部科学省告示第百三十一号、平成二十九年文部科学省告示第百三十二号、平成三十年文部科学省告示第百三十三号	昭和五十四年文部省告示第百九十九号、昭和五十五年文部省告示第百二十六号、昭和五十九年文部省告示第百二十五号、昭和六十年文部省告示第十九号、昭和六十一年文部省告示第十八号、昭和六十二年文部省告示第百三十号、平成元年文部省告示第百三十一号、平成二年文部省告示第百三十二号、平成三年文部省告示第百三十三号、平成四年文部省告示第百三十四号、平成五年文部省告示第百三十五号、平成六年文部省告示第百三十六号、平成七年文部省告示第百三十七号、平成八年文部省告示第百三十八号、平成九年文部省告示第百三十九号、平成十年文部省告示第百四十号、平成十一年文部省告示第百四十一号
同板橋字香林寺山	八八一番三	新潟県佐渡市新穂大野	愛知県犬山市大字犬山字北古券	滋賀県大津市錦織二丁目字御所之内	
同城山四丁目	二五〇番一〇、二五〇番二、二番一〇、一〇〇四番七、一〇〇九番二、八七八番七	同新穂青木	一番、二番、二番一の六、二番一九、二番二〇、二番二一、二番二四	八一九番二	
同十字四丁目	一〇九八番二	新潟県佐渡市新穂大野	二〇二四番一、二〇二五番、二〇二五番一、二〇二七番一、二〇四五番	一八九九番二	

	安倍寺跡	恭仁宮跡（山城国分寺跡）	京都府木津川市加茂町岡崎久保垣内	奈良県桜井市安倍木材団地一丁目
	五斗長垣内遺跡		同例幣内垣外	兵庫県淡路市黒谷字灰屋
			同例幣正等庵	同字五斗長
			同例幣立川	
	平成二十四年文部科学省告示第百四十五号	昭和三十二年文化財保護委員会告示第十六号、平成二年文部科学省告示第十号、十年文部科学省告示第二十七号、十一年文部科学省告示第百九十九号、十二年文部科学省告示第一号、十三年文部科学省告示第一四文科学第八百十号、十四年文部科学省告示第百四十四号	平成二十四年文部科学省告示第百四十五号	
	昭和四十五年文部省告示第百七号	昭和三十二年文化財保護委員会告示第四十四号、平成二年文部科学省告示第十九号、十年文部科学省告示第二百十号、十一年文部科学省告示第二百十一号、十二年文部科学省告示第二百十二号、十三年文部科学省告示第二百十三号、十四年文部科学省告示第二百十四号、十五年文部科学省告示第二百十五号、十六年文部科学省告示第二百十六号、十七年文部科学省告示第二百十七号、十八年文部科学省告示第二百十八号、十九年文部科学省告示第二百十九号、二十年文部科学省告示第二百二十号、二十一年文部科学省告示第二百二十一号、二十二年文部科学省告示第二百二十二号、二十三年文部科学省告示第二百二十三号、二十四年文部科学省告示第二百二十四号		

宮山古墳	大正十年内務省告示第三十八号、令和四年文部科学省告示第七百二十六号	二七三番一		
湯浅党城館跡 湯浅城跡 藤並館跡	令和三年文部科学省告示第四十四号	藤並館跡	和歌山県有田郡有田川町大字下津野字土居内	三三九番一、三三九番二、三三九番三
姉川城跡	平成二十二年文部科学省告示第十二号、令和五年文部科学省告示第百十三号及び令和六年文部科学省告示第百四十六号	佐賀県神埼市神埼町姉川字二本杉 同字三本杉 同字五本杉		一三六番、一三七番、一三八番、一四〇番、一五八番 一七二番、一七六番一、一七六番二、一七七番一 一二一四番
陣ノ内城跡	令和三年文部科学省告示第百六十四号	熊本県上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 同字陳ノ内		一一七四番、一一七五番 一九一五番
日向国府跡	平成十七年文部科学省告示第百一号及び平成二十四年文部科学省告示第百五十一号	宮崎県西都市大字右松字刎田		二七八三番二、二八〇二番
旧集成館 附寺山炭窯跡 関吉の疎水溝	昭和三十四年文化財保護委員会告示第六号、平成二年文部科学省告示第百五十五号、十五年文部科学省告示第四十七号及び平成二十六年文部科学省告示第三十七号	鹿児島県鹿児島市吉野町		九六九八番五、九六九八番六のうち実測七四五・一八平方メートル、九六九八番七、九六九八番九、九六九八番一〇、九六九八番一四のうち実測九八・〇七平方メートル、九六九八番一七、九六九八番二〇、九六九八番二一、九六九八番三一 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を鹿児島県文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第八十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる名勝に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
納池	令和七年文部科学省告示第二十七号	大分県竹田市久住町大字久住字宮脇	九三二番一
伊江殿内庭園	昭和六十一年文部科学省告示第九十七号、平成十三年文部科学省告示第二十六号及び平成十八年文部科学省告示第百二十号	沖縄県那覇市首里当蔵町二丁目	二二番、二三番三のうち実測七・四四平方メートル、一二三番五のうち実測六・〇〇平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を沖縄県文化財担当部局及び那覇市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。
アマミクヌムイ	平成二十七年文部科学省告示第百六十九号、平成三十年文部科学省告示第百九十六号及び令和元年文部科学省告示第八十五号	沖縄県沖縄市城前町 同　国頭郡国頭村字宜名真石山原 同　国頭郡国頭村字辺戸大敷原	三六六番一 一二八二番一のうち実測二八五五一・五三平方メートル 二七五番一のうち実測七三一四・〇六平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を沖縄県文化財担当部局及び国頭村文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第八十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を天然記念物に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

名称	所在地	内容
マチカネワニ化石	大阪府豊中市待兼山町一番二〇	大阪大学総合学術博物館所在のマチカネワニ化石一件

○文部科学省告示第八十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる天然記念物に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

上欄		中欄	下欄
名称	関係告示	所在地	地域	名称
徳之島明眼の森	平成二十五年文部科学省告示第四十二号	鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙字義名山	三〇七一番八、三〇八四番六 右の地域に介在する道路敷を含む。	徳之島明眼の森・義名山の森・琉球石灰岩地森林植物群落

○文部科学省告示第八十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

（名勝地関係）

名称	所在地	地域
平木氏庭園	石川県金沢市菊川一丁目	三六三番一のうち実測一〇・八七平方メートル、三六三番二 備考　一筆の土地のうち一部のみを登録するものについては、地域に関する実測図を石川県文化財担当部局及び金沢市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。
山田氏庭園	石川県金沢市長町二丁目	四九番のうち実測一七〇・七一平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを登録するものについては、地域に関する実測図を石川県文化財担当部局及び金沢市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。
浮月楼庭園	静岡県静岡市葵区紺屋町	一一番一、一一番二一のうち実測九七・〇二平方メートル、一一番二五、一一番二九のうち実測二三・六六平方メートル、一一番三〇、一一番三一、一一番三二、一一番三三四、一一番三五 備考　一筆の土地のうち一部のみを登録するものについては、地域に関する実測図を静岡市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。
旧八木商店本店庭園	愛媛県今治市波止浜二丁目	三七四番一、三七四番三、四〇二番、四〇三番一、四〇三番二、四〇四番一、四〇四番二、四〇五番、四〇六番一、四〇六番二、五二七番一、五二八番一、五三四番一、五三五番、五三六番一、七六六番二、七六七番、七六八番二、七六八番三 八番、九番、一二番二、一三番
旧豊山閣庭園（旧旅館田川）	福岡県北九州市小倉北区古船場町	九番一のうち実測二五五六・六四平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを登録するものについては、地域に関する実測図を北九州市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。
東南植物楽園	沖縄県沖縄市字知花上与那原	二一五二番、二一五三番、二一五六番、二一五七番、二一五八番、二一六〇番、二一六四番

○文部科学省告示第八十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条において読み替えて準用する同法第五十九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる登録記念物の登録を抹消したので、同法第百三十三条において読み替えて準用する同法第五十九条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

名称	関係告示	所在地
マチカネワニ化石	平成二十六年文部科学省告示第百四十七号	大阪府豊中市待兼山町一番二〇

公　告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

令和７年９月18日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｅ第618号	平成４年４月10日	上原　孝夫	令和７年８月21日	
京博Ｅ第702号	平成７年３月７日	上原　孝夫	令和７年８月21日	
京博Ｅ第1038号	平成22年２月４日	上原　孝夫	令和７年８月21日	
京博Ｈ第908号	平成５年４月19日	上原　孝夫	令和７年８月21日	

会社その他の公告

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

北海道江別市東野幌本町七番五号

特定非営利活動法人Ｅ－ＫＩＤ，Ｓ総合型地域スポーツクラブ

清算人　橋口　正彦

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉七一番地

有限会社入谷商店

清算人　入谷　松一

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

札幌市中央区北二条西十二丁目一番地五

プレミスト植物園北２条一四〇三号

株式会社ティエムエー・メディカルシステムズ

代表清算人　有澤　賢二

解散公告

当社は、令和七年七月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

北海道根室市本町四丁目六五番地

有限会社神戸屋

清算人　猪原　健弘

解散公告

当社は、令和七年七月七日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

札幌市西区西野三条八丁目五番一号

株式会社ライブリッジ

代表清算人　木村　大樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

岩手県滝沢市葉の木沢山三一番地一五

有限会社岩姫製作所

清算人　関村　良介

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

宮城県岩沼市桑原四丁目五番六号

株式会社佐藤木工所

代表清算人　佐藤　靖幸

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

宮城県大崎市古川沢田字新原際一〇五番地

一般社団法人大崎わくわく福祉会

代表清算人　田中　寛章

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

仙台市青葉区二日町一六番二〇－七一〇号

有限会社コマツ建築設計

清算人　小松　誠治

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

秋田県仙北市田沢湖神代字珍重屋敷二九九番地の一

株式会社藤村組

代表清算人　藤村志美子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

福島県南相馬市原町区南町三丁目一二番地

株式会社ホテル森の湯

代表清算人　門馬　浩二

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日に株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

福島県石川郡石川町大字塩沢字竹ノ内三五番地

株式会社有賀工業

代表清算人　有賀　実

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

茨城県潮来市大生一二五〇番地三

有限会社あやめレンタカー

清算人　松兼　紘一

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年八月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

茨城県鹿嶋市平井一一八二番地一一

栄設備工業株式会社

代表清算人　水落由起子

解散公告

当社は、令和七年七月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

埼玉県さいたま市緑区大字下山口新田一九七番地三

有限会社関電気工業

清算人　関　　功

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

千葉県習志野市谷津町一丁目七番一六号

新和科学株式会社

代表清算人　湯田　宏司

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

千葉県四街道市四街道一五一一番地

有限会社豊建設

清算人　小川　武久

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

千葉県千葉市中央区都町一〇三七―八

特定非営利活動法人線維筋痛症ちば友の会

清算人　森田　哲夫

解散公告

当社は、令和七年八月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都世田谷区上北沢一丁目二〇番一〇号

有限会社住建築設計

清算人　土本　直美

解散公告

当社は、令和七年九月十七日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

パシフィックセンチュリープレイス一三階

アルティマイノベーション株式会社

代表清算人　大塚　博康

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都町田市原町田四丁目一〇番二〇号

合同会社デネブ

清算人　山下　晴基

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都豊島区北大塚二丁目二四番五号

永田精機ニッティング・マシナリー株式会社

代表清算人　永田　裕悟

解散公告

当社は、令和七年九月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都港区港南四丁目六番五―三一〇三号

合同会社マヌル電電

清算人　小口　裕太

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階

株式会社友成総建

代表清算人　野中　大生

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都日野市旭が丘一丁目二五番八号

有限会社ヤマダ

清算人　山田久美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ

株式会社Ｅｖｅｒ　Ｇｒｏｗｔｈ

代表清算人　西原　靖貴

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都八王子市下恩方町七八番地

株式会社桑原工業所

代表清算人　桑原　智幸

解散公告

当社は、令和七年八月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都港区北青山一丁目三番一号　アールキューブ青山三階

株式会社Ｎｏｄｅ　ｃｏｒｅ

代表清算人　石川　裕介

解散公告

当社は、令和七年八月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都武蔵村山市神明三丁目一〇九番地の一〇

有限会社泉設備

清算人　泉　**廣**明

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都世田谷区北烏山一―三〇

株式会社ＳＰＥＫ

代表清算人　水野　尊文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都港区芝浦四丁目四―二七―五〇五号

株式会社おのじむ

代表清算人　小野　知己

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

有限会社アバ

清算人　木村　穂高

解散公告

当社は、令和七年九月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都墨田区向島四丁目三番八号グレイス向島二〇一Ｆ号室

海田豊合同会社

清算人　チャンチェン　ミンジ

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都大田区矢口一丁目一六―一九コスモビルⅡ三〇五

宏源株式会社

代表清算人　相澤　健

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都港区西麻布一丁目二番七号

株式会社ケン・ホテルマネジメント神戸

代表清算人　吉野　速人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都港区西麻布一丁目二番七号

グアム・エアー東京株式会社

代表清算人　長嶋　央典

解散公告

当社は、令和七年八月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都豊島区巣鴨四丁目二四番六号富士ビル一二号

合同会社麺創庵

清算人　砂田　裕史

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都港区北青山二丁目一二番七号三階

ＨＪ　ｃｏｍｐａｎｙ株式会社

代表清算人　韓　孝周

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目九番一一号幡ヶ谷ＤＫビル二Ｆ

株式会社ｐｉｃ―ｓｔｅｐ

代表清算人　大森　康政

解散公告

当法人は、令和七年七月三十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都新宿区大久保二丁目四番一号ヴィルラフィーネ東新宿一階コスモス保育園内

特定非営利活動法人育豊会

清算人　淺野すみ江

解散公告

当社は、令和四年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都板橋区南常盤台一丁目三八番二号

ＫＡＲＩＭ株式会社

代表清算人　福原　学

解散公告

当社は、令和七年九月一日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都世田谷区玉川一丁目一五番二―二五〇一号

クロムアセット合同会社

代表清算人　堀　智文

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都品川区西品川一丁目四番八号

東峰軽金属工業株式会社

代表清算人　柴田実喜男

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都港区港南一丁目七番一八号

株式会社ヴィータ

代表清算人　丸尾　亨

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

横浜市中区花咲町一丁目四八番地三ロゼ桜木町四〇六号　株式会社やさしい手らいと

代表清算人　齋藤　達也

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

横浜市南区白妙町五丁目六九番地

京浜ソイル株式会社

代表清算人　永井　文博

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

神奈川県横浜市緑区長津田二丁目三四番三四―二〇六号

有限会社オフィス小坂

清算人　小坂　俊吉

解散公告

当法人は、令和七年九月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

神奈川県平塚市根坂間二一九番地四

特定非営利活動法人まごころサービス平塚センター

清算人　田中かをる

解散公告

当社は、令和七年五月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

横浜市保土ケ谷区霞台一番二―三〇九号

合同会社ＫＵ企画

清算人　上田　勇

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

新潟県阿賀野市姥ヶ橋六三五番地

有限会社斎藤建築

清算人　斎藤　厚

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

静岡市清水区清開三丁目四番二一号

株式会社鈴与グリーンライン

代表清算人　上井　康雄

解散公告

当社は、令和七年九月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

三重県津市海岸町一五番三号

有限会社エス・ティ・ケイ中野

清算人　中野　幸博

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

滋賀県大津市尾花川一一番三一―七〇七号

ｐｏｃｋｅｔ合同会社

清算人　大塚真由美

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

京都市南区久世東土川町二〇〇番地の一八

有限会社京都鋼管

清算人　岡上　義彦

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

大阪府大阪市中央区備後町一丁目六番七号

三星備後町ビル一〇〇一　株式会社富取

代表清算人　王　志興

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

大阪市天王寺区真田山町五番三六―七〇一号

有限会社ライフデザイン事務所

清算人　鈴木加奈子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

大阪府羽曳野市樫山三二三番地の一

株式会社カワモト工務店

代表清算人　川本　康弘

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

大阪市生野区巽北四丁目一一番一三号

ベル工業株式会社

代表清算人　奥井　大介

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

大阪府枚方市牧野本町二丁目二四番九号

鹿島工業株式会社

代表清算人　竹田　昭男

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

大阪府寝屋川市下木田町一二番六号

株式会社白内総業

代表清算人　白内　勝忠

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

大阪市阿倍野区三明町一丁目七番二五号

特定非営利活動法人ＯＳＡＫＡ　ＣＲＡＺＹ　ＧＩＲＬＳ　清算人　武部奈保子

第13期決算公告　令和７年８月29日

札幌市中央区北４条西４丁目１番地

ＩＴＫソーラー北海道株式会社

代表取締役社長　阪　豊彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	510
	固定資産	521
	資産合計	**1,031**
負債及び純資産の部	流動負債	25
	固定負債	295
	負債合計	**320**
	株主資本	710
	資本金	50
	利益剰余金	660
	その他利益剰余金	660
	（うち当期純利益）	(76)
	純資産合計	**710**
	負債・純資産合計	**1,031**

解散公告

当社は、令和七年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

大阪府岸和田市尾生町六丁目八番六四号

有限会社ムービング

清算人　稲村　義人

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

大阪市西区九条南三丁目二三番一号

有限会社藤英製作所

清算人　藤田　英生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

兵庫県川西市清和台東四―三―二―三―五〇六

合同会社エムズサービス

清算人　末広　真康

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

兵庫県西宮市門戸荘四番八号

有限会社風里

清算人　金森　信一

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

奈良県生駒郡斑鳩町龍田西八丁目五番二〇号

W３G合同会社

清算人　上田　遼

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

奈良市北登美ヶ丘五丁目一六番三六号

有限会社スタジオコルギ

清算人　福和　邦子

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

奈良県橿原市葛本町六九一―三

株式会社三進ハウスサービス

代表清算人　田中　徹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

岡山県備前市穂浪三八六八番地

人芸国宝美術館株式会社

代表清算人　岩﨑　真樹

解散公告

当社は、令和七年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

岡山市北区庭瀬七四四番地の三

有限会社カガワ

清算人　香川眞知子

解散公告

当社は、令和七年八月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

広島市中区東白島町一九―三第二イノウエビル九〇三

三洋コーテック株式会社

代表清算人　小川　幸男

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

広島県福山市春日町五丁目八番六―九〇一号

共創設計株式会社

代表清算人　横山　隆

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

山口県下関市彦島老町一丁目二番四号

株式会社一村鉄工所

清算人　一村　道博

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

徳島県徳島市新町橋一丁目三二番地

株式会社徳島新町チエン

代表清算人　森竹　義浩

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

徳島県徳島市東吉野町二丁目二九の四

合同会社一華

清算人　岡部　浩司

解散公告

当社は、令和七年八月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

福岡市東区多の津四丁目一〇―一一太陽ビル一F　B号室

有限会社福岡イベントファクトリー

清算人　窪山　保

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

福岡県糟屋郡新宮町湊坂二丁目六番一号

HOSJAS企画合同会社

清算人　新留　育郎

第53期決算公告　令和７年９月18日

山形市元木一丁目13番25号

株式会社ジョイン

代表取締役　武田　良和

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,862,594
	固定資産	10,448,488
	合計	16,311,082
負債及び純資産の部	流動負債	1,404,908
	固定負債	12,873,343
	株主資本	2,032,831
	資本金	60,000
	資本剰余金	3,500
	利益剰余金	1,978,330
	利益準備金	11,500
	その他利益剰余金	1,966,830
	（うち当期純利益）	(209,487)
	自己株式	△9,000
	合計	16,311,082

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

福岡市博多区築港本町五番六号

株式会社はかたカネ又

代表清算人　田中　克明

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

福岡県飯塚市潤野三〇六番地七

合同会社ＰＡＬＭ

清算人　青山　謙一

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

佐賀市神園三丁目五番三二号　エスペランサ神園五〇五号

有限会社ビーボックス

清算人　竹野　重信

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

熊本県熊本市東区戸島一丁目一五番七〇号

グレース合同会社

清算人　馬場須恵子

解散公告

当法人は、令和七年五月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

大分市大字鴛野九二六番地七

ＮＰＯ法人再会

清算人　足立　秀雄

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

大分県中津市大字北原七一三番地の一

有限会社吉田商店

清算人　吉田　隆博

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

鹿児島市春山町九七八番地一

株式会社ファンミール

代表清算人　有松　義昭

解散公告

当会社は、令和七年八月十八日解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

沖縄県中頭郡読谷村字高志保二五六番地三

有限会社体感人材バンク

清算人　國吉　真吾

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

沖縄県国頭郡国頭村字辺土名二四七番地

有限会社山川組

清算人　山川　安雄

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

沖縄県宜野湾市大謝名三丁目五番二〇号

有限会社国吉電設

清算人　國吉　幸子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

沖縄県宜野湾市真志喜一丁目一三番一号

有限会社森川設備工業

代表清算人　宮城真由美

解散公告

当社は、令和七年八月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

沖縄県うるま市勝連南風原四〇五五番地

有限会社サン測量設計

清算人　比嘉　治男

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

新潟市西蒲区巻甲四二一二番地一

医療法人社団たなか医院

清算人　田中健太郎

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年六月二十五日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和六年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

大阪府堺市南区晴美台二丁三〇番九号

医療法人平戸医院

清算人　平戸　宏

解散公告（第一回）

当農事組合法人は、令和七年五月七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当農事組合法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

岡山県加賀郡吉備中央町上竹一七四〇番地

農事組合法人サンイレブン

代表清算人　中野　進

第53期決算公告

令和７年９月18日

神奈川県茅ケ崎市萩園2609番地５

アルバックテクノ株式会社

代表取締役社長　島田　鉄也

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,340,522	流動負債	7,850,499
固定資産	5,888,333	固定負債	1,402,357
		負債合計	**9,252,856**
		株主資本	11,975,999
		資本金	125,000
		資本剰余金	11,850,999
		利益準備金	31,250
		その他利益剰余金	11,819,749
		（うち当期純利益）	(4,964,431)
		純資産合計	**11,975,999**
資産合計	**21,228,855**	**負債・純資産合計**	**21,228,855**

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月一日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

石川県輪島市門前町九の四五甲番地

宗教法人圓正寺

清算人　木越　祐馨

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月二十四日総代及び責任役員の定数の全員の同意により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

長野県諏訪郡下諏訪町四一八五番地八

宗教法人悟道教会

清算人　松尾　純延

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月二十六日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一番地の四大建ハーバービューマンション二〇一号

大建ハーバービューマンション管理組合法人

清算人　葉山　英世

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年八月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都新宿区西新宿一丁目五番一二号ニューセントラルビル三階

医療法人社団エムアイプラン一九九六

清算人　岩尾　光浩

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

東京都葛飾区柴又五丁目八番三号グランコート一階

医療法人社団安心会

清算人　小田　典雄

第一〇期決算公告

令和五年八月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　（単位・円）

負債の部	四〇、五六三、九二七
正味財産の部	三五、二八九、二七〇
負債及び正味財産の部	五、二七四、六五七
令和七年九月十八日	四〇、五六三、九二七

岩手県陸前高田市広田町字山田五二番地六

特定非営利活動法人ＳＥＴ

理事長　三井　俊介

第一一期決算公告

令和六年八月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　（単位・円）

負債の部	四六、二五三、八四一
正味財産の部	三二、四六五、一八九
負債及び正味財産の部	一三、七八八、六五二
令和七年九月十八日	四六、二五三、八四一

岩手県陸前高田市広田町字山田五二番地六

特定非営利活動法人ＳＥＴ

理事長　三井　俊介

第 20 期 決 算 公 告

令和７年８月27日

京都府京田辺市山手南二丁目１－３ハチセンビル３号館３階

株式会社キャトルアイ・サイエンス

代表取締役　上島　豊

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	237,421	流動負債	25,427
固定資産	4,567	固定負債	28,397
		株主資本	188,163
		資本金	22,500
		資本剰余金	12,500
		資本準備金	12,500
		利益剰余金	180,113
		その他利益剰余金	180,113
		（うち当期純利益）	(11,118)
		自己株式	△ 26,950
資産合計	241,988	負債・純資産合計	241,988

第 39 期 決 算 公 告

令和７年８月29日

茨城県結城市若宮８番40

ゆたか化学株式会社

代表取締役　原田　幸弘

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,151
	資産合計	**8,151**
負純資産債及のび部	株主資本	8,151
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,849
	その他利益剰余金	△1,849
	（当期純損失）	(76)
	純資産合計	**8,151**
	負債・純資産合計	**8,151**

第４期決算公告

令和７年６月27日

福島県双葉郡浪江町大字北幾世橋字北中谷地32―２

かもめミライ水産株式会社

代表取締役　大澤　公伸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	726,383
	固定資産	2,228
	合計	**728,611**
負純資産債及のび部	流動負債	70,332
	固定負債	1,701,530
	株主資本	△1,043,251
	資本金	100,000
	利益剰余金	△1,143,251
	圧縮積立金	260,162
	その他利益剰余金	△1,403,413
	（うち当期純利益）	(210,219)
	合計	**728,611**

第 27 期 決 算 公 告

令和７年８月29日

福島県いわき市常磐関船町宮下２番地の２

みのり化学株式会社

代表取締役　原田　幸弘

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,880
	資産合計	**7,880**
負純資産債及のび部	株主資本	7,880
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,120
	その他利益剰余金	△2,120
	（当期純損失）	(76)
	純資産合計	**7,880**
	負債・純資産合計	**7,880**

第 15 期 決 算 公 告

令和７年８月28日
東京都千代田区大手町一丁目７番２号
アコード・パートナーズ株式会社
代表取締役　丸山　哲夫

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,476
	固定資産	93,132
	資産合計	95,609
負債及び純資産の部	流動負債	180
	株主資本	95,429
	資本金	38,118
	資本剰余金	38,118
	資本準備金	38,118
	利益剰余金	19,193
	その他利益剰余金	19,193
	（うち当期純損失）	(407)
	負債・純資産合計	95,609

第 105 期決算公告　令和７年６月24日

群馬県太田市新道町74番地
株式会社イチタン
代表取締役　太田　達也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,562,722
	固定資産	4,112,275
	資産合計	8,674,997
負債及び純資産の部	流動負債	3,302,059
	固定負債	1,121,256
	株主資本	4,251,682
	資本金	480,000
	資本剰余金	203,320
	資本準備金	203,320
	利益剰余金	3,568,362
	その他利益剰余金	3,568,362
	（うち当期純利益）	(87,293)
	負債・純資産合計	8,674,997

第 29 期決算公告　令和７年９月18日

栃木県宇都宮市宝木本町1169番地１
株式会社新交
代表取締役　倭文　将通

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	46,633
	固定資産	123,762
	合計	170,395
負債及び純資産の部	流動負債	45,449
	固定負債	102,584
	株主資本	22,144
	資本金	10,000
	利益剰余金	12,144
	その他利益剰余金	12,144
	（うち当期純利益）	(1,195)
	評価・換算差額等	218
	その他有価証券評価差額金	218
	合計	170,395

第 36 期 決 算 公 告

令和７年９月18日　鳥取県西伯郡日吉津村日吉津101番３号
エスイー鉄建株式会社
代表取締役　市川真佐史

貸借対照表の要旨　（令和４年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,444,769	流動負債	2,277,618
固定資産	1,701,217	（賞与引当金）	(47,206)
有形固定資産	1,584,018	固定負債	615,846
無形固定資産	23,269	（退職給付引当金）	(19,199)
投資その他の資産	93,929	株主資本	1,250,613
		資本金	20,000
		資本剰余金	106,350
		その他資本剰余金	106,350
		利益剰余金	1,124,263
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,119,263
		（うち当期純利益）	(328,450)
		評価・換算差額等	1,908
資産合計	4,145,987	負債・純資産合計	4,145,987

第 35 期 決 算 公 告

令和７年９月18日　鳥取県西伯郡日吉津村日吉津101番３号
エスイー鉄建株式会社
代表取締役　市川真佐史

貸借対照表の要旨　（令和３年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,609,421	流動負債	2,479,174
固定資産	1,655,073	（賞与引当金）	(40,115)
有形固定資産	1,552,254	固定負債	841,418
無形固定資産	28,962	（退職給付引当金）	(15,492)
投資その他の資産	73,856	株主資本	942,163
		資本金	20,000
		資本剰余金	106,350
		その他資本剰余金	106,350
		利益剰余金	815,813
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	810,813
		（うち当期純利益）	(142,119)
		評価・換算差額等	1,737
資産合計	4,264,494	負債・純資産合計	4,264,494

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和７年９月18日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令７不保658	株式会社ジェイトラスト	国土交通大臣(1)10041	代表取締役 岩本圭賢	東京都中央区日本橋人形町１―19―５	1500万円
令７不保659	有限会社エステートケア	北海道知事石狩(8)5715	代表取締役 日野光英	北海道札幌市中央区南16条西５―３―13	1000万円
令７不保660	株式会社田名部組	青森県知事(1)3666	代表取締役 田名部智之	青森県八戸市石堂２―11―21	1000万円

令７不保661	とみたプラス不動産	宮城県知事⑵6383	富田堅治	宮城県大崎市田尻沼部字富岡浦64	1000万円
令７不保662	有限会社宗建築技研	福島県知事⑸2555	代表取締役宗像次男	福島県福島市瀬上町字街道東17―19	1000万円
令７不保663	株式会社永大ホールディングス	埼玉県知事⑽12006	代表取締役菊池健太	埼玉県さいたま市大宮区桜木町２―457―２	1000万円
令７不保664	盛源合同会社	埼玉県知事⑴25038	代表社員黄イ君	埼玉県さいたま市中央区上峰１―10―26	1000万円
令７不保665	スマート株式会社	千葉県知事⑴18751	代表取締役小笠原康佑	千葉県千葉市若葉区桜木２―１―８	1000万円
令７不保666	スマート・プラス株式会社	千葉県知事⑵17367	代表取締役柴田晋	千葉県千葉市若葉区桜木２―１―８	1000万円
令７不保667	株式会社鈴鹿地所	千葉県知事⑴17754	代表取締役鈴木達朗	千葉県山武郡横芝光町宮川4478	1000万円
令７不保668	株式会社リボン	千葉県知事⑴18220	代表取締役長島智久	千葉県浦安市高洲７―１―１	1000万円
令７不保669	株式会社ミカワホーム	東京都知事⑻59752	代表取締役山橋秀昭	東京都世田谷区桜新町１―17―14	1000万円
令７不保670	有限会社オフィスプラニング	東京都知事⑺73841	代表取締役岩尾秀樹	東京都八王子市東浅川町558―５	1000万円
令７不保671	アセッツマネジメント株式会社	東京都知事⑸78761	代表取締役飯窪光隆	東京都新宿区信濃町12―１	1000万円
令７不保672	株式会社アイ・エヌ・ライズ	東京都知事⑷89121	代表取締役飯野努	東京都豊島区西池袋３―33―19	1000万円
令７不保673	有限会社ＴＲＩＡＮＧＬＥＣＯＮＮＥＣＴＩＯＮ	東京都知事⑶95923	代表取締役吉野勝	東京都千代田区外神田２―13―８	1000万円
令７不保674	レックス株式会社	東京都知事⑵97754	代表取締役矢浪和久	東京都港区赤坂３―21―17	1000万円
令７不保675	株式会社Ｈｕｍａｎ２１	東京都知事⑵98892	代表取締役斉藤征次	東京都千代田区神田錦町１―14―７	1000万円
令７不保676	株式会社アクシス	東京都知事⑵100267	代表取締役一ノ宮薫	東京都中央区日本橋本町１―５―３	1000万円
令７不保677	株式会社ＷｅｓｔｂａｎｋＰｒｏｊｅｃｔｓＪａｐａｎ	東京都知事⑵103149	代表取締役上間力	東京都渋谷区千駄ヶ谷１―28―１	1000万円
令７不保678	ウィングローブキャピタル株式会社	東京都知事⑴105109	代表取締役井上正基	東京都品川区北品川３―６―28	1000万円
令７不保679	ＡＥＬＬＨＯＭＥ	東京都知事⑴105441	落合香織	東京都新宿区西新宿３―９―７	1000万円
令７不保680	株式会社セントベーネマネジメント	東京都知事⑴111053	代表取締役吉井盛治	東京都千代田区霞が関３―７―１	1000万円
令７不保681	株式会社Ｒ’ｓＤｅｓｉｇｎ	東京都知事⑴108856	代表取締役高橋豪	東京都渋谷区神宮前２―13―７	1000万円
令７不保682	株式会社アウンプラス	東京都知事⑴109990	代表取締役黒澤修	東京都豊島区南大塚３―24―２	1000万円
令７不保683	株式会社チーム・プロジェクト	東京都知事⑴112064	代表取締役笠原玄一郎	東京都町田市原町田１―６―24	1000万円
令７不保684	有限会社タウンＲ	新潟県知事⑷4748	代表取締役五十嵐堅	新潟県新潟市中央区女池神明２―２―３	1000万円
令７不保685	株式会社渡大組	新潟県知事⑶4996	代表取締役渡辺幸雄	新潟県新潟市西蒲区河間50	1000万円
令７不保686	今西総合建設	福井県知事⑻1093	今西薫	福井県越前市新保町２―７―１	1000万円
令７不保687	ＬＳＧＦ株式会社	岐阜県知事⑴5314	代表取締役八木直人	岐阜県岐阜市神田町５―６	1000万円
令７不保688	ドレミ不動産	静岡県知事⑽6206	伊藤雅章	静岡県磐田市豊岡6862―３	1000万円
令７不保689	株式会社Ｓ・ＡＬＬＥＹ	愛知県知事⑵23612	代表取締役津田光俊	愛知県名古屋市中区栄３―９―31	1000万円
令７不保690	有限会社ひまわり	大阪府知事⑷52705	代表取締役西村綾子	大阪府大阪市港区弁天５―８―13	1000万円
令７不保691	株式会社グローリーホーム	大阪府知事⑶57396	代表取締役竹中慶子	大阪府大阪市淀川区西宮原３―２―１	1000万円
令７不保692	株式会社旭川	大阪府知事⑴61826	代表取締役横内正人	大阪府大阪市中央区北新町４―１	1000万円
令７不保693	株式会社アクエリアス	大阪府知事⑴62093	代表取締役粟津育弘	大阪府大阪市浪速区戎本町１―９―21	1000万円
令７不保694	株式会社ウィルハート	大阪府知事⑴63393	代表取締役田中俊樹	大阪府大阪市生野区勝山北１―７―13	1000万円
令７不保695	株式会社ＤａｉｆｕｋｕＨｏｕｓｅ	大阪府知事⑴63745	代表取締役藤林健一	大阪府大阪市西区新町４―１―14	1000万円
令７不保696	合同会社ＣＯＬＴＳ	大阪府知事⑴65522	代表社員髙松俊	大阪府堺市南区富蔵598	1000万円
令７不保697	株式会社コーナン	兵庫県知事⑶401448	代表取締役文原豊	兵庫県加古川市野口町良野1524	1000万円
令７不保698	医大前不動産株式会社	鳥取県知事⑵1372	代表取締役高見るみ子	鳥取県米子市西町75―１	1000万円
令７不保699	有限会社柿木不動産	岡山県知事⑹4565	代表取締役藤井將士	岡山県総社市清音柿木190―１	1000万円
令７不保700	株式会社ＮＥＸＴＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ	岡山県知事⑴6115	代表取締役岸本一騎	岡山県岡山市南区芳泉１―８―６	1000万円
令７不保701	三井ハウス株式会社	広島県知事⑷9260	代表取締役猪上祐子	広島県広島市中区小町１―２	1000万円
令７不保702	株式会社ライフグリーン	福岡県知事⑵18519	代表取締役田川裕二	福岡県福岡市城南区茶山４―１―21	1000万円
令７不保703	株式会社グローバルＤＨＴ	沖縄県知事⑵4561	代表取締役金明淑	沖縄県宜野湾市真栄原２―４―18	1000万円

第 55 期 決 算 公 告

令和７年９月18日

東京都港区港南２－３－13
アルバック販売株式会社
代表取締役社長　島田　鉄也

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,873,432	流動負債	19,426,186
固定資産	139,166	固定負債	412,303
		株主資本	1,172,755
		資本金	90,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	1,072,755
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,047,755
		評価・換算差額等	1,352
		その他有価証券評価差額金	1,352
資産合計	21,012,598	負債・純資産合計	21,012,598

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2,729,027
販売費及び一般管理費	1,667,443
営業外収益	17,677
営業外費用	315
経常利益	1,078,946
税引前当期純利益	1,078,946
法人税、住民税及び事業税	475,407
法人税等調整額	18,382
当期純利益	585,155

第 11 期決算公告

令和７年９月18日
東京都千代田区神田須田町２－25－16
日宝秋葉原ビル13階
株式会社ソリューションウェア
代表取締役　佐藤　冬彦

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	144,474
	固定資産	54,532
	資産合計	**199,007**
負債及び純資産の部	流動負債	11,004
	固定負債	24,054
	負債合計	**35,058**
	株主資本	163,949
	資本金	100,000
	利益剰余金	63,949
	その他利益剰余金	63,949
	（うち当期純利益）	(2,806)
	純資産合計	**163,949**
	負債・純資産合計	**199,007**

令和６年度決算公告

令和７年９月18日
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目15番７号
ＡＭＢＲＥ６階
ＶＰＯＮ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　篠原　好孝

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	618,888
	固定資産	7,204
	資産合計	**626,092**
負債及び純資産の部	流動負債	1,497,955
	株主資本	△871,862
	資本金	232,500
	資本剰余金	172,349
	資本準備金	172,349
	利益剰余金	△1,276,712
	その他利益剰余金	△1,276,712
	（うち当期純損失）	(346,226)
	負債・純資産合計	**626,092**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千七百五十万円、資本準備金の額を一億六千七百三十四万九千六百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月十八日
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目一五番七号
ＡＭＢＲＥ六階
ＶＰＯＮ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　篠原　好孝

第７期決算公告

令和７年９月18日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Brunswick Group株式会社
代表取締役
ジョン・アンドリュー・フェンウィック

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	1,394,136,227
	固定資産	81,636,026
	資産合計	**1,475,772,253**
負債及び純資産の部	流動負債	793,482,264
	有給休暇引当金	1,438,796
	賞与引当金	114,653,578
	株主資本	682,289,989
	資本金	100,000
	利益剰余金	682,189,989
	その他利益剰余金	682,189,989
	（うち当期純利益）	(700,571,333)
	負債・純資産合計	**1,475,772,253**

第 28 期決算公告

令和７年９月18日
東京都足立区北加平町４番16号
大瀧ジャッキ株式会社
代表取締役　大村　栄子

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,457,398
	固定資産	2,647,477
	資産合計	**6,104,875**
負債及び純資産の部	流動負債	602,410
	固定負債	2,093,127
	退職給付引当金	400,000
	役員退職慰労引当金	350,000
	株主資本	3,409,337
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,359,337
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	3,354,337
	（うち当期純利益）	(684,411)
	負債・純資産合計	**6,104,875**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三百五十万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日
東京都足立区北加平町四番一六号
大瀧ジャッキ株式会社
代表取締役　大村　栄子

第 8 期 決 算 公 告

令和７年９月18日
東京都新宿区西新宿一丁目20番３号
西新宿髙木ビル７Ｆ・８Ｆ
Global Convergence Japan株式会社
代表取締役　ジョセフ・イワート

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	115,364
	固定資産	0
	合計	**115,364**
負債及び純資産の部	流動負債	42,877
	固定負債	12,630
	株主資本	59,856
	資本金	116
	利益剰余金	59,740
	その他利益剰余金	59,740
	（うち当期純利益）	(25,241)
	合計	**115,364**

第 2 期 決 算 公 告

令和７年９月18日
東京都世田谷区北沢五丁目37番12号
株式会社ビー・トラック
代表取締役　村上　達也

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	999
	固定資産	8,297
	投資その他の資産	8,297
	資産合計	**9,296**
負債及び純資産の部	株主資本	9,296
	資本金	30,000
	利益剰余金	△20,704
	その他利益剰余金	△20,704
	（うち当期純損失）	(704)
	負債・純資産合計	**9,296**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二〇〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日
東京都世田谷区北沢五丁目三七番一二号
株式会社ビー・トラック
代表取締役　村上　達也

第 15 期 決 算 公 告

令和７年８月28日
東京都渋谷区渋谷一丁目12番２号
株式会社金融リテラシー研究所
代表取締役　盛　　直樹

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,717
	資産合計	**2,717**
負債及び純資産の部	流動負債	365
	固定負債	3,487
	株主資本	△1,135
	資本金	8,000
	利益剰余金	△9,135
	その他利益剰余金	△9,135
	（うち当期純利益）	(16)
	負債・純資産合計	**2,717**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千四百五十万円、資本準備金の額を六千四百五十万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年九月二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月十八日

東京都千代田区麹町二丁目二番二九号

オーソベンタス株式会社

代表取締役　中澤　義明

第４期決算公告　令和７年９月18日

東京都千代田区麹町二丁目２番29号

オーソベンタス株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	289,341
	固定資産	7,338
	繰延資産	695
	資産合計	**297,374**
負債及び純資産の部	流動負債	156,193
	賞与引当金	1,624
	固定負債	21,738
	株主資本	119,443
	資本金	100,000
	資本剰余金	106,000
	その他資本剰余金	106,000
	利益剰余金	△86,557
	その他利益剰余金	△86,557
	（うち当期純損失）	(13,669)
	負債・純資産合計	**297,374**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するラブリン株式会社（住所東京都千代田区神田小川町二丁目一二番地）に対して当社のデジタルアート事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日

東京都千代田区神田小川町二丁目一二番地

チームラボアーキテクツ株式会社

代表取締役　猪子　寿之

第67期決算公告　令和７年９月18日

東京都千代田区外神田２丁目10番７号

中村電気株式会社

代表取締役　中村　啓孝

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,044,448
	固定資産	944,292
	繰延資産	256
	合計	**2,988,997**
負債及び純資産の部	流動負債	1,126,919
	固定負債	826,821
	株主資本	1,035,255
	資本金	70,200
	利益剰余金	978,445
	利益準備金	17,550
	その他利益剰余金	960,895
	（うち当期純利益）	(42,088)
	自己株式	△13,390
	合計	**2,988,997**

第９期決算公告

令和７年９月９日

東京都江東区有明三丁目７番26号

Ｘ２Ｍ株式会社

代表取締役　カリスタス・モーハン・ジェスダソン

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,752,147
	固定資産	17,050,748
	資産合計	**20,802,895**
負債及び純資産の部	流動負債	140,496,694
	株主資本	△119,693,799
	資本金	1
	利益剰余金	△119,693,800
	その他利益剰余金	△119,693,800
	（うち当期純損失）	(27,429,291)
	負債・純資産合計	**20,802,895**

第16期決算公告

令和７年９月18日

東京都千代田区神田小川町二丁目12番地

チームラボアーキテクツ株式会社

代表取締役　猪子　寿之

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	291,562
	固定資産	0
	資産合計	**291,562**
負債及び純資産の部	流動負債	15,021
	株主資本	276,541
	資本金	10
	利益剰余金	276,531
	その他利益剰余金	276,531
	（うち当期純利益）	(28,535)
	負債・純資産合計	**291,562**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千四百九十五万五千七十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目七番一号オーシャンゲートみなとみらい八Ｆ

株式会社ダイビック

代表取締役　土井　浩良（野呂　浩良）

第８期決算公告　令和７年９月18日

東京都港区赤坂４丁目８番19号

赤坂フロントタウン３階

シルタス株式会社

代表取締役　小原　一樹

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	132,468,070
	固定資産	138,207,240
	資産合計	**270,675,310**
負債及び純資産の部	流動負債	19,688,870
	固定負債	42,971,000
	株主資本	208,015,440
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	495,066,010
	資本準備金	495,066,010
	利益剰余金	△387,050,570
	その他利益剰余金	△387,050,570
	（うち当期純損失）	(64,455,611)
	負債・純資産合計	**270,675,310**

令和６年度決算公告　令和７年９月18日

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目７番１号オーシャンゲートみなとみらい８Ｆ

株式会社ダイビック

代表取締役　土井　浩良（野呂　浩良）

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	3,505,084
	固定資産	753,742
	合計	**4,258,826**
負債及び純資産の部	流動負債	12,416,182
	固定負債	20,234,464
	株主資本	△28,391,820
	資本金	64,955,074
	資本剰余金	54,954,576
	資本準備金	54,954,576
	利益剰余金	△148,301,470
	その他利益剰余金	△148,301,470
	（うち当期純利益）	(1,507,369)
	合計	**4,258,826**

第39期決算公告　2025年９月18日

東京都新宿区新宿一丁目１番11号

株式会社アークノハラ

代表取締役社長　岡本　力

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,482,879
	固定資産	438,660
	合計	**3,921,540**
負債及び純資産の部	流動負債	1,932,318
	固定負債	223,031
	株主資本	1,765,909
	資本金	50,000
	資本剰余金	2,634,117
	（資本準備金）	(136,632)
	利益剰余金	△ 918,208
	その他利益剰余金	△ 918,208
	（うち当期純損失）	(362,832)
	評価・換算差額等	280
	合計	**3,921,540**

第１期決算公告

令和７年９月18日

岐阜市荒川町９番地１

リノネクスト株式会社

代表取締役　**廣**田　一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	628
	固定資産	138,360
	繰延資産	580
	合計	**139,569**
負債及び純資産の部	流動負債	791
	固定負債	138,200
	株主資本	578
	資本金	1,000
	利益剰余金	△421
	その他利益剰余金	△421
	（うち当期純損失）	(421)
	合計	**139,569**

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十月三十一日を効力発生日とするファインホールディングス株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日

岐阜市荒川町九番地一

リノネクスト株式会社

代表取締役　**廣**田　一郎

第15期決算公告

令和７年９月18日
名古屋市名東区つつじが丘102番地
つつじが丘パークマンション203号
株式会社ＭＫサポート
代表取締役　小笠原有紀

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	112,243
	固定資産	18,492
	合計	130,735
負債及び純資産の部	流動負債	57,888
	固定負債	26,408
	株主資本	46,438
	資本金	30,000
	利益剰余金	16,438
	その他利益剰余金	16,438
	（うち当期純利益）	(46,940)
	合計	130,735

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十七日であり、株主総会の決議は、令和七年八月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日
名古屋市名東区つつじが丘一〇二番地
つつじが丘パークマンション二〇三号
株式会社ＭＫサポート
代表取締役　小笠原有紀

第17期決算公告

2025年８月27日
東京都港区芝大門二丁目10番12号
システムプラザ株式会社
代表取締役社長　松下　　進

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	468,748
	固定資産	201,698
	合計	670,446
負債及び純資産の部	流動負債	197,684
	固定負債	280,353
	株主資本	192,409
	資本金	12,600
	利益剰余金	188,427
	その他利益剰余金	188,427
	（うち当期純利益）	(11,870)
	自己株式	△　8,618
	合計	670,446

第66期決算公告

令和７年９月18日
京都府京都市下京区東塩小路町614
株式会社美松
代表取締役　河本　　浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	39,952
	固定資産	190,010
	資産合計	229,962
負債及び純資産の部	流動負債	1,220
	負債合計	1,220
	株主資本	228,742
	資本金	90,000
	資本剰余金	540,500
	資本準備金	540,500
	利益剰余金	△401,757
	その他利益剰余金	△401,757
	（うち当期純利益）	(2,408)
	純資産合計	228,742
	負債・純資産合計	229,962

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五四〇、五〇〇、〇〇〇円とすることにいたしました。なお、減少する資本準備金五四〇、五〇〇、〇〇〇円は、その他資本剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当いたします。

株主総会の決議は令和七年十月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日
京都府京都市下京区東塩小路町六一四
株式会社美松
代表取締役　河本　　浩

第52期決算公告

令和７年８月22日
東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目34番14号
株式会社総合設備コンサルタント
代表取締役　砂川　達也

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,424,578
	固定資産	1,017,482
	合計	4,442,061
負債及び純資産の部	流動負債	1,965,691
	固定負債	652,403
	株主資本	1,823,966
	資本金	30,000
	資本剰余金	40,925
	利益剰余金	1,753,041
	利益準備金	8,085
	その他利益剰余金	1,744,956
	（うち当期純利益）	(219,998)
	合計	4,442,061

第10期決算公告

令和７年９月18日
大阪市天王寺区生玉町11―29―107号
株式会社ジャパンクオリティ
代表取締役　杜　　恒国

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	9,388,238
	固定資産	600,000
	繰延資産	607,500
	合計	10,595,738
負債及び純資産の部	流動負債	9,978,543
	固定負債	0
	株主資本	617,195
	資本金	13,000,000
	利益剰余金	△12,382,805
	その他利益剰余金	△12,382,805
	（うち当期純損失）	(55,034)
	合計	10,595,738

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、株主総会の決議は、令和七年八月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日
大阪市天王寺区生玉町一一―二九―一〇七号
株式会社ジャパンクオリティ
代表取締役　杜　　恒国

第９期決算公告

2025年５月14日
静岡県富士宮市山宮2201番地２
グリーンカプス製薬株式会社
代表取締役社長　植木　俊行

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,101
	固定資産	3,661
	資産合計	5,763
負債及び純資産の部	流動負債	426
	固定負債	6,714
	株主資本	△1,376
	資本金	90
	利益剰余金	△1,466
	利益準備金	△1,435
	その他利益剰余金	△31
	（うち当期純利益）	(429)
	負債・純資産合計	5,763

第18期決算公告

令和７年９月18日
奈良県五條市二見二丁目２番３号
株式会社フタミ商会
代表取締役　中山　俊樹

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,119,689
	繰延資産	272,621
	資産合計	5,392,310
負債及び純資産の部	固定負債	439,889
	株主資本	4,952,421
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△47,579
	その他利益剰余金	△47,579
	（うち当期純利益）	(153)
	負債・純資産合計	5,392,310

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百五十万円減少し五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年八月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月十八日
奈良県五條市二見二丁目二番三号
株式会社フタミ商会
代表取締役　中山　俊樹

第57期決算公告

令和７年９月18日
愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字久保田41
株式会社田中組
代表取締役　田中　伸昭

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	514,341
	固定資産	271,637
	合計	785,979
負債及び純資産の部	流動負債	282,375
	固定負債	10,283
	株主資本	493,320
	資本金	20,000
	利益剰余金	476,170
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	471,170
	（うち当期純利益）	(43,533)
	自己株式	△2,850
	合計	785,979

新設分割公告

当会社は、新設分割により新設する株式会社カルポーシステム（住所福岡市博多区東光二丁目一番一三号）に対して、当会社の不動産の賃貸、売買及び斡旋業の事業部門に属する権利義務を、承継させることにいたしましたので公告します。

当会社の株主総会の承認決議は、令和七年八月二十八日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日

福岡市博多区東光二丁目一番一三号
ＴＯＡシステム株式会社
代表取締役　吉岡美千代

第４期決算公告

令和７年９月18日
福岡市博多区東光二丁目１番13号
ＴＯＡシステム株式会社
代表取締役　吉岡美千代

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,711,958
	固定資産	3,868,969
	資産合計	5,580,927
負債及び純資産の部	流動負債	328,152
	固定負債	1,459,000
	株主資本	3,793,775
	資本金	8,000
	利益剰余金	3,785,775
	別途積立金	3,762,031
	その他利益剰余金	23,744
	（うち当期純損失）	(365)
	負債・純資産合計	5,580,927

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億九千四百七十九万二千百六十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日

熊本市中央区花畑町一番一〇号
城見櫓株式会社
代表取締役　林　祥増

第９期決算公告

令和７年９月18日
熊本市中央区花畑町１番10号
城見櫓株式会社
代表取締役　林　祥増

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,364,660
	合計	2,364,660
負債及び純資産の部	流動負債	0
	負債の部合計	0
	株主資本	2,364,660
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△635,340
	その他利益剰余金	△635,340
	（うち当期純利益）	(0)
	純資産の部合計	2,364,660
	合計	2,364,660

第27期決算公告

令和７年９月18日
大阪市西区京町堀一丁目４番22号
株式会社アバランチ
代表取締役　熊本　樹稔

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	398,155
	固定資産	9,599
	合計	407,754
負債及び純資産の部	流動負債	123,370
	（うち賞与引当金）	(6,270)
	固定負債	4,372
	株主資本	280,011
	資本金	45,000
	利益剰余金	241,911
	利益準備金	2,038
	その他利益剰余金	239,873
	（うち当期純利益）	(14,161)
	自己株式	△ 6,900
	合計	407,754

第17期決算公告

令和７年９月18日
大阪市西区阿波座二丁目１番１号
株式会社ＣＰＣ
代表取締役　白子　博明

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,310,947
	固定資産	61,346
	合計	1,372,293
負債及び純資産の部	流動負債	270,539
	固定負債	64,096
	株主資本	1,037,658
	資本金	16,000
	利益剰余金	1,021,658
	利益準備金	704
	その他利益剰余金	1,020,954
	（うち当期純利益）	(898)
	合計	1,372,293

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日

大分市大字勢家一〇九八番地の三五
株式会社三ケ尻電業社
代表取締役　三ケ尻隆志

第62期決算公告

令和７年９月18日
大分市大字勢家1098番地の35
株式会社三ケ尻電業社
代表取締役　三ケ尻隆志

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	369,863
	固定資産	2,336,000
	合計	2,705,863
負債及び純資産の部	流動負債	354,400
	固定負債	19,011,590
	株主資本	△16,660,127
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△36,660,127
	利益準備金	3,850,000
	その他利益剰余金	△40,510,127
	（うち当期純損失）	(2,719,845)
	合計	2,705,863

第47期決算公告

令和７年６月27日
大阪市西区江戸堀１丁目26番20号
株式会社阪神ｅテック
代表取締役　広瀬　鉄夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	190,906
	固定資産	15,886
	合計	206,792
負債及び純資産の部	流動負債	34,609
	（うち賞与引当金）	(4,453)
	固定負債	17,823
	退職給付引当金	17,823
	株主資本	154,360
	資本金	10,000
	利益剰余金	144,360
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	141,860
	（うち当期純利益）	(29,358)
	合計	206,792

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日

大分市松原町三丁目四番二五号
株式会社太平洋トラベル
代表取締役　土師　光雄

第45期決算公告

令和７年９月18日
大分市松原町三丁目４番25号
株式会社太平洋トラベル
代表取締役　土師　光雄

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,373
	固定資産	6,260
	資産合計	20,633
負債及び純資産の部	流動負債	4,500
	固定負債	23,715
	株主資本	△7,583
	資本金	13,000
	利益剰余金	△20,583
	その他利益剰余金	△20,583
	（うち当期純損失）	(3,464)
	負債・純資産合計	20,633

第32期決算公告

令和７年８月22日
大阪市中央区久太郎町二丁目４番27号
ウツミリサイクルシステムズ株式会社
代表取締役　内海　正顯

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,286
	固定資産	3,442
	合計	5,728
負債及び純資産の部	流動負債	1,850
	固定負債	2,653
	株主資本	1,224
	資本金	341
	資本剰余金	85
	資本準備金	85
	利益剰余金	797
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	797
	（うち当期純損失）	(259)
	合計	5,728

第 39 期 決 算 公 告

令和７年９月18日
札幌市西区八軒二条東五丁目６番23号
株式会社奥場商店
代表取締役　奥場　弘章
貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	623,067
	固定資産	592,305
	合計	1,215,373
負債及び純資産の部	流動負債	134,331
	固定負債	413,430
	株主資本	667,610
	資本金	10,000
	利益剰余金	657,610
	繰越利益剰余金	657,610
	（うち当期純利益）	(49,489)
	合計	1,215,373

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社大弘（住所札幌市西区八軒二条東五丁目六番二三号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日
札幌市西区八軒二条東五丁目六番二三号
株式会社奥場商店
代表取締役　奥場　弘章

第 48 期決算公告

2025年８月18日
大阪市西区西本町２丁目５番28号
丸中装栄株式会社
代表取締役　吉澤　朋宏
貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	395,729
	固定資産	158,092
	合計	553,821
負債及び純資産の部	流動負債	63,908
	固定負債	30,034
	株主資本	391,968
	資本金	10,000
	利益剰余金	381,968
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	379,468
	（うち当期純利益）	(41,631)
	評価・換算差額等	67,911
	有価証券評価差額金	67,911
	合計	553,821

第 27 期 決 算 公 告

令和７年９月18日
東京都新宿区市谷甲良町１―22―101
晨光株式会社
代表取締役　林アンジェラ
貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,765
	固定資産	338,263
	合計	349,028
負債及び純資産の部	流動負債	312,484
	固定負債	89,199
	株主資本	△52,656
	資本金	20,000
	利益剰余金	△72,656
	その他利益剰余金	△72,656
	（うち当期純損失）	(40,379)
	合計	349,028

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日
東京都新宿区市谷甲良町一―二二―一
〇一　晨光株式会社
代表取締役　林アンジェラ

第 34 期 決 算 公 告

令和７年９月18日
大阪市中央区南船場３丁目11番20号
株式会社ソーイング兵庫
代表取締役　河村　和幸
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	54,093
	固定資産	17,466
	合計	71,559
負債及び純資産の部	流動負債	7,329
	固定負債	―
	株主資本	64,230
	資本金	10,000
	利益剰余金	54,230
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	53,430
	（うち当期純利益）	(2,375)
	合計	71,559

決　算　公　告

令和７年９月18日
大阪市中央区南本町四丁目５番７―904号
株式会社ＨＯＧＵＧＵテクノロジーズ
代表取締役　花岡　賢一
貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	128,186
	固定資産	47,277
	合計	175,463
負債及び純資産の部	流動負債	31,807
	固定負債	63,169
	株主資本	80,486
	資本金	88,744
	資本剰余金	205,406
	資本準備金	205,406
	利益剰余金	△213,663
	その他利益剰余金	△213,663
	（うち当期純損失）	(79,186)
	合計	175,463

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日
大阪市中央区南本町四丁目五番七―九〇四号
株式会社ＨＯＧＵＧＵテクノロジーズ
代表取締役　花岡　賢一

第 3 期決算公告

2025年９月18日
大阪府大阪市西区南堀江一丁目18番４号
ＯｓａｋａＭｅｔｒｏ南堀江ビル２Ｆ
株式会社ワカマツ
代表取締役　若松　東克
貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	520,182
	固定資産	1,659,874
	合計	2,180,057
負債及び純資産の部	流動負債	59,355
	固定負債	172,285
	株主資本	1,948,416
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,053,126
	その他資本剰余金	1,053,126
	利益剰余金	885,290
	その他利益剰余金	885,290
	（うち当期純利益）	(955,339)
	合計	2,180,057

第 1 期 決 算 公 告

令和７年９月18日
兵庫県姫路市花田町高木字上ノ倉188番地の１
株 式 会 社 紘 和
代表取締役　東　　優
貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	10,772,794
	固定資産	9,651,905
	合計	20,424,699
負債及び純資産の部	流動負債	978,311
	固定負債	0
	株主資本	19,446,388
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△553,612
	その他利益剰余金	△553,612
	（うち当期純損失）	(553,612)
	合計	20,424,699

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年七月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日
兵庫県姫路市花田町高木字上ノ倉一八八番地の一
株式会社紘和
代表取締役　東　優

第 19 期決算公告

令和７年９月18日
岡山市中区高屋356番地３
株式会社アン・ドゥー
代表取締役　中村　二郎
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,080,501
	固定資産	4,728,843
	合計	6,809,344
負債及び純資産の部	流動負債	445,931
	固定負債	1,068,564
	株主資本	5,294,848
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,284,848
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	5,282,348
	繰越利益剰余金	5,282,348
	（うち当期純利益）	(98,562)
	合計	6,809,344

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億二百十万三千八百六十三円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼四四七番地
株式会社ＴＡＮＡＫＡホールディングス
代表取締役　田中　亮圭

第８期決算公告

令和７年９月18日
埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼447番地
株式会社ＴＡＮＡＫＡホールディングス
代表取締役　田中　亮圭

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	514
	固定資産	722,340
	合計	722,854
負債及び純資産の部	流動負債	351
	固定負債	448,635
	株主資本	273,867
	資本金	1,000
	資本剰余金	202,103
	資本準備金	202,103
	利益剰余金	70,763
	その他利益剰余金	70,763
	（うち当期純損失）	(2,370)
	合計	722,854

第41期決算公告

令和７年９月18日
福岡県鞍手郡鞍手町大字新北1030番地の１
株式会社柿原工務店
代表取締役　柿原　幹男

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	40,373,128
	固定資産	2,180,272
	合計	42,553,400
負債及び純資産の部	流動負債	8,226,264
	固定負債	48,740,000
	株主資本	△14,412,864
	資本金	25,000,000
	利益剰余金	△39,412,864
	その他利益剰余金	△39,412,864
	（うち当期純損失）	(3,107,868)
	合計	42,553,400

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月二十七日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十八日
兵庫県豊岡市宮井一三六七番地の一
兵庫エクスプレス株式会社
代表取締役　尾崎　潤一

（甲）兵庫県豊岡市下陰三九七番地の八
代表取締役　尾崎　潤一

（乙）有限会社ＯＺＡＫＩ
代表取締役　尾崎　潤一

第15期決算公告

令和７年９月18日
兵庫県豊岡市宮井1367番地の１
兵庫エクスプレス株式会社
代表取締役　尾崎　潤一

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,583
	固定資産	62,382
	資産合計	71,965
負債及び純資産の部	流動負債	9,671
	固定負債	59,767
	負債合計	69,438
	株主資本	2,528
	資本金	4,000
	利益剰余金	△1,472
	その他利益剰余金	△1,472
	（うち当期純利益）	(651)
	純資産合計	2,528
	負債・純資産合計	71,965

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日
福岡県福津市日蒔野六丁目三一番地の一一
株式会社エムテック
代表取締役　宮澤　顕吾

第２期決算公告

令和７年９月18日
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津23番地
奄美アイランドドローン株式会社
代表取締役　福原　章仁

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16,242
	固定資産	2,055
	合計	18,297
負債及び純資産の部	流動負債	4,608
	株主資本	13,689
	資本金	23,000
	利益剰余金	△9,310
	その他利益剰余金	△9,310
	（うち当期純損失）	(3,250)
	合計	18,297

決算公告

令和７年９月18日
福岡県福津市日蒔野六丁目31番地の11
株式会社エムテック
代表取締役　宮澤　顕吾

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,578
	固定資産	5,283
	合計	19,862
負債及び純資産の部	流動負債	3,701
	固定負債	2,412
	株主資本	13,749
	資本金	7,000
	利益剰余金	6,749
	その他利益剰余金	6,749
	（うち当期純損失）	(3,370)
	合計	19,862

令和６年度決算公告

令和７年９月18日
東京都千代田区五番町12番３号
公益財団法人伊藤謝恩育英財団
代表理事　山本　尚子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	167,897
	固定資産	15,733,756
	合計	15,901,654
負債及び純資産の部	流動負債	4,796
	固定負債	8,722
	負債合計	13,518
	指定正味財産	14,494,519
	一般正味財産	1,393,617
	正味財産合計	15,888,136
	合計	15,901,654

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十二億千五百八万千百三十四円、資本準備金の額を十四億五百八万千百三十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりですが、期中に資本金及び資本準備金の額が増加し、現在の資本金の額は二十三億千八万千百三十四円、資本準備金の額は二十三億千八万千百三十四円となっております。

令和七年九月十八日
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目一五番七号
ＡＭＢＲＥ六階
Ｖｐｏｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　篠原　好孝

第６期決算公告

令和７年９月18日
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目15番７号
ＡＭＢＲＥ６階
Ｖｐｏｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　篠原　好孝

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
流動資産	686,796		流動負債	404,575
固定資産	70		固定負債	2,382,587
			関係会社事業損失引当金	1,671,137
			株主資本	△2,100,296
			資本金	1,335,120
			資本剰余金	1,335,120
			資本準備金	1,335,120
			利益剰余金	△4,770,536
			その他利益剰余金	△4,770,536
資産合計	686,866		負債・純資産合計	686,866

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	159,710
営業損失	159,710
営業外収益	98,484
営業外費用	28,530
経常損失	89,756
特別損失	933,313
税引前当期純損失	1,023,069
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	1,024,019

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日

名古屋市名東区上社四丁目八九番地

（甲）株式会社アババイホールディングス

代表取締役　山本　晋

三重県桑名市大山田六－七－一五七

（乙）株式会社H&Relations Japan

代表取締役　西田　敬一

決　算　公　告

令和７年９月18日

名古屋市名東区上社四丁目89番地

株式会社アババイホールディングス

代表取締役　山本　晋

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	47,293
	固定資産	28,601
	繰延資産	812
	合計	76,706
負純資産債及びの部	流動負債	41
	固定負債	27,500
	株主資本	49,165
	資本金	10,000
	利益剰余金	39,165
	その他利益剰余金	39,165
	（うち当期純利益）	(39,165)
	合計	76,706

決　算　公　告

令和７年９月18日

三重県桑名市大山田６－７－157

株式会社H&Relations Japan

代表取締役　西田　敬一

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	97,075
	固定資産	31,493
	合計	128,569
負純資産債及びの部	流動負債	44,010
	固定負債	7,268
	株主資本	77,289
	資本金	3,000
	利益剰余金	74,289
	その他利益剰余金	74,289
	（うち当期純利益）	(64,697)
	合計	128,569

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月十八日

愛知県一宮市浅野字大曲り七九番地一

（甲）株式会社不動産セレクト

代表取締役　青木　俊宏

静岡県富士市瓜島町五四番地

（乙）株式会社ザ・ゴールデン

代表取締役　青木　俊宏

第15期決算公告

令和７年９月18日

愛知県一宮市浅野字大曲り79番地１

株式会社不動産セレクト

代表取締役　青木　俊宏

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,035,017
	固定資産	62,076
	合計	1,097,093
負純資産債及びの部	流動負債	608,030
	固定負債	255,844
	株主資本	233,219
	資本金	5,000
	利益剰余金	228,219
	その他利益剰余金	228,219
	（うち当期純利益）	(20,446)
	合計	1,097,093

第14期決算公告

令和７年９月18日

静岡県富士市瓜島町54番地

株式会社ザ・ゴールデン

代表取締役　青木　俊宏

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	283,181
	固定資産	76,084
	合計	359,266
負純資産債及びの部	流動負債	114,044
	固定負債	241,555
	株主資本	3,665
	資本金	5,000
	利益剰余金	△1,334
	その他利益剰余金	△1,334
	（うち当期純利益）	(115)
	合計	359,266

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月十八日

滋賀県栗東市安養寺七丁目二番九号

（甲）株式会社高森ホールディングス

代表取締役　古谷　幹

滋賀県栗東市安養寺七丁目二番九号

（乙）株式会社ラック

代表取締役　中嶋吉比古

第47期決算公告　令和７年９月18日

滋賀県栗東市安養寺七丁目２番９号

株式会社高森ホールディングス

代表取締役　古谷　幹

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	661,639
	固定資産	2,540,911
	合計	3,202,550
負純資産債及びの部	流動負債	8,397
	固定負債	119,784
	株主資本	3,074,369
	資本金	4,000
	資本剰余金	2,048,928
	利益剰余金	1,021,440
	利益準備金	280
	その他利益剰余金	1,021,160
	（うち当期純利益）	(569,985)
	合計	3,202,550

第29期決算公告　令和７年９月18日

滋賀県栗東市安養寺七丁目２番９号

株式会社ラック

代表取締役　中嶋吉比古

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	355,407
	固定資産	773,952
	合計	1,129,360
負純資産債及びの部	流動負債	38,323
	固定負債	100,100
	株主資本	990,937
	資本金	10,000
	利益剰余金	980,937
	利益準備金	2,800
	その他利益剰余金	978,137
	（うち当期純利益）	(69,226)
	合計	1,129,360

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日

大阪市港区弁天一丁目二番一号大阪ベイタワーオフィス一九階

（甲）TRYANGR株式会社

代表取締役　進藤　健汰

大阪市港区弁天一丁目二番一号大阪ベイタワーオフィス一九階

（乙）VENTOTA株式会社

代表取締役　進藤　健汰

第３期決算公告

令和７年９月18日

大阪市港区弁天一丁目２番１号

大阪ベイタワーオフィス19階

ＴＲＹＡＮＧＲ株式会社

代表取締役　進藤　健汰

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	304,498
	固定資産	60,087
	合計	364,585
負純資産債及びの部	流動負債	267,740
	固定負債	50,400
	株主資本	46,445
	資本金	9,000
	利益剰余金	37,445
	その他利益剰余金	37,445
	（うち当期純利益）	(22,461)
	合計	364,585

第６期決算公告

令和７年９月18日

大阪市港区弁天一丁目２番１号

大阪ベイタワーオフィス19階

ＶＥＮＴＯＴＡ株式会社

代表取締役　進藤　健汰

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	465,917
	固定資産	27,465
	合計	493,383
負純資産債及びの部	流動負債	374,687
	固定負債	97,353
	株主資本	21,342
	資本金	5,100
	利益剰余金	16,242
	その他利益剰余金	16,242
	（うち当期純利益）	(847)
	合計	493,383

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日

熊本県山鹿市鹿央町梅木谷六五七番地一

（甲）Ｓｈｉｒｏ　Ｐｌａｎｎｉｎｇ株式会社

代表取締役　城　大輔

熊本県山鹿市鹿央町合里五九八八番地

（乙）株式会社城嶋

代表取締役　城　大輔

第３期決算公告

令和７年９月18日

熊本県山鹿市鹿央町梅木谷657番地１

Ｓｈｉｒｏ　Ｐｌａｎｎｉｎｇ株式会社

代表取締役　城　大輔

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	90,929
	固定資産	5,600
	合計	96,529
負債及び純資産の部	流動負債	11,594
	株主資本	84,934
	資本金	5,000
	利益剰余金	79,934
	その他利益剰余金	79,934
	（うち当期純利益）	(34,346)
	合計	96,529

第30期決算公告

令和７年９月18日

熊本県山鹿市鹿央町合里5988番地

株式会社城嶋

代表取締役　城　大輔

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	74,172
	固定資産	11,442
	合計	85,615
負債及び純資産の部	流動負債	29,115
	株主資本	56,499
	資本金	3,000
	利益剰余金	53,499
	その他利益剰余金	53,499
	（うち当期純利益）	(7,925)
	合計	85,615

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日

東京都中央区京橋三丁目一二番一号

（甲）東和ソリューションエンジニアリング株式会社

代表取締役　反町　長禄

東京都中央区京橋三丁目一二番一号

（乙）東和リアル・エステート・インベストメント株式会社

代表取締役　反町　長禄

第15期決算公告　令和７年９月18日

東京都中央区京橋三丁目12番１号

東和ソリューションエンジニアリング株式会社

代表取締役　反町　長禄

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	301,453
	固定資産	266,915
	合計	568,368
負債及び純資産の部	流動負債	192,098
	固定負債	370,296
	株主資本	5,974
	資本金	16,000
	利益剰余金	△10,025
	その他利益剰余金	△10,025
	（うち当期純利益）	(36,355)
	合計	568,368

第６期決算公告　令和７年９月18日

東京都中央区京橋三丁目12番１号

東和リアル・エステート・インベストメント株式会社

代表取締役　反町　長禄

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,177
	固定資産	140,063
	合計	148,240
負債及び純資産の部	流動負債	22,097
	固定負債	99,841
	株主資本	26,301
	資本金	7,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	16,301
	その他利益剰余金	16,301
	（うち当期純利益）	(7,967)
	合計	148,240

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日

福岡県田川郡川崎町大字田原五四七番地の一

（甲）株式会社ＫＴネットワーク

代表取締役　木下　明彦

福岡県田川郡川崎町大字田原五四七番地の一

（乙）株式会社あわーず福岡筑豊

代表取締役　木下　明彦

第14期決算公告　令和７年９月18日

福岡県田川郡川崎町大字田原547番地の１

株式会社ＫＴネットワーク

代表取締役　木下　明彦

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	207
	固定資産	381
	資産合計	588
負債及び純資産の部	流動負債	102
	固定負債	366
	負債合計	468
	株主資本	120
	資本金	8
	利益剰余金	112
	その他利益剰余金	112
	（うち当期純利益）	(20)
	純資産合計	120
	負債・純資産合計	588

第７期決算公告　令和７年９月18日

福岡県田川郡川崎町大字田原547番地の１

株式会社あわーず福岡筑豊

代表取締役　木下　明彦

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	204
	固定資産	10
	資産合計	214
負債及び純資産の部	固定負債	62,706
	負債合計	62,706
	株主資本	△62,491
	資本金	2,000
	利益剰余金	△64,491
	その他利益剰余金	△64,491
	（うち当期純損失）	(37)
	純資産合計	△62,491
	負債・純資産合計	214

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日

大阪府大東市北条一丁目五番三二号

（甲）株式会社ビスト・ワン

代表取締役　今井　健博

大阪府大東市新田旭町三番五号

（乙）株式会社ビスト

代表取締役　今井　健博

第28期決算公告

令和７年９月18日

大阪府大東市北条一丁目５番32号

株式会社ビスト・ワン

代表取締役　今井　健博

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	6,500,103
	固定資産	16,603,373
	合計	23,103,476
負債及び純資産の部	流動負債	39,555,486
	固定負債	17,704,205
	株主資本	△34,156,215
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△37,156,215
	その他利益剰余金	△37,156,215
	（うち当期純損失）	(226,074)
	合計	23,103,476

第33期決算公告

令和７年９月18日

大阪府大東市新田旭町３番５号

株式会社ビスト

代表取締役　今井　健博

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	105,398,760
	固定資産	70,246,657
	繰延資産	1,453,333
	合計	177,098,750
負債及び純資産の部	流動負債	54,042,463
	固定負債	207,129,211
	株主資本	△84,072,924
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△104,072,924
	その他利益剰余金	△104,072,924
	（うち当期純損失）	(28,908,512)
	合計	177,098,750

第 37 期 決 算 公 告

令和７年９月18日

宮崎市錦町６番11号
株式会社メモリード宮崎
代表取締役　吉田　明夫

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,269	流動負債	2,585
固定資産	15,308	固定負債	13,413
繰延資産	1	（退職給付引当金）	(147)
		負債合計	**15,998**
		株主資本	1,592
		資本金	600
		利益剰余金	992
		その他利益剰余金	992
		評価・換算差額等	△12
		純資産合計	**1,579**
資産合計	**17,578**	**負債・純資産合計**	**17,578**

損益計算書の要旨
（自　令和６年６月１日　至　令和７年５月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	5,151
売上原価	2,021
売上総利益	3,130
販売費及び一般管理費	3,129
営業利益	1
営業外収益	118
営業外費用	137
経常利益	△17
特別損失	1
税引前当期純損失	18
法人税、住民税及び事業税	12
法人税等調整額	8
当期純損失	26

第 62 期 決 算 公 告

令和７年９月９日
山形県上山市金谷字鼠谷地1453
株式会社片桐製作所
代表取締役　片桐　鉄哉

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,424
	固定資産	2,088
	資産合計	**4,512**
負債及び純資産の部	流動負債	521
	固定負債	255
	株主資本	3,736
	資本金	70
	利益剰余金	3,666
	利益準備金	18
	その他利益剰余金	3,648
	（うち当期純利益）	(20)
	負債・純資産合計	**4,512**

決　算　公　告

令和７年９月18日
東京都墨田区石原四丁目12番11号
株式会社マッハ五十
代表取締役　石田　政慶

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	261,244,143
	固定資産	469,705,994
	資産合計	**730,950,137**
負債及び純資産の部	流動負債	78,555,215
	固定負債	344,900,008
	株主資本	307,494,914
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	257,494,914
	利益準備金	4,192,000
	その他利益剰余金	253,302,914
	（うち当期純利益）	(11,567,998)
	負債・純資産合計	**730,950,137**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇〇〇万円減少し四〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月十八日
東京都墨田区石原四丁目一二番一一号
株式会社マッハ五十
代表取締役　石田　政慶

第 16 期 決 算 公 告

令和７年９月18日
東京都世田谷区成城九丁目29番15号
株式会社Ｋ＆Ｈ
代表取締役　堀岡　桂子

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,352
	固定資産	11,758
	合計	**25,110**
負債及び純資産の部	流動負債	31,598
	株主資本	△6,487
	資本金	100
	利益剰余金	△6,587
	その他利益剰余金	△6,587
	（うち当期純利益）	(2,731)
	合計	**25,110**

第 80 期 決 算 公 告

令和７年８月29日　　札幌市中央区北４条西４丁目１番地
伊藤組土建株式会社
代表取締役社長　大谷　正則

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	20,441	流動負債	16,550
固定資産	4,046	（完成工事補償引当金）	(35)
有形固定資産	930	（工事損失引当金）	(140)
無形固定資産	150	固定負債	1,733
投資その他の資産	2,964	（退職給付引当金）	(765)
		（役員退職慰労引当金）	(123)
		株主資本	6,180
		資本金	1,000
		利益剰余金	8,874
		利益準備金	186
		その他利益剰余金	8,686
		自己株式	△ 3,693
		評価・換算差額等	22
		その他有価証券評価差額金	42
		土地再評価差額金	△ 20
資産合計	**24,487**	**負債・純資産合計**	**24,487**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	39,627	経常利益	608
売上原価	36,442	特別利益	340
売上総利益	3,185	特別損失	9
販売費及び一般管理費	2,529	税引前当期純利益	940
営業利益	655	法人税・住民税及び事業税	256
営業外収益	48	法人税等調整額	94
営業外費用	95	当期純利益	588

第 37 期 決 算 公 告

令和７年９月18日　　鳥取県西伯郡大山町高田1151番地７
エスイー鉄建株式会社
代表取締役　市川真佐史

貸借対照表の要旨　（令和５年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,559,752	流動負債	3,594,677
固定資産	1,933,948	（賞与引当金）	(47,686)
有形固定資産	1,822,843	固定負債	446,909
無形固定資産	17,246	（退職給付引当金）	(19,023)
投資その他の資産	93,858	株主資本	1,449,957
		資本金	20,000
		資本剰余金	106,350
		その他資本剰余金	106,350
		利益剰余金	1,323,607
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,318,607
		（うち当期純利益）	(219,344)
		評価・換算差額等	2,156
資産合計	**5,493,700**	**負債・純資産合計**	**5,493,700**

第 36 期 決 算 公 告

令和７年８月26日　　滋賀県大津市上田上平野町337番地３
株式会社犀工房
代表取締役社長　伊藤　順也

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	894,295	流動負債	559,158
固定資産	1,004,074	賞与引当金	21,687
		固定負債	94,707
		退職給付引当金	94,707
		株主資本	1,244,504
		資本金	20,000
		資本剰余金	4,657
		資本準備金	4,657
		利益剰余金	1,219,846
		その他利益剰余金	1,219,846
		（うち当期純利益）	(107,344)
資産合計	**1,898,370**	**負債・純資産合計**	**1,898,370**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＳＦＡＭ（住所東京都国立市中三丁目六番地の一四）に対して当社の不動産管理事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年九月三十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年九月十八日

東京都国立市中三丁目六番地の一四

株式会社ケイエスグローバル

代表取締役　河野　賢一

第31期決算公告

令和７年９月18日

東京都国立市中三丁目６番地の14

株式会社ケイエスグローバル

代表取締役　河野　賢一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	272,145
	固定資産	727,924
	合計	1,000,069
負債及び純資産の部	流動負債	80,840
	（賞与引当金）	(7,860)
	固定負債	437,182
	株主資本	482,046
	資本金	10,000
	利益剰余金	472,046
	その他利益剰余金	472,046
	（うち当期純利益）	(80,030)
	合計	1,000,069

第28期決算公告

2025年９月18日

東京都港区高輪一丁目３番13号

株式会社ビーワークス

代表取締役社長　金子　健一

貸借対照表の要旨

（2025年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	877
	固定資産	1,181
	合計	2,059
負債及び純資産の部	流動負債	417
	賞与引当金	113
	その他	304
	固定負債	442
	退職給付引当金	284
	役員退職慰労引当金	157
	負債合計	860
	株主資本	1,239
	資本金	90
	資本剰余金	49
	資本準備金	49
	利益剰余金	1,114
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	1,106
	（うち当期純利益）	(173)
	自己株式	△13
	評価・換算差額等	△40
	その他有価証券評価差額金	△40
	純資産合計	1,198
	合計	2,059

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日

高知県四万十市不破一番地一二四アメニティー四万十Ａ

株式会社ＮＡＴＵＲＥ　ＦＩＴＮＥＳＳ

代表取締役　澳本　伊吹

第６期決算公告

令和７年９月18日

高知県四万十市不破１番地124アメニティー四万十Ａ

株式会社ＮＡＴＵＲＥ　ＦＩＴＮＥＳＳ

代表取締役　澳本　伊吹

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	129,602
	固定資産	70,487
	合計	200,090
負債及び純資産の部	流動負債	42,063
	固定負債	82,580
	株主資本	75,445
	資本金	98,046
	資本剰余金	95,040
	利益剰余金	△117,641
	その他利益剰余金	△117,641
	（うち当期純損失）	(33,985)
	合計	200,090

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十一月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月十八日

大阪市西区立売堀一丁目七番一八号

（甲）株式会社れんげリビングサービス

代表取締役　奥　康佑

大阪市西区立売堀一丁目七番一八号国際通信社ビル

（乙）株式会社フェリスケア

代表取締役　奥　康佑

大阪市西区立売堀一丁目七番一八号

（丙）株式会社ＪＡＨＣ

代表取締役　金　善曄

第29期決算公告

令和７年９月18日

大阪市西区立売堀一丁目７番18号

株式会社れんげリビングサービス

代表取締役　奥　康佑

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	105,471
	固定資産	1,747
	合計	107,218
負債及び純資産の部	流動負債	26,966
	（うち賞与引当金）	(3,900)
	株主資本	80,251
	資本金	3,000
	利益剰余金	77,251
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	76,501
	（うち当期純利益）	(14,145)
	合計	107,218

第10期決算公告

令和７年９月18日

大阪市西区立売堀一丁目７番18号

国際通信社ビル

株式会社フェリスケア

代表取締役　奥　康佑

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	397,755
	固定資産	28,966
	合計	426,722
負債及び純資産の部	流動負債	73,199
	（うち賞与引当金）	(12,000)
	株主資本	353,522
	資本金	3,000
	利益剰余金	350,522
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	349,772
	（うち当期純利益）	(123,764)
	合計	426,722

第10期決算公告

令和７年９月18日

大阪市西区立売堀一丁目７番18号

株式会社ＪＡＨＣ

代表取締役　金　善曄

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	118,238
	固定資産	1,032
	合計	119,270
負債及び純資産の部	流動負債	17,772
	（うち賞与引当金）	(2,500)
	株主資本	101,497
	資本金	3,000
	利益剰余金	98,497
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	97,747
	（うち当期純利益）	(25,545)
	合計	119,270

第31期決算公告

令和７年９月11日

東京都千代田区神田駿河台４丁目６番地

株式会社インテージヘルスケア

代表取締役社長　村井　啓太

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,196,792
	固定資産	2,796,298
	資産合計	10,993,091
負債及び純資産の部	流動負債	1,579,147
	（賞与引当金）	(216,927)
	固定負債	69,383
	（株式給付引当金）	(13,451)
	株主資本	9,359,409
	資本金	145,400
	資本剰余金	1,176,554
	資本準備金	434,013
	その他資本剰余金	742,540
	利益剰余金	8,037,455
	利益準備金	103,859
	その他利益剰余金	7,933,596
	（うち当期純利益）	(1,991,131)
	評価・換算差額等	△14,850
	その他有価証券評価差額金	△14,850
	負債・純資産合計	10,993,091

第 61 期 決 算 公 告

令和７年９月18日

広島市安佐北区可部一丁目１番４号

八千代工業株式会社

代表取締役　大薮　盛生

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,220,253
	固定資産	1,582,230
	合計	4,802,483
負債及び純資産の部	流動負債	971,206
	固定負債	91,656
	負債の部合計	1,062,862
	株主資本	3,739,621
	資本金	14,000
	資本剰余金	21,943
	その他資本剰余金	21,943
	利益剰余金	3,710,143
	利益準備金	4,090
	その他利益剰余金	3,706,053
	（うち当期純利益）	（712,014）
	自己株式	△ 6,465
	純資産の部合計	3,739,621
	合計	4,802,483

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十八日

広島市安佐北区可部一丁目一番四号

（甲）八千代ホールディングス株式会社

代表取締役　大薮　盛生

広島市安佐北区可部一丁目一番四号

（乙）八千代工業株式会社

代表取締役　大薮　盛生

第２期決算公告

令和７年９月18日

広島市安佐北区可部一丁目１番４号

八千代ホールディングス株式会社

代表取締役　大薮　盛生

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,244
	固定資産	1,745,060
	繰延資産	236
	合計	1,746,541
負債及び純資産の部	流動負債	977
	固定負債	—
	株主資本	1,745,564
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,735,155
	その他資本剰余金	1,735,155
	利益剰余金	408
	その他利益剰余金	408
	（うち当期純利益）	（542）
	合計	1,746,541

第 44 期 決 算 公 告

令和７年９月18日

神奈川県茅ヶ崎市矢畑1222－１

アルバック・クライオ株式会社

代表取締役社長　清田　淳也

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,446,506
	固定資産	1,866,619
	資産合計	6,313,125
負債及び純資産の部	流動負債	1,517,683
	賞与引当金	35,355
	製品保証引当金	34,859
	役員賞与引当金	11,209
	その他	1,436,260
	固定負債	355,233
	退職給付引当金	354,764
	その他	468
	負債合計	1,872,916
	株主資本	4,440,209
	資本金	50,000
	利益剰余金	4,390,209
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	4,377,709
	（うち当期純利益）	（1,191,274）
	純資産合計	4,440,209
	負債・純資産合計	6,313,125

第38期決算公告

令和７年９月18日

福岡市中央区天神四丁目１番11号

株式会社テノックス九州

代表取締役　松尾　弘二

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,836,141
	固定資産	1,142,484
	合計	3,978,625
負債及び純資産の部	流動負債	1,222,985
	（うち工事損失引当金）	（2,665）
	（うち賞与引当金）	（39,714）
	固定負債	408,754
	（うち退職給付引当金）	（207,329）
	（うち役員退職給付引当金）	（92,894）
	株主資本	2,346,886
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,550,886
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,545,886
	（うち当期純利益）	（335,064）
	自己株式	△ 224,000
	合計	3,978,625

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月十八日

福岡市中央区天神四丁目一番一一号

（甲）株式会社テノックス九州

代表取締役　松尾　弘二

佐賀市駅前中央一丁目四番八号

（乙）株式会社テノックス九州佐賀

代表取締役　熊川　武宣

第 14 期決算公告

令和７年９月18日

佐賀市駅前中央一丁目４番８号

株式会社テノックス九州佐賀

代表取締役　熊川　武宣

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	61,570
	固定資産	1,250
	合計	62,820
負債及び純資産の部	流動負債	6,946
	（うち賞与引当金）	（327）
	固定負債	9,934
	退職給付引当金	9,934
	株主資本	45,940
	資本金	10,000
	利益剰余金	35,940
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	33,440
	（うち当期純利益）	（3,907）
	合計	62,820

第79期決算公告

令和７年８月27日

姫路市広畑区東新町三丁目103番地

大洋興業株式会社

代表取締役　原田　公弘

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,977,480
	固定資産	3,184,173
	有形固定資産	1,838,745
	無形固定資産	46,128
	投資その他の資産	1,299,299
	資産合計	11,161,654
負債及び純資産の部	流動負債	2,749,937
	賞与引当金	647,362
	その他	2,102,575
	固定負債	2,257,475
	退職給与引当金	991,025
	その他	1,266,449
	負債合計	5,007,412
	株主資本	5,913,038
	資本金	129,700
	資本剰余金	489,705
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	439,705
	利益剰余金	5,293,633
	利益準備金	32,425
	その他利益剰余金	5,261,208
	（うち当期純利益）	（389,206）
	評価・換算差額等	241,203
	その他有価証券評価差額金	241,203
	純資産合計	6,154,241
	負債・純資産合計	11,161,654